



公害等調整委員会50年史

令和4年6月発行

公害等調整委員会

公害等調整委員会50年史

公害等調整委員会50年史発刊に寄せて

公害等調整委員会委員長 荒井 勉

今年、公害等調整委員会は、昭和47年に公害紛争の処理及び鉱業等と一般公益等との土地利用調整という2つの任務を担う行政委員会として設立されてから、50周年という大きな節目を迎えました。この度、これを記念して50年史を発刊する運びとなり、刊行に関わった皆様に心から感謝を申し上げます。

この半世紀にわたる年月を振り返りますと、公害紛争関係では、水俣病損害賠償調停事件をはじめとして、大阪国際空港騒音調停事件、スパイクタイヤ粉じん等被害調停事件、豊島産業廃棄物調停事件、神栖市ヒ素健康被害等責任裁定事件等多くの大規模な事件を解決に導き、社会的にも大きな役割を果たしてまいりました。そうした先人達の足跡を受け継ぐ者の一人として身の引き締まる思いです。

この50年の間にわが国の環境は徐々に改善し、水俣病などの産業型の公害はほとんど見られなくなりましたが、他方、航空機、鉄道、自動車などの交通機関による騒音や振動、大気汚染等の公害事案は最近でも散見されます。また、近年の大きな傾向としては、環境をめぐる意識の高まりや社会生活のありようの変化などを反映して、近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音、近隣での工事による振動や地盤沈下、近隣店舗等からの悪臭や大気汚染など、比較的小規模な都市型・生活環境型の事件が多数を占めております。環境が改善傾向に向かうことは歓迎すべきことですが、住環境としてどこまでの水準を求めるべきなのか、受忍限度の設定等が難しいと感じられるところです。

当委員会の最近の特徴的な動向をあげますと、1点目に広報の進展があります。当委員会の公害紛争処理には、国費負担による専門的知見の活用など、他の制度にはない優れた特質がありますが、このことを少しでも多くの国民に周知し利用していただくために、国民一般及び法曹関係者への広報に力を入れており、ホームページの工夫、広報

誌の活用、裁判所、弁護士会、司法研修所など法曹関係者への案内文書の配布など、かなりの進展をみております。

2点目は原因裁定嘱託の利用拡大です。制度創設から約30年間全くなかった裁判所からの原因裁定嘱託が、上記の広報の効果もあって少しずつ増加し、最近ではほぼ毎年コンスタントに嘱託を受けるに至っております。今後も裁判所からのニーズに柔軟に対応して利用の促進を図りたいと考えております。

当委員会のもう一つの業務である土地利用調整の事案の動向をみますと、かつては、ダムの保全等の公益的見地から鉱区禁止地域の設定が多数行われましたが、近年は採石業等に対する行政の対応に環境の保全を重視する傾向がみられ、不服裁定の審査において、採石業等の確保と環境保全とのバランスをどう図るべきなのか、その判断や調整に苦慮する事案が増えていると感じられるところです。

当委員会が担う2つの業務は、このように「環境」をキーワードとして通底していると考えられ、環境を巡る紛争に関する専門的判断機関としての役割が期待されております。

当委員会は、引き続き国民の皆様の御期待に応え、公害紛争や土地利用を巡る紛争を迅速かつ適正に解決していくため、社会・経済の様々な変化に即応しながら、適切な環境の在り方を探求するべく不断の努力を続ける所存です。

50周年という大きな節目に当たり、これまで御理解と御支援をいただいている国民の皆様に感謝するとともに、当委員会との連携の下に公害紛争等に取り組んでいただいている地方公共団体の公害審査会等や公害苦情相談窓口の皆様、当委員会において貴重な専門的知見を提供して当委員会の判断を支えていただいている専門委員の皆様をはじめ関係各位の皆様に対して、改めて深甚なる感謝を申し上げ、今後も変わらない御支援をお願いして、私からの御挨拶とさせていただきます。

目 次

巻頭言

第1編 公害等調整委員会の設置と概要	1
第1章 公害等調整委員会の設置	1
1 土地調整委員会と中央公害審査委員会との統合	1
2 公害等調整委員会設置法の制定	2
3 公害等調整委員会の発足	2
第2章 公害等調整委員会の概要	4
第1節 公害等調整委員会の任務と組織	4
1 公害等調整委員会の任務	4
2 公害等調整委員会の組織	4
第2節 公害等調整委員会の所掌事務及び権限	6
1 公害等調整委員会の所掌事務	6
2 公害等調整委員会の権限	7
3 国会に対する報告（年次報告）	7
4 周知・広報活動の取組	7
第2編 公害紛争処理制度と業務の動向	17
第1章 公害紛争処理制度の概要	17
第1節 総論	17
1 公害紛争処理機関	17
2 管轄	17
3 手続費用及び申請手数料	19
第2節 公害紛争処理手続	20
1 あっせん	20
2 調停	21
3 仲裁	22
4 裁定（責任裁定、原因裁定）	23
第2章 公害紛争処理制度に係る動き	27
1 公害紛争処理制度確立に向けての検討	27
2 公害紛争処理法の制定	27
3 公害紛争処理制度の運用及び法令改正	28
第3章 公害紛争処理関係の事件の概要	31
1 近年の特徴	31
2 主要な事件	31

[あっせん事件]	
I 尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件	32
[調停事件]	
II 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	35
III 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件	49
IV 清瀬・新座市低周波騒音被害等調停申請事件	54
V 東京国際空港航空機騒音調停申請事件	55
[裁定事件]	
VI 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	58
VII 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	62
VIII 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	64
IX 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	66
X 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定 申請事件	67
XI 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	69
XII 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因 裁定申請事件	70
XIII 湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	72
XIV 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	73
XV 川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件	74
[原因裁定嘱託事件]	
XVI 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託 事件	75
XVII 泉大津市土壌汚染被害原因裁定嘱託事件	79
[義務履行勧告事件]	
XVIII 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告 申出事件	80
第4章 地方公共団体との関係と地方公共団体における対応状況	82
第1節 地方公共団体に対する指導等	82
1 公害紛争処理に関する連絡協議	82
2 公害苦情処理に関する指導等	83
第2節 地方公共団体における事件・苦情の処理動向等	84
1 都道府県公害審査会等における事件の処理状況	84
2 地方公共団体における公害苦情の状況等	104
第3編 土地利用調整制度と業務の動向	112
第1章 土地利用調整制度の概要	112
第1節 概説	112
第2節 鉦区禁止地域の指定制度	112
1 指定請求権者	113

2	指定手続	113
3	指定	113
4	指定の効果	113
5	指定の解除	113
6	鉱区の減少又は取消の勧告	114
第3節	不服の裁定制度	114
1	裁定主体	114
2	裁定の対象（原処分）	115
3	裁定手続の概要	115
第4節	土地収用法等に基づく意見の申出等	117
1	土地収用法に基づく意見の申出	117
2	鉱業法に基づく承認	117
3	採石法に基づく承認	117
4	文化財保護法に基づく協議	118
第2章	土地利用調整制度に係る動き	119
第1節	鉱区禁止地域	119
1	指定状況	119
2	指定理由の変遷	119
第2節	不服の裁定制度	120
1	処理状況	120
2	公害等調整委員会設置に伴う裁定委員会制の導入	120
3	主要な事件	120
I	愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件	121
II	福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	124
III	三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	127
第3節	土地収用法に基づく意見の申出等	131
1	処理状況	131
2	意見照会手続の抜本的見直し	131
3	主要な事件	133
I	神奈川県起業小田原都市計画、秦野都市計画、南足柄都市計画、二宮都市計画、大井都市計画、松田都市計画、山北都市計画及び開成都市計画に係る下水道事業酒匂川流域下水道に関する審査請求	133
II	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構起業北陸新幹線に係る長野・金沢間線路建設工事及びこれに伴う市道付替工事に関する審査請求	134

Ⅲ 東京都起業、東京都市計画道路事業補助線街路第 81 号線に関する審査 請求	136
--	-----

歴代委員長座談会

公害紛争処理制度「平成の時代から令和の時代へ」	141
寄稿	
1 「公調委で学んだこと」(磯部 力 元公害等調整委員会委員)	157
2 公害紛争処理制度の新たな展開に向けて(高橋 滋 前公害等調整委員会委員)	159
3 公害等調整委員会での思い出(吉村 英子 前公害等調整委員会委員)	161
4 裁判官と公害等調整委員会委員の間(山崎 勉 弁護士・前公害等調整委員会委員)	163
5 独立合議制機関公害等調整委員会について(松田 隆利 前公害等調整委員会委員 ・元総務事務次官)	166
6 「公調委事務局職員時代を振り返って」(楊井 貴晴 元公害等調整委員会事務局次長)	168
7 行政に目を開かれた公調委での経験(深山 卓也 最高裁判所判事・元公害等調整 委員会事務局審査官補佐)	170
8 「公害紛争処理制度の今日的意義—平成時代の事務局勤務を振り返って」(谷口 隆司 公益財団法人日本学術協力財団上席フェロー・元公害等調整委員会事務局次長)	172
9 裁判官と一緒に仕事のできたこと(今井 明 国立研究開発法人 医薬基盤・健康・ 栄養研究所 理事長特任補佐・元公害等調整委員会事務局審査官)	174
10 公害等調整委員会と、疫学・要件事実論など(河村 浩 東京高等裁判所判事・元 公害等調整委員会事務局審査官)	177
11 公調委時代の思い出(田家 修 元公害等調整委員会事務局次長)	179
12 「公調委」で経験した楽しかった時間(波積 大樹 国土交通省北海道開発局次長・ 元公害等調整委員会事務局審査官)	181
13 公害等調整委員会の土地利用調整業務を振り返って(森本 興 一般社団法人日本 アルミニウム合金協会 専務理事・元公害等調整委員会事務局調査官)	183
14 公害調停制度を身近なものに(福原 哲晃 弁護士・元大阪府公害審査会会長)	185
15 公害審査会の役割と課題(外井 浩志 前東京都公害審査会会長)	187
公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム	
「50 年を迎える公害等調整委員会」	193

資料編

第 1 機構関係	225
1 公害等調整委員会の機構変遷図	225
2 公害等調整委員会機構図	226
3 歴代委員長、委員、顧問、事務局幹部職員一覧	228

4	予算の推移	233
5	定員の推移	239
第2	法令関係	240
1	公害等調整委員会設置法	240
2	公害紛争処理法	246
3	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律	264
第3	事件関係	282
1	公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧	282
2	公害等調整委員会における事件の受付・処理件数一覧	344

第1編 公害等調整委員会の設置と概要

第1章 公害等調整委員会の設置

公害等調整委員会は、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）に基づき、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合して、昭和47年7月1日に総理府の外局として設置された行政委員会である。中央省庁等改革に伴い、平成13年1月6日に総務省の外局として置かれることとなり、現在に至っている。

1 土地調整委員会と中央公害審査委員会との統合

昭和45年に、公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下、この章において「処理法」という。）が制定され（経緯については、第2編第2章を参照）、同法により、同年11月1日総理府の機関として中央公害審査委員会が設置され、中央公害審査委員会による調停及び仲裁が行われることとなったが、法案の立案や国会審議の段階から、公害紛争の処理について裁定の制度導入の必要性が指摘されるとともに、紛争処理の体制についても、中央公害審査委員会のような国家行政組織法上のいわゆる「8条機関」よりも、裁定のような処分をなし得る行政委員会であるいわゆる「3条機関」として機能の強化を図るべきであるとの論議がなされていた状況にあった。このため、法案を審議した衆議院産業公害対策特別委員会や参議院公害対策特別委員会では、法案採決に際して、いずれも「……今後裁定制度の採用等と国家行政組織法第3条機関への移行を前向きに検討し、速やかに結論を出すよう努めること」を内容とする附帯決議が行われた。

このようなことから、総理府は、処理法制定後も、この決議の趣旨にかんがみ、また、公害紛争処理制度の一層の充実強化を図るという観点から、同法の施行後の経験にも照らして検討を重ね、その結果、裁定制度の導入と、さらに裁定権限を行使するためには、国家行政組織法上の3条機関とすべきであるとの結論に達した。しかし、一方において、機構の新設については、行政機構の簡素化、能率化という政策的観点からの制約があったため、中央公害審査委員会の機能強化と3条機関への格上げについては既存の3条機関との統合によって解決することとし、ここに、土地調整委員会（注）と中央公害審査委員会とを統合し、新たに3条機関たる公害等調整委員会を総理府の外局として設置することとなった。

公害等調整委員会には、従来の両委員会の所掌事務を行わせるほか、公害に係る紛争について裁定を行う権限を付与し、同時に従来の調停、仲裁制度の充実等を図ることとなった。

（注）土地調整委員会は、土地調整委員会設置法（昭和25年法律第292号）に基づき、昭和26年1月31日、総理府の外局として設置された行政委員会であり、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は他の産業との調整を図るため、①鉱区禁止地域の指定、②鉱業権等の設定等に関する不服の裁定などの土地利用調整に関する事務を処理していた。

2 公害等調整委員会設置法の制定

(1) 公害等調整委員会設置法案の立案

公害等調整委員会設置法案は、総理府設置法（昭和 24 年法律第 127 号）を所管する内閣総理大臣官房総務課において立案されることとなり、昭和 46 年 4 月ごろから検討が進められた。立案作業は、従前の土地調整委員会設置法の第 1 章（第 1 条～第 21 条）の土地調整委員会の組織及び権限に係る規定を基にして、これに処理法の第 4 条から第 12 条までの中央公害審査委員会の設置規定を統合させる形で進められた。

公害等調整委員会設置法案は、公害等調整委員会の任務、所掌事務及び権限並びにその組織についての規定をその内容とし、何回にもわたる関係各省庁との調整及び内閣法制局の審査を経て昭和 47 年 2 月に成案が得られ、同月 18 日に閣議決定された。

同法案では、裁定制度の導入等を内容とする処理法の一部改正と、土地調整委員会設置法について、土地調整委員会の組織及び権限に係る規定を削り、法律の題名を「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律」に改めるとともに、公害等調整委員会が行うこととなる同法による不服の裁定の手続等に係る規定の所要の整備を行う一部改正とを併せて行うこととされ、同法案の附則に、そのための規定が盛り込まれた。

(2) 公害等調整委員会設置法の成立経過

公害等調整委員会設置法案は、昭和 47 年 2 月 21 日、第 68 回通常国会に提出された。衆議院では、3 月 3 日に公害対策並びに環境保全特別委員会に付託され、同月 10 日に山中貞則総理府総務長官から提案理由説明が行われた。その後、5 回の質疑が重ねられ、4 月 21 日衆議院本会議において修正可決された。修正点は、法の施行期日を「昭和 47 年 4 月 1 日」から「公布の日から起算して 30 日をこえない範囲内において政令で定める日」とすること及び総理府設置法における中央公害審査委員会に係る条文の号番号の整理に係る技術的な修正である。さらに、参議院においては、4 月 22 日内閣委員会に付託され、同月 25 日に提案理由説明、その後、3 回の質疑が行われ、5 月 26 日の参議院本会議において可決成立した。

公害等調整委員会設置法は、昭和 47 年 6 月 3 日に法律第 52 号として公布され、同月 26 日に公布された政令第 235 号により同年 7 月 1 日から施行することとされた。

3 公害等調整委員会の発足

公害等調整委員会は、公害等調整委員会設置法の施行の日である昭和 47 年 7 月 1 日、総理府の外局の行政委員会として発足した。

初代の公害等調整委員会委員長には、中央公害審査委員会委員長であった小澤文雄氏が、委員には、中央公害審査委員会委員であった五十嵐義明氏、田中康民氏、金澤良雄氏（非常勤）及び藤崎辰夫氏（非常勤）、土地調整委員会事務局長であった上原達郎氏、若林清氏（非常勤）がそれぞれ両議院の同意を得て、委員会設置の日である昭和 47 年 7 月 1 日付けをもって内閣総理大臣から任命された。なお、小澤委員長は、五十嵐委員を委員長代理に指名した。

当初の事務局には、事務局長、事務局次長 1 人、総務課長、審査官 8 人（うち 2 人は、関係のある他の職を占める者をもって充てる。）、その他の職員が置かれた。事務局の定員は、発足当初、土地調整委員会の 17 人に、中央公害審査委員会の 19 人を加えた数の計 36 人であった。

なお、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に伴い公害等調整委員会は総務省の外局として置かれることとなった。

第2章 公害等調整委員会の概要

第1節 公害等調整委員会の任務と組織

1 公害等調整委員会の任務

公害等調整委員会の任務は大別して二つあり、第1は、公害紛争処理法の定めるところにより、公害に係る紛争についてあつせん（法律上の表記は「あつせん」）、調停、仲裁及び裁定を行うとともに、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うことである。第2は、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律、鉱業法（昭和25年法律第289号）、採石法（昭和25年法律第291号）等の定めるところにより、鉱区禁止地域の指定及び鉱業権設定の許可処分、岩石採取計画の許認可処分等に関する不服の裁定を行うとともに、土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく国土交通大臣に対する意見の申出等の事務を行うことである（公害等調整委員会設置法（以下、この章において「設置法」という。）第3条ほか）。

2 公害等調整委員会の組織

(1) 委員長及び委員

公害等調整委員会は、委員長及び委員6人（委員のうち3人は非常勤）をもって組織され（設置法第6条）、委員長及び委員は、独立してその職権を行うこととされており（設置法第5条）、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされ（設置法第7条）、特別職の公務員とされた。委員長及び委員の任期は5年で、一定の事由に該当する場合を除いては、その意に反して罷免されることがない（設置法第8条、第9条）。

また、委員長は、会務を総理し、委員会を代表することとされ、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が委員長の職務を代理することとされている（設置法第6条）。

なお、仲裁を行う仲裁委員会及び裁定を行う裁定委員会は、弁護士資格を有する委員1人以上を加えなければならない（公害紛争処理法第39条第3項、第42条の2第3項）ことから、公害等調整委員会委員のうち少なくとも1人は弁護士資格を有する者でなければならないこととされている。

(2) 委員会議

公害等調整委員会は、委員長及び委員6人をもって構成される行政委員会であり、その行政機関としての意思は、委員会の会議（委員会議）の議決によって決定されるものである。

委員会議は、委員長が招集し、委員会議の議事は、多数決によって決定されることとなっている（設置法第12条）。

(3) 専門委員

公害等調整委員会には、専門の事項を調査させるため、専門委員30人以内を置くことができることとされている。

専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する非常勤の一般職国家公務員であり、調査が終了したときは解任されることとなっている（設置法第18条）。

最近では、毎年、公害等調整委員会に多くの事件が係属することから、その処理のため、常時 20 人を超える専門委員が任命されている状況にある。

(4) 委員会事務局

公害等調整委員会の事務を処理させるため委員会に事務局が置かれている。事務局に置かれる職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならないこととされている（設置法第 19 条）。この事務局の組織に関しては、公害等調整委員会事務局組織令（昭和 47 年政令第 236 号）が制定されている。

平成 15 年度以降の事務局組織の 20 年間の変遷及び現行の所掌事務等について、以下に述べることとする。

ア 事務局組織の変遷

平成 15 年に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 15 年政令第 551 号）が制定され、総務課の所掌事務に「公害等調整委員会の保有する個人情報の保護に関すること。」が追加された。

イ 総務課の所掌事務及び審査官の職務（現行）

(ア) 総務課の所掌事務（公害等調整委員会事務局組織令第 3 条）

総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ① 事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- ② 機密に関すること。
- ③ 委員長の官印、委員会印その他の公印の保管に関すること。
- ④ 法令案の作成に関すること。
- ⑤ 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ⑥ 公文書類の審査及び進達に関すること。
- ⑦ 公害等調整委員会の保有する情報の公開に関すること。
- ⑧ 公害等調整委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- ⑨ 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- ⑩ 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- ⑪ 機構及び定員に関すること。
- ⑫ 公害等調整委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- ⑬ 公害等調整委員会所属の物品の管理に関すること。
- ⑭ 官報掲載に関すること。
- ⑮ 事務局の行政の考査に関すること。
- ⑯ 広報に関すること。
- ⑰ 国会、裁判所、各省各庁及び地方公共団体との連絡に関すること。
- ⑱ 公害等調整委員会の所掌事務の処理状況の国会に対する報告及びその概要の公表に関すること。
- ⑲ 公害紛争処理法に基づく総務大臣等に対する意見の申出に関すること。
- ⑳ 公害紛争処理法に基づく地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理についての指導

等に関すること。

- ②① 事務局の所掌事務に関する資料及び情報の収集及び分析に関すること。
- ②② 公害等調整委員会の所掌事務に関する調査及び研究に関すること。
- ②③ 前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ

と。

(イ) 審査官の職務（公害等調整委員会事務局組織令第4条）

- ① 公害等調整委員会が行うあっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。
- ② 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除に関すること。
- ③ 鉱業法第15条第2項の規定による勧告に関すること。
- ④ 鉱業法第64条の2第3項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は採石法第18条（同法第30条において準用する場合を含む。）の規定による承認に関すること。
- ⑤ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第159条第1項の規定による協議に関すること。
- ⑥ 土地収用法第27条第2項又は第131条第1項の規定による意見の申出に関すること。

(5) 顧問

昭和54年7月9日に、公害等調整委員会訓令第1号「公害等調整委員会に顧問を置く訓令」が制定され、委員会に顧問1人を置くことができるとされた。平成4年には同訓令が改正され、顧問の人数が若干名とされた。顧問は、非常勤で任期2年であり、その職務は公害等調整委員会の所掌事務のうち重要な事項について、委員長の求めに応じ意見を述べることである。

第2節 公害等調整委員会の所掌事務及び権限

1 公害等調整委員会の所掌事務

公害等調整委員会の現行の所掌事務は、次のとおりである（設置法第4条）。

- (1) 公害に係る紛争のあっせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。

公害紛争処理法に基づきあっせん、調停、仲裁及び裁定の手續により自らの管轄となる公害に係る紛争を処理するほか、都道府県公害審査会等との連絡協議及び地方公共団体が行う公害の苦情処理についての指導等を行うこと。
- (2) 鉱区禁止地域の指定に関すること。
- (3) 鉱業法その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手續等に関する法律の定めるところにより不服の裁定を行うこと。
- (4) 土地収用法第27条第2項又は第131条第1項の意見を述べること。

上記(2)から(4)については、土地調整委員会の所掌事務及び権限を基本的にそのまま引き継いでいる。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

本号の事務としては土地利用調整制度に係る鉱業に関する掘採制限に係る決定に対する承認、採石権の設定等の決定に対する承認、文化財保護法に基づく文化庁長官との協議などがある。

2 公害等調整委員会の権限

公害等調整委員会は、設置法の規定によりその所掌事務について、次の権限を有している。

(1) 規則の制定（設置法第13条）

委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害等調整委員会規則を制定することができる。

(2) 公聴会の開催（設置法第14条）

委員会は、必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

(3) 資料提出の要求等（設置法第15条）

委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(4) 調査の委託（設置法第16条）

委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

3 国会に対する報告（年次報告）

公害等調整委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならないこととなっている（設置法第17条）。

この規定に基づき、公害等調整委員会は、昭和47年度の年次報告を翌48年8月に国会に対して行って以来、毎年、年次報告書を国会に提出し、令和3年度の年次報告までで、その提出回数は50回に及んでいる。

4 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、近年、次のような活動に取り組んでいる。

(1) 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページや公式Twitterで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、公害紛争処理制度や公害苦情調査結果の概要を紹介している。また、政府広報において、暮らしの中の公害の解決方法について、国民への周知を行っている。さらに、総務省業務案内パンフレットで公害等調整委員会の概要を紹介するとともに、公害等調整委員会業務案内パンフレットで公害紛争処理制度等を紹介している。加えて、「こども霞が関見学デー」におけるイベントの実施や子供向けサイトを通じ、小・中学生にも公害紛争処理制度を分かりやすく伝える取組を行っている。

(2) 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が公害等調整委員会に原因裁定を囑託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めている。

また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、

司法修習生等を対象に、公害紛争処理制度の周知に努めるとともに、公害紛争事件の効果的な解決策に関して意見交換を行うなどしている。

(3) 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあっせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。

公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）に公害紛争処理制度等を紹介したリーフレットを配布し、住民に対する広報コーナーへの備付けや公害苦情相談者への説明の際の活用を依頼している。

(4) 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、講師を派遣し、公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行っている。

(5) 機関誌「ちょうせい」

公害等調整委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を毎年4回発行している。各号作成時に公害等調整委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知している。

(6) 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話や電子メールによる相談業務を行っている。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、公害等調整委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図っている。

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
1	平成7年5月	わかりやすい公害紛争処理制度 第1回 公害紛争処理制度って、何？	公害等調整委員会事務局
1	平成7年5月	ブラクティス公害紛争処理法 第1回 公害紛争処理制度の沿革	公害等調整委員会事務局
1	平成7年5月	特集コーナー 裁判例の探し方・読み方	前公害等調整委員会事務局審査官補佐 山口 浩司
2	平成7年8月	わかりやすい公害紛争処理制度 第2回 扱ってくれる紛争って、何？	公害等調整委員会事務局
2	平成7年8月	ブラクティス公害紛争処理法 第2回 行政主体を被申請人とする事件の取扱い	公害等調整委員会事務局
2	平成7年8月	特集コーナー 廃棄物処理施設をめぐる紛争事例（上）	公害等調整委員会事務局審査官 小池 勝雅 審査官補佐 吉崎 敦憲
3	平成7年11月	わかりやすい公害紛争処理制度 第3回 制度を利用できるのは、誰？どこに？どうやって？	公害等調整委員会事務局
3	平成7年11月	ブラクティス公害紛争処理法 第3回 調停手続の非公開	公害等調整委員会事務局
3	平成7年11月	特集コーナー 廃棄物処理施設をめぐる紛争事例（中）	公害等調整委員会事務局審査官 小池 勝雅 審査官補佐 吉崎 敦憲
4	平成8年2月	わかりやすい公害紛争処理制度 第4回 迅速な解決と安い費用	公害等調整委員会事務局
4	平成8年2月	ブラクティス公害紛争処理法 第4回 おそれ事件	公害等調整委員会事務局
4	平成8年2月	特集コーナー 廃棄物処理施設をめぐる紛争事例（下）	公害等調整委員会事務局審査官 小池 勝雅 審査官補佐 吉崎 敦憲
5	平成8年5月	知っておきたい基本判例 第1回 受忍限度論	公害等調整委員会事務局審査官補佐 吉崎 敦憲
5	平成8年5月	わかりやすい公害紛争処理制度 第5回 解決への道筋	公害等調整委員会事務局
5	平成8年5月	ブラクティス公害紛争処理法 第5回 調停手続に関与する者	公害等調整委員会事務局
5	平成8年5月	特集 在来鉄道に対する騒音指針とLAeqの導入	財団法人小林理学研究所 加来 治郎
6	平成8年8月	知っておきたい基本判例 第2回 営業騒音	公害等調整委員会事務局主査 漆原 秀憲
6	平成8年8月	わかりやすい公害紛争処理制度 第6回 適正な解決をめざして	公害等調整委員会事務局
6	平成8年8月	ブラクティス公害紛争処理法 第6回 道路に関する公害紛争事件の取扱い	公害等調整委員会事務局
6	平成8年8月	特集 低周波音をめぐる音環境	信州大学地域共同研究センター客員教授 塩田 正純
7	平成8年11月	知っておきたい基本判例 第3回 家庭騒音	公害等調整委員会事務局審査官 井口 実
7	平成8年11月	わかりやすい公害紛争処理制度 第7回 あっせん、調停、仲裁、裁定って、何？	公害等調整委員会事務局
7	平成8年11月	ブラクティス公害紛争処理法 第7回 相隣関係	公害等調整委員会事務局
7	平成8年11月	特集 北陸新幹線高崎・長野間における環境対策の取組	日本鉄道建設公団新幹線部新幹線第二課長 奥田 庸
8	平成9年2月	知っておきたい基本判例 第4回 水質汚濁	公害等調整委員会事務局審査官 小池 勝雅
8	平成9年2月	わかりやすい公害紛争処理制度 第8回 公害防止対策への反映	公害等調整委員会事務局
8	平成9年2月	ブラクティス公害紛争処理法 第8回 公害の範囲	公害等調整委員会事務局
8	平成9年2月	特集 公害苦情処理業務の進め方	大阪府環境保健部環境局大気課相談係 樽井 正幸
9	平成9年5月	知っておきたい基本判例 第5回 大気汚染	公害等調整委員会事務局審査官補佐 吉崎 敦憲
9	平成9年5月	わかりやすい公害紛争処理制度 第9回 身近な公害苦情処理制度	公害等調整委員会事務局
9	平成9年5月	ブラクティス公害紛争処理法 第9回 管轄と引継ぎ	公害等調整委員会事務局
9	平成9年5月	特集 調停調査、調停条項の書き方	公害等調整委員会事務局
10	平成9年8月	紛争処理 Q&A こんどきは？ 第1回 弁護士でない者を代理人とする場合	公害等調整委員会事務局
10	平成9年8月	紛争処理 Q&A こんどきは？ 第1回 調停に参加できる者	公害等調整委員会事務局
10	平成9年8月	紛争処理 Q&A こんどきは？ 第1回 委員の選任基準	公害等調整委員会事務局
10	平成9年8月	知っておきたい基本判例 第6回 悪臭	公害等調整委員会事務局主査 中川 一哉
10	平成9年8月	ブラクティス公害紛争処理法 第10回 集団申請型公害紛争について	公害等調整委員会事務局
10	平成9年8月	特集 我が国の環境教育の歴史と特徴	東京学芸大学教育学部環境教育実践施設助教授 樋口 利彦

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
11	平成9年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第2回 調停申請が知事に提出された段階における取扱い	公害等調整委員会事務局
11	平成9年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第2回 調停申請の取扱いにおける「受理」と「受付」	公害等調整委員会事務局
11	平成9年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第2回 調停委員の人数	公害等調整委員会事務局
11	平成9年11月	知っておきたい基本判例 第7回 地盤沈下	公害等調整委員会事務局審査官 井口 実
11	平成9年11月	ブラクティス公害紛争処理法 第11回 調停案の受諾の勧告と調停案の公表について	公害等調整委員会事務局
11	平成9年11月	特集 航空分野における騒音対策の進展 —大阪国際空港騒音調停成立10年を迎えて—	運輸省航空局飛行場部環境整備課補佐官 亀山 秀一
12	平成10年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第3回 企業間に生じた被害の取扱い	公害等調整委員会事務局
12	平成10年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第3回 典型7公害以外による被害の解消を主とした調停申請の取扱い	公害等調整委員会事務局
12	平成10年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第3回 一般家庭から生じた騒音の取扱い	公害等調整委員会事務局
12	平成10年2月	知っておきたい基本判例 第8回 景観・眺望	公害等調整委員会事務局審査官 小池 勝雅
12	平成10年2月	ブラクティス公害紛争処理法 第12回 公害苦情処理制度について	公害等調整委員会事務局
12	平成10年2月	特集 容器包装リサイクル法	農林水産省食品流通局企画課食品環境対策室長 江口 洋一郎
13	平成10年5月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第4回 調停申請受付段階における参加申立ての取り扱い	公害等調整委員会事務局
13	平成10年5月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第4回 委員定数に欠員が生じた審査会の機能等	公害等調整委員会事務局
13	平成10年5月	知っておきたい基本判例 第9回 日照阻害	公害等調整委員会事務局主査 中川 一哉
13	平成10年5月	ブラクティス公害紛争処理法 第13回 調停手続と不服申立て	公害等調整委員会事務局
13	平成10年5月	特集 地球温暖化防止京都会議(COP3)を終えて	環境庁地球環境部調査官 竹本 和彦
14	平成10年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第5回 過去に係属した事件の情報公開	公害等調整委員会事務局
14	平成10年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第5回 多人数からの参加申立て	公害等調整委員会事務局
14	平成10年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第5回 外国人が調停申請する場合の申請書への押印	公害等調整委員会事務局
14	平成10年8月	知っておきたい基本判例 第10回 騒音・振動	公害等調整委員会事務局審査官 井口 実
14	平成10年8月	ブラクティス公害紛争処理法 第14回 廃棄物に関する公害紛争事件について	公害等調整委員会事務局
14	平成10年8月	特集 裁判外紛争処理制度	中央大学法学部教授 小島 武司
15	平成10年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第6回 公害審査会委員を紛争当事者の代理人に選定することの可否	公害等調整委員会事務局
15	平成10年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第6回 調停期日へのテープレコーダーの持ち込み	公害等調整委員会事務局
15	平成10年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第6回 申請人が死亡した場合の代理人の権限	公害等調整委員会事務局
15	平成10年11月	ブラクティス公害紛争処理法 第15回 義務履行の勧告について	公害等調整委員会事務局
15	平成10年11月	特集 廃棄物処理法の改正について	厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室室長補佐 室石 泰弘
16	平成11年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第7回 調停打ち切り後の再度の調停申請	公害等調整委員会事務局
16	平成11年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第7回 あっせん事件における代理人の選任及び期日の開催	公害等調整委員会事務局
16	平成11年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第7回 義務履行勧告手続	公害等調整委員会事務局
16	平成11年2月	裁判例からみた日常生活のルール 第1回 家庭ゴミ集積場のルール	公害等調整委員会事務局審査官 六車 明
16	平成11年2月	ブラクティス公害紛争処理法 第16回 行政手続と公害紛争処理制度	公害等調整委員会事務局
16	平成11年2月	特集 国際定期便を活用した高層大気観測プロジェクト	財団法人日航財団研究開発センター調査研究グループ主任研究員 末永 民樹

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
17	平成11年5月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第8回 調停案の受諾の勧告における留意事項	公害等調整委員会事務局
17	平成11年5月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第8回 調停委員が期日に出席できなくなった場合	公害等調整委員会事務局
17	平成11年5月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第8回 未成年者が調停申請する場合に提出すべき書面	公害等調整委員会事務局
17	平成11年5月	裁判例からみた日常生活のルール 第2回 ペット飼育のルール	公害等調整委員会事務局主査 中川 一哉
17	平成11年5月	プラクティス公害紛争処理法 第17回 紛争処理の手数料	公害等調整委員会事務局
17	平成11年5月	特集 初心者のための調停の技法	東京地方裁判所判事（前公害等調整委員会事務局審査官） 小池 勝雅
18	平成11年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第9回 典型7公害以外の被害についての調停案の提示	公害等調整委員会事務局
18	平成11年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第9回 調停申請人が相手方を刑事告発した場合	公害等調整委員会事務局
18	平成11年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第9回 成立した調停条項等の公表の可否	公害等調整委員会事務局
18	平成11年8月	裁判例からみた日常生活のルール 第3回 集合住宅での騒音に関するルール	公害等調整委員会事務局事務局審査官 小西 義博
18	平成11年8月	プラクティス公害紛争処理法 第18回 受諾勧告	公害等調整委員会事務局
18	平成11年8月	特集 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)について一現状と今後の取組み	厚生省水道環境部リサイクル推進室室長補佐 北波 孝
19	平成11年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第10回 調停申請取下書の記載事項	公害等調整委員会事務局
19	平成11年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第10回 調停を求める事項の変更	公害等調整委員会事務局
19	平成11年11月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第10回 取用手続きが進行中の土地に関する調停申請	公害等調整委員会事務局
19	平成11年11月	裁判例からみた日常生活のルール 第4回 窓に目隠しをつけるルール	公害等調整委員会事務局事務局審査官 端 二三彦
19	平成11年11月	プラクティス公害紛争処理法 第19回 情報公開法と公害紛争処理制度	公害等調整委員会事務局
19	平成11年11月	特集 二酸化炭素を吸収放出する海洋地球温暖化における海洋の役割の解明	気象庁気候海洋気象部海洋課
20	平成12年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第11回 規制基準違反が判明した騒音の取扱い	公害等調整委員会事務局
20	平成12年2月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第11回 当事者の補助者の調停期日への出席	公害等調整委員会事務局
20	平成12年2月	判例からみた日常生活のルール 第5回 住宅地域における悪臭等	公害等調整委員会事務局主査 中川 一哉
20	平成12年2月	プラクティス公害紛争処理法 第20回 調停前の措置	公害等調整委員会事務局
20	平成12年2月	特集 土壌中のダイオキシン類に関する取組みについて	環境庁水質保全局土壌農薬課主査 丸澤 和英
21	平成12年5月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第12回 代理人不承認の理由の開示について	公害等調整委員会事務局
21	平成12年5月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第12回 過去の被害に対する調停申請について	公害等調整委員会事務局
21	平成12年5月	裁判例からみた日常生活のルール 第6回 日照阻害	前公害等調整委員会事務局主査 中川 一哉
21	平成12年5月	プラクティス公害紛争処理法 第21回 調停手続における資料の収集について	公害等調整委員会事務局
21	平成12年5月	特集 地域における循環型経済システムの構築に向けたエコタウン事業	通商産業省環境局地局環境政策課環境調和産業推進室振興係長 日村 健二
22	平成12年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第13回 被申請人が調停に応じないとして調停期日に出頭しない場合の扱い	公害等調整委員会事務局
22	平成12年8月	紛争処理Q&Aこんなときは？ 第13回 訴訟の証拠資料として利用するための調停記録の謄写請求	公害等調整委員会事務局
22	平成12年8月	裁判例からみた日常生活のルール 第7回 反射騒音による被害	公害等調整委員会事務局主査 小暮 敏郎
22	平成12年8月	特集1 米国におけるADR（裁判外紛争処理）～主に環境紛争との関連	公害等調整委員会事務局審査官 高塩 純子、小西 義博
22	平成12年8月	特集2 韓国の環境紛争処理制度について	公害等調整委員会事務局総務課課長補佐 野村 周央
23	平成12年11月	裁判例からみた日常生活のルール 第8回 産廃処理施設の操業停止	公害等調整委員会事務局主査 小暮 敏郎
23	平成12年11月	プラクティス公害紛争処理法 第22回 調停手続の非公開と情報公開	公害等調整委員会事務局

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
23	平成12年11月	特集 豊島産業廃棄物事件の公害調停成立 —その経過と合意内容—	公害等調整委員会事務局審査官 佐藤 雄也、端 二三彦
24	平成13年2月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第14回 請求事項が複数ある場合の手数料の算定方法	公害等調整委員会事務局
24	平成13年2月	裁判例からみた日常生活のルール 第9回 マンション建築に対する反対運動とその差し止め	公害等調整委員会事務局審査官 小西 義博
24	平成13年2月	特集1 ディーゼル車の排出ガス対策について	国土交通省自動車交通局技術安全部環境課
24	平成13年2月	特集2 韓国中央環境紛争調整委員会事務局職員の来訪	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係長 坂本 眞一
25	平成13年5月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第15回 代理人と代表者との違い	公害等調整委員会事務局
25	平成13年5月	裁判例からみた日常生活のルール 第10回 眺望の利益	公害等調整委員会事務局事務局審査官 端 二三彦
25	平成13年5月	ブラクティス公害紛争処理法 第23回 ADRとしての公害紛争処理制度	公害等調整委員会事務局
25	平成13年5月	特集 英国におけるADR（裁判外紛争処理）について —環境紛争処理担当者の視点から見た状況—	前公害等調整委員会事務局審査官 西山 裕
26	平成13年8月	ブラクティス公害紛争処理法 第24回 台湾の公害紛争処理制度の概要について	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係長 室伏 謙一
26	平成13年8月	特集1 岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事件 —その概要と今後の展望について—	岩手県環境生活部資源循環推進課副主幹兼廃棄物対策係長 津軽石 昭彦
26	平成13年8月	特集2 アメリカの環境事情	群馬大学社会情報学部専任講師 西村 淑子
27	平成13年11月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第16回 低周波音による被害を理由とする調停の受付について	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係長 室伏 謙一
27	平成13年11月	ブラクティス公害紛争処理法 第25回 裁定制度について	公害等調整委員会事務局
27	平成13年11月	特集1 新たな自動車リサイクルシステムの構築に向けて （自動車リサイクル法（仮称）の検討状況の概要）	経済産業省製造産業局自動車課
27	平成13年11月	特集2 中海本庄工区干陸事業水質汚濁等調停申請事件の公害調停 成立～その経過	公害等調整委員会事務局審査官 高塩 純子
28	平成14年2月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第17回 原子力に係る被害を理由とする調停の受付について	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係長 室伏 謙一
28	平成14年2月	特集 日韓交流について	公害等調整委員会事務局総務課課長補佐 福田 勲
28	平成14年2月	特集 低周波音問題について	環境省環境管理局大気生活環境室
29	平成14年5月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第18回 土壌汚染による被害を理由とする公害事件の取扱いについて	公害等調整委員会事務局
29	平成14年5月	特集 食品廃棄物の現状と食品リサイクル法について	農林水産省総合食料局食品環境対策室
31	平成14年11月	台湾で開催された公害紛争処理シンポジウムに参加して	公害等調整委員会事務局総務課長 楊井 貴晴
31	平成14年11月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第19回 他の都道府県に在住する者からの当該都道府県に おける被害についての調停申請の受付について	公害等調整委員会事務局
32	平成15年2月	ブラクティス公害紛争処理法 第26回 調停手続における引継ぎ制度の活用	公害等調整委員会事務局
32	平成15年2月	特集 土壌汚染対策法について	環境省環境管理局水環境部土壌環境課
33	平成15年5月	ブラクティス公害紛争処理法 第27回 フランスにおける環境紛争の動向等に関する調査 報告	公害等調整委員会事務局審査官 依田 晶男 総務課企画法規係長 室伏 謙一
33	平成15年5月	特集 低周波音が問題とされた公害紛争事件の処理について	公害等調整委員会事務局
34	平成15年9月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第20回 調停等に係る事件記録の閲覧におけるメモを取る 行為について	公害等調整委員会事務局
35	平成15年11月	ブラクティス公害紛争処理法 第28回 土地利用調整制度について	公害等調整委員会事務局
35	平成15年11月	特集 「公害紛争処理実務シンポジウム」—台湾・日本・韓国の 法制度と現状—に参加して	佐賀大学大学院教育学研究科教授 張本 燦
35	平成15年11月	特集 大型ディーゼル車の環境対策	独立行政法人交通安全環境研究所 小高 松男

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
36	平成16年2月	紛争処理Q&A こんなときは？ 第21回 相手方が話し合いに応じないような態度を見せている場合は、公害紛争処理制度にはなじまないのでしょうか？	公害等調整委員会事務局
36	平成16年2月	特集 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法について	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
36	平成16年2月	特集 「核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件」の終結について	公害等調整委員会事務局
37	平成16年5月	プラクティス公害紛争処理法 第29回 都道府県公害審査会等の調停事件に係る裁定申請について	公害等調整委員会事務局
37	平成16年5月	特集 都市型悪臭対策について(横浜市における飲食店臭気対策)	横浜市環境保全局公害対策部大気騒音課課長 高橋 俊和
37	平成16年5月	「リスクコミュニケーションについてー北九州市におけるP C B処理施設立地への取組みを通じてー」	北九州市環境局環境産業政策室主幹 入江 隆司
44	平成18年2月	特集 「日韓台環境紛争処理国際シンポジウム」から 第3回 「日韓台環境紛争処理国際シンポジウム」を開催して	佐賀大学教授 張本 燦
44	平成18年2月	特集 「日韓台環境紛争処理国際シンポジウム」から 地方から 見た公害紛争処理制度についてー現状と期待ー	福岡県公害審査会会長 藤井 克己
44	平成18年2月	特集 「日韓台環境紛争処理国際シンポジウム」から 日韓台環 境紛争処理国際シンポジウムに参加して	公害等調整委員会事務局次長 楊井 貴晴
45	平成18年5月	座談会 ～低周波音事件と今後の低周波音対策、紛争処理 の在り方等～	公害等調整委員会事務局
47	平成18年11月	特集 ー 仲裁法およびADR法の制定を踏まえて ー	明治大学法科大学院院長 青山 善充
48	平成19年2月	特集 I 苦情相談における調停的解決について ー 歴史的展開とその有用性 ー	九州大学大学院法学研究院助教授 レビン 小林 久子
48	平成19年2月	特集 II 仲裁について ー 制度と手続きの概要 ー	国士館大学法学部助教授・社団法人日本商事仲裁協会国際仲裁部 長 中村 達也
52	平成20年2月	特集 I 近隣騒音の解決事例について ー 渋谷区騒音事件の処理を参考にして ー	公害等調整委員会事務局審査官補佐 森田 淳
52	平成20年2月	特集 II 化学物質過敏症に関する情報収集、解析調査報告書に ついて	公害等調整委員会事務局
53	平成20年5月	特集 環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議につい て	公害等調整委員会事務局
55	平成20年11月	特集 I 公害苦情相談における「スジ」と「スワリ」 ー 騒音・低周波音の事例を素材として ー	東京地方裁判所判事 河村 浩
55	平成20年11月	特集 II 独、英、仏における鉱業等に係る不服申立ての制度に ついて	公害等調整委員会事務局審査官 金子 実 公害等調整委員会事務局審査官補佐 森田 淳
56	平成21年2月	公害紛争処理制度の現状と改革を考える ー 第4回SELAPセミナーの概要 ー	上智大学法科大学院教授 北村 喜宣
56	平成21年2月	特集 公害紛争処理制度の利用の促進に向けて	公害等調整委員会事務局次長 田家 修
57	平成21年5月	特集 I 報告書「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地 域会議について」 1. 概要紹介	公害等調整委員会事務局審査官補佐 内田 誠
57	平成21年5月	特集 I 報告書「環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地 域会議について」 2. 日本における正義の実現との執 行における裁判所の役割	公害等調整委員会事務局審査官 武宮 英子
57	平成21年5月	特集 II 改正土壌汚染対策法の解説	環境省水・大気環境局土壌環境課
57	平成21年5月	特集 III 調停事件における情報公開・個人情報保護請求への対 応	公害等調整委員会総務課長(武蔵野大学政治経済学部講師) 横山 均
58	平成21年8月	特集 公害・環境紛争と裁判および裁判外紛争処理 ー アジアとの対話 ー	早稲田大学大学院法務研究科客員教授 淡路 剛久
59	平成21年11月	公害等調整委員会 小澤初代委員長の思い出(上) (～日 本法律家協会機関誌「窓」からの転記～)	元広島高等裁判所長官・元公害等調整委員会事務局審査官 藤田 耕三

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
59	平成21年11月	特集 ニュージーランド、オーストラリア連邦（NSW州）の環境紛争解決制度の実情について ～環境裁判制度を中心として～	公害等調整委員会事務局審査官 荒木 潤一郎 同 鈴木 義和
60	平成22年2月	公害等調整委員会 小澤初代委員長の思い出（下）（～日本法律家協会機関誌「窓」からの転記～）	元広島高等裁判所長官・元公害等調整委員会事務局審査官 藤田 耕三
60	平成22年2月	特集 座談会 公害苦情相談の現状、公害苦情相談と公害紛争処理制度との連帯等について考える	公害等調整委員会事務局
61	平成22年5月	特集 よりよい紛争処理制度のために	東京経済大学現代法学部教授 磯野 弥生
63	平成22年11月	特集 I 海外調査レポート フランスの環境団体訴訟権について	元公害等調整委員会事務局審査官 橋本 政樹 公害等調整委員会事務局審査官 本田 達郎
64	平成23年2月	特集 I 公害紛争処理制度の今後の課題	公害等調整委員会委員長 大内 捷司
64	平成23年2月	特集 II 日韓公害紛争処理制度に関する会議への委員長の出席について	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係長 宇津木 達郎
65	平成23年5月	騒音における「受忍限度」について	公害等調整委員会事務局次長 田家 修
65	平成23年5月	日韓公害紛争処理の比較と特徴	公害等調整委員会事務局総務課企画法規係長 宇津木 達郎
65	平成23年5月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第1回 騒音苦情処理と必要な音知識 ―	財団法人小林理学研究所 加来 治郎
66	平成23年8月	環境騒音調査の経緯など	公益社団法人日本騒音制御工学会事務局長 堀江 佑史
66	平成23年8月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第2回 音響の基礎：音の発生と伝搬 ―	財団法人小林理学研究所 加来 治郎
67	平成23年11月	松戸市における家庭用ヒートポンプ給湯機の騒音・低周波音・振動測定事例について	千葉県松戸市市民環境本部環境担当部環境保全課 桑原 厚
67	平成23年11月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第3回 音響の基礎：騒音の影響と評価・規制方法 ―	財団法人小林理学研究所 加来 治郎
67	平成23年11月	特集 大韓民国環境部環境紛争調整委員会創立20周年記念式典及び国際シンポジウムについて	公正取引委員会事務局総務課経済取引局調整課課長補佐（前公害等調整委員会事務局総務課企画法規係長） 宇津木 達郎 公害等調整委員会事務局審査官 吉田 光寿
68	平成24年2月	新たな航空機騒音に係る環境基準に向けて―各地方自治体の取組と課題	財団法人東京都環境整備公社 東京都環境科学研究所 門屋 真希子
68	平成24年2月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第4回 音響の基礎：騒音の測定方法と対策方法 ―	財団法人ひょうご環境創造協会 住友 聡一 財団法人小林理学研究所 加来 治郎
69	平成24年5月	騒音公害行政の対処方法―市区町村騒音担当職員へのメッセージ―（前編）	元神奈川県横浜市環境創造局職員 渡邊 博
69	平成24年5月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第5回 苦情対象となりやすい騒音発生源1：建設工事 ―	元一般社団法人日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 西ヶ谷 忠明
70	平成24年8月	騒音公害行政の対処方法―市区町村騒音担当職員へのメッセージ―（後編）	元神奈川県横浜市環境創造局職員 渡邊 博
70	平成24年8月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第6回 苦情対象となりやすい騒音発生源2：工場・事業場 ―	財団法人小林理学研究所 加来 治郎
71	平成24年11月	公害等調整委員会の設立40周年に当たって―「法学教室」より転載―	公害等調整委員会顧問（前公害等調整委員会委員長） 大内 捷司
71	平成24年11月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第7回 苦情対象となりやすい騒音発生源3：交通騒音 ―	神奈川県環境科学センター 石井 貢 宮城県保健環境センター 菊地 英男 千葉県環境研究センター 石橋 雅之
72	平成25年2月	シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」 ― 第8回 苦情対象となりやすい騒音発生源4：営業騒音、生活騒音 ―	財団法人ひょうご環境創造協会 住友 聡一 財団法人小林理学研究所 加来 治郎
73	平成25年5月	身近な廃棄物処理と公害	公害等調整委員会公害苦情相談アドバイザー 東京都武蔵野市環境政策課 石原 雅典
73	平成25年5月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ― 第1回 振動苦情処理と必要な振動に関する知識 ―	独立行政法人産業技術総合研究所 国松 直
74	平成25年8月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ― 第2回 振動の基礎：振動の発生と伝搬 ―	独立行政法人産業技術総合研究所 国松 直
75	平成25年11月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ― 第3回 振動の基礎：振動の影響と評価・規制方法 ―	独立行政法人産業技術総合研究所 国松 直
76	平成26年2月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ― 第4回 振動の基礎：振動の測定方法と対策方法 ―	独立行政法人産業技術総合研究所 国松 直
77	平成26年5月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ― 第5回 建設作業振動 ―	一般社団法人日本建設機械施工協会施工技術総合研究所 佐野 昌伴
78	平成26年8月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ― 第6回 鉄道、道路、工場・事業場 ―	神奈川県環境科学センター 横島 潤紀
79	平成26年11月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ― 第7回 歩行振動（内部振動源） ―	東京工業大学大学院理工学研究科 横山 裕

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
80	平成27年2月	シリーズ「振動に関わる苦情への対応」 ー 第8回 環境振動問題に対する取り組みの現状について ー	独立行政法人産業技術総合研究所 国松 直
83	平成27年11月	シリーズ「悪臭に関わる苦情への対応」 ー 第1回 においの特徴と悪臭公害の現状 ー	公益社団法人におい・かおり環境協会会長 岩崎 好陽
84	平成28年2月	シリーズ「悪臭に関わる苦情への対応」 ー 第2回 悪臭の測定方法 ー	公益社団法人におい・かおり環境協会会長 岩崎 好陽
85	平成28年5月	シリーズ「悪臭に関わる苦情への対応」 ー 第3回 悪臭の対策技術（脱臭装置に頼らない対策） ー	公益社団法人におい・かおり環境協会前会長 岩崎 好陽
85	平成28年5月	特集 大気汚染の現状と対策	環境省水・大気環境局大気環境課長 瀧口 博明
87	平成28年11月	シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」 ー 第1回 低周波音の基礎 ー	一般財団法人小林理学研究所 工学博士 落合 博明
88	平成29年2月	シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」 ー 第2回 低周波音苦情対応の進め方 ー	一般財団法人小林理学研究所 工学博士 落合 博明
89	平成29年5月	シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」 ー 第3回 低周波音の苦情対応事例（その1） ー	一般財団法人小林理学研究所 工学博士 落合 博明
90	平成29年8月	シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」 ー 第4回 低周波音の苦情対応事例（その2） ー	一般財団法人小林理学研究所 工学博士 落合 博明
91	平成29年11月	シリーズ「低周波音に関わる苦情への対応」 ー 第5回 低周波音の診断と防止対策 ー	公益社団法人日本騒音制御工学会会長 井上 保雄
93	平成30年5月	特集記事「国と地方の連携」 ー 座談会 公害苦情相談の現場から ー	公害等調整委員会事務局
95	平成30年11月	特集記事「国と地方の連携」 ー 対談 「公害紛争処理の現状」ー（平成30年9月21日開催）	公害等調整委員会事務局
96	平成31年2月	鉄道騒音の現状について	公害等調整委員会事務局公害紛争処理制度研究官 田口 和也
97	令和元年5月	特集「平成の公害紛争事件を振り返る」 ～ 座談会 小田急線騒音被害等責任裁定申請事件 ～	公害等調整委員会事務局
99	令和元年11月	特集「平成の公害紛争事件を振り返る」 座談会：神戸市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	公害等調整委員会事務局
99	令和元年11月	風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について	環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
100	令和2年2月	特集「平成の公害紛争事件を振り返る」 元公害等調整委員会審査官が語る「豊島産業廃棄物不法投棄事件」	中央大学研究開発機構客員教授 佐藤 雄也 慶應義塾大学名誉教授 六車 明
101	令和2年5月	誌上セミナー「騒音・低周波音について」 第1回 音に関する基礎知識	公害等調整委員会事務局
101	令和2年5月	特集「担当審査官が語る公害紛争事件」 スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件について	弁護士（元公害等調整委員会事務局審査官） 大和 陽一郎
102	令和2年8月	特集「担当審査官が語る公害紛争事件」 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件について	水戸地方・家庭裁判所土浦支部長（元公害等調整委員会事務局審査官） 針塚 遵
102	令和2年8月	誌上セミナー「騒音・低周波音について」 第2回 騒音に係る環境基準	公害等調整委員会事務局
102	令和2年8月	公調委からのお知らせ 公害紛争処理法等の一部改正について	公害等調整委員会事務局
103	令和2年11月	特集「担当審査官が語る公害紛争事件」 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件について	青森地方裁判所部総括判事（元公害等調整委員会事務局審査官） 鈴木 義和
103	令和2年11月	誌上セミナー「騒音・低周波音について」 第3回 騒音規制法の規制基準	公害等調整委員会事務局
103	令和2年11月	騒音に関する公害紛争の最近の傾向	公害等調整委員会事務局公害紛争処理制度研究官 田口 和也
103	令和2年11月	欧州地域向けの環境騒音ガイドラインに関する調査検討について	環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
104	令和3年2月	特集 座談会「保育所等と騒音問題」	公害等調整委員会事務局
104	令和3年2月	公害等調整委員会 歴代委員長座談会 公害紛争処理制度「平成の時代から令和の時代へ」	公害等調整委員会事務局
104	令和3年2月	誌上セミナー「騒音・低周波音について」 第4回 低周波音苦情の対応のための参照値 等	公害等調整委員会事務局
105	令和3年5月	特集 公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～ 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件について	福岡高等裁判所第4民事部判事（元公害等調整委員会事務局審査官） 矢崎 豊
105	令和3年5月	誌上セミナー「悪臭について」 第1回 においに関する基礎知識	公益社団法人におい・かおり環境協会
105	令和3年5月	地方公共団体の皆様への情報提供	公害等調整委員会事務局
105	令和3年5月	押印の見直しに係る公害等調整委員会所管法令の改正について	公害等調整委員会事務局

機関誌「ちょうせい」主要記事一覧			
号	発行月	タイトル	執筆者
106	令和3年8月	特集 公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～ 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因 裁定申請事件について	福岡高等裁判所第1民事部判事（元公害等調整委員会事務局審査官） 佐藤 拓海
106	令和3年8月	座談会「野焼きに関する諸問題と対応等」	公害等調整委員会事務局
106	令和3年8月	新潟県における「環境と調和した持続可能な農業」の取組 について	新潟県農林水産部農産園芸課
106	令和3年8月	誌上セミナー「悪臭について」 第2回 悪臭防止法の規制基準	公益社団法人におい・かおり環境協会
106	令和3年8月	民事訴訟手続と裁定手続の違い ～裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ～	公害等調整委員会事務局審査官 高田 美紗子
107	令和3年11月	特集1 公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～ 原因裁定囑託制度について ～裁判所のニーズに沿った原因 裁定囑託制度の運用改善を図っています～	公害等調整委員会事務局
107	令和3年11月	特集2 省エネ給湯器等による騒音でお困りの方へ 地方公共団体担当者のための省エネ型温水器等から発生する 騒音対応に関するガイドブックについて	環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室 （コラム：公害等調整委員会事務局）
107	令和3年11月	大阪国際空港騒音調停申請事件のその後	弁護士（元公害等調整委員会事務局審査官） 大和 陽一郎
107	令和3年11月	誌上セミナー「悪臭について」 第3回 悪臭防止法における臭気の測定方法	公益社団法人におい・かおり環境協会
108	令和4年2月	特集 公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～ 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による 財産被害等原因裁定申請事件について	高松地方裁判所判事（元公害等調整委員会事務局特別専門官） 坂井 唯弥
108	令和4年2月	特集 「令和2年度公害苦情調査結果」より 市町村等の公害苦情相談窓口では公害苦情の迅速な解決に 取り組んでいます	公害等調整委員会事務局
108	令和4年2月	誌上セミナー「悪臭について」 第4回 臭気対策について	公益社団法人におい・かおり環境協会
109	令和4年5月	特集 50年を迎える公害等調整委員会 公害等調整委員会委員長挨拶	公害等調整委員会委員長 荒井 勉
109	令和4年5月	特集 50年を迎える公害等調整委員会 写真やデータで振り返る公害等調整委員会の50年	公害等調整委員会事務局
109	令和4年5月	特集 50年を迎える公害等調整委員会 公害紛争処理制度とその進展	公害等調整委員会事務局上席調査員 田口 和也
109	令和4年5月	誌上セミナー「振動について」 第1回 振動に係る苦情の状況および法令等	神奈川県環境科学センター 横島 潤紀

第2編 公害紛争処理制度と業務の動向

第1章 公害紛争処理制度の概要

第1節 総論

1 公害紛争処理機関

公害紛争の処理機関として、国に公害等調整委員会が、都道府県に公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあつては都道府県知事。以下、この章において「審査会等」という。）が設置されている。また、必要な場合には関係都道府県による都道府県連合公害審査会（以下「連合審査会」という。）を設けることができるものとしている。

(1) 公害等調整委員会

公害等調整委員会の概要については、第1編第2章に述べたとおりである。

(2) 都道府県公害審査会等

公害紛争処理法（以下、この章において「処理法」という。）は、条例で定めるところにより、都道府県に公害審査会を置くことができるものとし、その所掌事務、組織等について規定している。公害審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年又は1年を超え3年以下の期間で条例で定める期間ごとに、公害審査委員候補者9人以上15人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないこととされている（処理法第13条～第19条）。

(3) 都道府県連合公害審査会

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が2以上の都道府県の区域にある場合における公害に係る紛争（いわゆる県際事件）に関し、あつせん及び調停を行うために、都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、連合審査会を置くことができる（処理法第20条、第21条、第27条）。連合審査会は県際事件に関するあつせん及び調停について管轄する（処理法第27条第4項）。

ただし、連合審査会が置かれなかったときは、公害等調整委員会が管轄する（処理法第27条第5項）。

2 管轄

公害等調整委員会と審査会等は、それぞれの管轄に応じ、独立の機関として職務を遂行している。なお、公害等調整委員会は、処理法を所管している立場から、制度全体が円滑に運営されるよう、公害紛争処理連絡協議会を開催するなど各都道府県と密接な連携を図っている。

(1) 公害等調整委員会の管轄

公害等調整委員会は、次の公害紛争事件を管轄する。

ア 次の紛争に関するあつせん、調停及び仲裁（処理法第24条第1項）

(ア) 重大事件

現に人の健康又は生活環境に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争のうち政令（公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号。以下、この章において「処理法施行令」という。）第1条）で定める次の紛争。

- ① 人の健康に係る被害に関する紛争であつて、大気の汚染又は水質の汚濁による慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎若しくは肺気腫若しくはこれらの続発症又は水俣病若しくはイタイイタイ病に起因して、人が死亡し、又は日常生活に介護を要する程度の身体上の障害が人に生じた場合における公害に係るもの
- ② 大気の汚染又は水質の汚濁による動植物又はその生育環境に係る被害に関する紛争であつて、申請に係る当該被害の総額が5億円以上であるもの

これらのいわゆる重大事件は、事件の内容、性格から重大な社会的影響を生じるものであり、その社会性、公共性に照らして中央管轄とし、統一的に処理することとしたものである。

(イ) 広域処理事件

二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る政令で定める次の紛争（処理法施行令第2条）。

- ① 航空機の航行に伴う騒音に係る紛争
- ② 新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線等（いわゆるスーパー特急及びミニ新幹線）における列車の走行に伴う騒音に係る紛争

いわゆる広域処理事件で、公害の発生源が広い範囲にわたって移動し、広域にわたって被害を生ずる場合のように、その解決に当たって被害地域を全体的に把握し、広域的見地から処理することが必要と考えられるものである。

(ウ) 県際事件

事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争

なお、この場合、申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならず、申請を受けた都道府県知事は、当該紛争を処理するための連合審査会を置くことについて関係都道府県知事と協議しなければならない。協議の結果、連合審査会が置かれたときは、連合審査会が県際事件について管轄する。協議がととのわなかったときは、公害等調整委員会が管轄するので、同委員会に当該事件の関係書類を送付することとなる（処理法第27条）。

イ 裁定

裁定については公害等調整委員会が専属的に行うこととなっている（処理法第42条の12、第42条の27）。

(2) 審査会等の管轄

審査会等は、公害等調整委員会が管轄する紛争以外の紛争に係るあつせん、調停、仲裁につ

いて管轄することとなっている（処理法第 24 条第 2 項）。

(3) 管轄の特例

次に掲げる場合については、管轄の特例が定められている。

- ① 紛争の放置により、多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められる紛争について、公害等調整委員会又は審査会が、審査会等又は公害等調整委員会と協議して管轄を定めて、職権であっせんを行う場合（処理法第 27 条の 2 第 1 項及び第 3 項）
- ② 職権によるあっせんによっては当該紛争を解決することが困難な事件について職権により調停を行う場合であって、そのあっせんの管轄が公害等調整委員会と審査会の協議により定められた場合（処理法第 27 条の 3）
- ③ 相当と認める理由があるときに、審査会等若しくは連合審査会が公害等調整委員会に、又は、公害等調整委員会が審査会等に、調停に係る事件を引き継ぐ場合（処理法第 38 条）
- ④ 裁定委員会が、裁定に係る事件を職権で調停に付し、自ら事件を処理する場合（処理法第 42 条の 24）
- ⑤ 仲裁について、当事者双方の合意により、管轄を定めた場合（処理法第 24 条第 3 項）

3 手続費用及び申請手数料

(1) 手続費用

処理法は、公害紛争事件の申請者の多くが経済的弱者であり、国や地方公共団体は公害紛争の解決について責務を有することなどから社会政策的配慮がなされる必要があるという公害紛争の特殊性を勘案し、当事者の負担が過重とならないよう特に配慮して、その費用負担を軽減している。

そのうちの主なものは調査関係の費用である。公害紛争処理機関は職権で事実の調査、証拠調べ等を行うほか、参考人の呼出しも行うのが特色であり、公害紛争処理機関はその費用を負担することとなったのである。このような手続費用の当事者負担の例外を、公害等調整委員会の管轄に係る事件については政令により、審査会等及び連合審査会の管轄に係るものについては都道府県の条例により、それぞれ定めることとした（処理法第 44 条）。

処理法施行令第 17 条は、公害等調整委員会が処理する手続において当事者が負担しない手続費用として、

- ① 参考人又は鑑定人に支給する旅費又は鑑定料
- ② 調停委員会等が提出を求めた文書物件の提出費用、調停委員等の出張旅費
- ③ 呼出又は送達のための郵便料電信料

を定め、これらを国が負担することとした結果、当事者が負担する費用は、出頭に要する費用、代理人の選任費用等にとどまることとなった。

なお、各都道府県においてもこれに準じた規定を置いている。

(2) 申請手数料

公害等調整委員会に対して調停等の申請等を行う者は、政令で定めるところにより、審査会等に対して申請等を行う者は、条例で定めるところにより、それぞれ申請手数料を納付することとされている。あっせんについては、申請手数料は無料である（処理法第 45 条、地方自治法

(昭和22年法律第67号)第227条、第228条第1項)。

処理法施行令においては、公害等調整委員会に対する申請に係る申請手数料の金額及び納付方法(第18条、別表)、貧困者に対する減免・猶予の措置(第19条)が定められている。

申請手数料の金額についても、前記(1)の社会政策的配慮がなされる必要があるという公害紛争の特殊性を勘案し、また、処理法における調停の法的効力が民事調停と異なり、民法上の和解契約としての効力を有するにとどまり、これに基づき直ちに強制執行をすることができず、強制執行しようとする場合には改めて裁判所に訴えを起す等の強制履行の手段をとる必要があることなどから、その金額は、ほぼ民事調停の場合の4分の1、民事訴訟の場合の8分の1程度に設定された。

なお、調停等を求める事項の価額を算定することができないときは、その価額は500万円とすることとされている(処理法施行令第18条第2項)。

第2節 公害紛争処理手続

処理法に基づくあっせん、調停、仲裁及び裁定の公害紛争処理の各手続の概要は、次のとおりである。

1 あっせん

あっせんとは、当事者間における紛争の自主的解決を援助、促進するため、その交渉、話し合いが円滑に進むように、間に入って仲介することをいう。

(1) 手続の開始

あっせんの手続は、公害等調整委員会又は審査会等に対する当事者の一方又は双方からの申請により開始される。この場合、審査会にする申請は、都道府県知事を経由してしなければならない(調停、仲裁も同じ。処理法第26条第1項)。また、県際事件に関するあっせんの申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならない(処理法第27条第1項)。

あっせんは、当事者の申請によって開始するのが原則であるが、紛争を放置した場合に社会的に重大な影響があると認められる事件については、一定の要件のもとに公害等調整委員会又は審査会等の職権によりあっせん手続を開始する制度が設けられている。また、この場合において、あっせんでは解決が困難である場合で、かつ、相当と認められるとき(例えば、鑑定、文書物件の提出命令、立入検査等の事実調査ができる調停によれば解決の可能性があるとき)には、職権により調停へ移行する途も開かれている(処理法第27条の2、第27条の3)。

(2) あっせん機関

あっせんは、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあっては公害審査委員候補者。以下「審査会の委員等」という。)のうちから事件ごとに指名される3人以内のあっせん委員によって行われる(処理法第28条)。あっせんを行う機関は、あっせん委員であって、複数のあっせん委員が指名された場合であっても合議体を構成するものではない。

(3) 手続の内容

あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解

決されるように努めなければならない（処理法第 29 条）。

なお、あっせんは、当事者の自主性を尊重し、当事者間の交渉を側面から援助しつつ合意により紛争解決を図ろうとするものであるから、本格的な証拠調べや事実の調査は予定されていない。

(4) 手続の終了

あっせんの手続は、申請の取下げ、和解契約の成立又はあっせんの打ち切りによって終了する。あっせんは、当事者間に存する紛争を双方の合意により解決しようとするものであるから、当事者間に和解契約が成立すれば、その目的を達して手続は終了する。

(5) あっせんの効力

あっせんにより当事者間に合意が成立すれば、合意の内容に応じて、和解契約の成立、債務の承認等の効果を生ずる。

2 調停

調停とは、法定の第三者機関（調停委員会）が紛争について所定の手続に従って当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続をいう。

あっせんに比べると、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、紛争解決の実質的内容についてもイニシアティブをとってリードしていく点に差異があり、公権的解決の色彩が強い制度である。そのため、ある程度の強制権限の裏付けのある証拠資料の収集等が認められている。

(1) 手続の開始

調停の手続は、公害等調整委員会又は審査会等に対する当事者の一方又は双方からの申請により開始されるなどあっせんの手続における場合と同様である。

(2) 調停機関

調停は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから事件ごとに指名される 3 人の調停委員からなる調停委員会が行う（処理法第 31 条第 1 項、第 2 項）。連合審査会による調停の場合は、連合審査会の委員の全員を調停委員とする調停委員会が行う（処理法第 31 条第 3 項）。

(3) 手続の内容

調停の手続は、調停委員会が、当事者双方の主張をきき、争点について事実の調査等を行うことによって事実関係を究明した上で、適正妥当と思われる調停案を前提に、当事者の互譲を求めて紛争の解決を図るものである。

(4) 手続の終了

調停の手続は、申請の取下げ、調停の成立、調停をしない場合又は調停の打ち切りによって終了する。また、調停には調停案の受諾勧告制度がある。

ア 調停の成立

調停は、調停委員会が当事者双方の主張をきき、事実調査を行った上で、調整、説得を行い、その結果、当事者間に合意が成立すれば、目的を達して終了する。

イ 調停をしない場合

調停委員会は、申請された紛争の内容が、その性質上調停になじまないと認められる場合、

又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認められる場合には、調停をしないものとするができる(処理法第 35 条)。調停委員会で調停をしないものと決定されれば、手続は終了する。

ウ 調停の打切り

調停は、本来当事者の互譲の上に立つて合意により紛争を解決しようとするものであるから、当事者間に合意の成立する見込みがない場合には、結局、調停は不調となり、調停委員会は調停を打ち切ることとなる(処理法第 36 条)。

(5) 調停案の受諾勧告、公表

調停委員会が調停案を作成し、30 日以上期間を定めて、その受諾の勧告をした場合、当事者が指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなければ、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされ、その期間内に当事者から受諾しない旨の申出があったときは、調停は打ち切られたものとみなされる(処理法第 34 条、第 36 条第 2 項)。また、調停委員会は、相当と認めるときは、手続非公開の原則の例外として、受諾勧告をした調停案を公表することができる(処理法第 34 条の 2)。これは、公害問題が単に当事者間の問題にとどまらず、すぐれて社会的、公共的問題であることを考慮したとき、調停委員会の調停案を公表して、社会一般にその内容を正確に知らせるとともに、その批判にさらし、併せて紛争当事者の適切な判断に資するのが望ましい場合があることを考慮したものである。

(6) 調停の効力

調停が成立した場合には、その合意は民法上の和解契約と同一の効力を有する。

(7) 調停で定められた義務の履行の勧告

調停で定められた義務の履行について更に実効あらしめるため、公害等調整委員会又は審査会等は、義務者に対し、調停で定められた義務の履行について勧告をすることができる(処理法第 43 条の 2)。この勧告制度については、仲裁又は責任裁定においても同様に採用されている。

(8) 手続の非公開

調停は、当事者の互譲により紛争を解決するものであり、そのためには、お互いが胸きんを開いて話し合う必要があり、調停委員会も冷静で和やかな雰囲気調整、説得に当たる必要がある。そこで、その手続を一般に公開することはかえって紛争の解決を困難にすることが懸念されるので、その円滑な進行と妥当な解決を図るため、手続は非公開とされている(処理法第 37 条)。

3 仲裁

仲裁とは、紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を第三者にゆだね、その判断に従うことを約束(仲裁契約)することによって紛争を解決することをいう。仲裁は、あらかじめ紛争当事者が裁判所に出訴する権利を放棄するという重要な内容を含んだ仲裁契約が前提となっており、仲裁判断も確定判決と同一の効力があるため、おのずとその手続も厳格なものが要求される。このため、処理法においても仲裁法(平成 15 年法律第 138 号)の規定を準用している。

(1) 手続の開始

仲裁の手続は、あっせん、調停と同様に当事者の一方又は双方からの申請によって開始されるが、当事者の一方からの申請の場合には、処理法の仲裁手続により紛争を解決する旨の合意（仲裁契約）に基づくことを要する（処理法第26条第2項）。なお、当事者は双方の合意によってその管轄を定めることができる（処理法第24条第3項）。

(2) 仲裁機関

仲裁は、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから当事者が合意に基づき選定した者につき事件ごとに指名される（当事者の合意による選定がなされなかったときは、公害等調整委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから事件ごとに公害等調整委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する）3人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行う。仲裁委員のうち少なくとも1人は弁護士となる資格を有する者でなければならないこととなっている（処理法第39条）。

(3) 手続の内容

仲裁は、仲裁委員会が当事者を審訊し、また、事実の調査等を行い、仲裁判断書を作成し、その写しを当事者に送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知することによって終了する。その手続の多くは、仲裁法の規定が準用されている（処理法第41条）。

(4) 手続の終了

仲裁の手続は、申請の取下げ又は仲裁判断により終了する（仲裁法第40条）。

仲裁委員会は、事件が仲裁判断をするに熟したと認められるときに仲裁判断を行う。仲裁判断を行う場合には、仲裁判断書を作成する。仲裁委員会は、仲裁判断書の写しを当事者に送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない（仲裁法第39条第5項）。

(5) 仲裁判断の効力

仲裁判断は、当事者間において確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、裁判所の執行決定がなければならない（仲裁法第45条第1項）。

(6) 手続の非公開

仲裁の手続についても、調停の場合と同様の理由により非公開とされている（処理法第42条）。

4 裁定（責任裁定、原因裁定）

(1) 裁定制度の概要

ア 裁定の種類

裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類がある。責任裁定は、公害に係る被害についての損害賠償責任の有無及び賠償すべき損害額について判断するものであり、原因裁定は、被害と加害行為との間の因果関係の存否を判断するものである。

イ 裁定機関

裁定は、公害等調整委員会の委員長又は委員のうちから事件ごとに指名される3人又は5人の裁定委員により構成される裁定委員会によって行われる。裁定委員のうち少なくとも1人は弁護士となる資格を有するものでなければならないこととなっている（処理法第42条）。

の2第3項)。

(2) 責任裁定

ア 責任裁定の申請等

責任裁定の対象となる紛争は、公害に係る被害についての損害賠償に関する民事上の紛争である。

(申請)

責任裁定の申請をすることができる者は、損害賠償を請求する者、すなわち、被害者とされる側に限定されている(処理法第42条の12第1項)。

(裁量不受理)

申請の受理に当たり「裁量不受理」の制度がある(処理法第42条の12第2項)。公害といってもその内容は千差万別であり、広範囲にわたって著しい被害を生ずる典型的な事案から相隣関係に類する小規模なものまでがあり、また、裁定機関が公害等調整委員会に限定されていることから、公害等調整委員会が被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮した上、裁定をするのが適当でないとき、裁量により例外的に裁定の申請を受理しないことができることとしたものである。

イ 裁定手続

(審問)

裁定は、当事者間の権利義務の存否を判断する手続であるため、裁定手続において、裁定委員会は、民事訴訟の口頭弁論に準じ、期日を開いて審問を行い、当事者に意見の陳述をさせなければならない。また、当事者には審問への立会権が認められている。この審問は原則として公開して行われることとなっている(処理法第42条の14、第42条の15)。

(職権による証拠調べ等)

裁定においては、必要な事実関係を確定するに足りる資料を収集するため、申立て又は職権により行う証拠調べと、裁定委員会が相当と認める方式及び手続で行う事実の調査とがある。前者は、当事者又は参考人の陳述、鑑定人による鑑定、文書物件の提出命令及び立入検査等の方法により行われ、後者は、職権により、方式にこだわらず相当と認める方法により行われ、必要があるときは工場、事業場等の事件に関係のある場所への立入検査等も認められている。これらの調査等を援助させるため、専門委員を参加させることができることとなっており、また、裁定の申請の前における公害等調整委員会による証拠保全の途も開かれている(処理法第42条の16～第42条の18)。

(職権調停)

裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で裁定事件を調停に付し、これを調停手続により処理することもできる。

職権による調停手続は、裁定委員会自ら行うのが原則であるが、当事者の同意を得て、管轄を有する審査会等に処理させることができる。職権による調停が成立したときは、裁定申請は取り下げられたものとみなされ、また、不調に終わったときは裁定手続が続行される(処理法第42条の24)。

(裁定手続と訴訟の関係)

同一事件について、裁定手続と訴訟とが同時に係属するときは、受訴裁判所は裁定があるまで訴訟手続を中止することができ、一方、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会において裁定手続を中止することができることとして両者の調整を図っている(処理法第42条の26)。

(代表当事者)

裁定手続における特色の一つとして、「代表当事者」の制度がある(処理法第42条の7～第42条の9)。

公害紛争については、一般に当事者が多数にのぼり、事案によっては、数百人あるいは千人を超えるような事例も珍しくない。このような場合に、裁定手続を円滑かつ能率的に進めて迅速な解決を図るために設けられた制度である。その内容をみると、まず、公害の被害に関する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人の代表当事者を選定することができることとし、併せて選定者がその選定を取り消し、又は変更することができること、裁定手続係属後に選定がなされたときは、他の選定者は、裁定手続から当然脱退することとしている。

(裁定書)

裁定は、主文、理由等を記載した裁定書をもって行うこととされ、裁定書の正本は当事者に送達される(処理法第42条の19)。

ウ 責任裁定の効力

責任裁定があった場合は、裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる(処理法第42条の20)。

また、責任裁定において申請の全部又は一部が認容された場合には、裁判所は、当該債権につき、原則として無担保で仮差押え及び仮処分を命ずることとしている(処理法第42条の22)。

なお、責任裁定及びその手続に関してされた処分については、行政事件訴訟を提起することができないこととされている(処理法第42条の21)。

(3) 原因裁定

ア 原因裁定の申請等

原因裁定は、加害行為と被害との間の因果関係について、それが不法行為成立の要件として存在するか否かを判断するものである。

(申請)

原因裁定は、損害賠償に関する紛争に限らず、操業の停止又は短縮、防除施設の設置その他の差止め等に関する紛争が生じた場合にも申請することができる。また、被害を主張する者、加害者とされる者のどちらからも、申請することができる。なお、裁量不受理については、責任裁定と同様である(処理法第42条の27)。

(相手方の特定の留保)

原因裁定の申請に当たっては、「相手方の特定の留保」の制度がある(処理法第42条の28)。

これは、公害被害については、発生源を特定することが難しいケースも多いと思われることから設けられたものであり、被害者が、加害者とされる相手方の特定ができず、そのことについてやむを得ない理由があるときは、相手方を特定しないまま原因裁定の申請ができることとするものである。

(原因裁定囑託)

公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、公害等調整委員会に対し、その意見をきいた上、原因裁定をすることを囑託することができることとされている（処理法第42条の32）。

イ 裁定手続

原因裁定の手続の内容は、基本的には責任裁定のそれと同じである（処理法第42条の33）。

(裁定事項の特例)

原因裁定においては、不告不理の原則の例外が認められている（処理法第42条の30）。これは、裁定委員会が被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、申請者が裁定を求めた事項以外の事項についても裁定することができることとするものである。

また、この場合、裁定の結果について利害関係を有する第三者についても申立て又は職権によって、原因裁定の手続に参加させることができる。

ウ 原因裁定の効力

原因裁定は、不法行為責任の成立要件の一つとしての加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否について判断する手続であり、当事者間の権利義務について判断するものではないため、責任裁定の場合における合意擬制というような法律上の効果はない。しかしながら、原因裁定は、厳正な手続により、専門的技術的水準の高い独立の行政委員会が行う判断であるため、実質上尊重されることが期待でき、当事者間の紛争解決に大きく貢献するとともに、一般環境行政にもその成果が反映されるなど、環境問題の根本的解決に大きな役割を果たすことが期待される。

エ 裁定後の措置

公害等調整委員会は、原因裁定があったときは、その内容を関係行政機関の長等へ通知する。また、公害の拡大の防止等に資するため関係行政機関等に対し必要な措置について意見を述べるができることとされている（処理法第42条の31）。これは、原因裁定をしたときは、公害の社会的、公共的性格に基づき、その成果を公害行政にも反映させることができるようにするためである。

第2章 公害紛争処理制度に係る動き

1 公害紛争処理制度確立に向けての検討

公害紛争の解決においては、公害紛争の特質から、被害者の劣位や紛争の社会性等に留意する必要があるが、昭和40年頃の制度を前提とする司法救済のみでは十分と言えない状況であった。そこで、被害者の裁判を受ける権利は確保しつつ、別途、選択的に、行政の分野でも公害紛争の特質に応じて解決を図る必要が強く指摘されるようになった。

公害紛争処理については、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）に「政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため必要な措置を講じなければならない。」（公害対策基本法は、環境基本法（平成5年法律第91号）が平成5年11月に施行されたことに伴い廃止されたが、環境基本法においても同様の規定が置かれている。）と規定されたことなどを踏まえ、政府は、公害紛争処理制度確立に向け、立法化の準備に入ることとなった。

(1) 中央公害対策審議会での検討

公害対策基本法の趣旨を踏まえ、昭和42年10月に、厚生省は「公害に係る紛争の処理及び被害に関する法律案要綱」を作成したが、政府は、昭和43年2月の事務次官等会議において、この問題の審議を公害対策基本法に基づき新たに総理府に設置された中央公害対策審議会の検討に付し、ここで十分審議することとした。

同審議会では小委員会及び専門委員会を発足させ、昭和43年10月に「公害に係る紛争の処理及び被害の救済の制度」についての意見具申を内閣総理大臣に宛てて行った。

この意見具申では、公害に係る統一的な紛争処理制度の必要性を述べるとともに、その内容として、地方公共団体の苦情処理体制の整備、都道府県及び国における公害に関する紛争処理機関の創設、行政機関に対し必要な施策の調整等を要請できること等を盛り込むことを提唱していた。

(2) 公害紛争処理法案の立案

中央公害対策審議会と並行して、政府内においても、公害紛争処理制度について検討を重ねていたが、同審議会からの意見具申を得て、内閣総理大臣官房審議室を中心として法案化作業を進め、公害紛争処理法案を昭和44年の第61回通常国会に提出し、衆議院では修正の上可決されたが、会期末の混乱の影響を受けて、廃案となった。

また、同年の第62回臨時国会に、第61回国会における衆議院での修正点を盛り込んで法案を再提出したが、衆議院解散により再び廃案となった。

2 公害紛争処理法の制定

(1) 公害紛争処理法の制定

昭和45年の第63回特別国会に改めて法案が提出され、5月に参議院で可決成立した「公害紛争処理法」は、昭和45年6月1日に法律第108号として公布され、11月1日に施行された。

(2) 公害紛争処理法の制定の趣旨及び内容の概要

公害紛争処理法の目的及び概要は以下のとおりである。

① 目的

公害に係る紛争について、和解の仲介、調停及び仲裁の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的としている。

② 概要

- ア 公害に係る紛争を処理するための専門的な機関として国に中央公害審査委員会（8条機関）、都道府県に公害審査会を設置（公害審査会を置かない都道府県は公害審査委員候補者名簿を作成）すること。人格が高潔で識見の高い者のうちから、これらの機関の委員長、委員又は審査委員候補者を任命、委嘱すること。
- イ 紛争処理の手續として、中央公害審査委員会は調停及び仲裁を所管し、公害審査会等は和解の仲介、調停及び仲裁を所管すること。調停及び仲裁については、当事者の出頭要求、文書等の提出要求、立入検査等を行うことができること。
- ウ 中央公害審査委員会に、事務局を置くほか、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができること。
- エ 紛争処理機関は、関係行政機関の長等に対し、所掌事務の遂行を通じて得ることができた公害防止に関する施策の改善についての意見を述べるができること。
- オ 地方公共団体に公害苦情相談員の制度を設けること。

3 公害紛争処理制度の運用及び法令改正

その後、主として次のような改正を経て、公害紛争処理制度は現在に至っている。

(1) 裁定制度の導入及び公害等調整委員会の設置（昭和47年改正）

公害紛争処理制度は、昭和45年11月に発足したが、その後、第1編第1章で述べたような経緯により、裁定制度を導入するための公害紛争処理法の改正と併せて、土地調整委員会と中央公害審査委員会とを統合し、公害等調整委員会（3条機関）を設置するための法案が第68回通常国会に提出され、昭和47年5月に「公害等調整委員会設置法」が成立、6月3日に公布され、裁定制度は9月30日から行われるようになった。

裁定制度の主な内容は、第2章第2節4裁定（責任裁定、原因裁定）で詳述している。なお、公害等調整委員会の概要は、第1編第2章で記述した。

(2) 職権あっせん制度の導入等（昭和49年改正）

職権あっせん制度の導入等これまでの運用の経験から必要と考えられた制度改正のため、第72回通常国会に公害紛争処理法の改正法案を提出し、昭和49年6月に成立、6月11日に公布され、11月1日に施行された。

この改正においては、和解の仲介の制度に代えてあっせん制度を設けること、従来、和解の仲介を扱っていなかった公害等調整委員会においても、あっせんを所管すること、職権あっせん制度の導入、さらに職権あっせん事件について職権調停に移行できる制度の導入のほか、調停手續の非公開原則の例外となる受諾勧告をした調停案の公表、義務履行の勧告の新設等も併せて行われた。

(3) 裁定・調停の現地期日要件緩和（平成21年）

公害等調整委員会に係属した事件の審問期日・調停期日は、原則として、東京に所在する公害等調整委員会の審問廷において行われる。これに対し、東京から離れた地域に在住する者等からは、期日の出頭に要する移動の負担の軽減等が求められていた。

このため、公害等調整委員会では、制度利用に係る利便性の向上を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めることとし、平成 21 年度に現地で期日を開催するための経費を新規に措置するとともに、平成 21 年 5 月には、公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和 47 年公害等調整委員会規則第 3 号、以下、この章において「規則」という。）について、公害等調整委員会の審問廷以外での期日の開催要件について、「やむを得ない理由があるとき」から「相当と認めるとき」に緩和する改正を行った。

なお、これに関連して、一定の要件を満たす場合には、調停委員会に代わって受命委員が調停成立手続を実施できるよう運用を改めた。

(4) 公害紛争処理手続の電子化（平成 28 年）

平成 27 年 6 月の閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針 2015」等において、国の行政の業務改革を推進していく方針が打ち出され、平成 27 年度の重点的取組事項に、各府省から 24 の対象業務が掲げられ、その中に公害紛争処理業務も含まれた。

これらを受けて、規則を改正し、平成 28 年 1 月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

(5) 公害審査委員候補者の委嘱期間の緩和（令和 2 年）

従来、公害審査会を置かない都道府県においては、公害紛争処理法により、知事は、毎年、公害審査委員候補者を委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成しておかなければならないとされていた。

令和元年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から上記の委嘱期間を 1 年より長い期間とするよう提案があり、これを可能とするための公害紛争処理法の改正を含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 2 年法律第 41 号）が、第 201 回国会に提出され、成立、令和 2 年 6 月 10 日に公布され、公害紛争処理法の改正部分は同日に施行された。

本改正により、公害審査会を置かない都道府県において、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定を可能とするために、公害審査委員候補者の委嘱期間を 1 年を超え 3 年までの期間とすることができるようになった。

また、本改正の施行に伴い、関係する規定の整備として、公害紛争処理法施行規則（昭和 47 年総理府令第 47 号）の改正は、令和 2 年 6 月 10 日に公布され、施行された。

(6) 押印の見直し関係（令和 2 年改正）

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、デジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しに、重点的に取り組むこととされた。

これを踏まえ、公害等調整委員会に係る手続については、規則を改正し（令和 3 年 1 月 14 日公布、施行）、申請書等への押印を不要とするなどの措置を講じた。

また、公害審査会等に係る手続については、公害紛争処理法施行令の改正を含む「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」（令和 3 年政令第 29 号）

が、令和3年2月15日に公布、公害紛争処理法施行令の改正部分は同日に施行され、公害等調整委員会と同様に、申請書等への押印を不要とするなどの措置を講じた。

第3章 公害紛争処理関係の事件の概要

1 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。公害等調整委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣の住宅・店舗からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

とくに、近隣施設からのエアコン室外機・ヒートポンプ給湯器や深夜営業のスーパー・コンビニ等の生活に関連した音、保育所・学校の児童・生徒の声、公園・運動施設の利用者の声など、身近な生活環境における騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、騒音事件の割合が最も高くなっている。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている。

ウ 原因裁定嘱託事件数の増加

近年、裁判所に対し、原因裁定嘱託制度の周知やその活用について、情報提供に取り組んでいる。平成16年に嘱託のあった富山県黒部川河口海域における出し平（だしいら）ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件が初の事例であり、その後、原因裁定嘱託は徐々に増加し、最近ではコンスタントに係属しており、令和4年3月までに13件となっている。

2 主要な事件

ここでは、平成14年度以降の20年間に係属した事件及びフォローアップを行った事件について、手続の種類ごとに主要な事件の概要を紹介する。

以下で紹介していない事件の概要については、「公害紛争処理制度10年の歩み」、「公害等調整委員会20年史」、「公害等調整委員会30年史」及び各年度に出されている「公害等調整委員会年次報告」を参照されたい。

なお、裁定事件については、公害等調整委員会ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>) から裁定書を参照することができる。

[あっせん事件]

I 尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件(平成14年(ア)第1号・平成15年(ア)第1号)

1 事件の背景

阪神間に位置する兵庫県尼崎市の南部地域には、国道2号及び43号、阪神高速3号神戸線及び5号湾岸線という4本の幹線道路が東西を貫いている。なかでも国道43号は、大型車の通行量が多く、また、高架上に阪神高速3号神戸線が通っていることもあり、自動車の排気ガスによる大気汚染によって周辺住民の健康に影響が生じているとして、幾つかの訴訟が提起された。

このうち、いわゆる尼崎大気汚染公害訴訟については、平成12年1月31日の第一審神戸地方裁判所の判決において、原告らによる国及び阪神高速道路公団に対する損害賠償請求及び差止請求(原告らの居住地において浮遊粒子状物質につき一定濃度を超える数値が測定される大気汚染を形成しないこと)が一部認容された。

当事者双方は、当該判決に不服があるとして控訴したが、その後、大阪高等裁判所で係争中に、将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力することが最も妥当な解決であるとの結論に達し、平成12年12月8日に裁判上の和解が成立した。

和解後、国土交通省及び阪神高速道路公団により一定の施策が実施され、国土交通省及び阪神高速道路公団は、これにより和解条項は履行されたと主張したが、原告らは、大型車の交通の転換が図られていないことから和解条項の履行としては不十分であると主張した。

こうした状況の下、平成14年10月15日付けで、原告の一部が国(代表者国土交通大臣)を相手取って「和解条項を誠実に履行すること」を求めたあっせん申請を公害等調整委員会に対して行い、その後、平成15年5月13日付けで阪神高速道路公団を被申請人とするあっせん申請も併せて行った。

2 事件の概要

本件あっせん申請は、大阪高等裁判所で成立した和解条項の履行を求めるものであるが、和解条項の全体が問題とされたわけではない。和解条項には自動車排出ガス対策、いわゆる単体規制も盛り込まれているが、単体規制には時間がかかるため、あっせん申請では即効性が期待される大型車の交通量の低減に焦点が当てられた。

大型車の交通量の低減を図るための施策のうち、「交通規制の可否の検討」について、国土交通省は、和解の翌年に交通量調査を実施し、その結果を添えて兵庫県警に国道43号の交通規制の可否に係る検討を要請しており、履行済みと主張した。また、「環境ロードプライシングの試行実施」について、阪神高速道路公団は、平成13年11月から5号湾岸線の阪神西線部分の大型車の通行料金に関し、ETC車両が通行する場合又は現金利用車両が阪神西線・東線を通し通行券で通行する場合、通常1000円の料金を800円に割引する措置を実施しており、履行済みと主張した。

これに対し、申請人らは、国土交通省は交通規制の可否の検討のための調査を申請人らに相談せず一方的に実施し、警察への検討要請に際しても具体的な規制方法を示しておらず、また、阪神高速道路公団の実施している試行実施の内容も不十分であるとして、いずれも和解条項の履行とは認め難い

と主張した。

このように両当事者の主張は、和解条項の文言が一義的に明確ではない中で、和解後に実施された施策が和解条項の履行と評価できるか否かを巡って対立していた。

3 事件処理の経過・結果

あっせんは、公害紛争処理法に基づく手続の一つであり、紛争当事者間の交渉が円滑にいくよう仲介する行為の一切をいう。民法上の和解契約の成立の仲介に限らず、紛争解決のための場の設定のような事実行為的な色彩の強いものまで含む、大変幅広いものである。

あっせん申請を受けて、あっせん委員の指名が行われた。あっせんの処理は3名以内のあっせん委員が行うこととされ、軽微な事件ではあっせん委員1名による機動的・能率的な処理が行われる。本事件は、事案が複雑で社会的に重大な影響があることから、あっせん委員3名が指名され、合議による処理が行われることとなった。

あっせん手続を進めるに当たっては、当事者間の自主的な解決を援助するあっせん手続の趣旨に鑑み、履行の有無を判定するのではなく、大型車の交通量の低減を趣旨とする和解条項の枠内で今後何を実施するかを巡って調整を進めることとされた。その際、当事者間の主張に隔たりが大きいことから、あっせん委員が積極的に職権であっせん案を提示して、当事者の合意に向けて調整する方法が採られた。

平成14年11月30日、両当事者が出席した第1回のあっせん手続が開催され、引き続き同年12月13日には、当事者立会いの下にあっせん委員による現地調査が実施された。現地調査は、国道43号及び国道2号沿いを約2kmにわたって歩き、大型車の通行状況や道路環境対策の実施状況等を調査し、調査終了後に現地で第2回のあっせん手続を開催した。

年明け後の第3回あっせん手続からは、毎回の手続終了後に当事者双方から個別に意見聴取を行うなど、あっせん委員による精力的な調整が進められた。申請人らは、当初は「交通規制の可否の検討」の適否を主な論点にしていたが、手続を進める過程において交通規制とセットで「環境ロードプライシング」に関する主張も行い、新たに阪神高速道路公団を相手としたあっせん申請を追加した。申請の内容が国と公団に対し和解条項の履行を求めるものであることから、平成15年5月28日の第7回あっせん手続の場で先行手続への併合が行われた。

その後、あっせん委員の間で、当事者双方の意見を十分に吟味、斟酌した上で、あっせん案を作成し、同年6月26日の第8回あっせん手続において提示したところ、当事者双方が受け入れ、当事者間に合意が成立したため、本事件は終結した。

事件終結に当たって、公害等調整委員会の加藤委員長名で談話（別記）が発表された。

4 あっせん事項

(1) 大型車の交通量低減のための総合的な調査の実施

国土交通省は、本件地域における大型車の交通量低減のための施策を総合的かつ効果的に進める観点から、事業主団体等の協力を得て、大型車の運行経路、運行経路選択要因等に加え、大型車の運行実態（頻度、時間帯等）、車両の年式、ディーゼル微粒子除去装置装着の有無、環境ロードプライシングの試行内容の充実や交通規制が実施された場合の運行経路選択に係る意向等に関する調

査を実施すること。

(2) 環境ロードプライシングの試行

国土交通省及び阪神高速道路公団は、同公団が実施している環境ロードプライシングの試行状況や前記(1)の調査結果を分析評価するとともに、新たな取組について交通量や環境への効果・影響を調査検証する社会実験の活用などにより主体的に検討を行い、本件地域における大型車交通量を低減する観点から、試行内容の一層の充実を図ること。

なお、環境ロードプライシング等により、阪神高速5号湾岸線への迂回誘導を推進する上では、阪神高速3号神戸線や周辺の幹線道路からのアクセス道路の整備等により、阪神高速5号湾岸線の利便性を一層高める施策を継続して検討していくことも重要である。

(3) 大型車の交通規制の可否の検討に係る警察庁への要請

国土交通省は、平成13年に実施した阪神間交通量調査等の調査結果に加え、大型車の運行経路の実態や運行経路選択に係る事業所側の意向等に係る前記(1)の調査結果を取りまとめ、本件地域における大型車の交通量を低減する観点から、大型車を対象とした限定的な交通規制を実施することの可否について、当該調査結果の提出と併せて、警察庁に対し追加的検討を要請すること。

(4) 連絡会の運営の円滑化

申請人ら、国土交通省及び阪神高速道路公団は、将来に向かってより良い沿道環境の実現を目指して互いに努力すると和解前文に規定する精神に則り、連絡会において建設的かつ有効な意見交換を行うことを通じて緊密な意思疎通が図られるよう、以下の点を踏まえ、連絡会の運営の円滑化を図ること。

ア 連絡会での意見交換は、合意を目的とするものではないが、和解条項の履行に関する事項については、事前に説明すること。

イ 和解条項の履行に関係する国の行政機関及び地方公共団体の協力が得られる場合は、連絡会において、これらの関係機関から口頭又は文書による説明を受けることができるものとする。

ウ 連絡会は、公開とすること。ただし、双方合意の下に非公開とすることができること。

エ 連絡会は、前記(1)、(2)及び(3)のあっせん事項に係る業務が完了するまでの間は、その進捗状況に応じて適宜開催すること。

(5) 関係機関等との連携の推進

国土交通省及び阪神高速道路公団は、大型車の交通量低減に向けて、国の関係行政機関、地方公共団体及び道路利用者や沿道住民等の関係者と連携した総合的な取組が推進されるよう、これら関係機関等に対して、様々な機会を通じて、本件地域における大型車の交通量低減の必要性についての理解と協力を求めること。

なお、これら関係機関等においても、大型車の交通量低減の必要性を理解し、関係機関等が連携した総合的な取組の推進が図られるよう、積極的に協力されることを強く希望する。

5 あっせん成立の法的効果

あっせんを通じて当事者間に合意が成立すれば、一般的には新たな私法上の契約が締結されたと評価されるが、本件場合は既に裁判上の和解により当事者間に私法上の契約が成立している上、本件あっせん申請はその変更を求めるものではないことから、新たな契約の締結ではなく、契約条項の具

体的な内容について解釈上の合意が成立したものと評価される。即ち、当事者双方が受け入れたあっせん事項は、そのようなものとして和解条項に溶け込み、今後は、和解条項の履行すべき対策として当事者双方によって取り組まれることになる。

6 行政型ADR機関による紛争処理の意義

平成14年10月の申請から8か月であっせんが成立し、当事者間の紛争を終結させることができた。意見の隔たりが大きかった問題について、比較的短期間で処理できたのは、行政型ADR機関として、紛争の簡易・迅速な解決を目指し、早い段階で現地調査を実施し現状の把握に努めるとともに、中立公正な立場で鋭意仲介に努めた結果であり、制度の趣旨が的確に発揮できたものといえよう。

別記 公害等調整委員会委員長の談話

本日、当委員会の示したあっせん案が当事者双方に受け入れられ、合意が成立しました。解決に至るまでの各位の真摯な取組に敬意を表します。

今回のあっせんを通じて、この地域における大気汚染の現状が明らかになるとともに、本件和解における大型車の交通量低減施策の内容が和解の趣旨に則って明確にされ、その具体化の手立てについて当事者双方に共通の認識が得られたことは、大きな成果であると考えます。

今後、この地域における良好な大気環境が回復されるよう、当事者双方と関係諸機関とが緊密な連携の下に、早急に建設的な取組をされることを心から希望する次第です。

平成15年6月26日

公害等調整委員会委員長 加藤和夫

[調停事件]

II 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（昭和46年（調）第4号ほか）

1 事件の背景

(1) 水俣病の発見と原因究明の経過

昭和31年5月、新日本窒素肥料株式会社（40年1月1日、チッソ株式会社と改称）水俣工場附属病院から、原因不明の中樞神経系疾患の発生について水俣保健所に届出がなされた。

調査の結果、市内にかなり多数の患者がいるらしいことが明らかになり、水俣市に昭和31年5月、市、市立病院、市医師会、保健所及び新日本窒素水俣工場附属病院の5者から成る「水俣市奇病対策委員会」が設置され、患者の措置及び原因究明が行われることとなった。また、熊本県は、熊本大学医学部に原因究明の調査研究を依頼した。

熊本大学は、「水俣奇病医学研究班」を組織し、調査研究を続けた。昭和34年7月には同大学から「水俣病は現地水俣湾産の魚介類を摂取することによって惹起された神経系疾患で、魚介類を汚染している毒物としては水銀が極めて注目される。」旨の報告がなされた。

また、厚生省食品衛生調査会は、昭和34年11月「水俣病は水俣湾及びその周辺に生息する魚介

類を大量に摂取することによっておこる主として中枢神経系統に障害をおこす中毒性疾患であり、その主因をなすものはある種の有機水銀化合物である。」旨の結論を厚生大臣に答申した。

昭和35年ころからの熊本大学の調査で、水俣湾産魚介類にはメチル水銀化合物が含まれており、これを猫等に経口投与して水俣病が発生すること、水俣湾の水銀は新日本窒素水俣工場の排水口から排出されるものであること、同工場におけるアセトアルデヒド製造工程において無機水銀とアセトアルデヒドが反応しメチル水銀化合物が副生され、これが塩化メチル水銀となることなどが確認された。

(2) 患者の補償要求と見舞金契約

このような背景の下に、昭和32年8月、新日本窒素肥料株式会社との交渉、会員相互の助け合いを目的として、水俣病患者及びその家族からなる水俣奇病罹災者互助会（33年8月、水俣病患者家庭互助会と改称）が結成された。同会は、34年11月、水俣病の原因は工場排水にあるとして、患者78名の補償金総額2億3400万円（一人当たり300万円）の支払を同会社に対して要求した。

当初、会社側は患者側の要求に対して、水俣病が工場排水と関係あることが明らかにされていないので、その要求には応じられない旨の回答をしていた。しかし、患者たちや水俣市長が熊本県知事に対し、あっせん、調停を要請し、県知事も当時設置されていた不知火海漁業紛争調停委員会で漁業補償に加えて患者補償についてもあっせんすることとし、会社側に対し、患者補償の要求に応ずるよう説得した。その結果、会社側も見舞金を支払うことに同意し、数次の調整過程を経て、昭和34年12月30日、当時水俣病と認定を受けていた全患者79名と同会社との間に、いわゆる見舞金契約が結ばれた。

その概要は、死亡者に対しては、発病時から死亡時までの年数に応じた金額と、弔慰金及び葬祭料を支払い、生存者に対しては、発病時からの年数に応じた一時金及び年金などを支払うというものであった。

その後、新たに認定を受けた患者が発生すると、その都度、その者につき上記と同一内容の契約が締結され、昭和44年6月の第7次契約まで続いた。

(3) 新潟水俣病の発生と政府見解の発表

昭和39年11月から翌40年5月にかけて、新潟市内でも何人かの有機水銀中毒症の疑いがある患者が発見された。新潟大学では、これらを取りあえず原因不明の水銀中毒症として、40年5月末に新潟県衛生部に対し報告した。新潟県では直ちに種々の調査研究が実施され、同年9月には、国にも特別研究班が結成されて調査研究が進められた。

その結果、昭和42年4月、国の研究班において、「本件中毒症は、阿賀野川のメチル水銀化合物汚染を受けた川魚を多食して発生したメチル水銀中毒事件例で、第二の水俣病というべきもので、「その汚染源は、阿賀野川上流鹿瀬地区にある昭和電工鹿瀬工場」である旨の研究報告がなされた。

しかし、昭和電工株式会社は、この結論に対し、新潟水俣病は新潟地震の際流出した農薬が原因であると反論した。そこで患者の一部は、昭和42年6月、同会社を相手取って、新潟地方裁判所に損害賠償を求める民事訴訟を提起した。

以上のような情勢下、政府は、熊本における水俣病及び新潟における水俣病について、昭和43年9月に正式見解を明らかにし、熊本水俣病について、その原因は「新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物である。」とし、新潟水俣病については、「昭和

電工鹿瀬工場のアセトアルデヒド製造工程中に副生されたメチル水銀化合物を含んだ排水が大きく関与して中毒発生の基盤となっている。」とした。

(4) 熊本水俣病患者の補償要求と和解契約の成立

以上のような情勢から、不知火海沿岸の水俣病患者は改めて補償を要求することとし、水俣病患者家庭互助会とチッソ株式会社との間で、自主的な補償交渉が始まった。

しかし、話し合いは難航し、厚生省は昭和44年4月、患者側からの要請を受け、あつせんを行う第三者機関として「水俣病補償処理委員会」（千種達夫委員長）を発足させた。しかし、同委員会の発足に当たり、委員の人选は厚生省に一任し、委員会の結論に異議なく従うことを誓約する旨の誓約書の提出を、患者側と会社側の双方から求めることとしたため、患者側内部で意見が分かれた。

結局、患者側のうち64世帯が、誓約書の提出に同意して委員会のあつせんを求めることとし、これを拒否した29世帯112人は、昭和44年6月、熊本地方裁判所に、同会社を相手取って総額6億4,000万円に上る損害賠償請求訴訟を提起した。

委員会は、精力的にあつせん作業を進め、昭和45年5月、会社の法律上の責任についての意見は避けた内容の和解案を示し、患者側と会社側との間に和解契約が成立した。主な内容は、次のとおりである。

死亡者	一時金	170万円～400万円
生存者	一時金	80万円～200万円
	調整一時金	20万円
	年金	17万円～38万円

(5) 新潟水俣病判決

昭和42年6月に提起された新潟水俣病についての損害賠償請求訴訟については、46年9月に判決が言い渡された。同判決は、新潟水俣病の原因は昭和電工鹿瀬工場の廃液であると認定し、昭和電工株式会社の過失も認めて、同会社に対し、おおむね次のような慰謝料の支払を命じた。

死亡者	800万円又は1,000万円
生存者	100万円～1,000万円
近親者（配偶者、子父母それぞれ）	50万円～150万円

なお、その後、訴訟に参加しなかった患者と同会社との間で損害賠償について直接交渉が進められ、昭和48年6月、次のような内容の協定が成立した。

一時補償金	認定患者のうち死亡者、重症者につき1,500万円、 その他につき1,000万円
継続補償金	すべての認定患者につき年額50万円 (物価指数が変動したときは改訂)
医療費の支給	

(6) 行政不服審査法に基づく審査請求と環境庁の裁決

昭和 43 年 9 月の水俣病に関する政府の見解発表後、再び水俣病認定申請者が増加し始めたが、45 年 2 月に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」が施行され、水俣病の認定は、同法に基づき行われるようになった（なお、同法は、49 年 9 月以降「公害健康被害補償法」（63 年 3 月 1 日法律名変更により現在の「公害健康被害の補償等に関する法律」）に引き継がれた。）。

昭和 45 年 8 月、水俣病認定申請について熊本県知事及び鹿児島県知事から棄却処分を受けた者 9 人が、厚生省に、行政不服審査法に基づいて、原処分の取消及び認定処分を求める審査請求を行った。46 年 7 月に設置され、厚生省から事務を引き継いだ環境庁は、46 年 8 月、原処分を取り消し、両県知事に対し、再審査を命じる裁決を行うとともに、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法は、健康被害者の迅速な救済を講ずることを目的とするものであるから、有機水銀がその症状の原因と認められる場合はもちろんのこと、更に原因の一部となっていることを否定し得ない場合においても、患者として認定すべきであるとする事務次官通知を発した。

その後、再審査を命じられた熊本県及び鹿児島県では、昭和 46 年 10 月、8 人を認定し、1 人を保留した。

(7) 新認定患者の補償要求

上記 8 人を含む環境庁の前記通知により新しく認定された患者たちは、同月チッソ株式会社に対し、補償要求を行った。

これに対し、会社側では、補償には応ずるが、新認定患者の認定内容が分からず、補償の算定もできないので、中央公害審査委員会の場で、補償の公正を図るのが妥当とする新しい提案をした。

患者側では同委員会の判断に委ねることは、先に低額の補償で妥結した厚生省の補償処理委員会のあっせんこの舞いになるとして反対し、一人 3,000 万円の補償を要求して、両者の意見は平行線をたどった。

(8) 中央公害審査委員会に対する調停申請と水俣病判決

話し合いがこのように平行線をたどったため、チッソ株式会社側では、昭和 46 年 11 月 24 日、患者の同意を得ずに、患者 18 人について、中央公害審査委員会に対し、調停申請を行った。その後、更に 29 名の患者について、会社側から調停申請がなされた。一方、患者側からも、同年 12 月、同委員会での調停に同意した患者 30 人から調停申請がなされたので、同委員会は、調停委員会を設けて、調停手続を開始した。なお、47 年 7 月に公害等調整委員会が発足し、中央公害審査委員会の調停作業を引き継いだ。

調停委員会の調停手続が進められていた昭和 48 年 3 月に、44 年に熊本地方裁判所に提訴されていた損害賠償請求事件に対する判決が言い渡された。この判決は、水俣病の原因物質は、チッソ株式会社のアセトアルデヒド製造工場内で生成されたメチル水銀化合物であって、これが工場排水に含まれて水俣湾及びその周辺海域に流出し、魚介類を介して、地域住民が水俣病に罹患した旨認定して、工場の排水と水俣病との因果関係を認め、また同会社の過失についても、アセトアルデヒド廃水放流行為につき過失を推認し、これを覆すに足りる事情は認められないとして、おおむね次のような損害賠償額を認めた。

死亡者	1,800万円
生存者	1,600万円～1,800万円
近親者（配偶者、子父母それぞれ）	100万円～600万円

(9) 第1次調停成立と自主交渉派による協定成立

中央公害審査委員会から事件を引き継いだ公害等調整委員会では、水俣病の調停手続を進めていたが、熊本地方裁判所で判決が出された翌月の昭和48年4月、この判決の結果を踏まえ、また、新たな特別調整手当（年金）の支給等の項目も盛り込んだ調停案を提示した。これに対し当事者双方がこの調停案を受け入れたので、調停が成立した（第1次調停）。

一方、昭和46年秋以来、公害等調整委員会での調停手続を拒否し、チッソ株式会社と自主交渉を進めてきた新認定患者のうちの自主交渉派は、支援団体等の協力を得て強力に自主解決を図っていたが、前記48年3月の熊本地方裁判所の判決及び同年4月の公害等調整委員会における第1次調停成立の結果を踏まえて、会社側と合意を成立させ、同年7月9日に協定を締結した。

その内容は、熊本地方裁判所の判決及び公害等調整委員会における第1次調停とほぼ同じであったが、①慰謝料額の決定は、熊本県に第三者機関である「水俣病患者補償ランク付委員会」を設置し、この委員会の判断に従うこと、②特別調整手当の物価スライドは、第1次調停では2年ごとに行うとなっていたが、これを、物価の変動が著しい場合には、1年目でも改定することとしたこと、③介護費については、公害健康被害補償法が施行されるまでの間、月1万円を加算すること、④会社側は3億円を拠出し、全患者を対象として、患者の医療生活保障のための基金を設立することを新たに加えたものであった。

さらに、自主交渉派以外の他の患者各会派も、同年7月9日以降、順次、同様の内容の協定を同会社と締結した。その結果、水俣病の患者補償は、以降、これらの協定の内容に沿って行われることとなった。なお、これらの協定においては、前記①の慰謝料額の決定について、公害等調整委員会の調停によることとしたものと水俣病患者補償ランク付委員会によることとしたものとに分かれた。

(10) 水俣病総合対策

水俣病の未認定者の取扱いを含めた水俣病問題の解決については、平成7年に関係当事者間での合意が成立し、救済を求める一定の要件を満たす者に対して、訴訟の取下げ等を条件に、企業から一時金260万円が支払われることになった。

(11) 水俣病被害者救済特措法等

平成16年の関西訴訟最高裁判所判決の後、平成21年7月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成21年法律第81号）が成立し、公布・施行された。その後、平成22年4月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」が閣議決定された。この方針に基づき、一定の要件を満たす方に対して関係事業者から一時金が支給されるとともに、水俣病総合対策医療事業による水俣病被害者手帳の交付、医療費の自己負担分や療養手当等の支給等が行われている（環境省 令和2年度環境白書参照）。

2 事件の概要

最初の水俣病調停の申請は、前述のとおり、新認定患者とチッソ株式会社との補償交渉が暗礁に乗り上げていた昭和46年11月24日、チッソ株式会社の側から、患者との補償問題を早期かつ円満に解決するため、18人の新認定患者である不知火海沿岸の漁民等を相手方（被申請人）として、当時の中央公害審査委員会に対しなされた。その翌月にも、更に29人の新認定患者について会社側から調停申請がなされた。しかし、これらの申請はいずれも患者の同意なしになされたものであった。

一方、これらの患者のうち、中央公害審査委員会の調停に同意した30人の患者が昭和46年12月24日、同会社を相手方（被申請人）として、同委員会に調停申請を行った。その調停申請の内容は、申請人らが同会社水俣工場の排水に起因した水俣病にかかり、これによって精神的、財産的な損害を被ったので、同会社からの妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというものであった。なお、会社側は、同委員会での調停に同意しなかった患者については、47年2月、申請を取り下げ、以後これらの者に対する補償問題は同会社との自主交渉の場にゆだねられた。

昭和47年以降、熊本、鹿児島両県によって新たに患者が認定されると、これらの者のうち、相当数の水俣病患者が、中央公害審査委員会及びこれを引き継いだ公害等調整委員会に、補償金の支払い等に関する調停を求めて調停申請を行ってきている（なお、54年度からは、「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」により国（環境庁）においても水俣病認定業務が行われることとなった。）。

3 事件処理の経過及び結果

最初の水俣病の調停は、チッソ株式会社の調停申請に同意して、昭和46年12月24日に自らの側からも調停申請をした30人に、翌47年2月に申請をした患者1人を加えた31人について、第1次調停グループとして調停手続がなされることとなった。

中央公害審査委員会（昭和47年7月以降は公害等調整委員会）に設けられた調停委員会は、47年2月から同年末までの間に、現地水俣における患者の実態調査、患者、家族及び会社側からの事情聴取等を実施し、調停手続を進めた。その後、48年3月に至り、熊本地方裁判所に提訴されていた損害賠償請求事件に対する判決が出され、前述のような損害賠償額が認められた。

調停委員会は、この判決の内容をも参考にし、現地で患者の生活状況等につき最終の調査をし、調整を行った上で、同年4月27日に調停期日を開き、調停案を提示したところ、当事者双方が調停案を受諾し、これにより第1次調停が成立した。その内容は、慰謝料については前記熊本地方裁判所における判決と同様の金額としたほか、別に特別調整手当（年金）を支給することとしているのが特色となっている。

第1次調停の成立後、調停委員会は、調停を申請した認定患者につき、原則として、申請の早い者の順に順次調停グループを編成し、書面の調査等で調停の準備を進めるとともに、その都度現地において最終的な面接による事情聴取を行った上で調停案を作成し、調停期日を開催してこれを双方に提示し、調停の成立を図ってきた。

この結果、調停委員会は令和4年3月末までに55次にわたる調停を行い、合計1,466人について調停が成立した。なお、平成6年までは毎年調停が行われていたが、水俣病患者の認定数の減少に伴い、7年以降は調停申請がほとんどなくなり、12年、13年、20年に1件ずつ、22年に2件、28年に3件の調停が行われたのにとどまる。

調停内容は、第2次以降の調停においては、先に締結された患者各会派と同会社との間の協定の内容を勘案して若干の変更が加えられたものとなっている。現在の水俣病調停における調停概要は、次頁表のとおりとなっている（併せて「Bランク調停調書例」参照）。

表 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

年度	区分		受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和	46	4 件 31 人	0 件	0 人	4 件	31 人		
	47	11 147	0	0 (3)	15	175		
	48	25 193	10 (1)	106 (1)	29	261		
	49	8 28	21	172	16	117		
	50	42 259	24	253 (1)	34	122		
	51	54 117	40	131 (1)	48	107		
	52	62 206	32 (1)	86 (1)	77	226		
	53	41 112	71 (8)	161 (81)	39	96		
	54	48 72	34	86 (1)	53	81		
	55	34 43	49	71	38	53		
	56	43 49	33	48	48	54		
	57	48 62	40	45	56	71		
	58	42 54	45 (1)	55 (1)	52	69		
	59	31 41	40	53	43	57		
	60	31 39	38	49	36	47		
	61	31 38	44	57	23	28		
	62	21 21	28	33	16	16		
	63	14 14	18	18	12	12		
平成	元	5 5	12	12	5	5		
	2	13 13	9	9	9	9		
	3	2 2	10	10	1	1		
	4	1 1	1	1	1	1		
	5	1 1	1	1	1	1		
	6	0 0	1	1	0	0		
	7	0 0	0	0	0	0		
	8	0 0	0	0	0	0		
	9	0 0	0	0	0	0		
	10	0 0	0	0	0	0		
	11	0 0	0	0	0	0		
	12	2 2	1	1	1	1		
	13	0 0	1	1	0	0		
	14	0 0	0	0	0	0		
	15	0 0	0	0	0	0		
	16	0 0	0	0	0	0		
	17	0 0	0	0	0	0		
	18	0 0	0	0	0	0		
	19	1 1	1	1	0	0		
	20	0 0	0	0	0	0		
	21	0 0	0	0	0	0		
	22	2 2	2	2	0	0		
	23	0 0	0	0	0	0		
	24	0 0	0	0	0	0		
	25	0 0	0	0	0	0		
	26	1 1	0	0	1	1		
	27	1 1	0	0	2	2		
	28	1 1	3	3	0	0		
	29	0 0	0	0	0	0		
	30	0 0	0	0	0	0		
令和	元	0 0	0	0	0	0		
	2	0 0	0	0	0	0		
	3	0 0	0	0	0	0		
	計	620 1,556	609 (11)	1,466 (90)				

(注) () 内は取下げ等の外数である。

表 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考	
1 慰謝料		1,800 万円	1,700 万円	1,600 万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金	
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの（旧）特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給	
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの（旧）特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上	
4 特別調整手当					(1) 2年ごとに物価スライド（ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定） (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給	
	昭和	48.4.27～ 49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
		49.6.1～ 50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
		50.6.1～ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
		51.6.1～ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
		52.6.1～ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
		53.6.1～ 54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
		54.6.1～ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
		56.6.1～ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
		58.6.1～ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
		60.6.1～ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
		62.6.1～ 平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
		元.6.1～ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
		3.6.1～ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
		5.6.1～ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
		7.6.1～ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
		9.6.1～ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
		11.6.1～ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		13.6.1～ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		15.6.1～ 17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		17.6.1～ 19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		19.6.1～ 21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
		21.6.1～ 23.5.31	17万3,000円/月	9万2,000円/月	6万8,000円/月	
		23.6.1～ 25.5.31	17万1,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		25.6.1～ 27.5.31	17万 円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
		27.6.1～ 29.5.31	17万7,000円/月	9万5,000円/月	7万1,000円/月	
		29.6.1～ 令和元.5.31	17万9,000円/月	9万6,000円/月	7万2,000円/月	
		元.6.1～ 3.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	
		3.6.1～ 5.5.31	18万1,000円/月	9万7,000円/月	7万3,000円/月	

(注) 上記表中「(旧) 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧) 特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
	昭和	49. 5. 31まで		20万 円	
		49. 6. 1 ~	50. 5. 31	23万3,000円	
		50. 6. 1 ~	51. 5. 31	28万3,000円	
		51. 6. 1 ~	52. 5. 31	31万3,000円	
		52. 6. 1 ~	53. 5. 31	33万9,000円	
		53. 6. 1 ~	54. 5. 31	36万4,000円	
		54. 6. 1 ~	56. 5. 31	37万5,000円	
		56. 6. 1 ~	58. 5. 31	42万2,000円	
		58. 6. 1 ~	60. 5. 31	44万1,000円	
		60. 6. 1 ~	62. 5. 31	46万3,000円	
		62. 6. 1 ~	平成 元. 5. 31	47万1,000円	
	平成	元. 6. 1 ~	3. 5. 31	47万4,000円	
		3. 6. 1 ~	5. 5. 31	50万8,000円	
		5. 6. 1 ~	7. 5. 31	53万3,000円	
		7. 6. 1 ~	9. 5. 31	54万3,000円	
		9. 6. 1 ~	11. 5. 31	54万5,000円	
		11. 6. 1 ~	13. 5. 31	55万7,000円	
		13. 6. 1 ~	15. 5. 31	55万4,000円	
		15. 6. 1 ~	17. 5. 31	54万6,000円	
	17. 6. 1 ~	19. 5. 31	54万4,000円		
	19. 6. 1 ~	21. 5. 31	54万2,000円		
	21. 6. 1 ~	23. 5. 31	54万9,000円		
	23. 6. 1 ~	25. 5. 31	54万3,000円		
	25. 6. 1 ~	27. 5. 31	53万8,000円		
	27. 6. 1 ~	29. 5. 31	55万8,000円		
	29. 6. 1 ~	令和 元. 5. 31	56万4,000円		
	令和 元. 6. 1 ~	3. 5. 31	56万8,000円		
	3. 6. 1 ~	5. 5. 31	56万8,000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者慰謝料	配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。		上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。		
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家族の福祉対策	チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止対策	チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続費用	チッソ株式会社の負担				

Bランク調停調書の例

〇〇年(調)第〇号

調 停 調 書

(申請人の住所)

申請人 (氏名)

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チツ株式会社

上記代表者代表取締役 (氏名)

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、〇〇年〇月〇日〇時〇分水保市〇〇会議室において

調停委員長 (氏名)

調停委員 (氏名)

調停委員 (氏名)

列席し第1回調停期日を開いた。

申請人 (氏名)

被申請人代理人 (氏名) 各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水保工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、〇〇年〇月〇日、被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名した。

申請人 (氏名)

被申請人代理人 (氏名)

〇〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

調停委員 (氏名) 印

公害等調整委員会事務局

審査官 (氏名) 印

調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1,700万円及びこれに対する〇〇年〇月〇日(以下「認定申請日」という。)以降〇〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については〇〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の元金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の元金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、〇〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

- (2) 治療費
認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
- (3) 介護費
認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
- (4) 特別調整手当
〇〇年〇月〇日以降1月につき金9万7,000円の割合による額（令和4年3月現在）
その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、〇〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。
- (5) 葬祭料
患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万8,000円（令和4年3月現在）
その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。
- 2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、〇〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。
上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。
-

4 慰謝料額等変更申請

前頁調停調書例中の調停条項第3項のとおり、調停中には、将来、申請人の症状に慰謝料等の金額の増額を相当とするような変化が生じたときには、公害等調整委員会の調停委員会に対し当該金額の変更を申請することができることが盛り込まれている。

この条項に基づいて、昭和49年以降令和4年3月末までに、調停委員会に対し571件の慰謝料額等の変更申請がなされた。

これらの申請に対し調停委員会では、調停申請の場合とほぼ同様に現地での調査等を実施した上で処理に当たっており、令和4年3月末までの処理件数は570件となっている（次頁表）。

表 水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰謝料額等変更申請の処理件数

区分		受付	終結	未済
年度				
昭和	49	13件	0件	13件
	50	13	0	26
	51	8	12	22
	52	42	12	52
	53	46	10	88
	54	15	33	70
	55	22	49	43
	56	29	33	39
	57	39	30	48
	58	29	39	38
	59	25	31	32
	60	23	31	24
	61	33	28	29
平成	62	22	34	17
	63	18	22	13
	元	14	15	12
	2	14	19	7
	3	18	13	12
	4	15	18	9
	5	21	17	13
	6	9	13	9
	7	11	11	9
	8	7	10	6
	9	10	10	6
	10	5	8	3
	11	7	5	5
	12	7	5	7
	13	2	7	2
	14	0	2	0
	15	1	1	0
	16	4	0	4
	17	4	6	2
	18	9	8	3
19	5	5	3	
20	2	3	2	
21	4	3	3	
22	3	3	3	
23	4	5	2	
24	2	2	2	
25	1	2	1	
26	2	1	2	
27	1	3	0	
28	4	2	2	
29	1	2	1	
30	0	1	0	
令和	元	4	4	0
	2	2	2	0
	3	1	0	1
計		571	570	

Ⅲ 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件（平成5年（調）第4号事件外2件）

1 事件の概要

本事件は、平成5年11月11日に瀬戸内海の小島である豊島（香川県）の住民438名が、香川県、同県職員2名、豊島総合観光開発株式会社（以下「豊島開発」という。）、その実質的経営者M、その父親及び廃棄物排出事業者21業者を相手方（被申請人）として香川県知事に対し調停の申請をした事案であり、同月15日、豊島の住民111人から参加の申立てがなされている。

豊島開発は昭和53年に香川県知事から産業廃棄物処理業の許可を受けていたが、昭和50年代後半から許可の範囲外のシュレッターダストや廃油、汚泥等の産業廃棄物を大量に収集した上、Mらが所有する豊島北西部の約28.5ヘクタールの土地（以下「本件処分地」という。）に搬入し、野焼きや不法投棄を続けた。平成2年11月、兵庫県警察が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反の疑いで豊島開発の捜索を実施し、香川県知事も同年12月、豊島開発に対する産業廃棄物処理業の許可を取り消し、産業廃棄物の撤去等を命ずる措置命令を発したが、豊島開発は事実上事業を廃止し、膨大な量の産業廃棄物が本件処分地に残される結果となったことがこの調停申請の背景である。

調停申請は、被申請人らに、①共同して本件処分地上に存在する一切の産業廃棄物を撤去すること、②連帯して申請人ら各自に対し金50万円を支払うことを求めたものであり、申請の理由として、次の点等が挙げられている。

- ・香川県知事は、豊島開発が豊島に持ち込んでいたシュレッターダスト等が産業廃棄物に該当するかどうかの判断を誤り、豊島開発に対する廃棄物処理法に定める指導監督義務を怠った。また、実際に豊島開発の指導に当たった香川県職員2名は、当該シュレッターダストが産業廃棄物でないと述べるなどし、豊島開発の違反行為を容易にした。
- ・廃棄物排出事業者21業者は、豊島開発が、それぞれの事業者が排出する産業廃棄物の処理を行う許可を得ていないことを知りながら、豊島開発に、直接又は第三者を介して産業廃棄物の処理を委託した。
- ・そのため、本件処分地に有害物質を含む膨大な量の産業廃棄物が放置されており、申請人らに、水質汚濁による被害が生ずるおそれが生じている上、申請人らは、豊島が「廃棄物の島」としてのイメージを固定され、多大な有形・無形の不利益を被り続けている。したがって、直ちに本件産業廃棄物を撤去する必要がある。

また、平成8年10月23日、申請人らのうちの5名が国（代表者厚生大臣）を相手方（被申請人）として、本件処分地に存在する一切の産業廃棄物及び汚染土壌の撤去を求める調停申請があった（平成8年（調）第3号事件）。

2 事件処理の経過

本調停事件は、被申請人となった廃棄物排出事業者の所在地が福井県、大阪府、兵庫県、鳥取県、岡山県、愛媛県、香川県にあり、県際事件に当たることから、香川県知事はこれら関係府県の知事と連合審査会の設置について協議したが、協議が整わなかったため、平成5年12月20日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、直ちに調停委員会を設けた。

(1) 香川県との間の調停手続きの経過

① 実態調査

調停委員会は、平成6年3月23日の第1回調停期日以降、事情聴取を重ねた。その結果、申請人ら及び参加人ら（以下「申請人ら」という。）と香川県の間には、本件処分地の産業廃棄物の実態認識に食い違いがあることが明らかになったため、調停委員会は、専門委員により本件処分地の産業廃棄物等の実態調査を行い、その結果を踏まえて、科学的・技術的知見に基づき、産業廃棄物等の撤去及び環境保全に必要な措置並びにこれらに必要な費用の検討を行うこととし、公害等調整委員会において、専門委員として、廃棄物又は地下水汚染を専門とする学者・研究者3名を選任した。

この実態調査は、地質調査等を専門とする会社に委託して本件処分地のボーリング調査や掘削等を行い、本件処分地に存在する廃棄物の量、種類を明らかにし、地下水や周辺環境等も調査する大規模なもので、国の予備費2億3,600万円余の支出により平成6年12月から平成7年3月末まで行われた。

調査の結果、本件処分地に残された廃棄物は汚染土壌も含めて約49.5万立方メートル、56万トンと推定され、約6万9,000平方メートルの範囲に分布していること、その中には、鉛、水銀等の重金属やダイオキシンを含む有機塩素系化合物等の有害物質が相当量含まれており、地下水にも影響が及んでいることが判明した。

専門委員は、こうした調査結果から、本件処分地内の有害物質が北海岸から海域に漏出していると考えられるとし、本件処分地をそのまま放置すると生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあるので、早急に適切な対策が講じられるべきであるとの実態認識を示した上、廃棄物及び汚染土壌に中間処理（焼却等による減量化、安定化、無害化のための処理）を施すかどうか、中間処理及び最終処分を豊島の内・外いずれで行うか、あるいは現状のまま環境保全措置を施すかといった選択肢に応じて7つの案を示し、中間処理又は最終処分を行う場合の施設建設の費用と期間を試算した。

② 中間合意

調停委員会は実態調査の結果及び処理案を踏まえて調整を進め、平成9年7月18日、申請人らと香川県との間に、中間合意が成立した。その骨子は次のとおりである。

ア 香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島開発に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め、遺憾の意を表す。

イ 香川県は、本件処分地に存する廃棄物及び汚染土壌（以下「本件廃棄物等」という。）について、溶解等による中間処理を施すことによって、できる限り再生利用を図り、廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指すものとする。

ウ 香川県は、中間処理施設の整備及び対策実施期間中の環境保全対策等（以下「暫定的な環境保全措置」という。）についての調査検討を行うため、学識経験者からなる技術検討委員会を設置する。

エ 再生利用困難な飛灰及び残滓等の処分方法については、技術検討委員会の検討結果を踏まえて、両当事者が協議する。

オ 申請人は、香川県に対し、損害賠償請求をしない。

③ 技術検討委員会による検討

香川県は、この中間合意に基づき、「香川県豊島廃棄物等処理技術検討委員会」（以下「技術検討

委員会」という。)を設置し、委員長には、早稲田大学理工学部の永田勝也教授が就任した。同委員会は、第1次委員会、第2次委員会を通じて20回の会議を開いて検討を重ね、平成11年5月、その結果を最終報告書にまとめた。

同委員会は、この報告の中で、本件廃棄物等の中間処理については、焼却・熔融処理方式を採用すれば、ダイオキシン類を無害化することができ、生成されるスラグは建設資材等に有効利用し、飛灰からは金属を回収するなど、副産物を再利用することが可能であり、また、本件処分地の暫定的な環境保全措置として、汚染された地下水・浸出水(以下「地下水等」という。)の漏出を防止するため北海岸に鋼矢板による遮水壁を設置した上、本件処分地内の地下水等を浄化するなどの対策が必要であるとし、こうした対策をとることにより、二次公害を発生させることなく本件廃棄物等を処理し、本件処分地の環境保全を図ることができるという見解を示した。

④ 直島案の提案及び検討

中間合意では、中間処理施設は、豊島内に建設し、本件廃棄物等の処理が終了した後は撤去することが前提となっていた。しかし、香川県は、平成11年7月、施設の有効活用という観点から、中間処理施設を豊島の約5キロ西方にある直島内の三菱マテリアル株式会社直島製錬所敷地内に建設することを提案した(以下「直島案」という。)

この直島案は、中間処理施設を豊島に建設することに伴って生ずる諸問題を解決しうる可能性を持つものであったが、一方、この案を実現するためには、本件廃棄物等の海上輸送方法のほか、直島における中間処理施設の建設・運転に伴う周辺環境への影響の評価等、新たな技術面の問題を検討する必要があり、実際に主として漁業関係者からは風評被害発生の懸念も表明された。そこで、香川県により設置された第3次技術検討委員会において上記の事項等について検討を重ねられ、平成12月3月、同検討委員会は、所要の対策を講ずることにより、本件廃棄物等の中間処理を直島に建設する中間処理施設において二次公害を発生させることなく実施できるという見解を表明した。

直島町は、この検討結果を受け、アンケートなどにより住民意思を把握した上、同月、中間処理施設の受入れを表明した。

⑤ 最終合意に向けた調整と調停の成立

こうした状況を踏まえて設定された平成12年4月4日の準備期日において、申請人らと香川県は、今後直島案を前提に調停手続を進行させることに合意するとともに、香川県は、暫定的な環境保全措置を最終合意の成立に先行して実施することを明らかにした。調停委員会はその後、申請人らと香川県との間で調整を進め、その結果、最終合意の見通しが得られたため、同年5月26日の調停期日において、それまでの調整の経緯を踏まえて作成した調停条項案を申請人らと香川県の双方に提示した。

これを受けて、香川県においては臨時県議会を開いて調停案が議決され、申請人側においても内部の意思確認が行われ、平成12年6月6日の第37回調停期日において、申請人らと香川県の間に調停が成立した。

この調停期日は、高齢者も多く東京に行くのは困難であるが、調停成立の場に立ち会いたいという申請人らの強い要望により、現地の豊島小学校の体育館で開催し、申請人側は、本人及びその家族ら約600人が出席した。

調停案の読み上げ及びこれに対する双方の応諾意思の表明という調停成立までの手続きは、公害紛争処理法第 37 条の規定により非公開で行われたが、続いて行われた行事は、報道関係者に公開され、その状況は広く報道された。

当事者双方が、調停条項を記載した合意書に署名押印した後、川寄義徳調停委員長、永田勝也技術検討委員会委員長、申請人ら代表安岐登志一氏及び申請人ら代理人中坊公平弁護士が、それぞれ事件を振り返って挨拶をした（川寄調停委員長の挨拶は別記のとおり）。その後挨拶に立った真鍋武紀香川県知事は、改めて自身の言葉で豊島住民に謝罪するとともに、合意内容の実現に向けての決意を語り、豊島住民の拍手と涙に包まれる中で、壇上中央に進み出た申請人ら代表と固い握手を交わした。

(2) 申請人らと香川県との間の調停条項の内容

申請人らと香川県の間の調停条項は、香川県が、申請人らに謝罪した上、平成 28 年度末までに本件廃棄物等を豊島から撤去し、直島に設置される施設において焼却・溶融処理を行うことを骨格としている。

また、香川県が本件事業（本件廃棄物等の搬出・輸送、豊島内施設の設置・運営及び本件廃棄物等の焼却・溶融処理の実施）を申請人らの理解と協力の下に行うことが基本原則として掲げられ、この基本原則を踏まえ、申請人らの代表者等及び香川県の担当職員等による協議会を設置することが合意されている（3を参照）。

専門家の関与に関しては、香川県が本件廃棄物等の撤去、遮水壁等豊島内施設の設置・運営等の事業を実施するに当たっては技術検討委員会の検討結果に従うという基本原則が明記され、これら事業は、関連分野の知見を有する専門家の指導・助言等の下に実施することが定められている（3を参照）。

更に事業完了後の措置として、豊島内施設を撤去し、土地を豊島3自治会に引き渡すこと等についても言及されている。

排出事業者の解決金（3）①を参照）については、排出事業者らが申請人らに支払った解決金3億2,500万8,000円のうちの1億7,000万円を香川県が取得し、本件廃棄物等の対策費用に充てるとされている。

(3) 香川県以外の被申請人との間の調停手続の経過

① 排出事業者関係

調停委員会は、平成9年2月26日の調停期日において、被申請人となっていた排出事業者に対し、廃棄物処理法等に定める委託基準に違反した廃棄物の処理委託を行った結果、受託者により不適正な処理が行われた場合には、排出事業者は処理責任を果たしたといえず、適正な処理をすべき責任が残存している旨を指摘するとともに、対策に要する費用等について応分の負担をするように求め、個別協議を重ねた結果、平成12年1月までに19の排出事業者が解決金の負担に応ずることを認め、申請人らとの間で調停が順次成立した。これらの調停条項においては、当該解決金の中には廃棄物等の対策費用に充てられるべきものが含まれていることが確認されており、申請人らと香川県の間の調停条項の中で、(2)で述べたとおりこの解決金の処理が定められた。

② その他の被申請人関係

調停委員会は残る排出事業者2業者、豊島開発及びM（調停係属中に父親の地位を相続により承継）については、当事者間に合意が成立する見込みがないとして平成12年6月6日、調停を打ち

切った。一方、申請人らは、香川県との調停成立に先立ち、平成12年5月29日、同県職員2名を被申請人とする調停申請を取り下げるとともに、平成8年（調）第3号事件（国に対する申請）の申請人らは、香川県との間に調停が成立した日に同事件の調停申請も取り下げた。

3 調停成立後の動き

調停成立を受け、調停条項に基づいて平成12年8月に、事業実施に関する住民と香川県との協議機関である「豊島廃棄物処理協議会」及び技術的な事項を検討する「豊島廃棄物等技術委員会」が発足した。

この協議会及び委員会での検討を経て、廃棄物等の処理の体制が構築され、処理が進められていった。平成15年には直島に廃棄物処理施設が完成し、豊島から直島への海上輸送・直島での処理が開始された。また、同年には不法投棄についての香川県等による対策費用に対する国庫補助等を認める「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が成立し、同法は平成24年に存続期間が10年延長され、令和4年度末までとなった。

豊島からの廃棄物等の搬出及び直島での処理には15年間を要し、平成29年3月に一旦完了した。その間、搬出・処理された廃棄物等は約91万2千トンに及ぶ。翌平成30年に新たに未処理の廃棄物600トン超が見つかったが、これらも令和元年7月に搬出・処理が完了した。

その後、香川県は本件処分地の地下水浄化対策、遮水壁の撤去工事等を実施した。令和4年3月現在では、調停条項に基づき、本件処分地を住民側へ引き渡すための住民と香川県との対話が続けられている。

公害等調整委員会はこの間、南博方元委員が豊島廃棄物処理協議会の初代会長に就任したほか、調停成立時に本事件に関与していた元審査官が、専門委員として発足当時の豊島廃棄物処理協議会及び豊島廃棄物等技術委員会に出席した。これらの会議（及びその後継組織）には、現在も審査官等がオブザーバーとして参加すること等によりフォローアップを行っている。

別記 川崎調停委員長の挨拶（平成12年6月6日）

当事者双方の代表者、代理人は、先の調停期日でお示しした公調委の調停案を受け入れる旨表明され、調書に署名されました。6年余にわたったこの事件は、この調停成立により終結しました。

我が国における最大規模の廃棄物公害事案であり、ゴミ問題の象徴とされてきましたこの事件が、合意の成立という形で終了したことの意義は誠に大きく、この事件を担当した者として感慨深いものがあります。

申請人ら豊島の人々が、本件処分地の廃棄物を問題にしてから20年、公害調停の申立てをしながらでも6年半という長い年月が経過しましたが、この間、申請人の皆さんが、不法に投棄された廃棄物の撤去に向け、不撓不屈の取組を続けてこられたことに対し、心から敬意を表する次第であります。

又、調停条項にもありますように、本件処分地の廃棄物に関する香川県の対処は、不適切であったといわざるを得ませんが、県がこの調停を成立させるため真摯な努力を重ねてこられたこと、特に焼却熔融施設を直島に設置する計画を立て、その実現に尽力されたことを多とするものであります。

さらに又、技術検討委員会の委員長、委員の方々が精力的に調査、検討に取り組み、その結果を判りやすく住民に説明されたこと、直島町の住民や関係者の方々を始めとする実に多くの人々が、この事

案について理解を深め、協力と努力を惜しまれなかったことが、この調停の成立に与って力のあったことを忘れてはならないと思います。

豊島と県は、今日まで、調停の場で相対立する当事者であり、いわば敵対する関係にあったわけであり、しかし、今日の調停成立により、この関係は消滅しました。今後、当事者双方が向き合わなければならないのは、本件処分地に埋め込まれた 50 万トンの廃棄物であり、これが共通の敵ということになるのではないのでしょうか。

当事者双方は、このことを心に刻み、技術検討委員会が要請される「共創」の思想に基づき、互いに協力して調停条項に定める本件事業を進めてもらいたいと思います。

この調停とこれに基づく本件事業の実施が、我が国におけるこの種事案の立派なモデルとしての役割を担い、さらには、第二の豊島の悲劇を起こさないためのモニュメントとなることを祈念するものであります。

なお、本委員会は、調停の成立によってこの事件の手続が終了するため、その役割を終えることとなります。しかし、公調委としては、重大な関心をもって本件事業の成り行きを見続けるつもりであります。

IV 清瀬・新座市低周波騒音被害等調停申請事件（平成 13 年（調）第 3 号事件）

1 事件の概要

平成 13 年 10 月 23 日、埼玉県及び東京都の住民 10 人から、医療法人を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に対し調停を求める申請があった。

被申請人は、申請人らの住居に隣接する土地に医療施設の建設を行ったが、平成 12 年 6 月 1 日の完成後、当該施設の屋上等に設置された空調室外機、変圧器、換気扇等から耐え難いほどの騒音（特に低周波騒音）及び振動が発生し、申請人らは不眠、頭痛、倦怠感等の健康被害を受けている。これらを理由として、被申請人に対し、実効的な防音及び防振対策を実施して騒音・振動を減失させること等を求めるというものである。

2 事件処理の経過

本事件は、いわゆる県際事件であり、埼玉県知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定により、関係知事（東京都知事）と連合審査会の設置について協議したが、協議が整わなかったため、平成 13 年 11 月 6 日、同条第 5 項の規定により、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付した。

公害等調整委員会は、本事件の関係書類の送付を受けた後、直ちに調停委員会を設けた。

また、低周波音に関する専門的事項を調査するため、低周波音に係る音響分野及び対策分野の各専門家（2 名）を専門委員として選任した。

3 事件処理の結果

調停委員会においては、本事件の関係書類の送付を受けた後、3 回の調停期日の開催、現地調査の実施など、鋭意手続を進めた。

本件は、低周波音を含む騒音の改善が要請された事件であるが、近年、本件のように住宅地域において空調室外機等から生じる低周波音等が問題となる事例は増加している。しかしながら、従来の騒音対策だけでは対応しきれない面もあり、効果的な対策の確立が求められている状況にある。

このため、調停委員会としては、専門委員の助言を得ながら、本件病院施設の設計業者、施工業者、空調室外機メーカー及び空調室外機設置業者の参加の下に、低周波音を含む騒音の低減を図るための対策について、検討を進めた。

検討の過程では、調停委員会として低周波音を含む騒音測定を実施し、その周波数分析の結果から問題となる周波数成分を確認の上、考えられる低減対策を幅広く検討し、必要に応じ実験等で効果を確認することにより、効果的な対策を見出すことに努めた。

こうした対策に係る検討結果を踏まえ、平成15年3月11日、調停が成立し、本事件は終結した。合意された対策の概要は、①空調室外機について、ファンの気流の排出口の改良、ファン相互の間仕切り板の設置等により、100ヘルツを中心とした騒音の低減を図ること、②変電装置の排風機について、低周波音成分も含めた低騒音型の機種に交換すること、③空調室外機の周囲に50ヘルツ及び100ヘルツに対し音の干渉による低減効果を持つ防音壁を新たに設置すること、である。

なお、本件では、既設置の機器の移設が建物の構造上困難という制約の下で、技術関係者らの努力により、低周波音を含む騒音の低減対策が講じられることとなったが、およそ建物の建設に当たっては、建物設計関係者と設置機器関係者との間で、事前に低周波音を含む騒音の周辺住宅地への影響を可能な限り小さくするための検討をすることが必要であり、本件調停手続を通じて、そのことの重要性が再認識された。

V 東京国際空港航空機騒音調停申請事件(平成28年(調)第10号)

1 事件の概要

東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名は、平成28年9月9日、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停の申請をした。

調停の趣旨は、本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風運用時の15時から19時までの4時間の間の3時間程度、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機(4分から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金として1社あたり1億円の合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めたものであった。

この事件は、将来発生するおそれのある被害(いわゆる「おそれ公害」)について、国の機関を被申請人として差止め及び損害賠償請求を求める事案であるところ、航空機の運航に伴う騒音に係る紛争であることから公害等調整委員会が管轄することになったものである(公害紛争処理法第24条第1

項第2号、公害紛争処理法施行令第2条)。



※ Google Map を基に公害等調整委員会事務局にて作成

2 事件処理の経過及び結果

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、調停委員会において18回の調停期日を開催するとともに、計画案が実現した場合の状況を推測するために、大阪国際空港周辺において現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、令和2年1月31日、当事者双方の合意が整い、調停が成立し、本事件は終了した。

(参考) 手続経過

平成28年9月9日：調停申請受付

平成29年1月27日：第1回調停期日

(以降、概ね1～3か月に一度の頻度で調停期日を実施)

平成30年3月26日：大阪国際空港周辺における現地調査

令和2年1月31日：第18回調停期日(本事件の調停が成立)

3 調停の概要

調停の概要については、当事者双方の合意を得た範囲で、公害紛争処理法第34条の2により公表することとした。その内容は以下のとおりである。

(1) 被申請人は、今般の飛行経路の見直しに当たり、下記について確認

- ・周辺地域への影響を抑制するために被申請人が行う取組
- ・A滑走路における航空機の運航の見通し
- ・申請人ら周辺地域の航空機高度及び騒音レベルの見通し

(2) 被申請人は、本件の見直しによる航空機の運航の開始後に、航空機による騒音の測定を行い、その結果を情報提供

4 その後の経過

調停が成立した後、ほどなく新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、羽田空港の利用者数は調停時に想定していたよりもかなり減少した。日本空港ビルディング株式会社のホームページによれば、A滑走路の北側からの航空機の着陸が本格化するはずであった令和2年4月及び5月の利用者数は、それぞれ前年比7.7%、5.0%であり、年合計でも前年比35.9%であった。調停においては運用が開始された場合の「申請人ら周辺地域の騒音レベルの見通し」について確認したが、旅客数の減少や減便の影響により、想定していたよりも騒音が低減されることになったと考えられる。また、2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピックの期間も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の時期と重なり、航空需要は想定よりも少ないまま経過した。

今回の運用見直しにより、A滑走路の北側からの航空機の着陸がフルにされた場合に申請人ら事業所の周辺でどの程度の騒音が発生するのか、本件の調停で確認した範囲にとどまるのかという問題は、今後の検証に委ねられることとなる。

羽田空港 旅客ターミナル利用実績(2020年)

	2020年												年計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
国内線 旅客数(人)	5,376,555	4,912,737	2,496,031	491,466	345,391	1,044,025	1,627,861	1,700,240	1,989,486	2,655,898	3,082,550	2,343,710	28,065,950
※1 (前年比)	(102.5%)	(96.6%)	(41.9%)	(9.4%)	(6.0%)	(19.3%)	(28.1%)	(25.9%)	(33.3%)	(45.8%)	(51.3%)	(41.8%)	(41.0%)
国際線 旅客数(人)	1,514,178	1,041,917	342,636	29,828	15,369	19,482	35,016	42,285	37,956	39,884	40,247	59,457	3,218,255
※2 (前年比)	(100.5%)	(73.6%)	(20.5%)	(1.9%)	(1.0%)	(1.2%)	(2.2%)	(2.5%)	(2.5%)	(2.6%)	(2.6%)	(3.8%)	(17.2%)
日本人	702,725	599,547	190,045	16,883	6,936	9,322	16,809	23,635	20,468	20,454	20,233	35,364	1,662,421
(前年比)	(93.7%)	(83.9%)	(20.6%)	(2.3%)	(0.9%)	(1.2%)	(2.0%)	(2.5%)	(2.4%)	(2.6%)	(2.4%)	(4.4%)	(17.1%)
外国人	739,842	394,280	109,917	7,604	3,649	4,480	7,177	8,788	8,584	10,416	12,760	15,200	1,322,697
(前年比)	(105.9%)	(59.3%)	(15.3%)	(0.9%)	(0.5%)	(0.6%)	(1.0%)	(1.3%)	(1.4%)	(1.4%)	(1.8%)	(2.1%)	(15.5%)
協定該当者	6,881	5,228	2,940	711	738	1,240	4,082	3,142	2,251	2,336	2,477	3,438	35,464
(前年比)	(103.1%)	(108.3%)	(51.0%)	(10.6%)	(10.1%)	(15.5%)	(48.9%)	(41.4%)	(38.6%)	(46.8%)	(44.1%)	(35.3%)	(43.6%)
通過客	64,730	42,862	39,734	4,630	4,046	4,440	6,948	6,720	6,653	6,678	4,777	5,455	197,673
(前年比)	(125.4%)	(132.0%)	(184.1%)	(23.5%)	(10.5%)	(8.7%)	(15.5%)	(22.7%)	(28.6%)	(31.3%)	(22.6%)	(14.4%)	(50.3%)
旅客数 合計(人)	6,890,733	5,954,654	2,838,667	521,294	360,760	1,063,507	1,662,877	1,742,525	2,027,442	2,695,782	3,122,797	2,403,167	31,284,205
(前年比)	(102.1%)	(91.6%)	(37.2%)	(7.7%)	(5.0%)	(15.3%)	(22.4%)	(21.2%)	(27.1%)	(36.7%)	(41.3%)	(33.5%)	(35.9%)

※1 国内線旅客数は国土交通省東京航空局「管内空港の利用概況集計表」に基づく。(2021年8月確定版)

※2 国際線旅客数は東京国際空港ターミナル株式会社「利用実績」に基づく。

国際線旅客数について:東京国際空港ターミナル株式会社発表資料より

・入国・出国旅客数は、法務省「出入国管理統計統計表」のデータに基づく。

・協定該当者とは、日本国におけるアメリカ合衆国および国際連合の軍隊の地位に関する協定により、軍人、軍属、家族が軍用機以外で入出国した者。

・通過客は東京国際空港ターミナル株式会社調べ(到着と出発でのダブルカウント)。

(出典) 日本空港ビルディング株式会社ホームページ

(<https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/result/index.html>)

[裁定事件]

VI 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件（平成18年（セ）第2号事件、平成20年（セ）第4号事件）

1 事件の概要

本事件は、平成18年7月24日、茨城県神栖市等の住民34名が、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県（以下、単に「県」という。）に対し、申請人らの健康、財産及び精神的被害は、居住する地区の井戸水から検出された有機ヒ素化合物によるものであり、その原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に製造・保管していたヒ素化合物であるジフェニルアルシン酸（Diphenylarsinic acid、以下「DPAA」という。）が戦後投棄され、井戸水が汚染されたことにあるところ、被申請人国には、毒ガス原料等の高度な法的管理保管義務の不履行があるとして、国家賠償法第1条第1項、民法第709条（国家賠償法施行前の行為につき）、国家賠償法第4条、民法第719条第1項に基づき、被申請人県には、平成11年に近傍の井戸において高濃度の有機ヒ素化合物が検出されていたことを把握していたにもかかわらず必要な調査等を怠った規制権限不行使があるとして、国家賠償法第1条第1項、第4条、民法第719条第1項前段に基づき、連帯して損害賠償金（一部請求であり、一人あたり300万円）の支払いを求める事案である。

平成20年9月29日、同一原因による被害を主張する住民5名から参加の申立があり、裁定委員会は、同年11月11日、これを許可した（平成20年（セ）第4号。以下、申請人ら及び参加人らを区別せず「申請人ら」という。）。

2 事件の背景

(1) DPAAについて

ア DPAAの一般的物性

DPAA（化学式： $C_{12}H_{11}AsO_2$ ）は、常温で白色の固体（針状結晶）であり、五価の有機ヒ素化合物である。DPAAは自然界に存在せず、水に溶けやすい性質を持つ。

イ 旧日本軍におけるDPAAの製造、取扱経過に関する情報

旧日本軍は、毒ガス兵器としてのくしゃみ性、嘔吐性ガスにジフェニルシアンアルシンを採用し、これを旧陸軍では「あか剤」「あか一号」と呼称した。ジフェニルシアンアルシンはガスマスクを透過し、それを脱がせるために開発されたものであり、通常20分ないし30分間、呼吸器・粘膜に灼熱的刺激を与え、この間、戦闘能力を完全に喪失させるとされている。

文献情報によれば、旧陸軍が陸軍兵器製造所（広島県竹原市大久野島）でDPAAを原料にジフェニルシアンアルシンを製造したこと、民間企業であるA社とB社を直接指導してDPAAを製造させたことが記載されている。なお、これまでの調査で、旧陸軍が直接DPAAを製造したとの情報は確認されていない。

終戦時、ジフェニルシアンアルシンについては、陸軍兵器製造所及び相模海軍工廠で保有が確認されていたが、DPAAの保有情報は確認されなかった。なお、陸軍兵器製造所に保有されていたジフェニルシアンアルシンについては、進駐軍の指示により海洋投棄されたとの情報がある。

ウ 戦後におけるDPAAに関する情報

DPAAについては、これまでに「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）に基づく製造・輸入前の届出が行われた実績はない。

戦後における旧日本軍由来のDPAA等の払下げや流通等に関する詳細は明らかではないが、昭和41年5月に広島市内、平成7年7月に大阪府内、昭和41年5月から平成17年1月にかけて神奈川県平塚市内において、DPAAが入ったドラム缶が発見されたり、井戸水からDPAA等が検出されるなどしている。また、福島県いわき市の民間企業の社史には、戦争末期、相模海軍工廠錦分廠からフェニル亜ヒ酸の払下げを受け、農薬の原料としたとの記録がある。

茨城県内においても、昭和60年に久慈港（日立市）、昭和51年に鹿島港沖において、それぞれ「くしゃみ剤」の毒ガス容器が発見され、自衛隊がコンクリート詰めにして海中投棄したとの記録がある。

(2) 申請人らの居住地等（参考資料ABトラック広域図）

ア A地区の住民（11名）について

申請人らのうち10名は、平成2年2月から平成15年7月までの間の一定期間、A地区に居住していた住民である。また、申請人らのうち1名は、上記10名に含まれる夫婦の子であり、同夫婦がA地区から転居後に出生した子である。

A地区では、一戸建ての貸家で各世帯が生活していたが、共同で一つの井戸（A井戸（参考資料ABトラック広域図の①地点））を使用していた。

イ B地区の住民等（28名）について

申請人らのうち28名は、昭和24年1月から現在まで又はその間の一定期間、B地区に居住していた住民である。

B地区では、それぞれの世帯で個別に井戸を保有し、使用していた。

(3) 本件申請に至る経緯

H11.1 運輸会社寮の井戸（参考資料ABトラック広域図の②地点。以下「会社寮井戸」という。）において、水道法上の定期検査時に、水質基準の45倍のヒ素が検出

H11.1 県 会社寮井戸周辺地区でのヒ素の取扱い等の調査を実施

H11.2 保健所 会社寮井戸からおおむね100m程度の範囲内の7カ所の井戸水の水質検査を実施。水質基準値以下のヒ素しか検出されず。

県 会社寮井戸の高濃度汚染を局地的な自然由来のものと推定し、調査終了ヒ素汚染の事実について、周辺住民に周知、公表せず

H12～H15 A地区内の申請外居住者3名が、ろれつが回らない、バランスを失って転倒しやすくなる等の症状で筑波大学附属病院を受診

H15.2 筑波大学附属病院医師 A地区内の申請外居住者の症状について井戸水が原因ではないかと疑い、保健所に井戸水の水質検査を依頼する旨の書簡を作成し、同居住者に交付。

H15.3 申請外A地区内居住者 保健所に筑波大学附属病院医師作成の書簡及びA井戸の水を提出し水質検査依頼

H15.3 保健所 A井戸の水の水質検査を実施したところ、水質基準値の450倍のヒ素を検出。同事実を公表し、A井戸から半径500m以内の地区の世帯を戸別訪問、井戸水の使用自

肅を指導

- H15.4 B地区内の6世帯の使用する各井戸の井戸水から、水質基準値の18倍から43倍のヒ素が検出
- H15.4 県 B地区内の井戸水からヒ素が検出されたことを公表。その後、衛生研究所の調査により、検出されたヒ素はDPAAであることが判明
- H15.5 国 A井戸等を中心にボーリング調査等の汚染源特定に向けた調査を開始
- H17.1 国 A井戸周辺埋土層（参考資料ABトラック広域図の③地点）の中から高濃度のDPAAを含むコンクリート塊3個を発見。なお、上記コンクリート塊は、混入していた空き缶の製造年月日等から平成5年6月頃以降から平成9年1月までの間に埋設されたものと推定されている
- H17.8 A地区住民 コンクリート塊の発見場所付近を埋め立てた業者等を告訴するも警察は立件断念。コンクリート塊を不法投棄した者は判明せず

3 事件処理の経過

- (1) 公害等調整委員会は、本件申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、平成19年11月1日及び平成20年3月10日に併せて5名の専門委員を選任した（なお、うち1名については逝去により平成21年11月1日に解任）。専門委員のうち1名は地下水の動きや拡散についての専門家であり、残りの4名は医師である。

裁定委員会は、平成18年10月23日に第1回審問期日を開催し、平成19年1月29日には事務局による現地確認調査を実施した。

- (2) 本事件で特に問題となったのは、DPAAと各申請人らの症状との間の因果関係である。本件申請当時、DPAAの人体への影響に対する知見はほとんどなく、申請人らは、ろれつが回らない、転倒しやすいといった神経症状のほか、小児の精神遅滞や呼吸器系あるいは消化器系の疾患など幅広い疾患がDPAAを原因とするものである旨主張していた。

そこで、裁定委員会は、DPAAと申請人らの個別の症状との因果関係に関し、4名の専門委員（医師）による専門的事項の調査を進めた。各専門委員の専門は、それぞれ内科（1名）、神経内科（2名）、小児科（1名）である。これら4名の専門委員は、申請人ら全員の診療録の検討や個別の健康調査を実施し、研究成果等を踏まえて、申請人らの各症状とDPAAとの因果関係に係る意見書を作成した。

- (3) 裁定委員会は、合計17回の審問期日を開催し、申請人ら及び参考人の尋問を実施した上で、上記意見書等を踏まえて手続を進めた結果、平成24年5月11日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

4 事件処理の結果

本件裁定の主な内容は、以下のとおりである。

なお、裁定要旨（参考資料ABトラック広域図を含む。）は、https://www.soumu.go.jp/main_content/000158444.pdf を参照。

(1) 地下水汚染と申請人らの健康被害との因果関係

ア A井戸及びB井戸の汚染の原因は、何者かが、平成5年6月以降平成9年1月までの間に、A井戸周辺のいけすを埋め戻した際、DPAAを混入したコンクリート塊を地中に流し込み、そのDPAAが地下水の流れに乗って、各井戸に達したことによる。

イ DPAAによる健康影響には、典型症状として小脳症状ないし中枢神経症状がある。また、小児の精神遅滞については、DPAAがその一要因となり得る。よって、上記各症状・疾患についてはDPAA暴露との因果関係を認めることができるが、その他の症状・疾患については、因果関係を認めることはできない。

(2) 国の責任

DPAAの製造には、旧陸軍の関与があったと推認でき、国は、その製造を主に行っていた者として一定の管理責任を負うと解することが相当である。しかしながら、コンクリート塊に混入されたDPAAの製造・流通経過は全く不明であること、さらに、第三者による故意の廃棄行為が直接の原因行為であることから、国に対し、個別具体的な管理義務及びその違反を認めることはできず、国家賠償法上の責任又は不法行為責任を認定することはできない。

(3) 県の責任

平成11年1月、会社寮井戸において環境基準値の45倍という高濃度のヒ素汚染が発見されたが、県は、水質汚濁防止法に基づく環境庁(当時)の通達、県の実施要領に従った必要な調査を実施せず、また、周辺住民に対する周知措置(公表)もとらなかった。これは、同法の趣旨・目的や権限の性質から、県知事の裁量の範囲を逸脱して著しく合理性を欠くもので、国家賠償法上違法となる。

5 その後の経過

申請人らは、本件裁定後の平成24年5月17日、被申請人県に対し、本件申請について提訴せず、解決に向けて話し合うことを希望する旨の申入れを行い、被申請人県も同申入れを受け入れ、申請人らと被申請人県との間で、同年6月20日、本件裁定を踏まえた和解が行われた。その内容は、別紙「和解書」のとおりである。

被申請人県は、申請人らとの和解条項に基づき、申請人らに対し合計6000万円を支払うとともに、以下のような対策をとった。

- (1) 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱に基づく制度の継続に係る働きかけ(申請人らの代表と県知事が、平成24年7月に環境大臣に面会して実施)
- (2) 県の環境審議会に地下水汚染部門会を設置(平成24年7月)
- (3) 県の地下水汚染に係る対策要領を改訂(平成25年3月)
- (4) 地元保健所に選任の相談員を配置し「神栖ヒ素汚染健康相談室」を設置(平成25年4月)

(参考) ちょうせい第74号(平成25年8月)

「神栖市におけるヒ素による健康被害事件」の概要 公害等調整委員会事務局審査官 矢崎豊

「神栖責任裁提示嫌悪裁定後の対応について」 茨城県生活環境部環境対策課副参事 飯田晋
なお、本件裁定は、判例時報2154号（平成24年9月1日号）にも掲載されている。

別紙

和 解 書

公調委平成18年（セ）第2号神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件及び公調委平成20年（セ）第4号神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定参加申立事件（以下「本件」という。）について、申請人ら（別記1のとおり。以下「甲」という。）と被申請人茨城県（以下「乙」という。）とは、下記のとおり和解する。

記

- 1 乙は、公害等調整委員会における平成24年5月11日の本件裁定を踏まえ、甲に対し、本件和解金として金6,000万円を甲代理人指定の口座に振り込む方法により支払う。甲は、本件に関し、乙に対し、その余の金銭の支払を請求しない。
- 2 乙は、国に対し、現行制度（茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱，平成15年6月6日環保企発第030606004号。一部改正平成23年6月23日環保安発第110623001号）を継続するよう働きかけ、同制度における医療手帳交付者らの健康不安が解消されない限り同制度が継続されるよう支援に努めるものとする。
- 3 乙は、現行制度の運用が実効的になるよう医療手帳交付者らが要望する事項について配慮する体制を作るものとする。

この和解を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲の代表者及び乙が各1通保有する。

平成24年6月20日

甲	申請人ら代理人弁護士	
	代表弁護士	(略)
乙	被申請人茨城県	
	代理人弁護士	(略)

Ⅶ 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件（平成21年（ケ）第3号（第1事件）、平成25年（ケ）第4号（第2事件））

1 各事件の概要

第1事件は、平成21年6月17日、申請人である仙台市が、公有財産として所有する土地（以下「本件水路敷」という。）の土壌及び地下水から、土壌汚染対策法施行規則上の基準値を超えるベンゼンが検出されたことについて、このベンゼン汚染は、被申請人（以下「石油会社」という。）の給油所の事業活動又は解体工事のいずれかが原因となって生じたものであるとして、原因裁定を求めた事案である。

第2事件は、第1事件が終了した約1年10か月後である平成25年2月22日に、第1事件の被申請人である石油会社が、今度は申請人となり、本件水路敷に隣接する土地3筆の所有者らを相手方（以下「被申請人ら」という。）として、石油会社の事業活動等（給油所事業、給油所解体及び浄化工事）は、被申請人ら所有の各土地（以下「被申請人ら所有地」といい、給油所跡地と併せて「本件各土地」という。）の土壌汚染及び地下水の水質汚濁の原因ではないとして、原因裁定を求めた事案である。

2 各事件処理の経過

公害等調整委員会は、第1事件の申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、また、土壌汚染に関する専門委員1名を選任した。裁定委員会においては、8回の審問期日（1回の現地期日を含む。）を開催するとともに、現地調査、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成23年4月18日、本件水路敷のベンゼン汚染の原因は、石油会社の給油所の事業活動によるものであるとの認容の裁定を行い、第1事件は終了した。

公害等調整委員会は、第2事件の申請受付後、裁定委員会（第1事件とは構成が異なる。）を直ちに設け、また、土壌汚染、地質等に関する専門委員1名（第1事件とは異なる。）を選任した。裁定委員会においては、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、業者による委託調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成28年8月19日、被申請人ら所有地の汚染は石油会社の事業活動等によって生じたものと認められるとして、第2事件の申請を棄却する裁定を行い、第2事件は終了した。

3 各事件処理の結果

石油会社の給油所は、第1事件申請前の平成13年に事業を廃止し、平成15年に解体されたところ、石油会社は、給油所跡地中央部のベンゼン汚染については、給油所の事業活動が原因（地下配管等からのガソリンの漏洩）であることを認めたものの（石油会社は平成20年と平成21年に汚染対策として浄化工事を実施した。）、給油所跡地に隣接する土地の汚染については、その事業活動等が原因ではないとして、その因果関係を争った。主たる争点は、給油所の地下配管等から漏洩したガソリンが、隣地である本件水路敷（第1事件）まで、さらにはその先の被申請人ら所有地（第2事件）まで到達したといえるかどうか、という点にあった。

(1) 第1事件の裁定では、本件水路敷のベンゼン汚染の原因は、石油会社の給油所の事業活動によるものであると判断し、仙台市の申請を認容した。その理由は次のとおりである。

裁定委員会は、本件水路敷及び給油所跡地の汚染状況、それぞれの汚染箇所の位置関係、本件水路敷及び給油所跡地から採取した油の種類の類似性、本件水路敷の前所有者や周辺土地所有者等による汚染の可能性等について、当事者の主張、現地調査の結果や専門委員の意見を踏まえ検討を加えた。

その結果、給油所跡地中央部の汚染は、給油所の事業活動から生じたものであり、また、そこから少し離れた給油所跡地北東部の汚染と、本件水路敷の汚染とは、汚染の濃度分布や場所的接近性、油種の同一性（ガソリン）などから、同一の汚染源によるものと推認できること、給油所以外にはガソリンが大量に流出する要因が存在しないことなどを認定した。

その上で、本件水路敷の汚染は、給油所跡地中央部の地下配管等から漏洩したガソリンが、浅層

部から下方へ地下浸透した後、地下水の表面上を水平方向に、給油所跡地北東部、本件水路敷へと拡散した結果生じたものとするのが自然かつ合理的であり、他の汚染原因は見当たらず、本件水路敷の汚染と給油所跡地中央部の汚染の汚染源の同一性に関する推認を妨げる特段の事情は認められないと判断し、本件申請を認容する裁定をしたものである。

(2) 第2事件の裁定でも、被申請人ら所有地のベンゼン汚染の原因は、石油会社の事業活動等によるものであると認定し、石油会社の申請を棄却した。その理由は次のとおりである。

第2事件で汚染が問題となった場所は、給油所跡地の北側に所在する、第1事件で問題となった本件水路敷のさらに北側にある被申請人ら所有地であったところ、石油会社は、給油所跡地北東部で確認された汚染は、給油所跡地中央部の配管からの油漏れではなく、本件水路敷の北側にある被申請人Aの所有地に廃棄、埋設されたガソリンを含む廃油等に由来するとの主張をした。

そこで、裁定委員会は、業者に委託して、平成26年3月から同年11月までの間、本件各土地の地下水位、土壌水分の連続測定調査を行った。その結果及び給油所跡地中央部では事業廃止から約7年後の調査でもベンゼン濃度が高かったこと、被申請人ら所有地でも事業廃止から7年6か月後、又は10年以上経過した後の調査期間を通じて調査地点の汚染に顕著な変化が見られなかったことから、本件各土地の時間経過による土壌汚染及び水質汚濁の状況変化は極めて緩やかであると評価した。また、各種調査結果から、給油所跡地中央部から被申請人ら所有地にかけて、土壌及び地下水のベンゼン汚染が連続していると認めた。

その上で、裁定委員会は、本件各土地の汚染はいずれもガソリンを主体とするものであるところ、本件各土地周辺で、給油所跡地以外にガソリンを取り扱っていた土地、施設等は確認されていないと認めた。石油会社は、被申請人Aの所有地で軽油成分等が検出されたことから、給油所跡地以外に汚染原因があるとの主張をしたが、裁定委員会は、軽油成分等が検出されたのは2地点に過ぎず、微量であることから、土壌中の腐植成分を検出した可能性その他の原因が考えられ、その検出量、検出地点に照らせば、広範囲に土壌汚染又は水質汚濁を発生させる原因となるような汚染源の存在をうかがわせるものとはいえないとして、この主張を排斥した。

結論として、裁定委員会は、本件汚染が、給油所跡地中央部を中心とするガソリンの漏洩によって生じたものと推認されるところ、本件各土地の性状、汚染状況及び想定されるガソリンの移流拡散の機序等に照らしても、かかる推認を覆すに足りる事情は認められないと判断し、本件申請を棄却するとの裁定をしたものである。

Ⅷ 文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件（平成22年（セ）第5号）

1 事件の概要

平成22年7月23日、東京都文京区の住民2人（同一世帯）から、建物解体会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が行ったマンション解体工事の際に発生した騒音、振

動及び粉じんにより、申請人らは、突発性難聴の発症等の健康被害、申請人ら宅建物の損傷等を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金 261 万 6566 円の支払を求めるものである。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、振動等による心身や構造物への影響に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任した。

裁定委員会においては、4 回の審問期日を開催するとともに、専門委員立会いの下での現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成 23 年 12 月 20 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

3 事件処理の結果

(1) 本件の争点は、①振動により申請人らの建物に被害が生じたか、②騒音、振動及び粉じんにより建物の損傷以外の被害が生じたか、③騒音、振動及び粉じんによって生じた申請人らの被害が受忍限度を超えるか、④申請人らに生じた損害額の 4 点であったが、工事期間中に測定が行われたのは振動のみであったことなどから、振動を中心に検討が行われた。

(2) 振動により申請人らの建物に被害が生じたか（因果関係が認められるか）という点に関し、申請人らは、被申請人が家屋調査会社に依頼して、工事の事前と事後に、工事現場の近隣住宅について行った家屋調査の事後調査報告書において、振動との因果関係が認められる損傷箇所「発生」と記載されていることなどを理由に、振動と建物被害との間に因果関係が認められると主張した。

一方、被申請人は、①家屋調査報告書は、事前調査で確認した箇所を事後調査において再調査し、その変化の有無を確認した上、工事に伴う振動との因果関係の有無を検討して、施工業者と近隣住民との間の話し合いの基礎とするものだが、事後調査報告書で「発生」と記載された箇所は、全て事後調査時の申請人のクレームに基づき、追加的に写真撮影されたものである、②建物が築後 18 年を経過しており全て経年劣化によるものである、といった点を理由に、因果関係は認められないと主張した。

以上のような当事者双方の主張を踏まえ、裁定委員会では、専門委員立会いの下現地調査を行い、建物の損傷箇所を調査・確認した上で、事後調査報告書の記載内容等についての専門委員の見解を職権により証拠として採用した。その見解は次のとおりであった。

- ・本件振動の敷地境界における振動測定の結果は規制基準を超えていないが、規制基準は、「人体の全身振動感覚」を根拠として規定されており、建物被害を対象としたものではない一方で、建物被害は瞬時の強い振動の影響を受けると考えられる。
- ・敷地境界における振動測定の結果から推定される、建物に伝搬していた可能性がある振動は、木質性住宅内に振動が伝搬する際には共振増幅することが考えられることも考慮すると、通常の木造住宅であれば、天井から床面まで亀裂が生じるなどの大きな被害が発生することも考えられる振動レベルであることから、本件振動によって、建物に局所的な被害が及んだとしても不思議でない。
- ・現地調査により建物の損傷箇所を調査・確認したが、事後調査報告書に記載されている判断を覆すほどの事実は認められず、「発生」と記載された損傷箇所については、本件振動によって

生じた損傷であることを否定できない。

以上の点に加え、家屋調査を担当した者の陳述等を踏まえ、裁定委員会は、振動と建物被害の一部について、因果関係を認めることが相当と判断した。

なお、経年劣化が建物の損傷に影響を及ぼしている可能性は否定できないが、その寄与した点については、損害額の算定に当たって考慮すべきであるとしても、振動との因果関係を否定する理由にはならないと判断した。

- (3) 上記(2)のほか、申請人らは振動によって精神的苦痛を受け、かつ、敷地境界における振動測定結果が規制基準を上回るものでなかったとしても、体感できる程度の振動が継続的に発生し、かつ、専門委員が指摘するような相当激しい振動が工事期間中度々生じていたと推認することができることなどを踏まえ、受忍限度を超えるものであったと認めるのが相当と判断した。

その上で、建物の損害額につき、振動が建物の損傷の及ぼした割合について、経年劣化の点に加え、工事の内容・期間、生じた振動の程度、要補修箇所の内容・性質、修繕費用の見積書等の内容を踏まえて3割と認定し、これに慰謝料額各10万円を加えた54万8498円につき、申請を認容することとした。

IX 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件（平成23年(ゲ)第1号事件、平成24年(調)第8号事件）

1 事件の概要

平成23年2月4日、沖縄県宮古島市の住民1名と同人が経営するエコツアー企画運営会社1社から、宮古島市を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は、被申請人が平成22年に起工した海中公園の建設工事に伴い、周辺海域において申請人らが保全活動を行っているサンゴがへい死したところ、申請人住民が、工事を監視するために水中調査を行うなど、経済的、精神的、健康的負担を強いられ、申請人会社が、企画したエコツアーの中止を余儀なくされたのは、被申請人が工事関連法令を遵守しなかったこと等のため工事現場から赤土等を流出させた水質汚濁によるものである、との原因裁定を求めるものである。

2 事件処理の経過

本事件は、沖縄県公害審査会に調停が申立てられた後に、公害等調整委員会に原因裁定の申請が行われたものである。このため、公害等調整委員会は、本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、沖縄県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、その後、直ちに裁定委員会を設けた。また工事の影響の判断等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任した。

裁定委員会では、事務局による現地調査を行い、サンゴの被害状況を把握し、その上で、職権調査によるサンゴ類生息状況等調査を実施した。その結果をまとめ、これに基づき専門委員の意見書が作成された。専門委員の意見書には職権調査の結果を踏まえ、サンゴの被度の激減や消滅の原因と併せて、当該海域におけるサンゴの育成対策を含む今後の対応方策についても記述がなされている。

これらと並行して平成24年5月に第1回審問期日（那覇市）を開催し、主張の整理、話し合いによる解決についての意見を聴取し、更にその後も専門委員の意見書も踏まえて当事者双方と調整を重ねた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成24年12月3日、公害紛争処理法第42条の33及び第42条の24第1項の規定により職権で調停に付した（平成24年（調）第8号事件）。

被申請人である宮古島市において同年12月10日に調停について市議会での了承が得られたこともあり、同年12月17日、第1回調停期日（那覇市）において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

3 事件処理の結果

調停条項においては、当事者双方は、海中公園周辺のサンゴの被害の原因等について、専門委員の意見書の内容を適正かつ妥当な意見であるとして確認・了解しており、被申請人は今後行う公共事業において、海洋の水質汚濁を防止し、サンゴ礁等の自然環境を保全するため、汚濁防止幕の破損や汚濁防止幕の設置区域外への濁水の流出・拡散等が発生することのないよう、工事の計画及び施行等に最善を尽くすこと等を申請人らに約束している。また、被申請人はサンゴの移植・移設・再生等及びオニヒトデの駆除活動等を実施し、その実施にあたって日本サンゴ礁学会の専門家等で構成される公開の「専門委員会」を設置することとなっている。同条項では、この委員会には公害等調整委員会事務局及び申請人がオブザーバーとして参画できることとされている。

被申請人は、この委員会として「宮古島市海中公園環境整備専門委員会」を平成25年に設立した。同委員会の委員長には、本事件において当委員会の専門委員を務めた専門家が就任している。設立以来、同委員会はほぼ年1回の頻度で開催されており、公害等調整委員会では、事務局職員がこの専門委員会に毎回オブザーバー出席し、調停に基づく措置の進捗状況を確認している。また公害等調整委員会は毎年、調停条項の履行状況について宮古島市に報告の提出を求めている。

調停成立以降に被申請人により講じられた措置等により被害が発生した海域のサンゴは徐々に回復してきているが、自然要因によるサンゴの減少も発生しており、令和4年3月の段階では被害発生前の状態にまでは回復していない。

X 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件（平成23年（ケ）第2号事件外2件）

1 事件の概要

平成23年3月1日、大阪府、奈良県及び京都府の住民51人（うち48人は大阪府寝屋川市東部に居住している者、また3人はかつて同地域に居住していた者）から、リサイクルプラスチックからパレット等を製造する廃プラスチック処理会社及び同社と道路を挟んで隣接する、ペットボトル及び廃プラスチックを受け入れて貯留し、これを選別・圧縮・梱包・保管し、特定事業者又は指定法人に引き渡す業務を行う北河内4市（枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市）リサイクル施設組合を相手

方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は、申請人らに生じている皮膚症状、粘膜刺激症状、神経性の機能障害などを中心とする健康被害は、被申請人らの廃プラ処理施設から排出される有害化学物質によるものである、との原因裁定を求めるものである。

その後、平成24年1月25日、寝屋川市の住民11人から、同年12月26日、同市の住民11人から、それぞれ同内容の原因裁定を求める申請があり、それぞれ同年2月6日及び平成25年1月15日に、これらを併合して手続を進めることを決定した。

なお、本件に関しては、申請人の一部が、平成17年8月3日、大阪地方裁判所に対し、本件各施設から排出される有毒化学物質により健康被害を受けている又は受ける蓋然性があるとして、人格権に基づき、被申請人らを被告とする本件各施設の建設・操業差止め訴訟（以下「別件民事訴訟」という。）を提起した。

大阪地方裁判所は、平成20年9月18日、本件各施設の操業に伴って一定の化学物質が発生していることは認められるが、①本件各施設から人の健康に影響を及ぼす程度の有害化学物質が排出されていること、②上記申請人らが本件各施設に由来する有害化学物質に曝露していること、③上記申請人らが主張する皮膚症状、粘膜刺激症状、神経系の機能障害などの健康被害が本件各施設に由来する化学物質によることを認めるに足りる証拠がないなどとして、上記申請人らの請求を棄却した（第1審判決）。

また、第2審の大阪高等裁判所は、平成23年1月25日、控訴を棄却した。

2 事件処理の経過

本件裁定申請の争点は、一つは本件裁定申請の適法性、もう一つは本件各施設から排出される化学物質と申請人らの健康被害との間の因果関係の存否であった。

前者について、被申請人らは、本件裁定申請は、確定判決に対する不服を公害紛争処理制度において申し立てるものにはかならず、そのような不服申し立ては、民事訴訟制度の規律を無視し、手続選択を誤るものである上、判定の確定により終局した紛争を不当に蒸し返すものであって、紛争処理制度を乱用する不適法なものである、また、裁定申請時までに寝屋川市東部から既に転居した3人については、当事者適格を有しないと主張した。

後者について、申請人らは、本件各施設ではVOC（揮発性有機化合物）類等の有害化学物質が生成、排出されると主張した。そして、本件地域のような盆地状の土地においては、接地逆転層（地面に接した層の気温が低く、その上空の気温が高いという通常とは逆転した状態）が頻繁に発生し、その場合には一般の大気拡散モデルは適用できず、本件各施設の周辺大気には有害化学物質が滞留することになり、申請人らに健康被害を及ぼしていると主張した。

公害等調整委員会は、申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、廃プラスチック処理施設から排出される有害化学物質と健康被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員を3名選任した。裁定委員会においては、7回の審問期日を開催するとともに、気象条件と本件各施設から排出される化学物質の濃度の関係などを総合的に考慮し、本件各施設から排出される化学物質が申請人らの居住する地域に健康に影響しうるほどの濃度で到達しているのかを検討するため、気象観測調査とVOC等分析調査を同一の調査期間中に実施した。

気象観測調査（25年1月19日から26日に実施）では接地逆転層の出現時間帯を特定し、また化学物質が申請人らの居住する方向に移流したと考えられる時間帯を特定した。VOC等分析調査（同月20日から26日に実施）では、定量分析、定性分析及び簡易測定器によるモニタリング等を行った。

3 事件処理の結果

本件裁定申請の適法性について、裁定委員会は、本件事案の内容に鑑みると、裁定委員会において職権調査により別件民事訴訟とは異なる観点からの事案解明が可能であると考えられた上、原因裁定では通知や意見の申出制度を通じて公害行政に反映させることも予定されており、申請人にもその限度で紛争解決を求める利益がなお存在するといえるから、本件裁定申請が不適法であるとまではいえず、被申請人らの主張は採用できないとした。また、既に転居した3人についても、居住時に健康被害を受けたというその主張内容からすれば、当事者適格は認められるとした。

一方、本件各施設から排出される化学物質と申請人らの健康被害との間の因果関係の存否については、裁定委員会は、各施設の調査実施地点では住宅地と比較して高い濃度の化学物質が検出されているが、敷地境界付近において、既に大気中で十分に拡散・希釈されていることが推認され、それ以外は、各施設及び住宅地では、環境基準値等の定めのある化学物質は、同基準等を大きく下回っており、また、定量分析、定性分析の結果は、比較対照と同程度であることから、本件各施設から、特徴的な科学物質が排出されているデータが確認されるものの、これによって周辺の一般環境大気に何らかの影響が及んでいると推測するに足りるだけのデータは取得されていないものといわざるを得ないとした。

また、接地逆転層の発現状況や風の状態といった気象条件が異なる日を比較しても、有意な差は見られず、接地逆転層の発現状況にかかわらず、大気中で十分拡散・希釈されているとした。

そして、以上によれば、本件気象観測調査及び本件VOC等分析調査の結果からは、本件各施設から排出される化学物質は、付近住民に対して健康被害を発生させるほどの濃度で到達しているとは認められないとした。

これらの検討により、平成26年11月19日、裁定委員会は本件裁定申請を棄却した。

XI 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件（平成23年（ケ）第4号事件）

1 事件の概要

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品製造会社から、畜産会社3社（Y1、Y2、Y3）及び畜産事業者1人（Y4）を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は、申請人の所有する井戸について、平成17年2月23日以降に検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による水質汚濁並びに平成12年に検出された大腸菌群による水質汚濁の原因は、被申請人らが養豚場等から排出したし尿並びにY1、Y2及びY4が任意組合のし尿処理施設A（Y1が同施設の維持管理を行っている。）において処理したし尿である、との原因裁定を求めるものである。なお、本申請内容は、加害行為の明確化の観点から、第2回審問期日において変更後の内容で

ある。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、地下水汚染（特に硝酸性窒素による汚染）に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任した。

裁定委員会においては、平成23年9月7日から9日にかけて事務局及び専門委員による現地調査を行った。平成24年3月には現地での第1回審問期日の開催とともに裁定委員会による現地調査も実施した。並行して、同年1月から3月にかけて、現地の水文地質構造等を明らかにするためのボーリング調査等を、平成25年1月から3月にかけて、現地の水文地質構造と被申請人らの畜産施設との関係を明らかにするための水質等調査を職権で実施した。この調査結果については、同年7月に、現地において当事者向け説明会を裁定委員会により開催した。

裁定委員会は、当事者からの主張立証を検証し、職権調査等の結果を受けた専門委員の意見書の提出を受けるなどして、平成26年10月に第2回審問期日を現地で行い、審理を終結した。

3 事件処理の結果

裁定委員会は、平成27年2月10日、本件申請について一部認容の裁定を行い、本事件は終結した。

裁定書では、2回の職権調査結果及びそれに基づく専門委員の意見書等を踏まえて、A付近から申請人井戸までの地下水が同一水脈に由来するものと推認されること、A付近の地下水の硝酸性窒素による汚染の原因が家畜糞尿であると推認されること、Aにおいてし尿の不適切な処理が行われていたと認められること、Y1、Y2及びY4は、Aにし尿を持ち込んでいた主要な業者と推認できることなどを理由として、申請人の所有する井戸について、平成17年2月23日以降に検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による水質汚濁は、平成12年3月頃からAにおいて処理水の蒸発散処理をやめるまでの間、Y1、Y2又はY4がAに持ち込んだし尿の処理を原因とするものと認められるとした。

一方で、Aでの処理以外の各し尿排出行為・し尿処理行為については、いずれも本件井戸における硝酸性窒素等による水質汚濁を引き起こしたと認めるに足りる証拠はない、また、大腸菌群による水質汚濁についても、因果関係を認めることはできないとした。

XII 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（平成23年（ゲ）第5号事件）

1 事件の概要

本事件は、平成23年6月16日、大阪府高槻市の住民2名（家族、X1、X2）から、不動産会社1社及び賃貸住宅所有者1名を相手方（被申請人）として、申請人らが両側感音難聴を発症したほか、不眠症、長期間の睡眠妨害による精神的・肉体的苦痛を受けたのは、賃貸住宅に設置された、被申請人らの管理・所有するエアコン室外機12台（以下「本件室外機」という。）から発生する騒音及び低周波音によるものであるとして、その旨の原因裁定を求めた事案である。

2 事件処理の経過

本事件は、大阪府公害審査会に調停が申し立てられた後に、公害等調整委員会に原因裁定の申請が行われた事例である。このため、公害等調整委員会は本申請受付後、公害紛争処理法第42条の27第2項の規定に基づき、大阪府公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設けた。また、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任した。

裁定委員会においては、2回の現地審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査、測定業者による委託調査、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成26年1月28日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

3 事件処理の結果

本事件では、申請人X1の両耳の感音難聴及び申請人らの受けている睡眠妨害による肉体的・精神的苦痛（疲労を含む。）の一因は、本件室外機の全部又は一部から発生する騒音（低周波音は含まない。）であると認められるとして、本件申請を一部認容した。その理由は次のとおりである。

本件室外機（3階建て賃貸住宅、各階4台で合計12台）は、申請人宅側にある賃貸住宅バルコニーに設置されていた。裁定委員会は、業者に調査を委託して、敷地境界付近及び申請人宅において、騒音・低周波音の測定をさせた（以下「本件調査」という。）。

本件調査は、本件室外機を任意に稼働・停止させる方法で騒音・低周波音の測定を行うとともに、申請人らによる体感調査を実施した。本件調査の結果、一部の時間帯で本件室外機の稼働に起因すると考えられる定常音の音圧レベルの変化が、申請人宅の内外で同調していることが確認された。また、体感調査では、X2については、騒音レベルの変動と不快感の度合いとの間に対応関係が見られ、X1については、騒音レベルの変動と不快感の度合いとの間に対応関係は必ずしも明確ではなかった。

裁定委員会は、本件調査の結果から、申請人らの健康被害の原因が、本件室外機から発生する低周波音にあるとは認められないと判断した。

裁定委員会は、X1について、本件調査では室外機3台以上の同時稼働が確認できなかったなどの制約があった中でも稼働音が申請人宅内に可聴音として伝搬すること、体感調査では対応の可能性が肯定されたこと、本件室外機の他に定常音を伝搬させる音源がなく、X1が、不快感の原因が本件室外機の音にあることを聴覚等で繰り返し確認していることを考慮し、不快を感じる音と本件室外機から発生する騒音は一部で対応していると認めた。その上で、X1がこの種の定常騒音に特に敏感であることが推認されることから、睡眠妨害と本件室外機の稼働音との間の事実的因果関係自体は認めるのが相当であると判断した。また、感音難聴はストレス性のものがあるところ、X1が本件室外機の稼働音によって相当程度のストレスを受けているとうかがわれること、その症状が耳鳴りを伴い、難聴の程度が若干進行するなど、本件建物建築以降、変化していること等を考慮し、X1の感音難聴の原因はストレス性のものと推認され、かつ、本件室外機の稼働音はそのストレス誘因の一つとして位置づけるのが妥当であり、X1の環境音に対する極めて敏感な資質が背景にあることが推認されるが、本件室外機がストレス誘因の一つとなったという意味において、X1の感音難聴と本件室外機の稼働音との間には事実的因果関係があると判断した。

他方、裁定委員会は、X2について、騒音レベルの変動と不快感の度合いとの間に対応関係が見ら

れたこと、本件建物建築後の平成21年10月頃、就寝中に聞こえてきた稼働音で覚醒し、それ以降、本件室外機が多く稼働する毎冬の夜は寝付けない状況が続いている旨述べていることなどから、不快を感じる音と本件室外機の稼働音とは対応していると認めた。しかし、X2の睡眠問題が不眠症の実態を備えているとは認めず、本件室外機の稼働音が一因となって睡眠妨害を受け、それによって肉体的・精神的苦痛を受けているという程度で、事実的因果関係が認められると判断した。

4 裁定書における付言及びその後の経過

本件事件の審理の間、大阪府公害審査会の調停手続は中断された。本事件では、裁定後に大阪府公害審査会における調停手続が續行される見込みであったから、裁定委員会は、裁定書において、上記の因果関係の判断に係る記載に續いて、本事件における騒音対策の例を示し、また、因果関係が認められることと被申請人らに法的責任が認められることは同義ではないことを説示した上で、当事者双方において、現実的な議論と互譲を重ねることが肝要と考える旨付言した。

なお、裁定後、当事者双方は、大阪府公害審査会の調停手続において協議を続け、その際、前記付言なども考慮されたものと思われるが、調停は成立しなかったようである。

XIII 湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件（平成25年（ケ）第12号事件、平成28年（調）第9号事件）

1 事件の概要

本事件は、平成25年7月17日、滋賀県湖南省在住の陸運会社（申請人）が、鑄鉄等加工会社を相手方として、申請人所有の倉庫の屋根、ひさし及びテント等に錆が生じたり穴があいたりする等の被害が生じたのは、被申請人の工場から飛散した鉄粉が原因であるとして、原因裁定を求めた事案である。

2 事件処理の経過及び結果

本事件に関しては、本件申請時点で、申請人（原告）が被申請人（被告）に対して提起した、倉庫の改修費用等に係る損害賠償請求訴訟が天津地方裁判所に係属していたが、本件申請後、同民事訴訟の手続は中断された。

公害等調整委員会は、本件申請受付後直ちに裁定委員会を設けた。また、被申請人の工場から飛散したものと倉庫の屋根等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2名を選任した。

裁定委員会においては、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施の上、平成26年に鉄粉成分分析に係る委託調査、平成27年に金属片の断面分析に係る委託調査を実施した。

裁定委員会は、上記手続を進めた結果、本事件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成28年7月25日の第3回審問期日（京都市で開催）において、公害紛争処理法第42条の33及び第42条の24第1項の規定により本事件を職権で調停に付し（平成28年（調）第9号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日開催された第1回調停期日において、裁定委員会が調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立した。それにより、本件申請は取下げられた

ものとみなされ、本事件は終結した。

XIV 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件（平成28年（ケ）第1号事件）

1 事件の概要

平成28年5月24日、東京都墨田区の金属加工会社及び同社の代表取締役である個人1人から、Y1株式会社及びY2株式会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

本件申請は、申請人が所有する土地及び建物（木造2階建て、1階は申請人会社の作業場で各種の機械等を設置、2階は居住スペース）に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めるというものである。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。また、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任した。

裁定委員会においては、5回の審問期日を開催するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた。

3 事件処理の結果

手続を進めた結果、平成31年3月27日、申請人らの裁定申請は、基礎撤去工事、基礎杭撤去工事並びに基礎杭の杭打ち工事と建物の沈下に因果関係があると認められるので認容、その余は理由がないから棄却とし、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、本事件は終結した。

裁定の概要は次のとおり。

○主文

(1) 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、Y1による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年4月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事並びに同目録記載4の建物の建築工事のうち同年4月頃から同年5月頃までの間の同建物の基礎杭の杭打ち工事によるものであると認められる。

(2) 別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、Y2による同物件目録記載3の建物の解体工事のうち平成25年12月頃から平成26年2月頃までの間の同建物北側の基礎撤去工事及び同建物の基礎杭撤去工事によるものであると認められる。

別紙物件目録記載1の土地及び同目録記載2の建物に生じた別紙被害目録記載の各南側への沈下は、同物件目録記載3の建物の解体工事のうち、Y1は平成25年12月から平成26年2月頃まで、

Y2については平成25年12月から平成26年2月頃までの間、同建物の基礎杭撤去工事によるもの、Y1についてはそれに加えて同目録記載4の建物の建築工事のうち同年4月頃から同年5月頃までの間の同建物の基礎杭の杭打ち工事によるものであると認められる。

(別紙物件目録1～4、別紙被害目録は省略)

- (3) 申請人らのその余の裁定申請（(1)(2)以外の解体工事、及びマンション建築工事に関する部分）を棄却する。

XV 川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件（平成29年（セ）第4号事件、平成29年（調）第4号事件）

1 事件の概要

平成29年3月13日、川崎市内の住人2名（同一世帯。以下X1、X2という。）から、幼稚園を経営する学校法人を被申請人として、責任裁定を求める申請があった。申請の内容は以下のとおりである。

申請人X1は昭和39年2月からの9年間及び平成26年以降、X2は昭和39年2月から現住所に居住している。被申請人は、昭和42年に申請人ら宅の東側に幼稚園を設立し、現在に至るまで事業を続けている。

申請人らは、本件幼稚園設立以来、平日8時台から17時過ぎまで出し続けられる人声、楽器、機械音などの騒音により、平穏な生活を妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けている。X1は、平成27年6月に川崎市に対し騒音苦情を申し立て、同市から被申請人に対して騒音対策をするよう10回以上の指導を行ったが、被申請人は何ら対策を講じなかった。同年11月にはX1が騒音測定を行ったところ、地域の騒音規制基準50dBを超過する騒音を確認されたため、平成28年1月に同市のあっせんにより被申請人との話し合いを行い、騒音対策を求めた。

話し合い後、被申請人は簡単な騒音対策を講じたが、騒音低減がほとんど認められないと判断し、申請人らは、平成28年2月には神奈川県公害審査会へ調停を申請したが、同年10月の第4回期日で不成立となり、その後も騒音が低減しないため、賠償金の支払いを求めて本件申請をするに至った。

2 事件処理の経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。裁定委員会においては、3回の審問期日を開催し、当事者に対する証拠調べを行った。

両当事者の主な主張として、申請人からは、設立当初も苦情を申し立てたが平成28年まで対策がなかった、保育時間の延長、園児数の増加に伴う騒音に対する対策が講じられなかった、平成28年の市を含む三者での話し合いでは、保育中の窓閉めその他の対策で騒音基準値以下を要望したが、約束された建屋（体育館）の窓閉鎖は一階のみであり、依然として規制基準値（50dB）を超えているという主張がなされた。

これに対して、被申請人からは、設立当初の苦情は不知である、保育時間は必ずしも増加している

わけではない、また、窓閉めを励行するなど近隣に配慮してきており、平成 28 年 3 月以降騒音対策工事を行った、市の担当者から「園児の声は数値規制の対象外。ピアノや太鼓は対象になる。」と言われた、建屋（体育館）の二階の窓のある部屋は物置であり、よって閉鎖していない、音は 50dB を超えていないという主張がなされた。

一方、裁定委員会では、裁定を求める事項を判断するために、並行して専門家ヒアリングと事実調査を実施した。専門家ヒアリングでは、①幼稚園・保育園に係る苦情についての一般的な傾向や実例、②幼稚園・保育園の対応、③地方公共団体の対応、④騒音の評価等、についてヒアリングを行った。事実調査では、①申請人宅、被申請人敷地内及びそれらの周辺、②申請人宅の間取り、部屋の状況、敷地境界付近の状況、③被申請人敷地内全体・各部屋の状況、庭・敷地境界付近の状況、について明らかにすべく調査を行った。

こうした中、裁定委員会が当事者双方に対し連絡を行う中で、申請人の意向としては、金銭賠償よりも騒音対策を希望するという、被申請人の意向としては、今後予定している園舎建て替えに際し可能な対策を実施することも検討しており、園舎建て替えまでは現状を前提に対策を検討することがわかった。

3 事件処理の結果

このため、裁定委員会は、平成 29 年 12 月 8 日の第 3 回審問期日において、公害紛争処理法第 42 条の 33 及び第 42 条の 24 第 1 項の規定により本件を職権で調停に付し（平成 29 年（調）第 4 号事件）、同日の第 1 回調停期日において調停条項案を当事者双方に提示した。

調停条項案の内容は、①被申請人は平成 30 年 1 月 31 日までに、指定された窓を閉鎖するとともに、指定箇所に防音シートを設置すること、②被申請人は指定された部屋の使用時に、扉を閉めること、③被申請人は平成 30 年 4 月頃から平成 32 年 3 月頃までの間に予定されている施設の建て替えに際して、近隣への騒音防止に十分配慮した設計を行うこととし、特に申請人らへの騒音（園庭からの騒音を含む。）に配慮すること、等であった。

申請人、被申請人双方がこれを承諾したため、調停が成立した。

本件は、裁定を求めて申請された事件が職権により調停に付されて調停成立に至った事件である。本件のような近隣関係にある当事者の騒音等をめぐる問題は、当事者は裁定後もその場所で生活・活動するものであり、公害等調整委員会としても柔軟かつ円満な解決を目指したいと考えており、本件は職権調停制度の趣旨が生かされた実例と言えよう。

[原因裁定嘱託事件]

XVI 富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件（平成 16 年（ケ）第 3 号）

1 事件の概要

出し平ダムは、関西電力が昭和 60 年に黒部川に完成させた我が国で初めての排砂式ダムであり、平成 3 年 12 月から平成 19 年 7 月までに 15 回の排砂を実施してきた。平成 14 年 12 月、黒部川河口に

東の沿岸海域で主に刺し網漁を営んできた漁業者 13 名と同海域でワカメ養殖を行っていた栽培組合（原告ら）は、排砂により同海域のヒラメ等の魚類や海藻の生育環境が悪化したために漁獲量が減少したと主張して、排砂の差止め及び損害賠償を求める訴訟を富山地方裁判所に提起した。

本件は、この事件の受訴裁判所から公害等調整委員会に対して、当該訴訟の因果関係に係る争点について公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき原因裁定が囑託され、公害等調整委員会が平成 16 年 8 月 4 日付けでこれを受け付けたものであり、公害等調整委員会の創設以来、初めて受訴裁判所から原因裁定の囑託があった事件である。

囑託の趣旨は「原告らが黒部川河口以東の海域において営んできた刺し網漁業及びワカメ栽培業による漁獲量が平成 4 年以降継続的に減少しているのは、被告が、平成 3 年 12 月から継続して出し平ダムのダム底に堆積した土砂を黒部川に排砂したことにより、これが、黒部川のみならず、上記海域に拡散、堆積し、魚類や海藻類の生育環境を破壊したことによるものであるかどうか」というものであった。

2 事件処理の経過及び結果

公害等調整委員会は、囑託を受けて直ちに裁定委員会を設け、その後、ダム排砂と漁業被害に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 3 名を選任した。裁定委員会は、14 回の審問期日を開催して審理を進め、平成 18 年 5 月には当事者や参考人ら 7 名の人証調べを行ったほか、同年 7 月には裁定委員及び専門委員による現地調査、同年 8 月から 9 月にかけて現地で潜水により底質の採取分析等の職権調査を実施した。これらの調査結果により、専門委員らの科学的な分析に基づく報告書が提出された。審理は同年 12 月 21 日の第 14 回審問期日をもって終結し、平成 19 年 3 月 28 日に裁定を行った。また、同日付で、公害等調整委員会の加藤委員長名で、談話を発表した（別記）。

3 裁定の概要

<主文>

- (1) 原告(ワカメの栽培組合)の行ってきたワカメ養殖の収穫が平成 4 年以降不振となったのは、被告が平成 3 年 12 月から実施している出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものと認められる。
- (2) 原告(ワカメの栽培組合)を除くその余の原告らの行ってきた刺し網漁業の漁獲量の変動が上記の出し平ダムの排砂の影響によるものとは認められない。

<理由>

【原告らの主張の概要】

- (1) ダム湖底でスメクタイト（排物の一種である微細な粘土類）が沈殿・堆積し、排砂による一斉大量排出により本件海域に到達すると、海底に沈殿して、海底の固化(ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害する)を生じさせたり、浮遊、舞い上がりによって魚類のえらをつまらせたりする。
- (2) ダム湖に流入した落葉等の有機物は、ダム湖底などで半分解状態となり、これが排砂によって一斉かつ大量に河口周辺の本件海域に運ばれた上、その海底に多量に堆積し、硫酸還元菌により嫌氣的に分解されて、硫化水素、硫化物等が生成され、海底ないし海底直上水を貧酸素状

態にする。

- (3) 排砂によって海底の泥質化が進み、海藻類の生育を阻害し、底生生物の生育環境を悪化させるなどして、魚類の生息環境を悪化させている。
- (4) 以上のメカニズムによって、原告らの漁獲量が減少し、養殖ワカメの不作も生じている（ワカメ養殖は平成10年に廃止を余儀なくされた。）。

【被告の主張の概要】

排砂の海域への影響は、自然な出水の場合と特に異なるものではない。

【裁定理由の要旨】

- (1) スメクタイトが数年単位の短期間で生成されるためには、高温と強アルカリ性の存在が条件となるが、ダム湖底は温度が20℃に達するかどうかである上、pH値も中性であるため、有意な量のスメクタイトが生成されると認めることはできない。
海底の状況に関するビデオ映像や当委員会の実施した調査等を見ても、ヒラメの潜砂行動や底生生物の生息を阻害するような海底の固化が生じているとは認められない。スメクタイトなどの微細な粘土類は、魚類のえらをつまらせることで有害であるが、ダムのない場合の自然な出水と比べて排砂の成分がこの点で特に有害であるとは認められない。
- (2) 半分解状態の有機物がダムのない状態より多量に海底に堆積するとしても、その嫌氣的分解は急激には進まず、また、本件海域は閉鎖的海域でもないことから、海底又は海底直上水に貧酸素状態が生じるとは考えにくい。過去に行われた多数の調査(公害等調整委員会の実施した調査を含む)の結果を見ても、溶存酸素量、酸化還元電位(環境が酸化的であるか還元的であるかを示す指標)の値、或いは硫化物量のデータは、いずれも貧酸素状態の発生を窺わせるものではない。
- (3) 排砂に特有の半分解状態の有機物(黒色濁水の成分)は、排砂時に一緒に流下する粘土粒子を海域で凝集結合させた上、沈殿しやすくさせて本件海域の泥質化を促進し、もともと砂質である本件海域の浅海域(水深およそ20m以浅)に浮泥やぬかるみ状の泥の堆積を生じさせる(ただ、このような泥の堆積は、冬期の波浪などで概ね消失する。)。浅海域以外の本件海域では、排砂が行われる前から泥質が優勢であり、排砂によって特に泥質化した場所があるとは認められない。
- (4) 上記のような浅海域の季節的泥質化は、底生生物や海藻類への影響などを通じて魚類に影響を及ぼしている可能性はあるが、これを認めるに足りる証拠はない。
- (5) 漁獲統計から見ると、平成14年以降、横山・朝日の各海域でヒラメの不漁が続いているが、初回排砂以降平成14年までに10年余が経過していること、飯野・吉原の各海域より黒部川河口から遠く、排砂の影響がより顕著に生じるとは考えにくいことに照らして、排砂との因果関係を認めることはできない。他の魚種については、本件海域に特異的な不漁が生じていることを認め得る証拠がない。
- (6) 養殖ワカメは、排砂が行われるようになってから、収穫量の減少や品質の低下が続くようになったこと、それが泥の浮遊や付着に起因するものと見て矛盾がないこと、その泥の起源として、浅海域に堆積した浮泥やぬかるみ状の泥が冬期(ワカメの成長期)の波浪で巻き上がったことが考えられ、他に泥の起源を考えにくいことから、養殖ワカメの収穫の不振は、排砂に起

因するものと認めることができる。

4 富山地方裁判所における判決

富山地方裁判所は、平成20年11月26日、「公害等調整委員会に対する原因裁定嘱託の結果」を証拠として、ワカメ養殖業者の求めた損害賠償を認容し、その余の請求を棄却した（判例時報2031号101頁掲載）。

＜判決主文＞

- 1 被告は、原告栽培組合に対し、2728万1294円を支払え。
- 2 原告栽培組合のその余の請求及びその余の原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告栽培組合に生じた費用の3分の2と被告に生じた費用の50分の1を被告の負担とし、原告栽培組合に生じたその余の費用と被告に生じた費用の50分の2を原告栽培組合の負担とし、被告に生じたその余の費用をその余の原告らの負担とし、その余は各自の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

5 名古屋高裁金沢支部における和解

静岡新聞の令和4年3月11日(金)の記事によれば、その後の平成23年、名古屋高裁金沢支部で、漁業者が排砂監視に関与できる仕組みをつくることで和解が成立したとのことである。

(出典) https://www.at-s.com/news/article/special/sakura_ebi/008/660895.html

別記 公害等調整委員会委員長の談話

本件は、公害紛争処理法に基づき、公害訴訟係属中の裁判所から、自然科学上の複雑困難な問題点を含む因果関係の存否という訴訟の主要な争点に関して、この点の認定判断につき専門性・機動性を有する当委員会に対して、原因裁定の嘱託がされた、当委員会の三十数年の歴史の中で最初の事件であります。

この嘱託を受けて、当委員会としては、計画的集中審理に加え、当事者主義を採る民事訴訟では行えない職権調査として、委員・専門委員による現地調査のほか、ダイバーによる底質の調査及び長年この海域で潜水調査を行って来た研究者への各種調査と分析の委嘱を行った上、各学界の権威である専門委員らの高レベルの科学的な因果関係の究明に基づく調査報告も受け、充実した審理を遂げて、比較的短期間で、今回の裁定を下すことができ、受訴裁判所の当委員会に対する信頼に応え得たものと考えております。

今後、本件に関する審理の経過、裁定等についての評価を通じて、原因裁定嘱託制度への理解が深まり、また、規制緩和に伴い増加して行くと思われる司法の負担の軽減と司法制度改革審議会の提言にあるADRの活用の観点から、複雑困難な自然科学上の争点を含む公害事件の迅速・適正な処理を図るため、この嘱託制度の活用が検討されることを期待するものであります。

平成19年3月28日

公害等調整委員会委員長 加藤 和夫

XVII 泉大津市土壤汚染被害原因裁定嘱託事件（平成 25 年（ケ）第 11 号事件）

1 事件の概要

平成 16 年頃に、石油事業会社 Y 1 の土地で油の漏えい事故が発覚し、西側に隣接する石油事業会社 X 所有の土地（本件土地）についても汚染が認められたことから、Y 1 が浄化作業を実施していたところ、平成 19 年 3 月に、石油事業会社 Y 2 の土地でも油の漏えい事故が発覚した（Y 2 の土地は Y 1 の土地の南側に隣接し、西側には本件土地が隣接している。）。

X は、平成 23 年 5 月、両事故によって本件土地の土壤が汚染され、これらの事故は Y 1 及び Y 2 の共同不法行為に当たる旨を主張し、Y 1 及び Y 2 に対して土壤改良工事費用など総額 2 億円の損害賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所に提起した。その後、同年 7 月の第 1 回口頭弁論に続き、計 13 回の弁論準備手続が実施され、本件土地の汚染原因について当事者の主張が概ね出揃った状況となった。

この状況にかんがみ、受訴裁判所より公害等調整委員会に対し、当該訴訟の因果関係に係る争点について公害紛争処理法第 42 条の 32 第 1 項に基づき原因裁定が嘱託され、公害等調整委員会が平成 25 年 7 月 2 日付けでこれを受け付けたものである。

嘱託事項は、Y 1 が本件土地に隣接する土地に設置していた送油ポンプからの油の漏えい又は（及び）Y 2 が本件土地に隣接する土地に設置していた油槽所からの油の漏えいと、本件土地の土壤汚染との因果関係の有無であったため、本件裁定ではこの因果関係の存否についてのみ判断を行ったものである。

2 事件処理の経過

嘱託を受けて、公害等調整委員会は直ちに裁定委員会を設け、土壤及び地下水に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 名を選任した。

裁定委員会においては、平成 25 年 12 月に事務局及び専門委員による現地調査を実施し、また、平成 26 年 11 月から翌年 3 月にかけて現地の地下水汚染解析調査を職権により実施するとともに、専門委員の分析に基づく専門委員意見書の提出を受け、平成 28 年 1 月 18 日の第 1 回審問期日をもって審理を終結した。

3 事件処理の結果

裁定委員会は、平成 28 年 4 月 19 日、本件について、本件土地の範囲を区分し、

- ① Y 1 が設置していた軽油タンクと接続する地下埋設配管からの軽油の漏えい及び Y 2 が設置していたタンクからの A 重油の漏えい双方を原因とするもの
- ② Y 1 が設置していた軽油タンクと接続する地下埋設配管からの軽油の漏えいを原因とするもの
- ③ Y 2 が設置していたタンクからの A 重油の漏えいを原因とするもの

として因果関係を認める裁定を行い、本事件は終結した。

裁定書では、まず上記嘱託事項に係る「土壤汚染」について、訴訟における当事者の主張立証を踏まえた嘱託の趣旨をかんがみ、土壤汚染対策法所定の特定有害物質の有無・程度あるいは汚染の除去等の措置を講ずることの要否を問わず、本件土地に軽油や A 重油に起因する油分が含まれている状態

を指しているものと解すこととした。また、いつの時点の本件土地の土壤汚染について原因裁定を求めるものかについて、本件土地に存在する油分の有無及び程度は地下水の流れ等により変化するものであるから、本事件の審問終結時である平成28年1月18日時点の本件土地の土壤汚染の状態について検討した上で、これと上記両事故との間の因果関係の存否について判断を行うこととした。

その上で、当事者より提出された本件土地の土壤汚染状況の調査結果、職権調査結果及び専門委員意見書に基づき、現地の地下水の流れ、各調査時点での本件土地での油分の残存状況等を踏まえて、本件土地にはY1が実施した浄化工事が完了した後もなお土壤汚染が残存していたこと、Y2による漏えいしたA重油が地下水を介して本件土地に流入したことが認められるとした。

さらに、直近の調査（平成23年）においても依然として高い濃度で油分が残存しているといえることから、本件土地において平成23年調査までに確認された土壤汚染は時間の経過とともに地下水の作用により徐々に低減されていく傾向にあるものの、土壤中に存在する油分が地下水の流れによって本件土地から完全に流出するには相当の時間を要するものといえるとした。

以上から、審理終結時点の本件土地の土壤汚染は、①Y1の漏えいが、②Y2による漏えいが、③その双方がそれぞれ原因となって生じているものと認められるとした。

他方、各漏えいの影響の程度について、Y1の漏えいした軽油の総量等が明らかでなく、他に本件土地におけるY1の漏えいによる影響範囲や程度を定量的に評価・判断するに足りる証拠も存在しないことから、各漏えいによる影響の程度を確定することはできないとした。

[義務履行勧告事件]

XVIII 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件（平成20年（リ）第2号）

1 事件の概要

飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件は、平成8年4月24日、福岡県飯塚市の住民4人がし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場を設置管理する被申請人を相手方として、それらの施設から発生する悪臭により、申請人らは、終日窓を閉めた生活を余儀なくされる、外に出ると「つん」と鼻をつき目を刺激して涙が出る、子供たちを外で遊ばせることができない等の生活上の被害を被っているとして、被申請人によるし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場の設置管理とこれらの被害との間に因果関係があるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付され（平成11年（調）第1号事件）、平成11年7月13日に調停が成立した事件である。

主な調停条項は、公害防止協定の締結と環境保全協議会の設置、臭気測定調査と水質のモニタリング調査の実施と結果の公表等である。

平成20年11月17日、前記調停事件の申請人1人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

2 事件処理の経過及び結果

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確

認するなど、手続を進めた結果、被申出人に対し、公害紛争処理法第43条の2第1項前段に基づき、勧告を求める申出のあった平成11年（調）第1号事件の調停条項のうち公害防止協定（案）に準拠した公害防止協定を締結することについて、義務の履行を勧告し、事件は終結した。

第4章 地方公共団体との関係と地方公共団体における対応状況

第1節 地方公共団体に対する指導等

1 公害紛争処理に関する連絡協議

公害等調整委員会及び都道府県公害審査会等（以下「審査会等」という。）は、公害紛争処理法によって定められた管轄に従い、それぞれ独立して紛争の処理に当たっているが、紛争の円滑な処理のためには、公害等調整委員会及び審査会等の相互の情報交換・連絡協議に努めることが必要である。

このため、公害等調整委員会は、公害問題について不断の研究を行い、多数の公害紛争の実例を検討、分析するとともに、各種会議の開催、情報・資料の提供を行うことにより、審査会等との連携を図っている。特に、近年、公害紛争の態様が変化・多様化しており、これに対応して、公害紛争の適切な処理を図っていくため、公害紛争処理に関する共通の問題について、公害等調整委員会及び審査会等が積極的に情報・意見の交換を行うなどして、相互の連携の一層の強化に努めている。

(1) 会議の開催

ア 公害紛争処理連絡協議会の開催

公害等調整委員会では、都道府県公害審査会会長等を対象に、公害紛争に関する特定の問題について情報・意見の交換等を行うことにより、職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、公害紛争処理連絡協議会を原則として対面で開催している。

同協議会は、昭和46年2月の第1回協議会以来、毎年度開催しており、令和4年5月までに52回開催し、公害等調整委員会及び審査会等に係属した主要な事件等に関する経過説明、公害紛争処理法の解釈及び運用上の問題点等についての意見交換並びに公害問題についての講演などを行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度は書面開催を基本としつつ、10月に試行としてウェブ会議により開催し、令和3年度はウェブ会議により開催した。また、令和4年度は公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウムと同時開催した。

イ 公害紛争処理関係ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向等についての情報・意見の交換等を行うことにより、公害紛争処理事務の円滑な実施に資するため、全国を6ブロック（北海道・東北、関東・甲信越・静岡、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄）に分け、ブロックごとに毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和45年9月の第1回会議以来、毎年度開催しており、令和元年度までに50回開催している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度及び令和3年度は開催を中止し、新たに公害紛争処理担当職員の人材育成の一環として、インターネット動画配信に

よる「地方自治体職員向けウェブセミナー」を令和2年度に6回、令和3年度に10回開催した。

(2) 情報・資料の提供

公害等調整委員会及び審査会等における個々の事件の具体的な処理経過、問題となった点等について整理及び分析することは、類似の事件を処理する上で参考となり、また、公害紛争の動向を知る上でも不可欠である。

このため、公害等調整委員会では、審査会等から公害紛争事件について、受付及び終結の段階で報告を聴取し、公害等調整委員会の事件と併せて整理及び分析し、審査会等に情報を提供している。

2 公害苦情処理に関する指導等

公害紛争処理法では、公害苦情の処理は地方公共団体の責務とされ、また、公害等調整委員会は、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うこととされている。このため、公害等調整委員会では、苦情の件数、処理の実態等を把握するために必要な調査を行うとともに、公害苦情相談員等ブロック会議の開催、地方公共団体に対する情報・資料の提供等を行っている。

(1) 会議の開催

ア 公害苦情相談員等ブロック会議の開催

公害等調整委員会では、市（原則として人口10万人以上）及び特別区の公害苦情処理担当職員を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報交換を行うことにより、公害苦情相談の適切な処理の促進に資するため、全国を6ブロック（ブロックの区分は前記1(1)イと同じ。）に分け、ブロックごとに毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催している。

同会議は、昭和51年10月の第1回会議以来、毎年度開催しており、令和元年度までに44回開催している。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度及び令和3年度は開催を中止し、前記1(1)イと同様にインターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催した。

(2) 情報・資料の提供等

ア 情報・資料の提供

公害苦情の相談を担当する職員が苦情を迅速かつ適切に処理する上で、既に解決された具体的事例を参考とすることは極めて有用である。このため、公害等調整委員会では、都道府県の協力を得て、既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、都道府県及び市区町村の担当者に対し、情報・資料を提供している。

イ 公害苦情調査の実施

公害苦情処理事務を円滑に運営する上で、全国の公害苦情の実態を明らかにすることは極めて重要である。

このため、公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の「公害苦情相談窓口」へ寄せら

れた苦情について、その受付状況及び処理状況を統計的に把握し、毎年度、「公害苦情調査」の結果報告書を取りまとめ、公表している。

なお、平成5年度まで、「公害苦情件数調査」と「地方公共団体における公害苦情処理状況」調査を実施していたが、データの精度の向上等を図るため、平成6年度に同調査を一本化し、「公害苦情調査」とした。

第2節 地方公共団体における事件・苦情の処理動向等

1 都道府県公害審査会等における事件の処理状況

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されてから、令和3年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は1,721件である。このうち、終結しているのは1,680件である。

(1) 公害紛争の申請状況

ア 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている（表1参照）。

表1 審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受付件数					終結件数					年度末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
28	51	0	51	0	0	56	20	27	8	1	39
29	41	0	41	0	0	43	16	24	2	1	37
30	38	0	38	0	0	43	9	27	7	0	32
令和 元	45	0	45	0	0	34	11	15	8	0	43
2	40	0	40	0	0	38	8	22	8	0	45
3	32	0	32	0	0	36	8	22	5	1	41
計	1,721	37	1,666	4	14	1,680	661	785	199	35	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。
 3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

イ 都道府県別件数

審査会等の利用状況は、都道府県によってかなり相異があり、制度発足以来の利用件数を都道府県別に見ると、大阪府や東京都のように200件以上の事件を受け付けているところもあるが、11県は10件未満である（表2参照）。

表2 審査会等に係属した事件の都道府県別件数

（単位：件）

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	23	東京都	242	滋賀県	41	香川県	13
青森県	9	神奈川県	88	京都府	66	愛媛県	9
岩手県	4	新潟県	13	大阪府	241	高知県	18
宮城県	24	富山県	12	兵庫県	57	福岡県	29
秋田県	10	石川県	13	奈良県	30	佐賀県	8
山形県	7	福井県	8	和歌山県	23	長崎県	14
福島県	12	山梨県	11	鳥取県	8	熊本県	40
茨城県	13	長野県	44	島根県	15	大分県	10
栃木県	21	岐阜県	20	岡山県	15	宮崎県	7
群馬県	36	静岡県	36	広島県	49	鹿児島県	7
埼玉県	92	愛知県	99	山口県	4	沖縄県	20
千葉県	89	三重県	66	徳島県	5	計	1,721

（注）集計対象期間は、昭和45年11月1日～令和4年3月31日である。

ウ 公害の種類別件数

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、環境基本法第2条第3項に定める公害の種類（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類をいう。）別にみると、騒音に関する事件が最も多く、次いで振動、大気汚染に関する事件が多くなっている（表3参照）。

また、近年、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型7公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

表3 審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)(重複集計)

公害の種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1件当 たりの 公害の 種類あ
		重複 集計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
24	35	60	7	0	3	24	18	2	6	1.7
25	39	57	4	4	5	26	9	1	8	1.5
26	40	60	3	4	3	23	13	5	9	1.5
27	47	70	8	2	0	36	8	2	14	1.5
28	51	85	15	5	1	39	13	1	11	1.7
29	41	64	9	8	2	28	9	1	7	1.6
30	38	64	7	2	4	28	15	0	8	1.7
令和元	45	68	9	5	6	29	12	2	5	1.5
2	40	71	12	4	1	33	12	0	9	1.8
3	32	46	5	1	1	22	8	0	9	1.4
計	1,707	3,172	561	301	159	1,141	583	83	344	1.9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

エ 被害の態様

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、申請人が個人であるか法人であるかをみると、個人が1,589件、法人が118件となっている。また、申請人が個人となっているものについて、その人数をみると、10人未満のものが1,139件、10人以上のものが450件となっている（表4参照）。

表4 審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2 ～ 9 人	10 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 999人	1,000 人以上	
昭和 45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7
24	35	32 (3)	19	10	3	0	0	0	3
25	39	35 (2)	23	9	0	2	1	0	4
26	40	35 (4)	24	9	1	0	1	0	5
27	47	47 (0)	21	25	0	1	0	0	0
28	51	44 (4)	31	10	2	0	1	0	7
29	41	40 (0)	21	13	3	0	3	0	1
30	38	35 (0)	21	11	1	0	1	1	3
令和元	45	43 (0)	28	14	0	0	1	0	2
2	40	37 (0)	23	13	0	0	1	0	3
3	32	28 (0)	20	5	0	1	2	0	4
計	1,707	1,589 (95)	593	546	210	60	146	34	118

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 () 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

次に、申請の内容を被害の種類別にみると、感覚的・心理的被害を訴えるものが1,158件、健康被害を訴えるものが732件、財産被害を訴えるものが475件となっている（重複集計）（表5参照）。

表5 審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)(重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計 〔重複 集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・ 心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
24	35	60	23	17	0	0	20	0
25	39	64	30	11	0	0	22	1
26	40	55	22	15	1	0	15	2
27	47	56	22	10	0	0	24	0
28	51	66	24	11	0	0	31	0
29	41	53	29	11	0	0	13	0
30	38	52	19	8	0	1	24	0
令和元	45	83	31	14	0	0	38	0
2	40	64	23	8	0	0	33	0
3	32	48	14	5	0	0	28	1
計	1,707	2,456	732	475	37	45	1,158	9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

なお、審査会等に係属した調停事件である1,666件には、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、取り扱った事件のうち約3割がおそれ公害事件となっている（表6参照）。

表6 審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
24	35	1	34	2.9
25	39	6	33	15.4
26	39	6	33	15.4
27	47	5	42	10.6
28	51	4	47	7.8
29	41	10	31	24.4
30	38	4	34	10.5
令和元	45	5	40	11.1
2	40	4	36	10.0
3	32	4	28	12.5
計	1,666	433	1,233	26.0

（注）昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

オ 発生源の態様

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、発生源側の当事者をみると、民間企業のみが当事者となっているものが1,025件、国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが336件、民間企業と国、地方公共団体、公団等が当事者となっているものが141件となっている（表7参照）。

表7 審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共団 体、公 団 等	民間企業と国、 地方公共団 体、公 団 等	そ の 他
昭和 45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
24	35	20	4	4	7
25	39	23	10	3	3
26	40	19	5	3	13
27	47	33	4	1	9
28	51	30	7	4	10
29	41	26	3	4	8
30	38	30	3	0	5
令和元	45	29	4	4	8
2	40	23	3	5	9
3	32	20	1	1	10
計	1,707	1,025	336	141	205

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

次に、加害行為とされる主な事業活動の種類をみると、製造・加工関係が462件、建築・土木関係が223件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が210件、廃棄物・下水等が183件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向がみられる（表8参照）。

表8 審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動の種類 年度	合計	製造・加工	建築・土木	廃棄物・下水等処理	交通・運輸	畜産	製錬・採石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
24	35	9	7	0	2	1	0	16
25	39	10	6	4	3	1	1	14
26	40	7	11	5	4	1	1	11
27	47	19	2	4	2	0	0	20
28	51	15	4	3	2	0	1	26
29	41	8	5	5	1	1	0	21
30	38	16	5	2	4	0	1	10
令和元	45	18	6	0	3	0	1	17
2	40	5	4	1	2	1	0	27
3	32	5	2	4	1	0	0	20
計	1,707	462	223	183	210	39	29	561

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

カ 請求事項

令和3年度までに審査会等で受け付けた1,721件のうち義務履行勧告を除いた1,707件について、申請人の請求事項をみると、発生源対策のみを求めるものが1,109件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが377件、金銭支払のみを求めるものが154件となっている。

このうち、発生源対策を求める1,486件について、その内容をみると、施設・作業方法の改善を求めるものが784件、道路等の建設（計画）の差し止めを求めるものが261件、操業停止／移転／施設・作業方法の改善を求めるものが165件、操業停止／移設を求めるものが135件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、審査会等に係属した事件全体の約9割を占めている（表9参照）。

表9 審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対策 ①	発生源 対策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数						
						合計 ①+②	操業停 止/移 転	操業停 止/移 転/施 設・作 業方法 の改善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他	
昭和												
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0	
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0	
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0	
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0	
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0	
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0	
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0	
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0	
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0	
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1	
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0	
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0	
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5	
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7	
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7	
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14	
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10	
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11	
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15	
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8	
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6	
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1	
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2	
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4	
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1	
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2	
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1	
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0	
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3	
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1	
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3	
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1	
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2	
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2	
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2	
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5	
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2	
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3	
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0	
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0	
24	35	7	9	18	1	27	2	7	14	1	3	
25	39	4	7	26	2	33	3	4	21	5	0	
26	40	3	14	21	2	35	4	1	22	6	2	
27	47	1	8	36	2	44	1	2	37	4	0	
28	51	1	14	35	1	49	4	7	33	2	3	
29	41	0	12	29	0	41	3	2	27	5	4	
30	38	4	7	25	2	32	1	3	24	2	2	
令和元	45	3	7	34	1	41	4	4	27	2	4	
2	40	1	11	28	0	39	0	6	31	0	2	
3	32	1	5	25	1	30	2	1	23	2	2	
計	1,703	154	377	1,109	63	1,486	135	165	784	261	141	

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

(2) 公害紛争の処理状況

ア 終結区分別件数

令和3年度までに終結した1,680件について、終結区分別をみると、「打切り」が785件と最も多く、次いで「成立」が661件、「取下げ」が199件となっている（第4章第2節表1参照）。

イ 合意の内容

令和3年度までに成立した661件について、どのような内容で成立したかをみると、発生源対策だけを行うことで合意したものが449件と最も多く、次いで金銭支払だけを行うことで合意したものが89件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが85件となっている。また、発生源対策を行うことで合意した534件の内訳をみると、施設・作業方法の改善／計画の変更が429件と最も多く、次いで「操業停止／移転」が56件、「操業停止／移転／施設・作業方法の改善」が49件となっている（表10参照）。

表 10 審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合 計	金銭支払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合 計 ①+②	操業停 止/移 転 あ	操業停 止/移 転/ 施設・ 作業方 法の改 善ああ	施設・ 作業方 法の改 善/ 計画の 変 更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
24	11	0	3	8	0	11	0	0	11
25	4	0	0	3	1	3	0	3	0
26	13	0	0	13	0	13	2	1	10
27	16	2	1	13	0	14	0	1	13
28	20	1	2	13	4	15	1	1	13
29	16	0	2	14	0	16	2	0	14
30	9	0	2	7	0	9	0	1	8
令和元	11	0	0	11	0	11	2	3	6
2	8	3	0	5	0	5	0	0	5
3	8	1	4	3	0	7	0	0	7
計	661	89	85	449	38	534	56	49	429

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

ウ 処理に要した期間

令和3年度までに終結した1,680件について、申請受付から終結までの期間をみると、「6か月超1年以内」が552件と最も多く、次いで「1年超1年6か月以内」が316件、「3か月超6か月以内」が283件となっている。

なお、終結した全事件の平均処理期間は、14.7か月となっている（表11参照）。

表 11 審査会等に係属した事件の処理期間別最終結案件数

(単位：件)

年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か 月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年 以 内	2 年 を 超 え る	平 均 処 理 期 間
								か月
昭和 45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元 2	25	0	3	11	7	2	2	13.4
3	40	5	3	10	12	4	6	23.1
4	43	1	7	13	14	6	2	12.2
5	36	3	2	11	6	4	10	20.9
6	53	1	7	15	9	7	14	24.9
7	52	3	8	7	11	6	17	21.3
8	41	4	5	5	13	4	10	20.2
9	36	2	2	18	7	1	6	13.7
10	40	4	5	11	11	3	6	15.8
11	45	2	8	12	5	8	10	21.3
12	36	3	1	10	5	7	10	17.5
13	35	2	3	8	10	6	6	19.7
14	28	2	7	11	5	0	3	11.9
15	35	4	3	5	9	3	11	28.7
16	34	2	8	8	11	2	3	13.5
17	45	9	6	10	7	1	12	22.6
18	31	4	6	11	3	1	6	12.3
19	35	7	5	9	9	2	3	11.5
20	39	2	8	10	10	1	8	14.5
21	39	3	6	14	12	3	1	10.6
22	48	7	8	23	4	2	4	9.7
23	35	3	7	16	2	2	5	13.7
24	34	4	6	11	7	3	3	17.7
25	37	6	8	11	6	2	4	18.9
26	30	2	7	14	2	2	3	10.6
27	42	3	9	15	7	4	4	11.7
28	43	3	6	19	5	3	7	15.4
29	56	6	13	27	3	4	3	9.9
30	43	3	9	17	10	2	2	10.2
令和元 30	43	4	10	17	8	2	2	10.3
2	34	2	8	12	11	1	0	9.6
3	38	2	4	15	8	4	5	12.9
3	36	5	8	14	5	2	2	9.7
計	1,680	164	283	552	316	128	237	14.7

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 地方公共団体における公害苦情の状況等

(1) 公害苦情の動向

住民から寄せられる公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談という側面と、行政に対する要望という側面を併せ持っており、公害行政に関する種々の問題を包含している。

また、公害苦情は、住民の公害防止に向けての直接的な行動であって、住民の公害に対する関心の度合いとも関係があり、被害の全てが公害苦情として寄せられているわけではないが、公害被害の現状を反映しているものといえる。

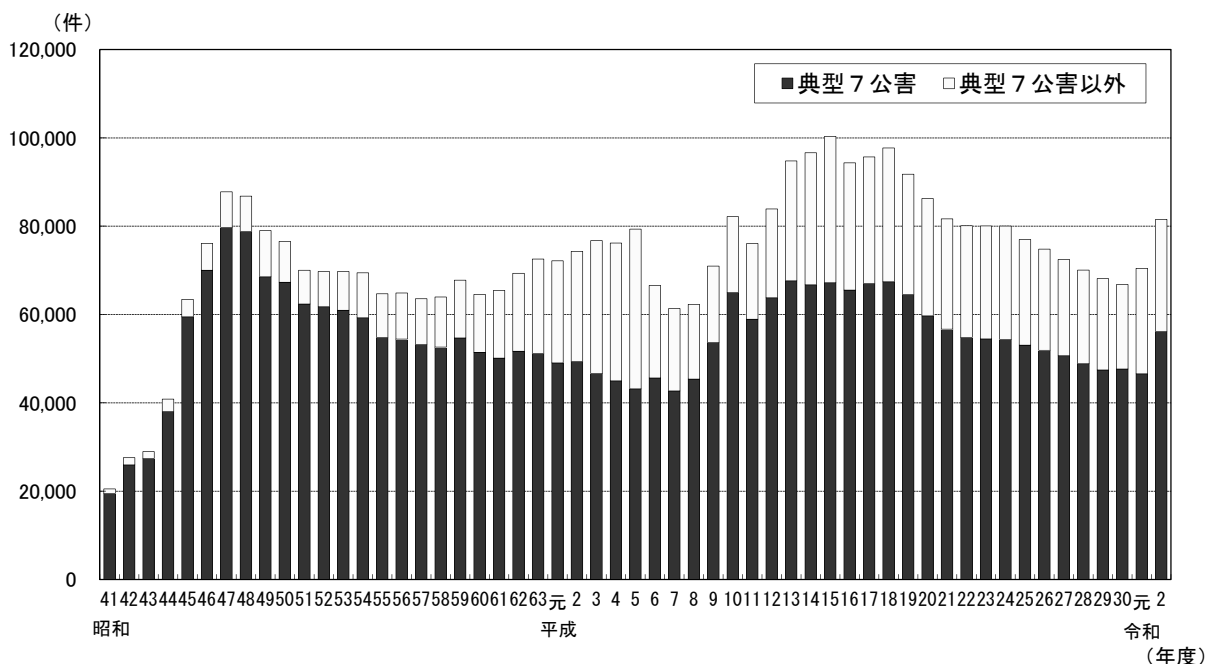
公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握することにより、公害苦情の実態を明らかにし、公害対策等の基礎資料を提供するとともに、公害苦情処理事務の円滑な運営に資するため、公害紛争処理法第49条の2の規定に基づき、毎年度、全国の都道府県及び市町村（特別区を含む。）を対象として「公害苦情調査」を実施している。

ア 公害苦情の受付状況

⑦ 公害苦情受付件数の推移

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口が毎年度新規に受け付けた公害苦情の受付件数（以下「公害苦情受付件数」という。）の推移を見ると、平成15年度に、昭和41年度の調査開始後初めて10万件を上回り、その後平成16年度は一旦減少し、平成17年度、平成18年度と続けて増加した。平成19年度以降は毎年度減少となっていたものの、令和元年度、令和2年度は2年連続の増加となった（図1参照）。

図1 全国の公害苦情受付件数の推移

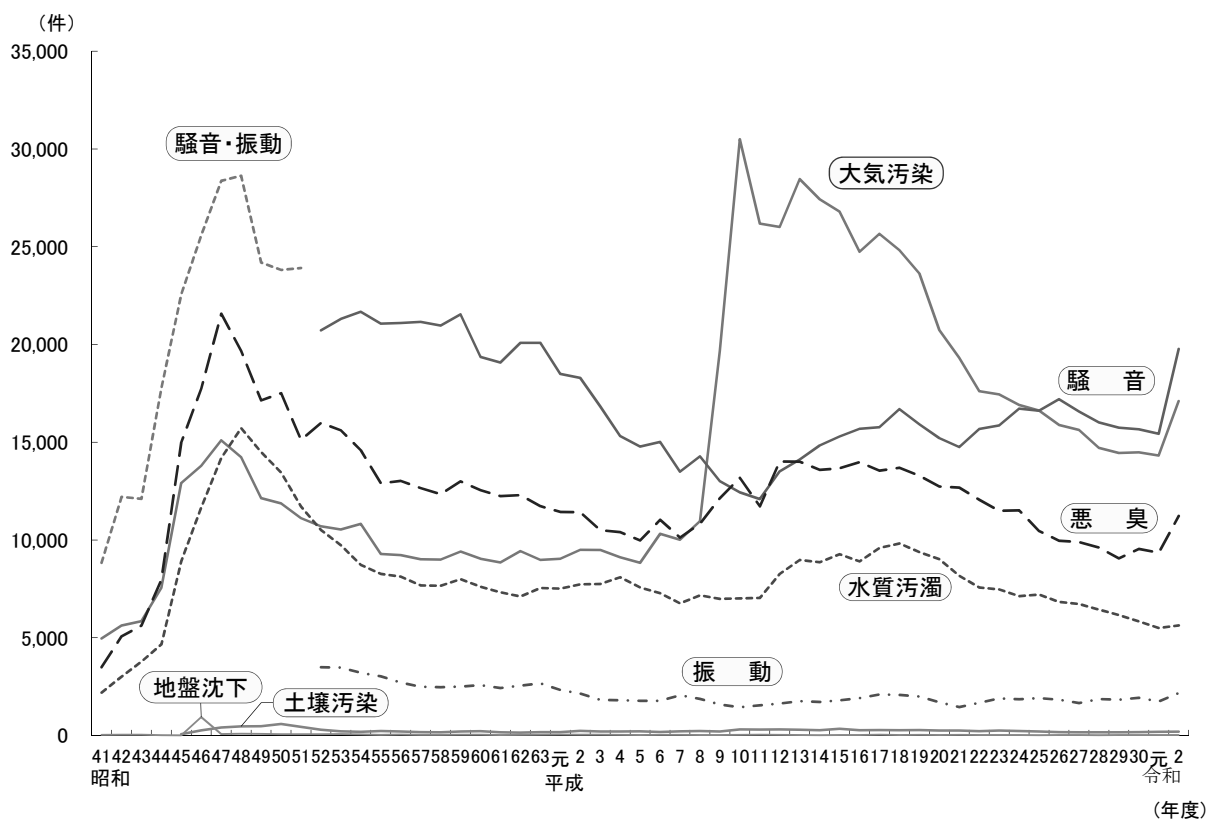


(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている（以下の図表において同じ）。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない（以下の図表において同じ）。

① 種類別公害苦情受付件数

典型7公害の公害苦情受付件数を公害の種類別にみると、平成8年度までは、騒音が最も多く、次いで悪臭、大気汚染の順となっていた。平成9年度以降は大気汚染が最も多くなっていたが、平成26年度以降は騒音が最も多く、次いで大気汚染、悪臭の順となっており、上位3つの公害で全体の約9割を占めている（図2参照）。

図2 典型7公害の種類別、公害苦情受付件数の推移



典型7公害以外の公害苦情受付件数を公害の種類別にみると、近年は、生活系の廃棄物投棄が最も多く、全体の3割以上を占めている。

⑦ 主な発生原因別公害苦情受付件数

公害苦情受付件数を主な発生原因別にみると、昭和40年代の後半では、製造業に集中していたが、その後は公害規制行政の徹底や公害防止技術の向上などに伴い、これら事業所を発生原因とする苦情が減少傾向で推移した。

令和2年度の公害苦情受付件数である81,557件を主な発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」の15,987件（19.6%）が最も多く、次いで「工事・建設作業」が11,865件（14.5%）、「廃棄物投棄」が11,058件（13.6%）、「自然系」が8,000件（9.8%）、「産業用機械作業」が5,134件（6.3%）となっている（表12参照）。

表 12 公害の種類、公害の主な発生原因別公害苦情受付件数（令和2年度）

公害の主な発生原因	合計	典型7公害									典型7公害以外			
		計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動		地盤沈下	悪臭	計	廃棄物投棄	その他	
							低周波音							
合計	81,557	56,123	17,099	5,631	194	19,769	313	2,174	20	11,236	25,434	11,978	13,456	
公害苦情受付件数	焼却(施設)	1,342	1,268	928	1	0	13	0	0	0	326	74	20	54
	産業用機械作動	5,134	5,091	474	20	1	3,572	68	224	0	800	43	2	41
	産業排水	1,065	1,035	2	746	7	4	0	0	0	276	30	8	22
	流出・漏洩	3,193	2,982	93	2,192	108	36	1	2	3	548	211	23	188
	工事・建設作業	11,865	11,517	2,059	190	14	7,454	7	1,535	3	262	348	77	271
	飲食店営業	1,906	1,873	51	92	1	1,028	5	3	0	698	33	3	30
	カラオケ	881	880	0	0	0	880	0	0	0	0	1	0	1
	移動発生源(自動車運行)	1,805	1,138	114	113	2	692	7	197	1	19	667	3	664
	移動発生源(鉄道運行)	82	82	0	1	0	55	1	26	0	0	0	0	0
	移動発生源(航空機運航)	351	348	1	0	0	347	1	0	0	0	3	1	2
	廃棄物投棄	11,058	164	10	62	6	16	0	0	0	70	10,894	10,838	56
	家庭生活(機器)	814	735	38	12	2	542	57	9	0	132	79	49	30
	家庭生活(ペット)	714	355	0	0	2	238	0	0	0	115	359	5	354
	家庭生活(その他)	3,859	2,603	169	296	16	860	13	6	2	1,254	1,256	560	696
	焼却(野焼き)	15,987	14,962	12,363	5	4	2	0	0	1	2,587	1,025	78	947
	自然系	8,000	588	31	283	2	49	1	0	1	222	7,412	19	7,393
その他	9,111	6,397	522	336	15	3,264	40	81	2	2,177	2,714	180	2,534	
不明	4,390	4,105	244	1,282	14	717	112	91	7	1,750	285	112	173	
構成比(%)	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	焼却(施設)	1.6	2.3	5.4	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	2.9	0.3	0.2	0.4
	産業用機械作動	6.3	9.1	2.8	0.4	0.5	18.1	21.7	10.3	0.0	7.1	0.2	0.0	0.3
	産業排水	1.3	1.8	0.0	13.2	3.6	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.1	0.1	0.2
	流出・漏洩	3.9	5.3	0.5	38.9	55.7	0.2	0.3	0.1	15.0	4.9	0.8	0.2	1.4
	工事・建設作業	14.5	20.5	12.0	3.4	7.2	37.7	2.2	70.6	15.0	2.3	1.4	0.6	2.0
	飲食店営業	2.3	3.3	0.3	1.6	0.5	5.2	1.6	0.1	0.0	6.2	0.1	0.0	0.2
	カラオケ	1.1	1.6	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	移動発生源(自動車運行)	2.2	2.0	0.7	2.0	1.0	3.5	2.2	9.1	5.0	0.2	2.6	0.0	4.9
	移動発生源(鉄道運行)	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	移動発生源(航空機運航)	0.4	0.6	0.0	0.0	0.0	1.8	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	廃棄物投棄	13.6	0.3	0.1	1.1	3.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.6	42.8	90.5	0.4
	家庭生活(機器)	1.0	1.3	0.2	0.2	1.0	2.7	18.2	0.4	0.0	1.2	0.3	0.4	0.2
	家庭生活(ペット)	0.9	0.6	0.0	0.0	1.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.0	1.4	0.0	2.6
	家庭生活(その他)	4.7	4.6	1.0	5.3	8.2	4.4	4.2	0.3	10.0	11.2	4.9	4.7	5.2
	焼却(野焼き)	19.6	26.7	72.3	0.1	2.1	0.0	0.0	0.0	5.0	23.0	4.0	0.7	7.0
自然系	9.8	1.0	0.2	5.0	1.0	0.2	0.3	0.0	5.0	2.0	29.1	0.2	54.9	
その他	11.2	11.4	3.1	6.0	7.7	16.5	12.8	3.7	10.0	19.4	10.7	1.5	18.8	
不明	5.4	7.3	1.4	22.8	7.2	3.6	35.8	4.2	35.0	15.6	1.1	0.9	1.3	

(注) 1 構成比(%)については、四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある(以下の表で同じ)。

2 「その他」とは、「焼却(施設)」から「自然系」までの分類に該当しないものをいう。

イ 公害苦情の処理状況

全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口の毎年度の取扱件数は、新規受付件数に前年度からの繰越件数を足した件数であり、処理の区分で見ると、毎年度処理した件数になるため、「処理件数」という整理をしている。

処理の区分には、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解決したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じた「直接処理」、他の機関に移送して処理される「他の機関へ移送」、翌年度へ繰越、申立人が当局の措置又は説明に納得しないが、他に苦情を解決する方法がない等の「その他」がある。

⑦ 処理件数

令和2年度までの典型7公害の処理件数について、処理の区分をみると、「直接処理」が8割以上で推移している。

直近である令和2年度の典型7公害の処理件数である60,446件について、処理の区分をみると、「直接処理」が49,861件(82.5%)と最も多く、次いで「翌年度へ繰越」が4,858件(8.0%)、「その他」が4,155件(6.9%)、「他の機関へ移送」が1,572件(2.6%)となっている(表13参照)。

表13 処理の区分別典型7公害の処理件数

(単位：件)

		合計	直接処理	他へ移送（警察、 国等の機関へ）	翌年度へ繰越	その他
直接 処理 件数	平成11年度	66,952	56,356	620	7,846	2,130
	12	72,137	60,326	861	9,045	1,905
	13	76,015	64,344	1,101	8,733	1,837
	14	74,338	64,069	960	7,659	1,650
	15	73,904	64,064	923	7,052	1,865
	16	71,876	61,800	1,033	6,092	2,951
	17	72,238	62,416	1,189	5,715	2,918
	18	72,806	62,395	1,278	5,514	3,619
	19	69,542	59,328	1,099	5,171	3,944
	20	64,515	55,381	1,016	4,740	3,378
	21	60,627	51,010	911	4,883	3,823
	22	59,374	49,925	916	5,245	3,288
	23	59,490	49,967	812	5,525	3,186
	24	59,675	49,509	830	6,106	3,230
	25	58,874	49,028	791	6,168	2,887
	26	57,865	48,112	744	6,193	2,816
	27	54,877	46,784	873	4,238	2,982
	28	52,856	44,799	755	4,360	2,942
	29	51,620	43,569	738	4,464	2,849
	30	51,948	43,604	815	4,592	2,937
	令和元年度	51,137	42,121	1,377	4,389	3,250
2	60,446	49,861	1,572	4,858	4,155	
構成 比 (%)	平成11年度	100.0	84.2	0.9	11.7	3.2
	12	100.0	83.6	1.2	12.5	2.6
	13	100.0	84.6	1.4	11.5	2.4
	14	100.0	86.2	1.3	10.3	2.2
	15	100.0	86.7	1.2	9.5	2.5
	16	100.0	86.0	1.4	8.5	4.1
	17	100.0	86.4	1.6	7.9	4.0
	18	100.0	85.7	1.8	7.6	5.0
	19	100.0	85.3	1.6	7.4	5.7
	20	100.0	85.8	1.6	7.3	5.2
	21	100.0	84.1	1.5	8.1	6.3
	22	100.0	84.1	1.5	8.8	5.5
	23	100.0	84.0	1.4	9.3	5.4
	24	100.0	83.0	1.4	10.2	5.4
	25	100.0	83.3	1.3	10.5	4.9
	26	100.0	83.1	1.3	10.7	4.9
	27	100.0	85.3	1.6	7.7	5.4
	28	100.0	84.8	1.4	8.2	5.6
	29	100.0	84.4	1.4	8.6	5.5
	30	100.0	83.9	1.6	8.8	5.7
	令和元年度	100.0	82.4	2.7	8.6	6.4
2	100.0	82.5	2.6	8.0	6.9	

① 苦情の処理に要した期間

令和2年度までに直接処理された典型7公害の処理件数について、苦情の申立てから処理までに要した期間（処理期間）をみると、1か月以内の短期間に処理された割合が約6割であったが、平成12年度以降、7割以上となっている。

直近である令和2年度に直接処理された典型7公害の処理件数である49,861件について、処理期間をみると、「1週間以内」が33,861件（67.9%）と最も多く、次いで「3か月超～6か月以内」が5,548件（11.1%）、「1週間超～1か月以内」が4,102件（8.2%）となっており、1か月以内の短期間に処理された割合は約8割である（表14参照）。

表14 苦情の処理に要した期間別典型7公害の直接処理件数

（単位：件）

		合計	1週間以内	1週間超～ 1か月以内	1か月超～ 3か月以内	3か月超～ 6か月以内	6か月超～ 1年以内	1年超	
直接 処理 件数	平成11年度	56,356	31,363	6,719	4,900	6,253	3,233	2,128	
	12	60,326	36,323	6,692	4,701	6,379	3,334	1,767	
	13	64,344	40,523	6,604	4,832	6,169	3,237	2,014	
	14	64,069	41,274	6,311	4,488	5,848	3,285	1,974	
	15	64,064	42,505	6,215	4,312	5,506	3,087	1,870	
	16	61,800	40,704	5,867	4,557	5,844	3,076	1,752	
	17	62,416	41,814	5,739	4,021	6,433	2,842	1,567	
	18	62,395	42,804	5,477	3,995	5,938	2,557	1,624	
	19	59,328	41,565	4,988	3,311	5,818	2,214	1,432	
	20	55,381	39,350	4,414	2,866	5,171	2,053	1,527	
	21	51,010	36,413	4,103	2,672	4,945	1,903	974	
	22	49,925	35,376	4,159	2,648	4,957	1,952	833	
	23	49,967	35,380	4,141	2,591	4,909	2,031	915	
	24	49,509	34,797	4,011	2,708	4,975	2,087	931	
	25	49,028	34,340	3,881	2,663	5,075	2,086	983	
	26	48,112	33,163	3,965	2,591	4,916	2,404	1,073	
	27	46,784	31,792	3,939	2,477	5,423	2,039	1,114	
	28	44,799	30,184	3,752	2,665	5,156	2,181	861	
	29	43,569	28,891	3,672	2,476	5,173	2,158	1,199	
	30	43,604	28,752	3,654	2,468	5,558	2,153	1,019	
	令和元年度	42,121	27,987	3,586	2,374	4,742	2,131	1,301	
	2	49,861	33,861	4,102	2,733	5,548	2,413	1,204	
	構成 比 (%)	平成11年度	100.0	55.7	11.9	8.7	11.1	5.7	3.8
		12	100.0	60.2	11.1	7.8	10.6	5.5	2.9
		13	100.0	63.0	10.3	7.5	9.6	5.0	3.1
		14	100.0	64.4	9.9	7.0	9.1	5.1	3.1
		15	100.0	66.3	9.7	6.7	8.6	4.8	2.9
		16	100.0	65.9	9.5	7.4	9.5	5.0	2.8
		17	100.0	67.0	9.2	6.4	10.3	4.6	2.5
		18	100.0	68.6	8.8	6.4	9.5	4.1	2.6
		19	100.0	70.1	8.4	5.6	9.8	3.7	2.4
20		100.0	71.1	8.0	5.2	9.3	3.7	2.8	
21		100.0	71.4	8.0	5.2	9.7	3.7	1.9	
22		100.0	70.9	8.3	5.3	9.9	3.9	1.7	
23		100.0	70.8	8.3	5.2	9.8	4.1	1.8	
24		100.0	70.3	8.1	5.5	10.0	4.2	1.9	
25		100.0	70.0	7.9	5.4	10.4	4.3	2.0	
26		100.0	68.9	8.2	5.4	10.2	5.0	2.2	
27		100.0	68.0	8.4	5.3	11.6	4.4	2.4	
28		100.0	67.4	8.4	5.9	11.5	4.9	1.9	
29		100.0	66.3	8.4	5.7	11.9	5.0	2.8	
30		100.0	65.9	8.4	5.7	12.7	4.9	2.3	
令和元年度		100.0	66.4	8.5	5.6	11.3	5.1	3.1	
2		100.0	67.9	8.2	5.5	11.1	4.8	2.4	

（注）平成15年度以前の合計には処理期間「不明」が含まれている。

㊦ 騒音規制法等の公害規制法令違反状況

令和2年度までに直接処理された典型7公害の処理件数について、苦情の対象となった事業活動等と法令との関係を見ると、「法令に違反していた」割合は減少傾向で推移している。

直近である令和2年度に直接処理された典型7公害である49,861件について、苦情の対象となった事業活動と法令との関係を見ると、「法令に違反しなかった」22,952件(46.0%)が最も多く、次いで「不明」が18,228件(36.6%)、「法令に違反していた」が8,681件(17.4%)となっている(表15参照)。

表 15 法令との関係別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

		合 計	法令に違反して いた	法令に違反して いなかった	不明
直接 処理 件数	平成11年度	56,356	8,637	30,738	16,981
	12	60,326	10,335	32,790	17,201
	13	64,344	12,335	33,292	18,717
	14	64,069	12,551	32,588	18,930
	15	64,064	13,486	31,195	19,383
	16	61,800	14,746	25,726	21,328
	17	62,416	13,326	26,068	23,022
	18	62,395	12,510	24,217	25,668
	19	59,328	12,131	21,831	25,366
	20	55,381	10,094	20,378	24,909
	21	51,010	9,181	18,242	23,587
	22	49,925	8,168	18,330	23,427
	23	49,967	7,215	18,576	24,176
	24	49,509	7,056	18,811	23,642
	25	49,028	6,874	18,682	23,472
	26	48,112	6,543	17,904	23,665
	27	46,784	6,593	17,138	23,053
	28	44,799	6,360	16,362	22,077
	29	43,569	5,365	16,459	21,745
	30	43,604	5,407	16,124	22,073
	令和元年度	42,121	6,839	18,900	16,382
2	49,861	8,681	22,952	18,228	
構 成 比 (%)	平成11年度	100.0	15.3	54.5	30.1
	12	100.0	17.1	54.4	28.5
	13	100.0	19.2	51.7	29.1
	14	100.0	19.6	50.9	29.5
	15	100.0	21.1	48.7	30.3
	16	100.0	23.9	41.6	34.5
	17	100.0	21.4	41.8	36.9
	18	100.0	20.0	38.8	41.1
	19	100.0	20.4	36.8	42.8
	20	100.0	18.2	36.8	45.0
	21	100.0	18.0	35.8	46.2
	22	100.0	16.4	36.7	46.9
	23	100.0	14.4	37.2	48.4
	24	100.0	14.3	38.0	47.8
	25	100.0	14.0	38.1	47.9
	26	100.0	13.6	37.2	49.2
	27	100.0	14.1	36.6	49.3
	28	100.0	14.2	36.5	49.3
	29	100.0	12.3	37.8	49.9
	30	100.0	12.4	37.0	50.6
	令和元年度	100.0	16.2	44.9	38.9
2	100.0	17.4	46.0	36.6	

(注) 令和元年度以降の「法令に違反していた」は「規制に関する違反」及び「その他の違反」の合計。

㊦ 防止対策の実施状況

令和2年度内に直接処理された典型7公害の処理件数について、防止対策の実施の状況を見ると、「防止対策を講じた」割合は減少傾向で推移している。

直近である令和2年度に直接処理された典型7公害である49,861件について、防止対策の実施の状況を見ると、「防止対策を講じた」が30,170件(60.5%)と最も多く、次いで「不明」が10,405件(20.9%)、「防止対策を何も講じていない」が9,286件(18.6%)となっている(表16参照)。

表16 防止対策の実施状況別典型7公害の直接処理件数

(単位：件)

		合計	防止対策を講じた	防止対策は講じていない	不明
直接 処 理 件 数	平成11年度	56,356	36,838	10,040	9,478
	12	60,326	40,261	10,964	9,101
	13	64,344	43,268	11,456	9,620
	14	64,069	43,670	11,361	9,038
	15	64,064	43,592	11,547	8,925
	16	61,800	40,095	10,907	10,798
	17	62,416	38,347	11,757	12,312
	18	62,395	37,629	10,743	14,023
	19	59,328	34,867	10,876	13,585
	20	55,381	32,078	10,564	12,739
	21	51,010	28,846	10,025	12,139
	22	49,925	27,493	10,668	11,764
	23	49,967	26,874	10,443	12,650
	24	49,509	26,342	9,909	13,258
	25	49,028	25,389	9,838	13,801
	26	48,112	25,158	9,270	13,684
	27	46,784	24,181	8,574	14,029
	28	44,799	22,572	8,102	14,125
	29	43,569	21,476	8,039	14,054
	30	43,604	20,734	7,672	15,198
令和元年度	42,121	24,884	7,578	9,659	
2	49,861	30,170	9,286	10,405	
構 成 比 (%)	平成11年度	100.0	65.4	17.8	16.8
	12	100.0	66.7	18.2	15.1
	13	100.0	67.2	17.8	15.0
	14	100.0	68.2	17.7	14.1
	15	100.0	68.0	18.0	13.9
	16	100.0	64.9	17.6	17.5
	17	100.0	61.4	18.8	19.7
	18	100.0	60.3	17.2	22.5
	19	100.0	58.8	18.3	22.9
	20	100.0	57.9	19.1	23.0
	21	100.0	56.5	19.7	23.8
	22	100.0	55.1	21.4	23.6
	23	100.0	53.8	20.9	25.3
	24	100.0	53.2	20.0	26.8
	25	100.0	51.8	20.1	28.1
	26	100.0	52.3	19.3	28.4
	27	100.0	51.7	18.3	30.0
	28	100.0	50.4	18.1	31.5
	29	100.0	49.3	18.5	32.3
	30	100.0	47.6	17.6	34.9
令和元年度	100.0	59.1	18.0	22.9	
2	100.0	60.5	18.6	20.9	

(注) 令和元年度以降の「防止対策を講じた」は「作業方法、使用方法の改善」及び「その他の方法で対策を講じた」の合計。

ウ 公害苦情処理担当職員数の推移

地方公共団体において、公害苦情処理担当職員数の推移をみると、平成28年度以降は1万人台で推移しており、専任ではなく、兼任が約9割以上で推移している。

直近である令和2年度末（令和3年3月31日）現在、公害苦情処理担当職員は10,842人（専任153人、兼任10,689人）となっている（表17参照）。

表 17 公害苦情処理担当職員の推移

（単位：人）

	合 計			公 害 苦 情 相 談 員			公害苦情相談員以外の職員		
	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任
平成11年度	13,242	1,025	12,217	3,016	335	2,681	10,226	690	9,536
12	13,036	872	12,164	2,661	261	2,400	10,375	611	9,764
13	13,077	814	12,263	2,530	257	2,273	10,547	557	9,990
14	13,216	630	12,586	2,522	157	2,365	10,694	473	10,221
15	13,163	619	12,544	2,539	155	2,384	10,624	464	10,160
16	12,236	484	11,752	2,313	107	2,206	9,923	377	9,546
17	11,745	423	11,322	2,145	99	2,046	9,600	324	9,276
18	11,801	400	11,401	2,114	97	2,017	9,687	303	9,384
19	11,716	367	11,349	2,094	89	2,005	9,622	278	9,344
20	11,539	377	11,162	1,946	74	1,872	9,593	303	9,290
21	11,339	344	10,995	1,859	65	1,794	9,480	279	9,201
22	11,315	246	11,069	1,812	46	1,766	9,503	200	9,303
23	11,292	232	11,060	1,811	46	1,765	9,481	186	9,295
24	11,207	225	10,982	1,794	43	1,751	9,413	182	9,231
25	11,128	205	10,923	1,741	38	1,703	9,387	167	9,220
26	11,120	207	10,913	1,738	42	1,696	9,382	165	9,217
27	11,053	209	10,844	1,763	40	1,723	9,290	169	9,121
28	10,963	187	10,776	1,712	35	1,677	9,251	152	9,099
29	10,874	180	10,694	1,691	25	1,666	9,183	155	9,028
30	10,912	176	10,736	1,658	26	1,632	9,254	150	9,104
令和元年度	10,924	166	10,758	1,620	25	1,595	9,304	141	9,163
2	10,842	153	10,689	1,557	17	1,540	9,285	136	9,149
〔構成比（％）〕	〔100.0〕	〔1.4〕	〔98.6〕	〔14.4〕	〔0.2〕	〔14.2〕	〔85.6〕	〔1.3〕	〔84.4〕

第3編 土地利用調整制度と業務の動向

第1章 土地利用調整制度の概要

第1節 概説

公害等調整委員会が所掌している鉱業等に係る土地利用調整制度は、昭和26年の土地調整委員会の発足とともに確立し、その後幾多の変遷を経て現在に至っているものである。

土地利用の調整に関しては、国土が狭小な我が国では、様々な産業が併存し他者の権利や一般公益と競合するため、公益的な観点から土地利用の適正な在り方を判断することが必要であり、判断に当たっては公正・中立性や専門性が求められる。

当初、この制度は、鉱業法に基づく鉱区禁止地域の指定に関する事項と、鉱業法及び採石法に関する一定の処分に対する不服の裁定に関する事項を内容としていたが、その後の森林法、農地法、自然公園法、河川法、砂利採取法、都市計画法等土地利用に関連する法制の整備に伴い、これらの法律に基づく行政庁の一定の処分に対する不服の裁定についても逐次追加され、制度の整備がなされてきた。

第1編第1章で述べたような経緯で、土地調整委員会を引き継いで、現在、公害等調整委員会が所掌する鉱業等に係る土地利用調整制度は、大別すると以下の三つとなる。

- ① 鉱業権の設定を一般的に禁止する地域を指定する一般処分たる性格を有する鉱区禁止地域の指定制度
- ② 行政処分に対する不服申立てを裁定する行政審判たる性格を有する不服裁定制度
- ③ 土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するために行う意見の申出、承認等の制度

以下において、現在、公害等調整委員会が所掌しているこのような鉱業等に係る土地利用調整に係る各制度の概要を記すこととする。

第2節 鉱区禁止地域の指定制度

鉱区禁止地域とは、鉱業権の設定が禁止される地域である。鉱業法第15条は「公害等調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でない」と認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域（以下「鉱区禁止地域」という。）は、その鉱物については、鉱区とすることができない。」とされている。

このように鉱区禁止地域の指定は、当該地域を鉱業と一般公益又は各種産業とのいずれの利用に供するのが適当かという見地からなされるものである。このため、この指定手続は、広く各分野の意見を聴取して決定される必要がある。鉱業法では鉱区禁止地域の指定につ

いては前記の規定を置いているだけであり、指定のための具体的手続は、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律」（以下、この章において「調整法」という。）に規定されている。

同法による指定手続の概要は、次のとおりである。

1 指定請求権者

鉱区禁止地域の指定の請求ができるのは、各大臣又は都道府県知事である（調整法第 22 条第 1 項）。指定が公益的見地からなされるものであるため、この手続の発動を求める指定の請求権者も公益を具現すべき立場にある各大臣又は都道府県知事に限っているのである。

2 指定手続

指定請求があったときは、公害等調整委員会は、直ちに指定請求があった旨の公示を行う（調整法第 22 条第 2 項）。また、鉱業法の所管大臣である経済産業大臣の意見を聴くとともに、広く一般の意見を求めるための公聴会を開催し、さらに、土地所有者、鉱業権者等の利害関係人の意見を聴取するための審問を行うこととなっている（調整法第 23 条）。

3 指定

公害等調整委員会は、各方面の意見を聞き、また、必要に応じて各種の調査を行って、当該請求が「当該地域において鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるとき」は、当該地域を鉱区禁止地域として指定する（鉱業法第 15 条、調整法第 23 条第 1 項）。

この指定は、対象地域及び対象鉱物を指定し、理由を付して行われる。指定が行われたときは、指定請求者に通知するとともに、これを公示する（調整法第 23 条第 3 項、第 4 項）。公害等調整委員会が必要と認めない場合は、指定を拒否することができる。この場合も、理由を付して通知し、公示する。

4 指定の効果

鉱区禁止地域の指定が行われた場合には、経済産業大臣は当該指定地域については鉱区とすることはできない（鉱業法第 15 条）。この指定の効果は、指定の公示の日から 30 日を経過した日に発生する（調整法第 23 条第 5 項）。

5 指定の解除

各大臣又は都道府県知事は、鉱区禁止地域の指定の解除を請求することができる。この場合の請求の公示、解除のための手続については、鉱区禁止地域の指定の規定が準用される（調整法第 24 条）。

6 鉱区の減少又は取消の勧告

公害等調整委員会は、鉱区禁止地域内における指定鉱物の掘採が著しく公共の福祉に反するようになっていると認めるときは、経済産業大臣に対し、鉱業法第53条の規定による処分（鉱区の減少又は鉱業権の取消し）をなすべきことを勧告することができることとされている（鉱業法第15条第2項）。

この勧告制度は、鉱区禁止地域の指定が既存の鉱業権の効力を否定するものではないことから、鉱区禁止地域の指定制度の趣旨を実質的に担保するために設けられたものである。

第3節 不服の裁定制度

公害等調整委員会が所掌している不服の裁定制度は、現在、土地利用に係る16の法律に基づく一定の行政処分を対象としている。この制度は、鉱業、採石業又は砂利採取業と他産業又は一般公益とのいずれかの利益に係る行政処分に対する公害等調整委員会の裁定を通じて、鉱業等に係る土地利用に関し、「現実の利益衝突」が起きる前に、公益的な観点から、事前にいわば、行政的、政策的な総合調整を図ろうとする制度である。

不服裁定制度は、これらの行政処分に対する争訟については裁判所に直接出訴することを許さず（裁定前置）、また、取り扱う事案が各種権益の調整という側面を有することから、行政不服審査の一般法である行政不服審査法による手続ではなく、事案審理について独立性を保障されている公害等調整委員会が公開、直接審理等の準司法的な手続により、裁定を行うものである。

この公害等調整委員会の行った裁定又は裁定申請の却下の決定に対し不服のある場合には、国を被告として、東京高等裁判所に訴えを提起することとなっており、一審代替性を有する。

なお、これらの不服裁定の申立てについては、鉱業法、採石法及び砂利採取法以外の法律による処分の場合には、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整（河川法の場合は、鉱業又は採石業との調整）に関するものであるときに限られ、また、鉱業法、採石法に基づく一定の処分についても、処分理由又は不服申立理由について制約があるものがある。

公害等調整委員会が行う不服裁定手続は、調整法に定められており、その概要は、次のとおりである。

1 裁定主体

不服の裁定は、事件ごとに公害等調整委員会の委員長によって指名される3人の裁定委員で構成される裁定委員会という合議体で行われる（調整法第2条）。なお、裁定委員については、裁定の公正な執行を図るため、事件関係人又は事件そのものと一定の関係にある場合等には、当該裁定手続に関与できないこととされている（調整法第3条）。

2 裁定の対象（原処分）

裁定の対象となる処分（原処分）は、土地利用に係る 16 の法律に基づく一定の処分であり、その内容は、次のとおりである。このうち、鉱業法、採石法及び砂利採取法以外の法律に基づく処分に対する不服裁定については、その不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業（河川法については鉱業又は採石業）との調整に関するものである場合に限られている。

- ① 鉱業法の規定による処分
- ② 採石法の規定による処分
- ③ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の規定による処分
- ④ 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定による処分
- ⑤ 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の規定による処分
- ⑥ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の規定による処分
- ⑦ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）の規定による処分
- ⑧ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）の規定による処分
- ⑨ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規定による処分
- ⑩ 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）の規定による処分
- ⑪ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の規定による処分
- ⑫ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）の規定による処分
- ⑬ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）の規定による処分
- ⑭ 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）の規定による処分
- ⑮ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定による処分
- ⑯ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成 12 年法律第 117 号）の規定による処分

3 裁定手続の概要

公害等調整委員会の行う不服申立てに係る裁定手続については、調整法及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（以下、この章において「規則」という。）が規定しており、その概要は、次のとおりである。

(1) 裁定の申請

公害等調整委員会に対する裁定の申請は、前記 2 に掲げられた処分に不服がある者が、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内にするのが原則である（調整法第 25 条第 1 項）。

裁定の申請は、裁定を求める処分の表示、申請の趣旨、申請の理由等、一定の事項を記載した裁定申請書を提出して行うこととされている（調整法第 25 条の 2、規則第 11

条の4)。

(2) 審理手続の概要

裁定委員会は、裁定の申請があったときは、裁定申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達する。この送達により審理手続が開始される(調整法第28条、30条)。

審理は、審理の期日及び場所を定めて、申請人及び処分庁に通知し、原則として公開で行われ(調整法第31条、第32条)、裁定委員会は、審理に当たって、事件関係人又は参考人の審問、鑑定依頼、文書物件の提出、立入検査等の調査のための処分(訴訟手続における証拠調べに相当)をすることができる(調整法第33条)。裁定その他の裁定委員会の判断は、裁定委員の合議によって決せられる(調整法第40条)。

(3) 裁定

裁定は、文書(裁定書)をもって行い、理由を付し、裁定委員が署名押印しなければならず、裁定が行われたときは遅滞なく公示する。裁定書の正本は、申請人、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に送達される(調整法第42条)。

裁定の効力は、申請人に裁定書の正本が到達したときに生じ、処分庁及び裁定に関係のある行政庁を拘束する(調整法第43条、第44条)。

(4) 訴訟との関係

公害等調整委員会の行った裁定又は決定に対して不服がある場合には、裁定書又は決定書が到達した日から60日以内に訴訟を提起しなければならない(調整法第49条)。

この訴訟については、公害等調整委員会の行う裁定が、公正を担保され、訴訟に準じた慎重な手続を経てなされるものであること等から、次のような取扱いがなされることとされている。

ア 事実認定の拘束力

裁定に対する訴訟については、裁定委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。なお、実質的な証拠の有無は裁判所が判断する(調整法第52条)。

イ 新しい証拠の提出の制限

当事者が、訴訟において新しい証拠(公害等調整委員会の裁定手続で提出されなかった証拠)を提出できるのは、裁定委員会が正当な理由がなく当該証拠を採用しなかったとき、又は、裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、かつ、これを提出できなかったことについて過失がなかったときに限られる。なお、裁判所が新しい証拠を取り調べる必要があると認めるときも、裁判所は自らその新しい証拠を取り調べることはできず、事件を公害等調整委員会に差し戻すこととされている(調整法第53条)。

ウ 東京高等裁判所の専属管轄

公害等調整委員会の裁定又は決定に対する訴訟は、通常の行政事件訴訟とは異なり、東京高等裁判所の専属管轄とされている(調整法第57条)。

エ 法務大臣の指揮権の不適用

公害等調整委員会の裁定、決定に対する訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 22 年法律第 194 号）第 6 条（訴訟についての法務大臣の指揮）は適用されず、公害等調整委員会が自ら訴訟遂行をすることとなっている（調整法第 58 条）。

第 4 節 土地収用法等に基づく意見の申出等

公害等調整委員会は、土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法、鉱業法等に基づき主務大臣が裁決等を行う場合には、これらの法律に基づき、意見の申出、承認等を行うこととなっている。その概要は、次のとおりである。

1 土地収用法に基づく意見の申出

土地収用法における意見の申出は、国土交通大臣が、収用委員会の行った裁決についての審査請求に対する裁決等を行う場合、あらかじめ公害等調整委員会の意見を聞かなければならないこととなっているものである。公害等調整委員会が国土交通大臣に意見を述べるのは、次に掲げる場合である。

- ① 都道府県知事が土地収用法による事業の認定を拒否したため起業者が国土交通大臣に対して事業認定の申請をした場合の当該申請に対する処分をする場合（土地収用法第 27 条第 2 項）
- ② 国土交通大臣の事業の認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決をする場合（土地収用法第 131 条第 1 項）

2 鉱業法に基づく承認

鉱業法に基づく承認は、鉱業権者等が鉄道等の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも 50 メートル以内の場所の鉱物を掘採するには、管理庁又は管理人の承諾を得ることとされ、この承諾を得られないときのこれに代わる決定を経済産業大臣が行うときは、経済産業大臣は、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならないこととされているものである（鉱業法第 64 条の 2 第 3 項、第 87 条）。

3 採石法に基づく承認

採石法に基づく承認は、採石権の設定若しくは譲受け、土地所有者の土地買収請求又は採石権存続期間の更新に関し、当事者間の協議不能又は協議不調のため、経済産業局長に対してその決定の申請をした場合等において、経済産業局長が決定を行うときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならないこととされているものである（採石法第 18 条、第 30 条）。

4 文化財保護法に基づく協議

文化財保護法における協議は、文化財の保存のための処分に対する審査請求のうち、鉱業又は採石業との調整に係るものについて裁決をするときは、文化庁長官は、あらかじめ公害等調整委員会に協議しなければならないこととされているものである（文化財保護法第 159 条第 1 項）。

第2章 土地利用調整制度に係る動き

第1節 鉱区禁止地域

1 指定状況

鉱区禁止地域の指定は昭和26年の「伊勢神宮」に始まり、その後「黒部第四ダム」（昭和29年）、「青函トンネル」（昭和50年）、「石見銀山遺跡」（平成17年）などが指定され、平成22年の「大保ダム」まで、244地域、68万2820ヘクタールに及んでいる。

なお、指定面積が最も広いのは、「埼玉県平野部」（昭和56年）の19万5296ヘクタール、次いで「東京都の陸域及び沿岸海域部」（昭和63年）の12万2068ヘクタールで、いずれも、石油及び可燃性天然ガスが指定鉱物となっている。

2 指定理由の変遷

鉱区禁止地域は、制度発足以来の60年間で244件が指定されているが、これを主たる理由によって分類し、その年代別推移を見ると、指定理由に変遷がみられる。

これを10年ごとの6期に分けてみると、第1期の10年（昭和26～35年度）にはダム及び貯水池の保全は28%に過ぎず、温泉源の保護、風致・景観の保護の2つで約50%、農業用施設の保全、社寺の尊厳の保持等歴史的風土・建築物の保存等の2つで約20%とバラエティに富んでいた。ところが、その後は社寺の尊厳の保持等はわずか1件となり、温泉源の保護、風致・景観の保護も漸減する一方、ダム及び貯水池の保全が第2期（36～45年度）には約67%、第3期（46～55年度）には約95%、第4期（56～平成2年度）には約90%、第5期（3～12年度）には50%となったものの、第6期（13～22年度）には86%と主体を占めるようになった。さらに、件数としては、第5期は8件、第6期は6件と、指定件数自体が減ってきている。

この理由としては、次の点が指摘できよう。

第1は、旧鉱業法の鉱害地との関係である。すなわち、温泉源、風致・景観、農業用施設、社寺などは、従来鉱業法の運用で鉱害地として保護されていたものが多く、これが新鉱業法の施行によって鉱害地の取扱いが廃止され、このため鉱業出願がなされ、紛争を招くなどの問題から、これら鉱害地についての鉱区禁止地域の指定請求が第1期に集中したことが考えられる。

第2は、温泉源の保護、風致・景観の保護は硫黄の掘採、農業用施設の保全は硫黄、石炭の掘採に伴う鉱害を懸念して申請されたものが多いが、これらの鉱業は昭和30年代後半以降石油の脱硫による硫黄の生産増加、海外からの鉱物資源の輸入増加等により、国内鉱山は採算性の問題から休廃止が続出したため、請求も減少したものと考えられる。

第3は、鉱業関係法規あるいは自然保護関係法規の整備により、文化財、公園及び温泉源などに影響する鉱物掘採に対する制限が強化されたことによるものと考えられる。

第4は、農業用施設の保全については、当初ため池など比較的小規模で、かつ農業単独の施設の保護を理由に請求がなされていたが、その後の大規模な水資源開発に伴い保護されるべき公益が農業に限定されなくなったことが挙げられる。

第5は、温泉源の保護、風致・景観の保護、歴史的風土・建築物の保存等は、指定すべき地域が一通り指定されれば、新たな請求の出てこない性格のものであることが挙げられる。

第6として、第2期以降はダム施設とその周辺地域の保全等を目的とした請求が主体を占めるようになってきたが、これは都市生活者の増加や工業化の進展等を背景に、安定した水資源を確保するために次々に多目的ダム等が建設され、それらの保全等を目的とした請求が頻出したからである。

第2節 不服の裁定制度

1 処理状況

不服の裁定事件は、土地調整委員会の時の昭和26年から令和4年3月までに、162件が係属している（うち終結は160件）。

2 公害等調整委員会設置に伴う裁定委員会制の導入（昭和47年）

不服裁定を行う場合の体制については、土地調整委員会時代には、委員長及び委員4人からなる委員会自らが行っていたが、公害等調整委員会は、公害紛争事件の処理と同様に、委員長の指名を受けた3人の裁定委員からなる裁定委員会を設けてこれを処理することとした（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第2条）。

3 主要な事件

不服の裁定事件は、関係法律別に見ると、採石法関係が52件で最も多くなっており、砂利採取法が42件でこれに次ぐ。最近は、森林法、自然公園法なども散見される。

具体例をもとに裁定申請の趣旨を見ると、岩石採取計画の認可申請に対する行政庁の不認可処分につき、これを違法として事業者が取消を求める事例のように、事業者による申請がほとんどを占めるが、行政庁による林地開発行為許可処分に対し、周辺住民が災害発生のおそれがあるため、処分は違法として取消を求める事例も見られる。

ここでは、平成14年度以降の20年間に係属した不服の裁定申請事件について、主要な事件の概要を紹介する。

I 愛知県瀬戸市地内の保安林内作業許可処分等に対する取消裁定申請事件 (平成17年(フ)第1号)

1 事案の概要

本件は、申請人らが、申請外Aの申請に対してした処分庁の森林法第10条の2第1項及び第2項に基づく林地開発行為許可処分(以下「本件開発許可処分」という。)並びに同法第34条第2項及び第5項に基づく保安林内における作業許可処分(以下「本件作業許可処分」という。)について、これらに基づく行為が保安林の有する機能を大幅に阻害して、周辺住民に対する災害等を発生させるおそれがあるなどと主張して、上記各処分の取消しを求めた事案である。

2 審理手続の概要

公害等調整委員会は本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けた。裁定委員会では、7回の審理期日を開催し、平成19年5月8日付けで裁定を行い、以下のとおり判断した。

本件の争点は、

- ① 申請人らの申請人適格(森林法第190条第1項所定の裁定を申請する法律上の利益。以下同じ。)の有無
- ② 森林法第10条の2第2項第1号(土砂流出等のおそれ)、同項第1号の2(水害発生のおそれ)、同項第2号(水確保の著しい支障のおそれ)及び同項第3号(環境の著しい悪化のおそれ)所定の事由並びに森林法第34条第5項所定の事由(保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合。以下、これらの事由を一括して「本件許可障害事由」という。)の有無

であったので、まずは、①申請人適格の有無につき審理を行った上で、申請人適格が認められる者について、②本件許可障害事由の有無につき審理が行われた。

3 裁定の概要

(1) 申請人適格の考え方

まず、申請人適格の考え方について、以下のとおり判断した。

ア 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律に、不服裁定の申請についての申請人適格を定める規定がない以上、一般法である行政事件訴訟法の原告適格に関する規定を参照して判断するのが相当である。

イ 行政事件訴訟法第9条第1項の取消訴訟の原告適格につき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者を言うのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと

解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁平成 13 年 3 月 13 日第三小法廷判決、最高裁平成 17 年 12 月 7 日大法廷判決（小田急最高裁判決）・民集 59 卷 10 号 2645 頁など）。

ウ 当該行政法規が、個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かの判断は、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきである（行政事件訴訟法第 9 条第 2 項、平成 16 年法律第 84 号による改正）。

(2) 本件開発許可処分の根拠となる法令の趣旨及び目的

次に、本件開発許可処分の根拠となる法令について検討し、以下のとおり判断した。

ア 森林法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号（土砂流出等のおそれ）及び同項第 1 号の 2（水害発生のおそれ）は、森林において必要な防災措置を講じないままに開発行為を行うときは、その結果、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が発生して、人の生命、身体の安全等が脅かされるおそれがあることにかんがみ、開発許可の段階で開発行為の設計内容を十分審査し、当該開発行為により土砂の流出又は崩壊、水害等の災害を発生させるおそれがない場合にのみ許可をすることとしているものである。

イ してみると、この土砂の流出又は崩壊、水害等の災害発生の場合における被害は、当該開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民に直接的に及ぶ蓋然性があると予測されることに照らすと、これらの規定は、以上のような上記各号の趣旨・目的、これらが開発許可を通して保護しようとする利益の内容・性質等にかんがみ、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害に対する防止機能という森林の有する公益的機能の確保を図るとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による被害が直接的に及ぶおそれがある開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。

ウ 他方、森林法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号（水確保の著しい支障のおそれ）又は同項第 3 号（環境の著しい悪化のおそれ）については、同法が、水の確保や良好な環境の保全という公益的な見地から開発許可の審査を行うことを予定しているものと解するほかない。したがって、周辺住民等のこれらに関連する個々人の個別的利益を保護する趣旨を含むとまで解することは困難であると言わざるを得ず、申請人らの申請人適格を基礎付けるものではない。

(3) 本件開発許可処分申請人適格の判断基準

続いて、本件開発許可処分申請人適格の判断基準について、以下のとおり判断した。

ア 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けるおそれがある範囲の地域に居住する者は、開発許可処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その申請人適格を有すると解するのが相当である。

イ そして、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けるおそれがある範囲の地域か否かは、①開発区域における過去の水害の発生の有無・程度、②開発行為の開発規模（面積）・内容（開発前の森林の状況を含む。）、③申請人らの居住地域（その周囲の土地の形状・地質等を含む。）、その周辺の河川との位置関係・高低差などの諸般の事情を総合して判断すべきである。

ウ なお、平成16年に行政事件訴訟法の一部が改正され（平成16年法律第84号）、同法第9条に第2項として、処分又は裁決の相手方以外の者について原告適格の法律上の利益の有無を判断するに当たっての判断基準が明文化されたのは、行政事件訴訟による国民の権利利益の救済範囲の拡大を図る趣旨に基づくものであるところ、この理は、同じく行政処分の取消しを目的とする不服裁定手続にも妥当するから、申請人適格の実質的拡大を図るという観点に照らし、上記の災害発生の「おそれ」は、本案の要件である許可障害事由として後刻問題とされる災害発生の「おそれ」とは異なり、それより低い程度の蓋然性を指称し、その程度のもので足りると解するのが相当である。

(4) 本件開発許可処分申請人適格の有無

最後に、上記判断基準に照らして事実を認定した上で、申請人らは、本件開発行為によって、その居住地において、土砂災害や水害の被害を受ける蓋然性があるとは言いがたから、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けるおそれがある範囲の地域に居住する者とは言えず、申請人ら全員の申請人適格は、いずれも認められないというべきであるとして、申請を却下した。

(5) 本件作業許可処分申請人適格の有無及び本件許可障害事由の有無

ア 本件開発許可処分申請人適格については以上のとおりだが、本件作業許可処分の申請人適格の有無については、上記(2)ないし(4)と同様の検討を行った上で申請人らのうち1名を除く者は、本件作業許可処分との関係においても、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による直接的な被害を受けるおそれがある範囲の地域に居住する者とは言えず、いずれも申請人適格は認められないとして却下したが、他の申請人1名については、その居住する場所が本件作業許可区域に近接しているなどの理由により、仮に、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害が生じた場合、当該申請人については、これによる直接的な被害を受けるおそれがある範囲の地域に居住する者と言うことができ、申請人適格を有するものと認めるのが相当であるとした。

イ その上で、当該申請人1名につき本件許可障害事由の有無について以下のとおり検

討を加え、本件作業許可処分の違法事由としての災害発生のおそれは認められないなどとして、本件作業許可処分の取消しを求める申請を棄却した。

- ① 本件作業許可処分の違法事由としての災害発生のおそれについて、森林法第 34 条第 5 項の「その保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合」か否かは、保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められるような災害発生のおそれの有無によって判断すべきであり、また、その違法事由としての災害発生のおそれ、即ち蓋然性の程度は、申請人適格において問題とされたそれよりも、一層高いものであること（災害発生の実事そうでない場合より相当程度高い蓋然性をもって予測されること）が必要であると解するのが相当である。
- ② そして、その災害発生のおそれは、申請人適格における考慮要素を踏まえた保安林・森林の伐採の場合の自然状態（地山）における自然災害のおそれの有無・程度という観点からだけでなく、本件事業区域における開発が計画どおりに行われたとした場合の自然災害のおそれの有無・程度という観点からも、その有無を総合的に判断すべきである。
- ③ 以上の判断基準に照らして認定した事実に基づけば、本件作業許可処分について、当該申請人 1 名との関係でも、その処分を違法とする程度に土砂流出災害が発生する蓋然性が高いと断ずることはできない。

Ⅱ 福岡県筑紫郡那珂川町地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（公調委平成 27 年（フ）第 1 号）

1 事案の概要

(1) 原処分の概要

福岡県知事（以下「処分庁」という。）は、平成 15 年 3 月 17 日付けで申請人からされた福岡県筑紫郡那珂川町内の岩石採取場において真砂土を採取するという内容の岩石採取計画の認可申請（以下「本件認可申請」という。）に対し、根拠法令を「採石法第 33 条の 4」、理由を「林地開発許可を受けることができないため」として、平成 27 年 10 月 9 日付けで、これを不認可とする処分をした（以下「本件不認可処分」という。）。

(2) 裁定申請の概要

申請人は、平成 27 年 11 月 20 日付けで、採石法第 39 条第 1 項に基づき、公害等調整委員会に対し、本件不認可処分は違法、無効であるとして、その取消しを求める裁定の申請をした。

(3) 裁定申請に至る事実経過等

申請人は、平成 15 年 1 月 9 日頃、処分庁に対し、採石法第 33 条に基づき、本件認可申請をした。これに対し、処分庁は、岩石採取計画認可申請書審査記録に基づき、本件

認可申請の審査を行い、申請人に対し、申請書の記載等に関する補正を促した。

また、申請人は、同年1月24日付けで、福岡県知事に対し、森林法第10条の2第1項に基づく林地開発許可申請（以下「本件林地開発許可申請」という。）をした。本件認可申請における一部の区域が同項の「地域森林計画の対象となっている民有林」であり、本件認可申請に係る行為は同項の「開発行為」に当たるため、本件認可申請は採石法施行規則第8条の15第2項第8号の「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするとき」に該当した。このようなとき、認可を受けようとする採石業者は、採石法第33条の3第2項に従い、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を申請書に添付することとされている。

申請人は、処分庁から受けた本件認可申請に係る補正事項につき、補正を行った上で、平成15年3月17日付けで、処分庁に対し、本件認可申請書を提出した。処分庁はこれを受理し認可予定番号を申請人に交付した。本件認可申請に関しては、その後補正を促す具体的なやりとりはなかった。

申請人は、平成27年9月頃、処分庁に対し、本件認可申請に係る書類の公文書開示請求を行った。

福岡県知事は、申請人に対し、平成27年10月9日付けで、本件林地開発許可申請につき、不許可の理由を「森林法第10条の2第1項及び森林法施行規則第4条第1号により県知事へ提出が義務づけられている開発行為に関する計画書について、福岡県森林法施行細則第2条の規定に基づき審査した結果、必要な書類の提出がないことから、森林法施行規則第4条第1号に規定されている開発行為に関する計画書の要件を満たしていないと認められるため」として、不許可の処分をした（以下「本件林地開発不許可処分」という。）。)

処分庁は、同日付けで、本件不認可処分をし、前記（2）のとおり、申請人は、同年11月20日付けで、本件裁定申請をした。

また、申請人は、同月17日、福岡県知事に対し、本件林地開発不許可処分に関し、行政不服審査法第6条に基づき異議申立てをした。この異議申立てに対しては、平成28年5月24日付けで棄却決定がされた。

(4) 事件関係人の主張の概要

ア 申請人の主張

申請人は、平成15年に本件認可申請を行い、処分庁に対し再三にわたり審査と処分をお願いしてきたが、処分庁は、申請人に対し、補正等を求めることもなく、何ら対応をしなかった。また、処分庁は、本件不認可処分の理由として「林地開発許可を受けることができないため」と記載している。しかしながら、処分庁は、申請人が同時期にした林地開発許可申請とともに本件認可申請を約13年間放置し、申請人が平成27年にした公文書開示請求をきっかけに本件不認可処分を行ったもので、本件不認可処分は約13年間本件認可申請を放置したことの不作為隠蔽のためにされたものであ

る。よって、本件不認可処分は、行政手続法第7条（申請に対する審査、応答）及び同法第11条（複数の行政庁が関与する処分）に違反する。

本件不認可処分には根拠法令として「採石法第33条の4」と記載されているが、同規定は他人の危害や施設の損傷、その他の産業の利益・公共の福祉に反する認可の基準を設けたものであり、本件不認可処分の理由とは全く関係のない虚偽の記載である。

イ 処分庁の主張

岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令の許可を受ける必要がある場合、他法令は岩石の採取についての権限を付与する規定であり、採石法第33条の4による採取計画の認可とは全く別個に判断される性質のものであるが、これらの許可を受けることができない又は受ける見込みがないときは実質上岩石の採取を行うことができず、同条による認可をしても無意味になるので、このようなときには、同条により岩石採取計画を不認可とすべきものと解される。

本件認可申請に当たっては森林区域の開発行為を行うための林地開発許可を受ける必要があったが、申請人からこの点に関する補正書類の提出はなく、本件林地開発許可申請は不許可とされた。したがって、処分庁は、本件不認可処分をした。

2 審理手続の概要

公害等調整委員会は、平成27年11月24日、裁定申請を受け付け、その後裁定委員会を設けた。

裁定委員会は、平成27年12月18日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後の経過は、次のとおりである。

平成28年7月27日 第1回審理期日

8月30日 裁定

9月5日 裁定書の正本を申請人及び処分庁に送達

9月28日 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第3号）

3 裁定の概要

裁定委員会は、本件不認可処分は違法であるとして、これを取り消す裁定をした。裁定委員会の判断の要旨は、次のとおりである。

申請人は、本件認可申請に際し、林地開発許可を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を提出する必要があったところ、処分庁は、申請人が本件林地開発許可申請を行ったことをもって、必要な林地開発の許可を受ける見込みに関する書面の提出があったと判断し、本件認可申請を受理したことが認められる。申請の受理後、処分庁と申請人との間で本件認可申請に関し補正を促す等の具体的なやり取りはなかったことからすると、他に補正事項があったことはうかがわれない。そうすると、処分庁は、遅滞なく本件認可申請の当否についての審査を開始し、合理的期間内にその認可又は不認可の判

断をすべきであったというべきである。

この点、処分庁は、岩石の採取に際して採取計画の認可とともに他法令の許可を受ける必要がある場合において、当該許可を受けることができないとき又は受ける見込みがない場合に岩石採取計画は不認可とすべきであり、本件では本件林地開発許可申請が補正中であって、補正を回復する見込みがないことを理由として本件林地開発許可申請は不許可とされたため、上記解釈を前提として、本件認可申請に関し、不認可の決定をした旨を主張する。

しかしながら、岩石採取計画認可申請と林地開発許可申請とは、そもそも、本来別個の手続であるから、たとえ岩石採取に際して採取計画の認可とともに林地開発許可を受ける必要がある場合であっても、提出された岩石採取計画申請が形式的な要件を具備した状態となった時点以降は、処分庁は、林地開発許可申請の許可又は不許可の結論に関わらず、採石法第 33 条の 4 に規定する要件を審査の上、認可又は不認可の判断をすべきである。ただし、上記の場合においても、林地開発許可申請が不許可となり、かつ、その不許可処分が不服申立てもできない状態となった（確定した）場合には、もはや岩石採取計画の認可申請は事業として実現可能性がなくなるから、そのことを理由として不認可の判断をすることは採石法第 33 条の 4 が許容するものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件認可申請に係る岩石採取行為に関しては本件林地開発許可が必要となるが、本件不認可処分は本件林地開発不許可処分と同日付けでされているのであるから、本件不認可処分に当たり、本件林地開発不許可処分が確定していたということとはできない。そうすると、処分庁としては、本件林地開発許可申請の結論に関わらず、本件認可申請について採石法第 33 条の 4 に規定する要件の審査をすべきものであり、単に「林地開発許可を受けることができないため」として本件認可申請を不認可としたことは違法というべきである。なお、現時点（審理終結日である平成 28 年 7 月 27 日）においても、本件林地開発不許可処分に対する異議申立てに対する棄却決定がされているものの、同決定に対する取消訴訟の出訴期間経過前であることからすれば、本件林地開発不許可処分が確定したということとはできない。

Ⅲ 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（公調委平成28年（フ）第4号事件、平成29年（フ）第2号事件）

1 事案の概要

(1) 原処分に至る経緯

ア 申請人は、平成 24 年 5 月 1 日、尾鷲建設事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、自己の所有する土地（尾鷲市の上水道水源から約 3 k m 上流に所在する）において採石事業を行うとの採取計画（以下「本件採取計画」という。）に係る認可申請（以

下「本件認可申請」という。)をした。

処分庁は、岩石採取計画の認可申請に対する処分をするまでの標準処理機関を「申請受理から60日間(ただし、申請書及び添付書類の補正に要する期間を除く)」と定めていた。

イ 処分庁は、採石法第33条の6に基づき、尾鷲市長に対する意見照会を行い、尾鷲市長は、平成24年10月17日、意見書を提出した。同意見書には、尾鷲市においては、採石事業に伴う土砂の流出による漁業への影響や粉じん・騒音の発生等が深刻な問題となっており、新たな採石事業が行われた場合、濁水の発生や水道水源への影響などの環境負荷がかかることが危惧されること、本件採取計画に関し、水産関係漁業者を中心とした反対署名運動が行われていること、複数の漁業関係組合から中止を求める陳情等が尾鷲市長及び尾鷲市議会に提出され、市議会において上記陳情が採択されたこと等が記載されていた。

また、三重県下の漁業共同組合等を所属員とする三重県漁業協同組合連合会及びその所属員であり尾張湾内で漁業権を行使している三つの漁業組合(以下「参加人ら」という。)は、平成24年10月18日付けで、三重県知事に対し、本件採取計画に反対する旨の署名簿を添えて本件採取計画を認可しないことを求める要望書を提出した。

さらに、三重県議会は、平成24年12月19日、三重県漁業共同組合が提出した『美しい三重の海と川』を守るため河川上流域における採石、開拓事業等について」と題する請願を採択した。同請願は、河川側上流域における新規の採石事業等の認可に当たり、事業者に対し、泥水の流出について十分な対策を講じ、流域漁業団体の了解を得るように求めること等を内容とするものであった。

ウ 申請人は、平成24年12月28日、津地方裁判所に対し、被申請人は本件認可申請を認可すべきであるのに何らの処分をしないことは違法であるとして、処分庁の所属する三重県を被告として、本件認可申請について処分庁が何らの処分をしないことの違法確認(行政事件訴訟法第37条)及び処分庁が本件採取計画を認可することの義務付け(同法第37条の3)を求める訴訟(以下「甲事件」という。)を提起した。

参加人らは、甲事件について三重県に補助参加するとともに、平成25年2月13日、津地方裁判所に対し、本件採取計画に基づき岩石の採取がなされれば、参加人らが営む漁業に深刻な被害が生じ重大な損害を生ずるおそれがあるなど「公共の福祉に反する」(採石法第33条)として、処分庁の所属する地方公共団体である三重県に対し、処分庁による本件採取計画認可の差止め(行政事件訴訟法第37条の4)を求める訴訟(以下「乙事件」という。)を提訴した。

その後、甲事件訴訟及び乙事件訴訟は併合された。

エ 津地方裁判所は、平成26年4月17日、甲事件について、①処分庁は、標準処理期間を大幅に超えても本件認可申請に対する処分をしておらず、それは違法な不作為に当たる、②処分庁はこれまで経済産業省資源エネルギー庁作成の「採石技術指導基準

書」(以下「基準書」という。)に基づいて岩石採取計画に対する認可の可否を判断してきたところ、本件採取計画は基準書の基準を満たしており、認可すべきでない特段の事情もないとして、申請人の請求を全て認容し、乙事件について、参加人らには、本件採取計画の認可処分による重大な損害が生ずるおそれがあるとは認められないとして、参加人らの請求をいずれも却下した。

オ 三重県及び参加人らは、上記エの判決に対し控訴した。名古屋高等裁判所は、平成27年7月10日、甲事件について、不作為の違法確認については三重県の控訴を棄却したが、義務付けの訴えについては、処分庁が本件認可申請を認可すべきか否か、認可する場合に条件を附すべきか否か等は明らかでないとして、原判決を変更して申請人の請求を棄却し、乙事件については、参加人らの控訴をいずれも棄却した。

三重県は、上記控訴審判決に対し上告及び上告受理の申立てを行ったが、平成28年7月5日、上記判決は確定した。

(2) 原処分の概要

処分庁は、平成28年8月5日、本件認可申請について不認可処分(以下「本件不認可処分」という。)を行った。

その理由は、海域での濁水濃度(SS)が3mg/Lに達すると藻類の生育に悪影響が出るとの見解があり、当該採取計画の実施により藻類の生育が妨げられれば連鎖的に水生生物全体に悪影響が生じると考えられるところ、本件採取計画のうち、自然沈降を基本とした濁水処理対策では十分な効果を発揮するかどうか疑念があり、採石場からの濁水によって尾鷲湾の水生生物全体に悪影響が生じる可能性があることから、本件採取計画は、水産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められる(採石法第33条の4)というものである。

(3) 裁定申請の概要

申請人は、平成28年10月27日、本件不認可処分の取消しを求め、公害等調整委員会に対し、裁定申請を行った。

参加人らは、平成29年3月30日、本件採取計画によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散することにより、参加人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶとして、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第36条1項に基づき、本件裁定手続について参加申出を行った。なお、参加人のうち二つの漁業組合は、令和元年5月28日、合併により消滅した。

(4) 事件関係人の主張の概要

ア 申請人らの主張

処分庁はこれまで基準書に基づき濁水対策につき沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行ってきたところ、本件採取計画は、基準書に定める基準を満たしている上、同基準以上の濁水処理能力を備えており、本件認可申請時点の最大日雨量である394mmの雨量であっても処理可能な容量の仮設沈砂池を設置す

る計画である。加えて、池に排水を貯めて自然沈降することによる水質改善のみならず、沈砂池内にモールコード、放水口にフィルターを設置するなどの措置を補完的に講じることにより、濁水処理に万全を期すものとなっている。よって、本件認可申請を認可したとしても、採石場からの濁水が河川へ放出されることにはならず、公共の福祉に反するおそれはない。

処分庁の提出する証拠は、既存の採石業者による採石によって濁水が排出され、それによって河川や海の水質が汚濁されたという仮説に基づき作成されたもので、同業者による採取地や採取計画と、本件採取計画における採取地や採取計画の違いを考慮されておらず、また、データの分析方法も不適當である。

よって、本件不認可処分は違法であり、取り消されるべきである。

イ 処分庁及び参加人らの主張

専門家は、尾鷲湾の藻場に河川からの濁水が流入した場合、水中の光量の低下及び流出した泥質の粒子の岩盤上への堆積により藻類の生育が阻害され、藻場の形成に大きな障害を及ぼす、尾鷲湾で海中林を構成するアラメは、泥質の汚濁粒子（約 0.06mm 以下）を吸着することにより死滅する、と述べている。さらに、濁水が断続的に流出することにより、生態学的にも水産的にも重要な藻場が壊滅的な打撃を受けることが十分予想されるとも述べている。

本件採取計画の濁水対策では、0.02mm 以下の土粒子が流出する可能性があるが、本件採取計画における濁水対策は、沈砂池の面積が不足しているのみならず、濁水流出防止に一定の機能は認められるものの、その効果は一時的なものにすぎず、将来的な効果も不明であるから、十分な対策が講じられているとはいえない。

よって、本件採取計画は、「農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じる」（採石法第 33 条の 4）ものであることは明らかであり、不認可処分は適法である。

2 審理手続の概要

本件裁定手続においては、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 名を選任した。

裁定委員会における本件裁定手続の経過は以下のとおりである。

平成 28 年 10 月 27 日	本件裁定申請
平成 29 年 2 月 3 日	第 1 回審理期日
3 月 30 日	参加人ら 参加申立て
5 月 29 日	第 2 回審理期日
10 月 27 日	第 3 回審理期日
平成 30 年 1 月 18 日	第 4 回審理期日
令和 2 年 11 月 11 日	第 5 回審理期日（終結）
令和 3 年 1 月 18 日	申請人 本件裁定申請取下げ

3 裁定手続等の概要

上記2のとおり、裁定委員会は、令和2年11月11日の第5回審理期日において、本件裁定手続を終結した。もっとも、申請人と漁協等との間の利害の調整を進めたところ、処分庁が本件不認可処分を取り消し、新たに認可処分を行うに至ったため、令和3年1月18日、申請人から、本件裁定申請の全てを取り下げる旨の申出があり、本件裁定申請事件及び参加申立事件は取下げによりいずれも終了した。

第3節 土地収用法に基づく意見の申出等

1 処理状況

意見照会の回答等については、土地調整委員会の時の昭和26年から令和4年3月までに、1,170件の事案を受け付けている（うち処理済みは1,163件）。

このうち、

土地収用法に基づく事業認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会（国土交通大臣）……1,156件（うち処理済みは1,149件）

駐留軍用地特措法(注)に基づく土地等の使用又は収用の認定、収用裁決等の処分に対する審査請求に関する意見照会（防衛大臣）……2件（全て処理済み）

鉱業法に基づく承認申請（経済産業大臣）……1件（全て処理済み）

採石法に基づく承認申請（経済産業局長）……9件（全て処理済み）

森林法に基づく森林から木材等を搬出する者の土地使用に関する都道府県知事の認可・裁定等の処分に対する不服申立てに関する意見照会……2件（全て処理済み）

(注) 駐留軍用地特措法の正式名称は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）

2 意見照会手続の抜本的見直し

行政不服審査法は、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、抜本的な見直しが行われ、不服申立ての手続を審査請求に一元化し、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入などの内容で、平成26年6月に全面改正された（施行は、平成28年4月1日）。

公害等調整委員会が行う意見照会の手続も、審査請求における第三者機関への諮問手続と同様の手続であることから、全面改正後の行政不服審査法にならい、「意見照会に関する事務処理要領」について抜本的に見直し、4次にわたる所要の改正を行った。

ア 平成28年11月改正

従来は、意見照会に対する回答を行う主体は公害等調整委員会であるところ、その事務は主任の委員が担当職員を指揮し、意見照会に係る事件記録、添付書類等の資料

を書類審査のみによって事案を審議し、回答原案を作成していた。

本改正は、11月22日の委員会議で決定された。その内容は以下のとおり。

- ① 公害等調整委員会及び主任の委員の権限、職務内容を明確化した。
- ② 意見照会に係る資料に、処分庁に新設された審理員が作成する「審理員意見書」が追加された。
- ③ 公害等調整委員会は、審査関係人（審査請求人、参加人及び審査庁）に対し、主張書面等の提出ができる旨を通知することとし、必要があると認める場合には、審査関係人に対して主張書面等の提出を求めることができることとした。
- ④ 審査関係人からの申出により、主張書面等の閲覧・交付ができるようにした。
- ⑤ 公害等調整委員会における口頭意見陳述の制度を新設し、審査関係人の意思確認、口頭意見陳述の申立て、実施等に係る規定を整備した。
- ⑥ 公害等調整委員会は、国土交通省に回答書を送付したときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、回答の内容をホームページに公表することとした。
- ⑦ 上記の改正は、平成28年4月1日以降の処分に係る意見照会について、適用することとした。ただし、それより前にされた処分については、なお、従前の例によることとした。

イ 平成29年3月改正

本改正は、行政不服審査会において運営規則の一部改正が行われたことになり、3月7日の委員会議で決定された。その内容は、口頭意見陳述における秩序維持に関する規定を設けたものである。

ウ 平成29年6月改正

本改正は、6月20日の委員会議で決定された。その内容は、回答書の送付・公表については、平成28年4月1日より前にされた処分に関する意見照会についても、平成28年11月改正後の要領（アの⑥に記述した内容）を適用することとしたものである。

エ 平成30年1月改正

本改正は、1月16日の委員会議で決定された。その内容は、以下のとおり。

- ① 公害等調整委員会による回答案の審議・決定の前提となる調査等について、適正手続の確保、効率的な事案処理及び処理期間の短縮を図るため、主任委員制から部会制に改めた。
- ② 部会は受付事件ごとに置き、委員長は、部会に属する委員3人を指名するとともに、そのうちから部会長を指名することとした。
- ③ 交付閲覧請求の対象に口頭意見陳述書を追加するほか、運用上の改善を図った。
- ④ 事務処理要領の題名を「土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答に関する事務処理要領」に改めた。

3 主要な事件

意見照会の多くは、土地収用法関係が大半である。道路、鉄道、ダム建設、下水道事業など様々な事業の実施に伴う土地の収用に関し、収用委員会が行った権利取得裁決、明渡裁決につき、審査請求人が国土交通大臣に対し、裁決の取消しを求めて審査請求の申立てをし、国土交通大臣から公害等調整委員会に対し、意見照会があった事例が多数を占める。

ここでは、平成 14 年度以降の 20 年間に係属した国土交通大臣からの意見照会に係る案件について、主要な事案の概要を紹介する。

I 神奈川県起業小田原都市計画、秦野都市計画、南足柄都市計画、二宮都市計画、大井都市計画、松田都市計画、山北都市計画及び開成都市計画に係る下水道事業酒匂川流域下水道に関する審査請求（平成 20 年（イ）第 12 号）

1 事案の概要

審査請求人は、本件事業地における土地及び物件所有者である。本件事業は、酒匂川流域等の公共用水域の水質保全対策を講じる必要から下水道整備に関する基本計画である酒匂川等流域別下水道整備総合計画に基づき合理的な生活環境の整備と酒匂川水域の水質環境基準を達成するため、本流域下水道事業を行うものである。

本件事業の認可は昭和 48 年 9 月 19 日付けで行い、神奈川県収用委員会は平成 20 年 3 月 25 日付けで取得裁決及び明渡裁決を行った。

この裁決につき、審査請求人は平成 20 年 4 月 24 日、国土交通大臣に対し、裁決の取消しを求めて審査請求の申立てをし、同年 10 月 22 日付けで国土交通大臣から公害等調整委員会に対し、意見の照会があった

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- (1) 本件土地の収用が必要となったのは、起業者の下水道事業によるものであるが、事業認可から 30 年以上も経過して実質的に事業の変更が生じているので、改めて認可を受ける必要があるにもかかわらず、これを欠くことから、本件収用裁決申請及び明渡裁決申立は却下されなければならない。
- (2) 境界が未確定のために収用する土地の区域に錯誤があることから、本件裁決は取り消されるべきである。

3 公害等調整委員会の回答

公害等調整委員会は、提出された資料等に基づき検討を加えた結果、平成 21 年 3 月 10 日回答した。その内容は、本件裁決には土地収用法の解釈・適用に関して不適切であると認められる部分があるものの、審査請求人の主張には理由がないとするものであるが、そ

の理由は以下のとおりである。

(1) の主張について

資料によれば、本件裁決にかかわる事業は、事業認可の告示を受けた当初から、その区域に変更はなく、かつ変更認可告示により延伸された事業実施期間内に実施されている。

したがって、本件裁決にかかわる事業は、土地収用法第 47 条に規定する事業認定申請書に添付された事業計画書に記載された計画と著しく異なるという要件に当てはまらないので、所論の違法はない。

(2) の主張について

審査請求人が本件土地の境界は起業者の主張する境界よりも外側にあると主張するなど、本件土地の境界については当事者間に争いがあるが、土地収用委員会には、土地の境界を確定する権限はなく、また、収用する土地の区域が客観的に特定していれば、境界が確定していなくても収用裁決をすることは可能であると解されることから、「起業者が申請した本件土地の区域については、処分庁の現地調査等により収用すべき土地としては特定されており、さらに、その土地が土地所有者の所有に属することは土地所有者も自認している」との判断の下に、本件土地の収用を認めた本件裁決に、所論の違法はない。

ただし、本件裁決においては、起業者の主張する境界を越えて審査請求人が主張する境界までの範囲の土地(以下「当該土地」という。)は「残地」とであると認識して、土地収用法に基づく「残地補償」の要否に関する判断を行っているが、資料によれば、審査請求人の主張する境界線は、主として本件裁決にかかわる事業の起業地内にあることが認められ、起業地内にある当該土地は、同法上の「残地」には該当しないものと解されることから、当該土地を「残地」と解して、同法に基づく残地補償の要否に関する判断を行ったことは、同法の適用を誤ったものであり、収用する土地の区域の特定や補償の内容等に実質的な影響を及ぼすものではないとしても、不適切であると言わざるを得ない。

Ⅱ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構起業北陸新幹線に係る長野・金沢間線路建設工事及びこれに伴う市道付替工事に関する審査請求（平成 23 年（イ）第 8 号）

1 事案の概要

審査請求人は本件事業地における土地所有者である。本件事業は、北信、上越及び北陸地方の主要都市と首都圏及び近畿圏を直接結ぶことにより、国内高速輸送体系の整備の一環として、国民経済の発展と生活領域の拡大に資するものである。

本件事業の認定は平成 22 年 7 月 8 日付けで行い、富山県収用委員会は平成 23 年 2 月 16 日付けで権利取得裁決及び明渡裁決を行った。

この裁決につき、審査請求人は平成 23 年 3 月 14 日、国土交通大臣に対し、裁決の取消

しを求めて審査請求の申立てをし、同年6月20日付けで国土交通大臣から公害等調整委員会に対し、意見の照会があった。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

- (1) 本件事業に係る事業計画書によれば、騒音については、防音壁、土地利用施策、家屋防音工等の総合的な環境保全対策を講ずることにより環境基準を満たすと明記されていることから、審理及び意見書を通じて土地利用施策の実施を求めたが、同施策の実施がなかったため、快適な居住環境が保全されなくなった。本件裁決は、本件事業計画書の虚偽記載（刑法第156条違反）を看過し、土地収用法第2条の適法判断を忌避した違法なものである。
- (2) 本件事業に係る新幹線高架橋（以下、「高架橋」という。）が審査請求人の住居に異常接近することから、本件事業の施行により、生活環境が激変、悪化することは明らかである。しかし、処分庁が、「事業損失は土地収用法上の問題ではない」とし、本件裁決をした。これは違法な判断である。

3 公害等調整委員会の回答

公害等調整委員会は、提出された資料等に基づき検討を加えた結果、平成24年11月24日回答した。その内容は、審査請求人の主張には理由がないとするものであるが、その理由は以下のとおりである。なお、本件裁決には、審査請求人に関する損失補償について考慮すべき点があったと認められるので留意すべき旨を付言した。

(1) の主張について

審査請求人は事業計画の騒音対策に関する不服を主張するが、処分庁は事業計画の内容の適否についての審査権限を有しない。また、事業計画書に明記された土地利用施策が実施されなかったため、快適な居住環境が保全されなかったとしても、当該施策については、総合的な環境保全対策の一つであることから、当該施策が実施されなかったことが、事業計画書の虚偽記載及び違法であるとはいえない。

(2) の主張について

ア 本件事業の施行により、生活環境が激変、悪化するとの審査請求人の主張に対しては、つまるところ、事業の公益性と土地利用上の合理性等を考慮する事業認定手続において判断される事項であり、処分庁において判断する権限を有しない。したがって、審査請求人の主張の事由は本件裁決の申請を却下すべき事由には当たらないとした処分庁の判断に違法な点はない。

イ なお、審査請求人の主張（前記2(2)）が本件事業による損失補償に関する不服であると解されるとしても、損失補償に対する不服を審査請求の事由とすることはできないので、本件審査請求の理由とすることはできない。

もともと、本件裁決は、「事業施行により生じる事業損失については土地収用法上の問題ではない」としているが、事業損失を含む損失補償を認めた判例や裁決事例もあることから、損失等の発生が予想されるような場合は、あらかじめこれら損失について補償することは差し支えなく、望ましいものと考えられる。特に、新幹線に関する環境保全においては、建設の段階であらかじめ適切な措置が採られることが必要である。

これらの観点から、審査請求人への損失補償については考慮すべき点があったといえる。資料によれば、審査請求人が所有する宅地の一部は土地収用の対象となり、家屋（以下、「本件家屋」という。）は高架橋外壁端部から最短で約2m、高架橋中心からみれば約10mしか離れていないこと、そして、起業者が実施した事業施行後の騒音予測によると、高架橋中心から距離が15m以遠では環境基準の70dbを満足することが示されているが、15m未満の場合は環境基準が満足されるかは示されていないことが認められる。これらのことから、本件家屋全体にわたって環境基準が満足されない可能性が高く、生活環境の悪化及び残地となる宅地並びに家屋の価格の低下などの損失が発生することが予想される。

そこで、処分庁は、本件裁決の審理において、本件家屋の位置における起業者の騒音予測、発生の可能性がある損失、補償の必要性などについてできるだけ調査検討することが、妥当・適切な判断を導くために望ましかったと考える。

Ⅲ 東京都起業、東京都市計画道路事業補助線街路第81号線に関する審査請求（平成24年（イ）第6号）

1 事案の概要

審査請求人は本件事業地における借地権者であり物件所有者である。本件事業は、東京都市計画道路幹線街路放射第8号線と東京都市計画道路幹線街路放射第26号線を結ぶ補助線街路であり、補助幹線道路としての機能に加えて、沿道との一体開発を誘発し、周辺の木造密集地域の防災性の向上を図るものである。

本件事業の認可は平成17年11月16日付けで行い、東京都収用委員会は平成24年3月29日付けで権利取得裁決及び明渡裁決を行った。

この裁決につき、審査請求人は平成24年4月23日、国土交通大臣に対し、裁決の取消しを求めて審査請求の申立てをし、同年9月25日付けで国土交通大臣から公害等調整委員会に対し、意見の照会があった。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、以下のとおりである。

本件裁決において、審査請求人に対する明渡しの期限を定められた。しかし、審査請求

人は、本件事業により、現住居の移転を余儀なくされたため、現在と同様の住環境を確保しつつ耐震強化を図った注文住宅を建てて移転することを計画している。現住居は注文住宅であり完成に至るまで約1年を要したので、明渡期限は本件裁決の時期から最短でも約1年とするべきである。

また、本件事業の施行期間は延期されており、延期された期間を考慮した期日に移転すれば、本件事業に全く支障はない。

しかし、本件裁決における明渡しの期限は、本件裁決から8か月後（権利取得の時期から6か月後）であり、審査請求人の移転に係る計画を全く無視した非常に厳しい無理難題を押しつける不当な判断というべきである。

よって、本件裁決は違法、不当である。

3 公害等調整委員会の回答

公害等調整委員会は、提出された資料等に基づき検討を加えた結果、平成25年3月25日回答した。その内容は、審査請求人の主張には理由があるとするものであるが、その理由は以下のとおりである。

権利取得裁決及び明渡裁決は、土地収用の円滑な執行を図るためのものであり、処分庁としては、被収用者の理解を得るために慎重かつ丁寧な審理を尽くすことが不可欠である。明渡しの期限については、明渡しを行うのに通常必要とする期間、起業者が補償金の支払等を行うのに通常必要とされる期間、工事工程及び被収用者の意見等を勘案すべきものであり、被収用者に意見等があり、それが工事工程上許されるものであるときは、その意見を考慮して明渡しの期限を定めることが相当である（小澤道一著「逐条解説土地収用法（改訂版）」参照）。

資料によれば、本件裁決手続においては、審査請求人から明渡しの希望日数に関する意見書が処分庁に提出されている。また、本件事業の施行期間については計画変更され、4年間延伸されている。そして、審査請求人の明渡しに関する上記希望及び工事工程の4年間の延伸は、明渡しの時期を裁決するに当たり勘案されるべき重要な事項である。

しかし、裁決書では、明渡期限を「補償金の支払に要する期間、物件等の移転に要する期間等を考慮して、主文のとおりとする。」とし、本件審査請求に対する弁明書においては「明渡しの期限については、物件の移転に通常要する期間を考慮して決定するものであり、審査請求人の主張する計画等は、明渡しの期限を決定するに当たって考慮すべき事項には当たらない。」とし、資料によっても、処分庁が工事工程及び審査請求人の希望日数を勘案して明渡期限を判断したとは認められない。

処分庁の弁明書によれば、処分庁は、明渡しの期限を定めるにあたり、審査請求人の物件の移転に必要な期間を検討していることが認められるが、移転先の選定に0.5月、建築設計に1.0月、建築工事に4.5月というものであって、審査請求人の物件の移転に至る諸過程が新居建築という審査請求人の諸判断を経て行われるものであることからすると、

処分庁の上記検討は、審査請求人の事情を配慮したものとは解されない。また、すでに明渡しの期限が到来している者に対する不動産の明渡しの強制執行においても居住者に対する配慮があること（民事執行法第168条の2）、不動産競売において買受人に対抗することができない建物賃借人にも、建物の再築を予定するものではないが、6か月の引渡しの猶予が認められていること（民法第395条）を考えると、本件裁決における明渡しの期限は、土地の借地権を有し、かつ本件事業に協力的で期限についての話し合いに応じる意思がある審査請求人に対しては、厳しすぎるとの感を否めず、他方で、このような厳しい期限の遵守を求めるだけの工事工程上の緊急性が検討された事情はうかがわれない。

そうすると、処分庁は、明渡期限の慎重かつ適切な判断と審査請求人の理解を導くため、審査請求人の明渡しの希望日数を考慮し、最新の工事工程をもとに工事工程上許される明渡時期について審理を尽くした上で明渡期限を裁決すべきであったものであり、原処分には、明渡しの期限を定めるに当たり、考慮すべき事項を考慮しなかった違法があるというべきである。

歴代委員長

座 談 会

公害紛争処理制度 「平成の時代から令和の時代へ」

大内 捷司 × 富越 和厚 × 荒井 勉

聞き手：相馬清貴（公害等調整委員会事務局長）
（令和2年11月18日実施）

事務局長 おうちかつじ 本日は御多忙のところ大内捷司
とみこしかずひろ 元委員長、富越和厚 前委員長、そして
あらいつとむ 荒井 勉 委員長におかれましては、機関誌『ち
ょうせい』の座談会に出席いただきまして誠に
ありがとうございます。

初めに、今回の座談会の趣旨について改めて
御説明を申し上げます。御承知のとおり、機関
誌『ちょうせい』は、主に地方公共団体との情
報共有を図ることを目的として、平成7年以降、
年4回発行しており、令和2年2月には、第100
号の節目を迎えたところです。直近では、一昨
年の平成から令和への改元を機に2年間、過去
7回にわたって、これまで公調委が取り扱った
公害紛争事件のうち、特色ある事件を振り返る
特集記事を連載しております。本日の座談会は、
その締めくくりという位置づけで開催させてい
ただきました。

在任中の公害紛争処理制度を 巡る状況

事務局長 まずは、御在任中のことなどに関
しまして、お話を伺ってまいりたいと思います。
当時の公害紛争処理制度を巡る状況について
お伺いできればと思います。

大内 私は平成19年7月に委員長に就任し
て、その後5年間、平成24年6月まで在任い

たしました。私が着任した時期は、公害等調整
委員会が発足した昭和47年当時の水俣病や四
日市公害などの、いわゆる産業型といわれる公
害事件から、騒音などの身近な生活環境の侵害
が問題視される生活型の公害が意識されるよう
になってきた時期でありました。これは各企業
における公害防止対策や、行政における環境保
全対策・法整備が進み、加えて、環境問題に対
する市民意識の高まりが背景となっていたと考
えられます。このような社会情勢の変化が、公
調委に申し立てられる事件数にも反映し、平成
3年以降、年間の新規申立件数が10件未満と
いう年が多くなっておりました。私が委員長に
就任した平成19年には、新規受付件数が年間
6件にとどまるという状況になっておりました。



富越 今、件数のお話がありましたけれども、
平成19年の新規受付件数だけを見ると組織存
続の危機ではないかというぐらいの件数でした
けれども、私が平成24年に引き継いだ段階で
は、大内委員長時代の取組によって裁定事件が

増加しております、新規受付 23 件、終結 29 件、未済 38 件と、この公調委の組織規模からいうと、これが未済 50 件にもなったら大変だなと、逆に思ったりしたものです。

事務局長 大内先生の就任当時の取組について伺いできれば。

大内 平成 19 年の就任当時、私の役割としては、公調委における公害紛争処理制度の活性化が最大の課題でありまして、全国の都道府県公害審査会と連携し、裁定による解決がふさわしい事件については、中央の公調委への申立てを促すよう働きかけをするなどの方法によって、公害紛争処理制度の活用を呼びかけてまいりました。

その一方で、公調委における事件処理体制の強化にも努めました。具体的には、第 1 に、充実した審議を尽くして、内容のしっかりとした裁定を下すことに努めることです。このことは当然ではありますが、公調委の基本的な役割をまず果たすことが大事であると考えた次第です。第 2 は、専門委員を活用し、科学的な事件調査を充実させることにも努めました。そのため、平成 21 年度以降、事件調査のための予算を大幅に増額させ、必要な事件については専門委員による調査、外部委託による調査を十分行える体制を用意いたしました。さらに 3 番目に、東京から離れた地域に在住する当事者の負担を軽減させるため、被害発生地等の現地で審理期日を開催する取組を開始し、平成 21 年には、現地期日開催の要件を緩和する規則の改正を実現して、現地期日の運用を推進させてまいりました。

富越 大内委員長の広報活動の流れを引き継ぎまして、私も、及ばずながら裁判所への説明会など広報に努めた記憶があります。

ただ、私自身の活動というよりも、大内時代

の広報活動の残存効果といいますか、平成 25 年には新規受付件数が 32 件となり、その後はやや低迷しまして、平成 29 年 7 月に荒井委員長にバトンタッチをしたという流れとなります。この間、大内委員長から御説明のあった改善方策について、基本的にその方策を踏襲した上で、作業を進めてまいりました。産業型の大型公害が終わって、生活環境型の近隣公害への傾向がどんどん進んでいくという時期であったと記憶しております。

事務局長 その後、富越委員長からのバトンタッチを受けて、荒井委員長が御就任になりました。

荒井 私は平成 29 年の 7 月に、富越前委員長の後任として着任して、3 年余りがたちました。私が着任した当初の数か月で感じたことを申し上げますと、一つは、事件の類型が、先ほどから出ております生活環境型の事件、中でも騒音や低周波の事件が特に多かったという印象でした。特に隣家のエコ給湯器の室外機からの夜間の騒音、あるいは低周波音によって眠れないといった健康被害を訴える案件が続いてまいりまして、騒音絡みの案件が多い、まさに近隣紛争だなと感じたところでもあります。

次に感じたこととしては、損害賠償を求める責任裁定がほとんどだろうと思っていたところ、ほぼ同数ぐらいに原因裁定の申立てがあることで、例えば平成 30 年ですと、新規受付 22 件のうちの半分の 11 件は原因裁定です。原因裁定は、加害行為と被害結果との因果関係だけを判断するものですから、専門的知見を活用して判断するという点で公調委の特色を最も発揮できる紛争解決手段だと思うのですが、これがかなり利用されている実情を知り、これは公調委としては非常に好ましいことだと感じたところでもあります。

もう一つ感じましたのは、これは先ほど大内

元委員長のお話を伺って、ああ、そういうことだったのかと思ったところですが、審理体制の充実を感じました。裁定委員会や調停委員会を構成する3人のメンバーには裁判官出身者が入り、あるいは医師や行政の専門家が入る、事案によっては弁護士、学者、科学の専門家が入るといった形で委員会が構成されますし、事前準備を担当する審査官室もまた、裁判所出向者だけではなく、行政庁の各省から出向しているいろいろな視点を持っている人たちで構成されており、非常に多角的視点を持った判断ができる体制ができているのだと感じました。その上で、先ほどお話ありましたように、専門委員の活用が非常に重要な意味を持っているわけですが、裁判所の専門委員制度と比較して、当委員会の専門委員は、その専門的知見が大変柔軟かつ有効に活用されており、委員会の判断の重要な支えとなっているように思われ、これも充実した審理体制の大きな要素だと感じた次第でございます。

印象に残る事件

事務局長 御在任中の事件で、特に印象に残っているとか、解決に苦勞したといった事件はございましたでしょうか。

■ 被害者救済の視点に立ち返る

大内 私の在任中の印象に残る事件としては、5年にもわたって調停を進めた伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件¹（申請：平成17年8月）や、専門家による本格的な現地調査を行った和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事

件²（申請：平成18年9月）など思い出深い事件がありました。しかし、最も苦勞した事件としては、申すまでもなく、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件³（申請：平成18年7月）でした。

この事件は平成5年頃、何者かによって神栖市におけるいけすの埋立てに際し、戦時中に旧陸軍の毒ガス兵器原料として製造されていたヒ素化合物であるジフェニールアルシン酸（DPAA）が、生コンクリートに混入されて地中に埋設されたところ、コンクリート塊からDPAAが溶け出して地中に浸透し、これが地下水の流れに乗って周辺地域に拡散し、住民が飲用に使用していた井戸水に混じり込み、住民に健康被害を生じさせました。これに関して、損害賠償金の支払を求めて責任裁定の申立てがなされた、という事件でありました。



大内 捷 司

元 公害等調整委員会委員長（平成19.7～24.6）
元 札幌高等裁判所長官

¹ 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件（平成17年（調）第1号事件）
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/igashi.html>

² 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件（平成18年（ゲ）第1号事件）
<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/wakayama.html>

³ 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件（平成18年（セ）第2号事件）
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/kamisu_hiso.html

裁定委員会の裁定は、茨城県に対し水質汚濁防止法上の監視義務に反し、住民にヒ素汚染の事実を公表しなかった点で、同法上の公表義務にも違反し、損害賠償責任は免れないという判断をしたものであります。健康被害の原因物質であった DPAA が住民の飲用井戸に到達した因果関係の認定や住民の健康被害の認定の問題、国や県の法的責任の判断、健康被害による損害額の認定、それらの各論点について、極めて難しい判断が求められました。

この事案では、公害紛争処理の原点である被害者救済の視点に立ち返って、公調委としての責任を果たすことができたのではないかと考えておる次第です。

■ 職権調査を尽くす事件処理

富越 私の印象に残る事件として、寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件⁴（申請：平成 23 年 3 月）があります。

事案としては、大阪の寝屋川市で、田畑を一部残して周辺に住宅街が展開している地域に、廃プラスチック処理工場と関係 4 市の一部事務組合によるリサイクル施設ができたことを発端に起きた事件です。廃プラスチック処理工場は、容器リサイクル協会における製品化事業として廃プラスチックを温めて形あるものにする過程で臭いが出る作業を行う工場で、リサイクル施設は、一部事務組合が作った施設で、廃プラスチックのペットボトル等の貯蔵圧縮を行う施設です。この 2 者を相手にして、この地域に居住していた住民から、排気中に有害な有機物質が含まれているとして、皮膚の炎症とか、のど・鼻の粘膜刺激症状、神経系の機能障害など、かなりいろいろな障害が出ているということで、

原因裁定の申請があった事件でありました。

特徴的なのは、この申立ての以前に訴訟が起こされておりまして、ほぼ同じ主張を前提にした差止請求訴訟で敗訴しているというものでした。訴訟での解決に納得できないで行政 ADR を申し立ててきた事件でありました。基本的に訴訟との関係でいいますと、申立人の一部は前訴に関わっていなかった点もあつたり、前訴における被害は前訴訟段階における被害であつて、原因裁定の申立てをしてきている被害は、現在進行中の被害だということになると考えれば、二重訴訟にはならないだろうということで、事件を着々と進めていたというものです。

私が受けた頃には、現地調査を行うという方向性は決まっていたわけですがけれども、現地調査というのが簡単なものなのかと思つたら、結構大変な話で、まず空気中に有機物がどれだけ排出されているかということから、それが被害者のところに届いているか。それとの因果関係ということで、気象調査から、大気の採取分析という細かい作業を行っていたところでありました。実際に金額を確認したわけではありませんけれども、たしか当時それなりの予算を使用して調査を行ったという話だつたと思います。裁判事務と比べたときにこれが一つの驚きでした。

更に驚きというのは、先ほど申し上げましたように、一旦訴訟で結論が出ていたが、社会的に紛争が解決していない、むしろ職権調査を求めてやってきていたところが、非常に驚きであつたわけです。

このほか、島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件⁵（申請：平成 23 年 3 月）という事件もありました。こちらの事案でも相当の費用をかけて、非常に

4 寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件（平成 23 年（ゲ）第 2 号・平成 24 年（ゲ）第 2・9 号事件）

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/neyagawa.html>

5 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件（平成 23 年（ゲ）第 4 号）

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/shimabara.html>

きちんとした科学的知見に基づいた調査が行われていたのが印象的でした。

これらの事件を通して抱いた感想は、民事訴訟であれば、当事者の費用負担でやるべきところを、かなりのお金をかけて国がやっている。その理由は何だろうかということでした。後でお話が出るかとは思いますが、結局そのところは、公害を国家としてどう見ていくのかという問題につながっていくのだという印象を持った次第です。

■類似地域を探し、騒音を体験

荒井 私は、現に事件をまだ担当していることもありますし、まだ3年しかたっていないこともあります。お二人のようにかなり大きな事件で、本格的な調査を尽くして判断に至る事件は、まだほとんどない状態であります。

比較的大きな事件としては、調停でございませうけれども、東京国際空港航空機騒音調停申請事件⁶（申請：平成28年9月）があります。これは、需要の拡大に対応するために国が羽田空港の従来の航路を変更することとしたのですが、これに伴って、近い上空を飛ぶことになった京浜島の事業主たちが、その騒音がひどくなるので、新航路の滑走路の供用制限等を求めた調停です。これは富越前委員長から引き継いだ案件であります。

これは、その計画段階で飛行を止めようとしているものですので、実際に計画実施の段階で、どの程度の騒音になるのかが分からない。想定ではいろいろ議論されていても、それが実際にどの程度日常生活、あるいはその工場・事業所での仕事に影響を及ぼすのか分からない状況でしたので、どの程度の音になるのかを調査するために、全国で空港から同じような位置関係にある場所を探してもらいまして、伊丹空港の近

隣で同じような距離関係にある場所に、実際に担当メンバーで出向いて行って、そこで離発着する飛行機の騒音をじかに体験し、騒音測定もいたしまして、どの程度の騒音になるのかを体験してまいりました。

この体験を踏まえてその後も調整を重ね、最終的に、新航路の滑走路の供用制限は求めないが、その代わり、実施に移された場合にどの程度の騒音になるのかを、国交省で騒音測定のモニタリングをして情報提供するなどといった内容で、令和2年1月に調停が成立いたしました。

このほか、現在係属中の事件ですけれども、自動車排出ガスによって気管支ぜんそくに罹患^{りかん}したと主張する患者たちが申請人となって、国・環境省と自動車メーカー7社を相手に損害賠償と医療費助成制度の創設などを求める調停事件や、工場から排出されたエタノールによって増殖したカビによって、隣接する申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、責任裁定を求める案件があります。後者の事件は、公調委が持っている専門的知見を活用して判断する公調委らしい事件だと思われ、今、精力的に専門委員からもお話を伺いながら、事案の解明に努めているところでございます。

職権調査の在り方

事務局長 先ほど、富越先生からお話でしたが、公害等調整委員会が行う裁定については、職権調査が広く行われているところです。この職権調査は、ある意味、裁定制度の特色ともいえるものだと考えておりますが、この職権調査の在り方をどのように考えていくべきか、お考えを伺えればと思います。

大内 公調委の役割としては、基本的に公害

⁶ 東京国際空港航空機騒音調停申請事件（平成28年（調）第10号事件）
https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/tokyokokusaikuukou_souon.html

による被害者の救済を行うところにあるのではないかと思うのです。私が担当した神栖事件についても、その意義を強く感じた次第です。この事件では、因果関係が不明とされていた住民の健康被害について、地下水の流れとか、健康被害の医学的な解明とか、全て職権調査を尽くさなければ解明できなかった事案だろうと思っております。

一般の民事訴訟であれば、当事者の立証責任が大きな壁になってしまうわけですが、公調委の手續におきましては、職権による調査を尽くして、救済されるべき被害者を確実に救済する役割を果たすことができるわけです。そういう意味では、公調委の公害紛争処理手續においては、積極的な職権発動が大変大事な役割になるのではないかと思うわけです。

そして、この被害者救済の観点とも関連するわけですが、公調委では当事者の提出証拠のみならず、職権による事実調査を行って、真相究明に尽力することが、その役割として大いに期待されているところであります。当事者の主張に疑問があれば、積極的に求釈明を行って証拠の提出を促し、そして公害の発生原因や被害の実情について、専門的・科学的な解明が必要な場合には、その分野の専門家を専門委員に選任し、職権による調査を委託することができるわけです。そのような役割を果たすことによって、公調委に求められている公正で科学的な調査と、それに基づく判断、これが公害紛争処理に当たって極めて重要な役割を果たしてきたのではないかと考えられるわけです。

公調委は、社会的に求められている役割を、このような積極的な職権発動によって果たしていくことが極めて大切な事柄ではないか、と考えている次第です。

事務局長 ありがとうございます。富越先生、いかがでしょうか。先ほども言及されていましたが、

富越 今、大内 元委員長がお話されたとおりで、被害者救済が一番ですけれども、そもそも私自身は、当事者主義に非常になじんでいたものですから、もちろん被害者救済のために当事者主義の例外が作られているわけですが、その根源が結局どこから来ているのか。国費を使うという積極的な根拠は何なのかということに関心がありました。

現実の場面では、多額の費用を使ったけれども、結果的に申立人の思っているような因果関係が認められないということも生じてきます。ですから、結果的には被害者救済につながっていない場合もあるのですけれども、救済の可能性があるなら調べるということになります。そこら辺のところも含めて、国民の税金を民事紛争解決に使う根拠は何なのかということを考えておりました。



富越和厚

前 公害等調整委員会委員長（平成 24.7～29.6）
元 東京高等裁判所長官

■ 職権調査の根源とは

富越 職権調査を当事者主義の例外という観点から考えてみますと、御存じのとおり、当事者主義では、まず、判断は申立ての範囲を超えられない（不告不理）、審理の範囲は当事者

の申立てによるという処分権主義の原則がありますが、この原則は、責任裁定手続では維持されているようです。次に、当事者主義には、請求の理由付けとしての言い分（主張）も当事者に任される弁論主義がありますが、職権証拠調べとしての職権調査を積極的に評価することで、処分権主義、弁論主義も修正を迫られるのではないかと考えました。

職権調査をした結果、当事者が言っていなかった事情が分かってしまった場合に、職権調査をした結果を紛争解決に考慮することになると、弁論主義に影響してくることになります。

更に、証拠調べの結果、申立人が求めている結論がでたときに、これを考慮するとすると、処分権主義の例外を認めることになりそうですが、まさに原因裁定では、それに近い構造が見えます（公害紛争処理法第 42 条の 30⁷）。

では、当事者間の民事紛争である公害について、国の紛争解決機関が民訴法の原則から離れてまで介入していく根拠は何なのかというと、先ほど大内元委員長が指摘した被害者救済ということになりますが、なぜ公害紛争について特別な対応をするのかといえば、公害がパブリックコンサーン、国家として関心を持つべき事項だということだろうと思うわけです。この観点を進めれば、公害被害が発生していないが、そのおそれがあるのだとすれば、救済の対象に取り込むという理屈がでてくるのだろうということになります。

更に、当事者間の民事紛争の解決に税金を使うことの根拠としても、まさにパブリックコンサーンであるような公害だからだという議論になりそうです。そうすると、どのような事態を公害として、受理し、審理するのか、公害等調整委員会として扱うべき公害の範囲を広くみていくのか、狭くみていくのかという問題にも突

き当たってくるような気がいたします。

公害の定義は環境基本法第 2 条第 3 項に規定されていますが、国の機関が公金を使って介入する特別な事態だと考えると、相応の縛りが出てくるだろうと思いますけれども、パブリックコンサーンとしての公害排除、環境保全という観点からは、公害に該当する以上、広く救済すべしとの立場もありえるでしょう。事案ごとの判断ということではありますが、公調委としての判断基準はいかにあるべきかという根本的な問題であるとの印象を持ったところです。

荒井 先ほど、大内元委員長がおっしゃった御意見は、公調委の基本的な、^よ拠って立つ考え方だろうと思うところです。そうした被害者救済を、公共的な立場から、事案を解明し、原因を突き詰めて救済を図ることが必要なわけですが、ただ、最近の都市型の、近隣紛争的な紛争の場合に、どこまでそういうことをやるのか、今、富越前委員長が言われた問題意識とつながるところだと思うのですけれども、徹底した科学的な解明までしなければならない事案なのかどうか。もちろん、小規模な事件であっても被害者がいるわけですので、その解明と解決が必要ですが、そのためにどれだけの精度を持って職権調査をしていくのかについては、程度の問題は出てくるのではないかといい気もしているところです。事件のサイズと言いましようか、先ほど御紹介いただいた神栖の事件のような大がかりなものについては、かなりの国費を投入しても解決しなければならないものだろうと思いますけれども、もう少し小規模のものについて、仮に、その事案の解明にかなりの専門的な調査が必要で、外部委託が必要となった場合に、どこまでやったらいいのかは、事件を担当していく中で、ときどき悩ましいと

7 公害紛争処理法第 42 条の 30

裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請をした者が裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定することができる。

思うことがあります。

これからの公調委のありようを考えた場合に、事件のサイズに見合った調査の在り方についても、いろいろなバリエーションがあってもいいのではないかと、最近よく感じているところなので、この点についても、お二人のお考えをお聞きしたいと思ったところです。いかがでしょうか。

■ 職権調査の現代的課題

大内 いや、まさにそこが、現代的な課題だろうと思います。ただ、公調委ができて、もう48年の歴史があるわけです。その公害紛争処理の歴史の中で築いてきた確固とした実績といえますか、それは我々の組織の基本的な役割として、今後とも果たしていかなければならないのではないかと思うわけです。

ただ、いろいろな行政機関で、例えば消費者保護などの分野においては、消費者保護のために、それぞれ専門家を集めて、科学的な調査を尽くして、行政上の勧告を行うようなことが行われています。

だから、いずれにせよ、社会的にその問題が解決されなければならないとされているときに、どの機関がそれに対して取り組んでいくのかが問われるのだらうと思いますので、公調委としましては、公害という基本的な視点に立った上で、その役割を果たしていく必要があるのだらうと思う次第です。

富越 私は今、弁護士登録したものですから、弁護士に対して公害紛争処理制度について講演をする機会があります。そのときに、使い勝手がいい制度ですよと、宣伝するわけですが、弁護士として一番関心を持つのは、自分の事件について調査してもらえるという、そこが一番大きいのです。こちらとしては使い勝手がいいですし、うまくすると、ただで調査してもらえますよと言いますが、ただし、公害性の

認定は相当難しい点がありますから、何でもかんでもというわけにはいきませんと話をした記憶があります。だから、そのところは本当に、どんな被害を救済すべきなのかという点へリンクしてくる問題かなと思います。

それと、もう1点付け加えておきますが、今、大内元委員長から指摘がありました、行政ADRの話です。私を感じたのは、例えばアスベスト問題というのは、工場の中のアスベスト被害だと、これは労災事件ですよ。ところが、工場の窓からアスベストが流れ出して近隣に行くと、これは公害になるのですよね。そうすると、そういった場合の割り切り方はそれでいいのだろうか、あるいはアスベスト問題という大きなくりでもって、例えば公調委が扱うというような制度設計ができないのだろうかと思うことがありました。行政ADR自体が今、縦割りになり過ぎているのではないかと印象を持ったことがあります。これは、全く別な論点ですけども、印象の話として申し上げておきたいと思っています。

原因裁定嘱託 ～当事者主義と職権主義～

富越 先ほど当事者主義の話をしました、職権主義と当事者主義の差が一番際立ってくるのは、原因裁定嘱託ですよ。

裁判所はまさに当事者主義の世界で主張整理をして、公調委に因果関係について調査してくれと投げてくる。公調委では、職権調査によってこれを調べて、それを今度はまた当事者主義の世界に投げ返すわけです。非常に面白いエピソードとして御紹介すると、ある事件で燃糸^{ねんし}工場の燃糸機械からブーンという音が聞こえるらしいのです。裁判所では非常に丁寧に主張整理をした上で、原因裁定の嘱託事項としては、低周波音が発生しているかどうか、低周波が原告側に到達しているかどうかという内容でした。

ところが実際に調査を行ってみると、低周波音も含まれてはいるものの卓越したものではなく、可聴音の低い音だった。それで結局、主文としては、低周波音は到達していないという主文になったのです。このような事案を見ていると、裁判所は当事者の主張に拘束されて、公調委に原因裁定の嘱託をしてくると、公調委としては、職権調査で真の紛争原因を把握しても、処分権主義の部分を動かさませんから、低周波音ではないという意見になるのですけれど、そこら辺で原因裁定の嘱託は、当事者主義と職権主義の間の非常に興味深い部分だなという気がしていました。

■原因裁定の嘱託内容

富越 もう一言、感想になりますが、原因裁定嘱託というのは、原因と結果との因果関係の判断を頼まれるわけですね。そうすると結果の部分が健康被害となれば、詰まるところ医療問題になってしまいます。ところが、結果の発生の順序としては、その前に公害の原因の被害者への到達があります。例えば先ほどの寝屋川事件でいえば、有機物を含んだ廃ガスと健康被害との因果関係の前に、排ガスが一定程度の濃度で出ているかどうか、それが風に乗って流れて到達しているかどうかということが先行します。これは、外形的な調査になってきて、それによって生じる健康被害となると、また一段階違うわけですね。そうすると、原因裁定嘱託というときに、原因と結果との調査をワンパックで嘱託されると時間がかかってしまうので、原因物質が発生して、それが到達しているかどうかだけの原因裁定嘱託というのも認めたらどうかと思ったことがありました。

荒井 原因裁定嘱託については、嘱託内容、つまり判断する内容が多くなれば当然時間もかかりますから、嘱託する裁判所と公調委で、今お話のあったことも含めて、裁判所のニーズを

聞いて対応することも必要ではないか、もっと両方でキャッチボールをしていく必要があるのではないか、と内部で議論しているところです。

公害等調整委員会の 事件処理が社会に与えた影響

事務局長 冒頭にも、先生方からお話がありましたけれども、産業型公害から、近隣の生活環境型と申しましょうか、日常生活に密着した公害への事件の変化ということ、これを踏まえて、どういう形で我々の仕事を考えていくかという問題、その中で職権調査の問題、どういうものが適切で、どういう場合にそういう職権調査を行うべきかという議論にも絡んでくるのかと思ったところでございます。

公調委による事件処理、過去には、いろいろな産業型公害を扱って、大きな社会的反響を呼んだ部分もございますし、また、この50年の歴史の中で、個々の事件の解決を通じて、いろいろな意味で社会に影響を与えてきた部分があるかと思えます。この公調委の事件処理が、どう社会に影響を与えたのかという観点で、先生方の御意見を伺えればと思えます。

大内 近年の環境意識の高まりから、都市型生活型の紛争が増加しておりまして、相隣関係の紛争というほかないような事例も、たくさん取り上げられるようになってきているわけです。また、低周波音による紛争だとか、あるいは電磁波に関する紛争だとか、廃棄物の処理に関する紛争だとか、主張される公害の対応も極めて多様化してきておるわけです。これらの紛争についても、一部に典型公害に含まれる紛争が含まれていれば、我々は全体として、その紛争全体を取り上げて、紛争解決の対象として取り扱ってきたわけですが、そういう社会のニーズに対応した柔軟な運用も、大変大切ではないかと思われるわけです。

ただ、これらの最近の事件傾向に対応して、私たちの事件処理に臨む姿勢にも留意しなければならない課題が幾つかあるように思うわけです。例えば、本人申請の事件が多く見られるようになるわけです。そういう当事者に対する、手続に臨む準備の問題だとか、手続を分かりやすく説明して、理解を得られるようにする努力だとか、円滑な手続の運営だとか、極めて難しい課題に我々は迫られているわけです。現地期日を開催するような取組も、その一環かと思えます。

また、当事者の申請はなくても職権によって、騒音、低周波音の測定だとか、化学物質の分析だとか、水質、土壤汚染の調査だとか、必要な事件調査も尽くさなければならないわけです。そういう活動に関して、より前向きに取り組んでいく必要があるのではないかと考えておる次第です。

富越 公害として救済すべきだという事件について、公調委はかなりの権限を持っている。権限を持っているということは、ある意味では、権限を行使すべき義務があるとも言えます。税金は公平に使われるべきですから、ある人は救済され、ある人は救済されないというようなことはおかしいわけです。そうなる公害として受理され、救済されるべき事件について全力を尽くすことしかないのではないかという気がしています。ありきたりの結論になってしましますけれども、そんな印象を持っています。

事務局長 荒井委員長、いかがでしょうか。

荒井 私も、お二人がお話しされたとおりでと思います。公調委の社会的役割に関連して、最近の広報の取組についても少し触れたいと思います。この公害紛争処理制度を幅広く知ってもらって、利用してもらうための活動、これはお二人の先輩委員長がずっと取り組んできてい

ただいたことだと思います。

本座談会が掲載されるこの『ちょうせい』を通じて、地方自治体に様々な情報をフィードバックすることもそうですし、公調委のホームページを充実させて、一般の人が何か困ったことがあったときに、公調委に相談しようとか、あるいは公害紛争処理制度を利用しようということを考えてもらえるようなホームページの工夫を、最近特に精力的に取り組んでいるところです。実際に公調委に係属する事件自体は多くはないですが、大半の環境紛争に関するトラブルは、市区町村で行っている公害苦情相談のプロセスの中で、ほとんどのものが早期に解決しております。そういう制度があって、市区町村の公害苦情の相談窓口に行けば、何とかしてもらえらることを知ってもらおうことの広報活動も、更に力を入れていきたいと思っているところでございます。



荒井 勉

公害等調整委員会委員長（平成 29.7～現在）
元 福岡高等裁判所長官

感覚公害の対応の難しさ

荒井 最近、事件処理を行っていて感じるの
は、被害者の被害意識がかなり強いケースが多
いということです。感受性といいたいでしょうか、
騒音、振動、悪臭などを申請人は感じるのだけ
れども、客観的な数値では測れないような部分
がある。そういう場合に、しかし本人は悩み苦
しんでいる場合に、どう対処していったらいい
のかと、悩ましく思います。

恐らく、これは昔ならば感じなかったような
ことが、環境が良くなってきた反面として、非
常に小さな音でも感じるようになってしまう。
感受性というか感性が強くなっているといいま
しょうか、センシティブになっているのではな
いかと思うわけです。そういう場合は、受忍限
度の考え方で従来の基準でいくと違法とはいえ
ませんよという形で対処しがちになるわけです
が、これから先、公調委の役割として、そうい
うことをどの程度救済していったらいいのか、
今後も更にそういう傾向が強まっていくのでは
ないかという気がするものですから、そこら辺に
ついて、お二人がどんなふう感じておられるか、
お聞きできれば有り難いと思っております。

富越 今、荒井委員長の指摘された問題で、
難しいと感じたのは、被害感受性の高まりが一
般的、客観的な裏付けを持った受忍限度の変化
を意味する場合と個人の個別事情による思い込
みによる場合との区別です。確かに環境が良く
なったので、感受性が高まったということもあ
るだろうけれども、被害者の心身の状態や様々
な事情・背景によって、余計に感受性が高まっ
ている場合もあり得ます。感受性が高まって、
耐える限度が落ちてくるのは、いろいろな要素
があり得るとも思われます。苦痛が被害者に帰
責できない被害者の個性によるものなら、救済
は否定されないような気がします。

その中で、公調委として公害として扱ってい

くとなると、それはどういう基準でもって公害
被害と判断していくかということです。とても難
しい問題だという気がしました。最初の受付の
段階で判断するのではなくて、医学的な、その
専門性を持っている委員の意見を聞くなり何な
りして、整理していくしかないのかという気が
します。いずれにしても非常に難しい問題だ
という印象を持ちました。

事務局長 大内先生、今の点いかがでござい
ましょうか。

大内 御指摘のような事案は、私が担当した
事案の中では、低周波音被害についてそのこと
を強く感じたわけです。結局のところ、我々か
ら見ると低周波音によって被害を受けるとは全
然思えない程度の影響であっても、事件の被害
者、当事者は大変日常的に苦しんでおるよう
な苦情を訴えられる。それをどういう基準で我
々は臨まなければならないかというところだ
と思うのです。

ただ、結局のところは、公的な立場としては
科学的な解明を尽くして、科学的に明らかにな
った基準を最低限度おさえておく必要がある
と思います。この程度ならば被害を訴えること
もあり得ると想定できる水準の被害と、それが
到底考えられないような、気持ちの問題として
受け取らざるを得ないような水準の被害とは、
区別して扱うしかないわけです。例えば、物理
的には低周波音は届いていないと言わざるを得
ないようなものは、科学的に解明して、それは
結局のところ、幾ら測定しても影響が出ている
とは言えませんよということで、けじめはつけ
なければいけないのだろうと思うのです。

低周波音に限らず、いろいろな分野で、そう
いった類似の問題は出ようかと思うのですけれ
ども、我々の拠って立つ基盤は、科学的な基準
をよりどころにするほかないのではないかと考
える次第です。



相馬 清貴

(公害等調整委員会事務局長)

公害紛争処理制度の運営に関する提言

事務局長 ありがとうございます。多岐にわたる非常に有益な御意見をうかがってきたところです。

さて、今後の公害紛争処理制度の運営に関して、改めて御意見をお願いできればと思います。今、公害紛争処理制度が創設されて50年たったところでございます。今後、先ほどの公害の質的な変化という観点も当然ございますけれども、紛争処理制度の運営に関して、こういうところを中心に考えていくべきだ、こういうところは見直した方が良いのではないか、そのような御意見がございましたら、お伺いできればと思います。

大内 大体今までお話ししたところで尽きている気はいたしますが、事務局のスタッフの問題にせよ、専門委員による科学的調査の問題にせよ、それぞれの分野の英知をかき集めて、公調委としての機能の中に反映させていくのが基本的な姿勢ではないかと思うのです。現在、担

当している皆さん方には、大変悩ましい課題だとは思いますが、そういう意味で、科学的な調査や判断を前提として、それを当事者に返してあげていく。結局、現在の科学で解明できるのは、ここまでであると、それを超えるものについては、我々としても不知と言わざるを得ないと。だけれども、科学的に解明できた範囲では、きちんと救済していくような姿勢が求められるのではないかと思います。

事務局長 なるほど。富越先生、改めて伺いますが。

富越 まず基本的に、現在のこの公調委の組織機能という観点から見ると、私は、かなりうまくやっているなという印象を持っています。ですから、何か積極的にこうすべきということは特に思いつきませんが、非常に努力してうまくやられている気がしています。

ただ、今後の問題ということになると、また公害が近隣紛争になってきたとしても、それをどういう形でまとめていくのか。それから、更に公害の概念をもう少し広げてもいいのか。特に調停では、おそれ公害という議論になると、「おそれ」の扱いについてもこれからきっちり議論しなければいけないところも出てくるのではないかという気がしています。

いずれにしても、制度の在り方からしてみれば、公害の概念を中心にしながら、広げるものは広げるということかと印象を持っています。

事務局長 ありがとうございます。荒井委員長はいかがでしょう。

荒井 冒頭の事務局長の説明にもありましたが、最近の『ちょうせい』の特集で平成時代の当委員会の活動を振り返る機会がございました。そうしますと、これまで小田急騒音事件、スパ

イクタイヤ事件、豊島産廃事件、大内元委員長が担当された神栖ヒ素事件を始めとする多くの事件で、公調委がしっかりとその役割を果たしてきたことを改めて痛感し、後に続く私たちもその時代に求められる要請に的確に応えて、その役割を果たしていかなければならないとの思いを新たにしたところでございます。

そういう観点からも、本日のお二人からのアドバイスを本当にありがたく拝聴した次第でございます。公害紛争のありようが時代によって変化し、昔は産業型公害だった紛争が、今は生活環境型になってきているわけですが、それがこの先、どんなふうに変容していくのかという将来予測などもしなければいけないことだろうと思っているところです。そういう流れで、今富越前委員長が言われた公害の概念をどう考えていくのか、もう少し広げていく必要があるのかという問題が、出てくるのかと思います。

令和4年には、公調委の創設から50周年という大きな節目を迎えます。今日いろいろと伺った貴重な御意見を参考にして、時代に即応した公調委の在り方を模索していかなければなら

ないと思っております。

また、裁判所に原因裁定嘱託制度をもっと知っていただくための広報活動を始めとして、公害紛争処理制度を広く一般に周知を図るための広報活動を引き続き力を入れるとともに、この制度を国民に利用してもらいやすくするための工夫や活動を続けていきたいと考えております。今後の公調委がどういう役割を果たしていったらいいのかについて、更にいろいろな方から御意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともいろいろとアドバイスを頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局長 長時間にわたる御議論、ありがとうございました。そろそろ、予定されたお時間となりましたので、座談会を終了させていただきます。先生方には今後とも引き続き御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

寄

稿

「公調委で学んだこと」

磯部 力

〔元公害等調整委員会委員〕

私は2001年に南博方先生の後を継いで着任し、2011年に後任の高橋滋教授に引き継ぐまで、2期10年にわたり非常勤の委員を務めました。本業の大学では行政法や環境法の講義をしているのですから、この公害等調整委員会という行政組織が、公害紛争処理に特化した独立行政委員会として、比較法制的に世界を見渡してもかなり珍しい独自の役割と特性を持つことについては、大抵の方よりはよく承知しているつもりでいたのですが、いざ委員としてその中に入ってみると、やはり聞くと見るとでは大違いといえますか、目からウロコといえますか、普通に大学の研究室で資料を読んでいるだけでは到底知ることができないような「学びの連続の10年間」であったという思いを強くします。

それなら公調委で一体何を学んだというのかと問われると、一言で言えば「その仕事ぶりの丁寧さ」ということです。要は、事案の大小や注目度などにかかわらず、およそすべての案件の処理に当たって、担当の委員や審査官たちが、予想を遙かに超えて実に丁寧かつ親身に仕事をするというその仕事ぶりに感銘を受け、かつ学んだということを言いたいのです。

私が着任した頃には公調委の歴史も既に30年に達しており、昭和の時代に比べれば、色々な意味で大きな変化が生じていました。係属事件の性質や規模という点では、かつてのような典型公害を巡る大規模事件はほとんど影を潜め、騒音や悪臭、さらには低周波公害といった都市生活にともなう近隣公害型の小規模事件が増加するだけでなく、「おそれ公害」と称する被害発生の未然防止案件も増えていました。また調停案件よりも責任裁定、さらには原因裁定を求める案件がかなり増加するという変化もありました。他方で審理の過程における現地調査のみならず、委員会が現地に出かけて行って期日を開催することなども積極的に行われるようになっておりました。

在任中に担当した事案としては、たとえば有明海の干拓事業にかかる漁業被害の原因裁定事件や、土岐市の核融合科学研究所における重水素実験の中止を求める調停事件、神栖市におけるヒ素による健康被害の責任裁定事件など、規模も大きく注目度も高い事件ももちろんあったのですが、数からいえば、例えば低周波騒音による健康被害や、隣の工場からの悪臭被害、振動被害といった近隣公害を主張して、申請人がひとりで近隣の加害事業者を相手取るといった極めて小規模なものが多かったなという印象が強いのです。誤解をおそれずにいえば、これが公調委で本来取り扱うことを予定されていた「公害」事件なのだろうかという疑問が思わず湧くような、ごく小規模の生活被害や健康被害の主張も少なくなかったと思います。

しかしどんな小規模事件であっても、(当然のことではありますが)そこには必ず個別具体的で深刻な争点が存在し、両当事者の間には、そもそもの事実認識においても、主張の法論理的な構成においても、さらにはそれらの主張の根底にある価値観においても不幸な食い違いが数多くあり、それが長い時間を経てすっかりこじれてしまっているという状況があるわけです。これに対して申立てを受けた公調委としては、あくまでも超然たる第三者機関という印象で立ち向かうのかと思うと、全然そうではなく、考えられる限り親身になって各当事者の主張に耳を傾け、よく分からない問題

が出てきたら、時間にも費用にも糸目をつけずに、躊躇なく専門家に委嘱して最善の専門的意見を求め、法論理を振りかざしての一刀両断的解決よりも、当事者が納得しやすいような紛争の実質的なソリューションを求めて、最後まで手を抜かない調整努力がなされるといった情景が展開されたという強い印象が残っています。

公調委のような行政的紛争処理機関ないし手続は、教科書的に言えば、準司法機関とか準司法手続と呼ばれているのですが、この「準」という言葉がつくと、本物の司法手続より簡易迅速というメリットはあるかもしれないけれど、紛争処理機関・手続としては、その正式度において明らかにワンランク下位の位置づけということになってしまいます。しかし、それはあまりにも形式的な思い込みであって、実際のところは（公調委の審査官として働いておられる優秀な裁判官身分の方々が異口同音に言われるところによれば）公調委のほうが、裁判所よりもずっと丁寧に、専門委員の鑑定などを含めて遙かに専門的に審査をしているということは明らかだと思います。毎日膨大な数の事件処理に追われる裁判所という場所では、基本的に当事者の主張の範囲を逸脱することは困難なのであって、例えば一方当事者が科学的根拠のないようないい加減な主張をした場合に、相手方がきちんと反駁していればいいけれど、その辺が甘い場合、裁判官も公害問題には素人ですから案外乱暴な事実認定をして、ついでに法的判断もしてしまうということは、大いにあり得る話だというわけです。それに対して公調委では、担当の審査官も委員も専門委員も、どんなに控えめに言っても裁判所よりは遙かに丁寧に、親切に仕事をしていたことはたしかでしょう。

というわけで、こんな具合のいい素敵な紛争処理機関があるのに、どうして知名度が低く、申立件数も増えないのか、まことに歯がゆい思いをしていたわけですが、考えて見れば知名度が上がり係属件数が無闇に増えれば、前述のような丁寧に親切な審理は物理的に不可能になるかも知れず、その点こそ、この公調委という世界に冠たる公害紛争処理組織の永遠のディレンマなのかも知れません。そう考えればこの公調委の50年は、紛争処理という仕事の「質と量の絶妙なバランス」を示す祝福すべき証左ということになるはずで

公害紛争処理制度の新たな展開に向けて

高橋 滋

〔前公害等調整委員会委員〕

公害等調整委員会(以下、「委員会」という)の非常勤委員としての勤務期間は、平成23(2011)年7月から令和3(2021)年6月までの10年間であった。この間、公害紛争処理の案件としては、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件、大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件、東京国際空港航空機騒音調停申請事件等を、土地利用調整の案件としては、三重県尾鷲市内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件、山形県遊佐町内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件(審理中)等を担当した。いずれの案件においても、委員会は、公害調停や原因裁定・責任裁定等の事務遂行に必要とされる自然科学上の専門的な知見、準司法機関としての正確な法的判断能力を発揮して、適確に事務を遂行したものと、合議に加わった一員として評価している。

そして、委員会の仕組みを含む公害紛争処理制度の今後の方向性について、筆者は、令和3(2021)年9月に開催された第17回上智環境法政策プログラム(SELAPP)セミナー「公害紛争処理制度のこれから」において、スピーカーとしての参加を求められ、私見を述べる機会を与えられた。以下、委員の立場を既に離れた一個人の私見として、セミナーで述べた見解を皆様のご参考に供したい。

まずは、現行制度の利用を広めていくための方策である。筆者の青年期は公害の深刻さを痛感させる事件が発生しており、研究者となってからも委員会の存在は常に身近であった。しかしながら、世代は常に入れ替わっていくものであり、このことを前提として、公害紛争処理制度、土地利用調整制度の広報と普及に努める必要がある(法曹界についても、新司法試験における環境法選択者の割合は必ずしも高くはない)。特に、原因裁定・責任裁定制度の周知は重要であり、裁定制度のなかにおいて和解による解決を図ることも可能である点について制度利用を検討している者に十分に理解してもらうことも肝要である。さらに、原因裁定の囑託の仕組みがあることは法曹関係者にすら浸透していないことから、法曹関係者に対する広報を通じて、原因囑託制度の活用によって紛争の適切な解決へと途が開かれ得る点を周知していくべきであろう。

その上で、公害紛争処理制度のさらなる充実方策として、ここでは3点を挙げることにする。第1点は、委員会と都道府県の公害紛争審査会等(以下、「審査会等」という)との役割分担の再定義である。委員会の制度発足後に地方分権改革が実施され、国と地方の関係は抜本的に変化した。これに対し、公害紛争処理分野における国と地方の役割分担は発足当初のままである。そのため、委員会が「地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行う」(公害紛争処理法3条)との規定は今日の国—地方関係にあまりにも適合しないものとなっている。他方、近時においては、デジタル化の推進施策に見られるように、積極的な行政インフラを整備する責務が国にあることが強調されるようになってきた。そこで、これらの視点を踏まえて、公害紛争処理の分野における国・地方の実情に即して国と地方との役割分担を見直す作業が実施されても良い時期に来ているといえよう。「指導」の規定を改めることは当然のこととして、例えば、委員会に対し審査会等が案件ごとに事務処理委託をできるようにすること、審査会等の要請に応じ、同じく事案ごとに、委員会が職

員や専門委員を派遣できるようにすること等は、検討の際の選択肢となり得よう。第2に、これも、国と地方との役割分担の再定義に関連する論点であり、既に日本弁護士連合会(同「公害紛争処理制度の改革を求める意見書〔2020年2月〕」)によって主張している内容ではあるものの、公害紛争の処理に際し、文書又は物件の提出要求権、事務所等の立入調査権(公害紛争処理法33条1項・2項、53条2号・3号)を都道府県の公害審査会に付与することも検討対象となり得る。過料を背景とした物件の提出要求権と立入調査権は、民事調停法にも規定のない委員会の重要な権限である。都道府県の公害審査会にこのような権限を付与することは、地方分権実施後の今日にあって十分に検討に値する論点といえよう。もっとも、公害調停の案件数、審査会等の体制整備の状況は、都道府県において大きく異なっている。そのため、権限付与の際には、地方分権改革提案における「手上げ方式」に倣った仕組み検討していくことが適当であろう(具体的には、所要の体制整備を済ませた道府県の要請に基づき、権限が付与される都道府県名を政令の別表等に列記していく等の方式が考えられる)。最後に、これも既に日本弁護士連合会が主張していることであるが、「公害紛争処理」「公害等調整委員会」「公害紛争審査会」の名称を改め、生活環境上の紛争も広く利用対象となり得ることを利用者に明らかにする方向において「環境紛争処理制度」へと制度を組み替えていくことは検討されて良い。公害紛争処理制度に処理が期待されている紛争の主要な形態が大きく変化している今日、「公害」の名称が制度利用の窓口を狭くしている可能性は否定できないからである。

公害等調整委員会での思い出

吉村 英子

〔前公害等調整委員会委員〕

私が公害等調整委員会の委員に任命されたのは平成24年7月で、以後令和2年6月までお世話になりました。

私が思い出に残っているのは、なんといっても着任した当初の委員会の活発で前向きの緊張感と定期的に関われた勉強会です。

丁度5月に茨城県等の住民が国と茨城県に対し、住民居住地近傍の井戸から高濃度のヒ素が検出されておりこれを把握していたにもかかわらず必要な調査等を怠った規制権限不履行があるとして損害賠償請求した事件で、国内でも注目されていたが、これが終結したばかりということで委員会にはまだその時の興奮と緊張感が残っていた頃でした。

この事件の解決のためには、医師はじめ土壌分析の専門家等々広い範囲の専門家の協力と内容の理解が必要だったと見え、担当する審査官だけでなく審査官室全体での勉強会がその後も頻繁に関われていました。

この委員会は、先ず環境基本法に示す事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下及び悪臭（典型7公害）によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じ紛争となった場合、申請されたものについて民事裁判の手法を使い、ADRにより解決しようとするもので、その進め方は民事裁判に則って行われ、その時に使われる用語は裁判用語でした。

よって日常でも裁判所から出向してきた裁判官が中心だったこともあり、頻繁に裁判用語が飛び交う中で、大学では自然科学の研究、その後の職場でも常に自然科学の研究者や学生と日常を過ごしてきた私にとって、先ずはこの環境と、申請された事件を裁定するまでの事務処理の手順と思考のプロセスを理解するのに時間を要しました。

難解な用語については、質問すれば親切に解説して頂いたがそうそうご迷惑をかけてはと、門外漢ながら司法修習生が使う教科書や裁判の進め方や留意事項が解説された本をずいぶん読んだのを記憶しています。

そんな中でも総務省、国土交通省、環境省はじめ各省庁からも優秀な事務官が審査官等として出向しており、彼らが中心となって定期的に関われる勉強会は、多彩な事件が申請される中、仕事を進めるうえでも貴重なもので興味あるものでした。

当時、全国から申請される事件の種類は、廃棄物処理場や工場等からの化学物質の排出による大気汚染、ダム建設工事・養豚場からのし尿・給油所跡地などの水質汚染、油槽所や石油会社の送油ポンプからの油漏れ・医療廃棄物・不動産会社などによる土壌汚染、地下水のくみ上げや宅地造成工事・埋め立て後の養生不備・建設工事などによる地盤沈下、ビルやマンションなどの解体工事・道路や鉄道およびその工事などによる振動、鉄道・飲食店・建設会社・体育施設・遊園地・小売店舗・エアコン室外機・ヒートポンプなどからの騒音・低周波音、原子力発電設備による生活環境被害、開発工事による漁業被害など多岐にわたる被害が申請されていたこともあり、皆で共通認識を

持って事件解決に当たるうえでも役に立つ興味深いものでした。

裁判官と公害等調整委員会委員の間

山崎 勉

〔弁護士
前公害等調整委員会委員〕

1 担当した事件等の内容

私が公害等調整委員会（以下「公調委」という）に委員（常勤）として在任したのは、平成 27 年 7 月から令和 2 年 6 月までの 5 年間である。前職は裁判官で、公調委発足後裁判官出身者が委員に就任するのは私が初めてである。私が公調委の委員として担当し処理した事件ないし案件は、大別して、①環境基本法第 2 条第 3 項に定める、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による被害等に係る公害紛争事件（主として責任裁定と原因裁定）、②鉱業等に係る土地利用の調整として、鉱物の掘採、岩石・砂利の採取等に係る行政処分に対する不服の裁定、それと土地収用法上、国土交通大臣の事業の認定に関する処分又は収用委員会の裁決についての審査請求に対する裁決は、公調委の意見を聴いた後にしなければならない（同法第 131 条第 1 項）とされており、このような土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答案件、③不知火海（しらぬいかい）沿岸における水俣病患者によるチツソとの間の補償協定に定められた症状等に応じた補償額等のランク付け等を求める損害賠償調停申請事件及び同調停申請事件において成立した調停条項に基づく事後手続としての慰謝料額等変更（いわゆるランク変更）申請事件である。

2 裁定事件の紛争処理手続等

(1) 公調委が発足した昭和 47 年当時の水俣病や四日市公害などの大型の産業型公害の時代は終わり、近年の公害紛争は、近隣店舗の空調用室外機等からの騒音・低周波音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な都市型・生活環境型公害が増えている。私が担当した裁定事件では、典型 7 公害のうち騒音被害に関する事件が比較的多かった（担当事件の 6 割を占める時期もあった）。令和 2 年度公調委年次報告でも、同年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約 5 割であったと指摘されており、平成 29 年度に終結した裁定事件 9 件中、騒音をめぐる事件は実に 7 件であった。担当した裁定事件についての印象を一言で言い表すとすれば、「騒音に始まり、騒音で終わった」ということに尽きる。このような次第で、主として騒音をめぐる事件に関連して民事裁判手続とは異なる裁定手続等の説明をすることにする。

公害紛争処理手続の種類としては、あつせん、調停、仲裁のほか、裁定という、公害紛争について裁定委員会が法律的判断を行うことにより解決を図る手続がある。そして、裁定には公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争が発生した場合に、損害賠償責任の有無及び賠償額について判断することにより紛争解決を図る手続である責任裁定と加害行為と被害発生との間の因果関係の存否について判断することにより紛争解決を図る手続である原因裁定の 2 種類がある。5 年の在任中に私が裁定委員として裁定の判断（裁定書作成）に関与した事件は 18 件であり、そのうち責任裁定と原因裁定が各 9 件で、うち 2 件が受訴裁判所からの原因裁定嘱託事案であった。また、公害の種類としては、大気汚染と騒音（低周波音）が各 6 件、地盤沈下と悪臭が各 2 件、土壌汚染と水質汚濁が各 1 件であった。

(2) 平成 14 年度から令和 2 年度までに終結した裁定事件（調停や取下げにより終了した事件を含む）

は 220 件（責任裁定と原因裁定が併合された事件や参加申立てがあった事件は件数上 1 件として扱った）であるが、そのうち騒音をめぐる事件は 95 件と多く、空調用室外機やヒートポンプ給湯器等からの騒音・低周波音による健康被害に関する裁定事件は 20 件である。

ところで、低周波音による健康被害を訴えるようになったのには、都会にあふれていた種々の騒音が騒音規制法や技術の進歩等により漸次減少し、高度成長時代である昭和 40 年代に比べ社会全体が静かになったことで、昔ならば気にとめることもなかった小さな音でも感じるようになり、特に室内では住宅の遮音性能の向上もあって、高い周波数の音が低減される一方、遮音の難しい低い周波数の音が際立つため、低周波音問題として社会の耳目を浴びるようになったという背景事情がある。この点、機関誌「ちょうせい」第 104 号（令和 3 年 2 月）掲載の「座談会 公害紛争処理制度『平成の時代から令和の時代へ』」でも議論されているところである。すなわち、例えば室外機等から低周波音が発生し、それが被害者に到達しているものの、その測定値が環境省による「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」等を下回り、10 人中 9 人は低周波音を全く知覚しなかったのに、感受性の強い当該被害者だけが知覚して不眠症等の健康被害を被っているという場合に、これを公害被害と判断できるのか、できるとして、このような場合に従来の受忍限度の基準で違法と判断するのは難しい面があるので、いかなる基準（判断枠組み）で公害被害と判断し、被害者の救済を図るのかという困難な問題に直面し、被害者救済の方法が検討されている。

公害紛争には、因果関係等の解明が困難なものがあり、騒音紛争を例にすると、騒音・低周波音に造詣のある学識経験者等を専門委員に選任して、その知見を活かしたり、また、国費により職権で現地での事実調査を行うとともに、民間の専門業者等に委託して騒音・低周波音の測定・分析の調査を実施することもある。そして、この調査結果に対しては、専門委員が専門的知見に基づいて評価を加えた意見書や報告書を作成し、提出することになっている。また、体感調査といって、運転状況を知らせずに、低周波音の発生源と思われる設備や機器を 5 分から 10 分程度の間隔で稼働・停止の操作をし、被調査者が設備等の稼働・停止に伴う低周波音の発生・停止を識別できたか、苦情・不快の状況が変化したかといった体感上の対応関係を調査し、発生源から被調査者への低周波音の伝搬の有無を調べることもある。もっとも、体感調査を実施した事件で、申請人から、体感調査の際に、調査開始から約 20 分ほどで苦しくてたまらなくなったのに、医学的見地を無視して行われた拷問のごとき調査方法自体正当性を欠くとの主張がなされたことがある。この点については、体感調査は、申請人に生じた症状が室外機の稼働により発生する低周波音によるものであるのか否かを判断するための方法として有用かつ適切なものであって、体感調査の性質上、調査にある程度の時間を要し、その間被調査者が低周波音にばく露されることがあるのは避けられないところ、本件では、申請人の体調不良に配慮して調査時間を短縮していること等から、本件における体感調査が不適切なものであったとはいえないと判断したが、被調査者が体感調査を苦痛に感じることもあるので実施する際にはその点の配慮が必要なことに認識を新たにした。

証拠調べや当事者の尋問等を行う裁定手続の審問期日は、原則として東京霞が関の中央合同庁舎 4 号館に所在する公調委の審問廷で開催されるが、遠隔地に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地などの現地で審問期日が開催されることがあり、高知や神戸など各地に出張することも多かった。このような現地期日の開催は裁判官時代にはできなかった経験であり、しかも、その開催に伴い悪臭・騒音等の発生場所である工場施設等を見分することができて大変有意義であった。

(3) 裁判官としての経験から、事実認定等で苦勞したようなことは余りなかったが、その理由は、公調委では、独立して準司法的な権限を行使する行政機関（行政委員会）であることを活かし、被害者救済の観点から、積極的な職権発動によって公害の発生原因や被害の実態について、専門的知見をもって科学的な解明を行い、事案の真相を解明できる審理手続構造になっていることによるものである。こうした点に当事者の主張立証を基礎とする民事裁判手続とは異なる裁定手続の特長があるといえる。また、裁定委員会の委員には、在任の時期は異なるが、私以外に医師、行政や地質学、化学の専門家、騒音関係や行政法の学者、弁護士など様々な領域の専門家が常勤非常勤を含め5名おられるので、裁判官の視点だけでなく多角的な視点から事件について議論をすることができ、厚みのある判断を導くことができることも確かであり、私自身教えられることが多かった。このように様々な分野の人材に恵まれた体制にあることは、裁判所とは異なる公調委の強みであるといつてよい。

3 騒音余話

騒音をめぐる事件が比較的多く係属したことをきっかけに読んだマイク・ゴールドスミス著泉・府川訳「騒音の歴史」によれば、「13世紀、イギリスではヘンリー2世によって初めて、騒音を公害とする法律が定められ、今もこの法律は騒音に悩まされる人々が法的措置を求める際によく引き合いに出されている」（51頁）、「ロンドンが騒々しい場所として歴史的記録に登場するのは15世紀になってからのことだが、（中略）詳細な記録が残っている最古の騒音訴訟の1つは1560年代、教師に部屋を貸していたジョン・ジェフリーという男性に関するものだ。部屋はジェフリー氏の書斎の隣で、驚くことではないが、隣の部屋に生徒たちがいると読書や思索には不向きであることにジェフリー氏は気づいた。彼は訴訟を起こしたが、判決によれば、学校は『どこにでも設置でき、近隣住民は我慢すべし』というものだった」（53頁～55頁）とされている。保育施設や幼稚園の子供の声がうるさいといった近時の我が国における騒音問題も、イギリスでは450年以上も昔からあったことに驚いた。

4 コロナ禍の公害紛争処理

在任中の令和2年4月7日に東京を含む7都府県に緊急事態宣言が発令され、退任した同年6月まで公調委への出勤が抑制されたりした。現在、新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として、公調委としての意思決定等を行う委員会議を始め、個別事件の処理方針の決定等を行う裁定委員会・調停委員会、専門事項の調査を行うために任命される専門委員や当事者からのヒアリングなどについては、特段の事情がない限り、原則としてウェブ会議により行うこととされている。

コロナ禍の中、思うように現地調査等を実施することができない状況にあるのではないかと拝察される。円滑な手続の進行を図るには相応の努力と創意工夫が必要であると思料されるが、コロナ禍が収束し平常の執務環境に戻ることを切に願うとともに、委員長、委員並びに審査官始め事務局職員各位のご健闘をお祈り致します。

独立合議制機関公害等調整委員会について

松田 隆利

〔前公害等調整委員会委員
元総務事務次官〕

2021年6月30日公害等調整委員会委員を退任し中央合同庁舎4号館を後にしました。1971年4月に国家公務員に任用され所属していた総理府行政管理庁が同年度末新築の同館に移転してから50年後のことになります。同館には新設の環境庁も入居しており、よく水俣公害闘争の川本輝夫氏が門前で演説をしていたのが思い出されます。感慨深い50年の公務からの引退となりました。

それまで公害等調整委員会の業務に直接従事したことはありませんでした。同委員会のような独立合議制機関は戦後占領軍のアメリカに倣って数多く作られその後整理されましたが、同委員会は1951年設立の土地調整委員会を引き継ぎ1972年公害等調整委員会となって今日まで続き、独立合議制機関の老舗としてその存在は承知していました。

1975年頃国際会議とOECDへの海外出張があり、先進国行政の基本課題が民営化、規制緩和、地方分権であることを知りました。以来私は、1981年の第二次臨調での国鉄電電等三公社民営化など行政改革を中心に公務を遂行して来ました。

しかし日本行政には後進国的な課題も多くあり、行政改革が進むとともに問題となりました。一番大きなものが、「知らしむべからず、由らしむべし」という非民主的な官僚行政体質でした。

1990年の第三次行革審で細川護熙部会長とともに、いわゆる特区制度の先駆けとなるパイロット自治体に規制緩和と地方分権を認める制度を推進しました。しかし各省庁など抵抗が大きく実現まで難航しました。政治も改革意欲に乏しい政権が続き、結局1993年細川連立政権の樹立に繋がったのだと思います。

細川政権樹立の前年連立8派のうち6派の勉強会があり、細川さんから個人的に頼まれ基本問題のレクチャーをしました。政治主導や地方分権のほか情報公開法や行政手続法などより民主的な公正透明重視の改革課題を提言しています。細川政権発足後も総理官邸に呼ばれ、要請に応じ手書きのメモを差し上げるなど、あくまで私的な立場でのサポートをしました。

公正透明重視の改革としては、行政手続法は検討に着手されましたが、本命の情報公開法は難航しました。当時の総務庁次官がやる気が無く、細川さんが後に私に語るに更迭を覚悟したとのことです。翌年抵抗を押し切り情報公開法は検討決定され、1999年成立公布されました。そして同法を担う独立の情報公開審査会が活躍していくことになるのです。

その後より民主的な公正透明重視の改革は続けられ、2003年の個人情報保護法、2006年の公益法人認定法、2014年の行政不服審査法と、それらを担う独立の合議制機関の設立とともに制度が整備されて行きました。

行政権は内閣に属し、行政事務は主務大臣の分担管理が基本であるので、行政決定したりその前提判断をする合議制機関は特例です。合議制機関は、多様な意見を反映でき、また決定の透明性を確保できることから、より民主的であることが求められる現代行政分野において活用されています。

特に行政機関の利害が絡む問題や当事者の力の格差が大きい問題が対象となります。より公平性を確保するために、職権による調査や専門家の活用ができる制度を設けることがあります。

私にとって公害等調整委員会委員の業務は、初めての公務の原点の現場処理であり、大変新鮮なものでありました。長年にわたり公務の基盤の行政組織や公務員、運営の基本制度などを担当し、直前には内閣官房長官補佐官という政務職をやってきたので、問題をその基盤となる制度や仕組み及び政治的取り扱いに頭が向かいがちになるという悩みはありましたが。

初めて公害事件の裁定委員長を務めた低周波の騒音事件では、発生機器の申請人負担での移転の調停が成立しましたが、申請人が費用を払わず義務履行勧告をしました。低周波の騒音事件は冷暖房給湯関係の室外機の多用に伴い近年頻発していますが、低周波音の不快感は人により違いがあるので紛争が生じやすく調停が成立しにくいです。

羽田の都心ルート導入に伴う空港近隣事業主による騒音等補償調停事件では、かつて事業場上空を飛行していた際補償金が支払われたことが分かり金銭補償の無い調停で終わりましたが、その現地調査の際感じたのは騒音もさることながら航空機が頭上に被さる恐怖感でした。

このように騒音を例にしても、かつての工場騒音のようなものはかなり改善されましたが、今日では室外機などの新しい問題が生じているように、公害等調整委員会の対象の典型7公害（騒音のほか大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、地盤沈下、悪臭）に変化が生じ、典型7公害以外の産業廃棄物、日照通風景観等悪化、光電波化学物質等被害などの環境問題も生じてきています。公害等調整委員会はこのような変化に応じ、対象公害の拡大を指摘する日弁連等の意見も参考に、必要ならば法改正も含め対応していくことが求められると思います。

公害等調整委員会のもう一つの業務分野、土地紛争調整も変化を求められていると思います。鳥海山腹の採石砂利の不服裁定事件は、地下水への影響が主な論点になっていますが、景観の悪化による環境への懸念も背景にあり、それらを考慮した行政庁の不許可処分に対し採石砂利業者側が申請したものです。

採石砂利等の土地開発行為については、観光への懸念以上に安全への危惧も大きいですが、ドイツなどの同種制度と異なり住民側の申請が少ないという問題があります。地域レベルに公害等調整委員会の不服裁定を周知する機会が少なく、住民が知らないことが原因と思われる。地方公共団体の安全部局などとの連携を図り、国の行政相談センターや司法支援センターの協力も得て、ニーズに応じていく必要があると思います。

専ら産業公害が問題であったり、土地利用の事業間紛争に止まった時代は過ぎ、問題は国民生活の様々な面に公害あるいは開発被害が多発するようになった今日、それに対応した公害等調整委員会の見直しが求められていると思います。より民主的な公正透明重視の行政の中で独立の合議制機関への期待が高まっており、その老舗として公害等調整委員会が、準司法手続につきこれまで同様司法界の協力を得つつ、より大きな役割を果たすことを期待しています。

50年の公務を公害等調整委員会委員を最後に去るに当たり、その50年史に同委員会を巡っての感慨と期待について、私の遺言的文章を寄稿させていただきました。

「公調委事務局職員時代を振り返って」

楊井 貴晴

〔元公害等調整委員会事務局次長〕

1 私は、公調委事務局に、昭和60年10月から、平成20年7月までの期間のうち、12年余の間勤務しました。公調委50年の約4分の1にわたる期間です。この間、公害問題、環境問題を取り巻く状況も大きく変化し、制度の活用もそれらを反映し変化しました。当時を振り返り、経験したこと、今でも強く記憶に残っていることなどについて述べていきたいと思います。

2 最初に勤務した昭和60年ごろは、30年代から40年代にかけて大きな社会問題となっていた公害問題も鎮静化した時代です。公害紛争処理制度は、公害被害者救済の観点からできた制度であり、国の公害等調整委員会と都道府県公害審査会からなる制度です。調停事件等では、重大事件、広域処理事件、県際事件といった大事件を管轄し、それ以外は公害審査会の管轄になっています。産業型公害事件を想定した管轄です。

当時、従来型の産業型公害は概ね解消し、代わって、近隣騒音、廃棄物の不法投棄、自動車公害、嫌忌施設に対する反対運動などの環境紛争が各地で問題になっていました。このような環境紛争に対して、公調委はどのような形で対応していくべきかが問題となっていました。

私は、総務課で事件の受付を担当していましたが、ある時、国道及びその上の高速道路の騒音・振動で、日夜悩まされており、何とかできないかという相談が沿道に住む数名の住民からありました。道路管理者側に適切な防止対策を求めたいというものです。公害紛争処理制度を利用するのであれば、公害審査会の管轄になります。しかし、住民側の方では、道路管理者である国や公団(当時)を相手とするものであり、国の機関である公調委で何とか紛争を処理できないかという相談でした。そこで、事務局で対応方法を検討した結果、責任裁定事件として申請を受け付け、調停事件に移行することを視野に審理を行い、対策を道路管理者側に求める方向で事件を処理していくのはどうかと提案しました。住民側は、この提案を受け入れ、責任裁定が申請され、その後審理を経たうえで、職権で調停に付され、道路管理者側が各種防音防振対策等を講じることで解決しました。

上記の事件のように、職権調停による解決を視野に入れた責任裁定を申請するという公害紛争処理制度の活用については、その後、私も隣接するアパートの近隣騒音事件の処理で経験しました。

この方法によれば、管轄に縛られることなく多様な環境紛争に対応でき、公害紛争処理制度の活用に新たな可能性が示されたといえます。

3 また、当時、北国の都市では、冬期にスパイクタイヤが使用され、スパイクタイヤによる道路粉じん公害が大きな問題になっていました。

損害賠償に馴染まないことから裁定事件にはなりません。調停事件では、本来は公調委で扱うのが適当な事件ですが、公害審査会の管轄になります。加害活動が行われた場所と被害発生場所が同じなので県際事件にはなりません。

そうした中で、長野県知事に弁護士会からタイヤメーカーを相手にスパイクタイヤの販売中止

を求める調停申請がありました。長野県の担当者から、事件の扱いについて相談があり、公調委に引き継ぐことを提案しました。この後、長野県及び公調委における正式な手続を経て、事件は、公調委に引き継がれました。

弁護士会側からは、製造停止の請求も追加され、審理の結果、数年後限りで製造販売を停止する調停が成立しました。調停成立はマスコミでも大きく報道されました。

この事件は、公調委という国の機関が介入することで、短期間でスパイクタイヤ粉じん問題の解決に導き、公調委の新たな環境紛争の処理への道を開いたとも言えます。

- 4 公調委勤務の3度目は、平成11年でした。このころ、大規模な廃棄物不法投棄事件である豊島事件の調停が成立し、公調委の役割が社会的にも大きな注目を集め、その後の公害紛争処理制度の発展にも大きく寄与することになりました。小田急騒音事件、有明海のノリ養殖被害事件、杉並病の原因裁定事件、富山湾の原因裁定嘱託事件など多様な事件が係属し、公調委の役割・機能が各方面から注目を浴びるようになっていきました。

特に専門委員や職権による調査など専門性を活かした事件処理、さまざまな省庁からの出向職員を通じての行政リソースの活用、柔軟な事件処理といった公害紛争処理制度の特色に対する理解も次第に社会に浸透していった時期でした。

従来は、公害紛争処理制度の事件処理の特色として、裁判等と比べ手数料が安いことや迅速な解決といったことが言われていましたが、これらの事件の処理を通じ、専門性の活用や国費で調査を行うことによる鑑定料等の負担軽減が強調されるようになりました。地球温暖化問題をはじめ国民の環境意識も向上し、環境問題、環境紛争に国民の関心が高まってきた影響も大きかったと思います。

- 5 その後、私は幾つかの地方の弁護士会に赴き、公害紛争処理制度について弁護士と意見交換をする機会を得ました。制度の特色の中でも特に鑑定料等の当事者負担が安く済むことに対して関心を示す弁護士が多かったことを覚えています。

また、韓国や台湾も公害紛争処理制度と類似の環境紛争処理制度を有しており、それらの国とも意見交換を通じて制度理解を国際的にも広め始めたのもこの頃でした。

私も、平成14年には台湾に、18年には韓国を訪問する機会を得ました。韓国では、建設工事の騒音問題やマンションの上下階の騒音問題などが、台湾では、工場からの環境汚染などが問題になっており、環境紛争処理制度はそれらの環境紛争の解決に有用に機能していることについて説明を受けたことを記憶しております。

一方、平成10年代の後半ごろ、公害紛争処理制度の将来の在り方を検討する外部の有識者を交えた懇談会を開催したことがあります。その席である有識者が、公害紛争処理制度は、環境紛争解決の制度としては、きわめて有効な制度であり、近い将来事件数は、爆発的に増えるのではないかという意見を述べていたことは強く印象に残っております。

最近の公害紛争処理白書を見ると、平成20年代以降、公調委に係属する事件は裁定事件を中心に急増しており、この有識者の予測は正しかったと思います。

- 6 私の勤務していたころと現在とでは公害紛争制度を取り巻く社会環境も大きく変化していると思いますが、今後とも、多様な環境紛争の処理手段として、この制度が有効に機能していくことを期待しています。

行政に目を開かれた公調委での経験

深山 卓也

最高裁判所判事

元公害等調整委員会事務局審査官補佐

私が公調委事務局に勤務したのは、裁判官に任官して6年目、今から30年以上も前の昭和62年のことである。事務局審査官補佐として、東京都世田谷区の上馬交差点周辺の道路騒音等責任裁定（職権調停）事件などの公害紛争事件を担当したほか、東京都の陸域及び沿岸海域部の鉦区禁止地域指定事件をはじめとする多くの土地利用調整事件にも関与させてもらった。しかし、委員でも審査官でもなかった私が事件についての思い出を語るのには僭越であるように思われる。そこで、本稿では、公調委での経験がその後の私の公務員生活に与えた影響について述べてみたい。

公調委に勤務した当時、駆け出しの裁判官であった私は、民事紛争は、裁判所の民事裁判手続で解決するのが王道であり、裁判外紛争処理手続は、所詮、民事裁判手続を補完するものにすぎないと思いついており、また、公調委のような行政機関が民事紛争を解決することについては、果たして事実の認定や法適用が的確にされるのだろうかという漠然とした危惧感を抱いていた。

しかし、公調委に勤務してしばらくすると、公害紛争の特質、すなわち、紛争に社会的な広がりがあり公益的観点からの解決が求められ、また、事案の解明や解決策の検討に科学技術的知見が必要とされるという特質に鑑みると、公害紛争の解決は、裁判所の民事裁判手続によるよりも行政の手法を活用した公調委の公害紛争処理手続による方が優れていると考えるようになった。

この点について、もう少し具体的に述べてみると、まず、民事裁判手続では、当事者主義（弁論主義）の原則が採られており、必要な訴訟資料は、当事者がその権限と責任において収集、提出しなければならないが、公害紛争においては、このことが専門的知見や資力に乏しい被害者の大きな負担となっていた。他方で、行政においては、行政施策の検討、行政課題の解決のために必要な資料の収集は、職権で行われるのが通常である。公害紛争処理手続においても、職権による事実の調査や資料の収集が積極的かつ幅広く行われており、必要があれば、多額の費用を要する自然科学的な鑑定なども職権で実施していた。こうした職権主義を取り入れた紛争処理は、被害者の主張立証の負担を軽減し、公害紛争を適切に解決する上で極めて有益であった。また、民事裁判手続では、当事者とのコミュニケーションは、指定された期日におけるものが中心で、期日外の交渉は、裁判所の公正らしさを損なうため、基本的に行われることはない。しかし、行政においては、一般に、交渉事に際して事前の調整や根回しが重視され、関係者間のコミュニケーションを通じて人的信頼関係の構築が図られる。公害紛争処理手続においても、紛争の両当事者と公調委の委員、事務局担当者との間で、裁定期日や調停期日の場のみならず、期日前、期日間にも意見交換、協議等が盛んに行なわれており、濃密なコミュニケーションを通じて両当事者と公調委との間に信頼関係が醸成され、合意により紛争の解決をみるものが少なくなかった。さらに、民事裁判手続では、過去の事実関係を証拠によって認定し、審判の対象たる権利義務の存否を判断することによって紛争を解決するため、紛争解決後のアフターケアを考慮する余地はない。これに対して、行政においては、各種の行政施策は、公益を実現する観点から、将来の

あるべき社会環境，法律状態の実現を目指して策定されるのが通常である。公害紛争処理手続においても，個別事件の調停条項において，地域住民と公害発生源とで協議会を設けることにしたり，必要に応じて公調委が再度関与する旨を定めるなど，審判の対象たる権利義務に囚われることなく，将来に向けてのアフターケアを盛り込んだ柔軟な解決が図られていた。

これらは，公害紛争処理手続において行政の手法が活用されている点であるが，公調委は，その人的構成も公害紛争処理に適したものとなっていた。民事裁判手続では，裁判官がたまたま特定分野の専門的知見を有していても，そのような私的な知識（私知）を認定判断に用いることは禁止されており，必要な知識は，専門委員により外部から補充を受けるか，鑑定等の証拠により立証する必要がある。公調委では，専門委員制度が活用されているのは同様であるが，そもそも委員，事務局職員に公害紛争に関わる様々な専門的知見を有する者が充てられているため，担当者の有する専門的知見が紛争処理の全過程で活用されており，このことが事案の解明や解決策の検討に大きく貢献していた。個人的な話をすると，私は，公調委ではじめて行政官と接して，同じ行政官でも技術系と文系の違いや出身省庁によるカラーの違いがあることを知り，また，親しい同僚から過去の経験談を聞くことにより様々な行政分野における行政実務の一端を知ることでもできた。

さらに，私は，公調委において，裁判官としては経験したことのない様々な事務を担当した。例えば，担当事件で必要となる鑑定について，その費用の予算上の手当てを検討することなども事務局担当者の仕事であったが，行政機関では当たり前の予算要求，予算執行に係る事務は，裁判所では一般職員が処理しているため，その必要性すら意識したことはなかった。また，著名な事件が解決に至るとマスコミ対応が必要になり，記者レクやそのための資料の作成といった事務も担当したが，こうした事務も初体験であった。さらに，公調委には，所管事項に関して持ち込まれる様々な協議，相談案件があるため，他省庁と協議したり，地方自治体を指導したりすることも少なくなかったが，こうした事務も裁判所には存在しないものであった。他省庁との協議といえば，私自身が後に勤務することになる法務省民事局において，当時，民事保全法の立案作業が進んでおり，それに伴う公害紛争処理法の関連改正の法令協議に関与したことも懐かしい思い出である。

このように，私は，公調委に勤務することにより，公害紛争処理手続を通じて行政の手法のメリットを実感し，行政官と一緒に仕事をしてその物の考え方や仕事の進め方を知り，行政に特有な様々な事務も担当した。これらの経験は，裁判所の世界しか知らなかった私の公務員としての視野を大きく広げることとなった。

私の公務員としての経歴は，裁判官でありながら，在任期間の約半分に当たる20年間を行政官として過ごした点に特徴がある。公調委事務局における審査官補佐としての勤務は，行政官としての最初の経験であったが，その後，裁判所に戻って7年ほどすると，今度は，法務省民事局に参事官として出向するよう命じられた。同省においては，民法等の民事基本法の立案事務に始まり官房系部局の業務まで，合計17年にわたり様々な行政事務を担当し，最後は，法務省民事局長を務めて裁判所に戻った。後年，公調委事務局の同僚であり，その後も長くお付き合いのあった某審査官補佐から「深山さんは，公調委で行政の仕事を知ったから，その後，法務省に長く勤務することになったのだろう。」と言われたが，今から振り返ってみると，全くそのとおりであると思う。

「公害紛争処理制度の今日的意義

—平成時代の事務局勤務を振り返って—

谷口 隆司

公益財団法人日本学術協力財団上席フェロー
元公害等調整委員会事務局長

小生は、平成時代の前半、公害等調整委員会事務局において、断続的に、審査官→総務課長→次長→局長として勤務し、委員長はじめ委員会諸先生の御指導と事務局の皆様の御厚誼を得ました。

公調委に持ち込まれる様々な公害紛争に対して事件処理の委員会を構成する先生方は、公正・中立の立場で手続きを進めると同時に、ADRとしての公害紛争処理制度の存在意義をどのように発揮するか腐心しながら紛争処理の方針を立てておられたことを思い出します。

この間、我が国の経済社会と国民生活は大きく変貌し、公害についても、旧来の産業型公害から都市域での経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型公害が増加し、これが公害紛争のタイプやパターンの変化に反映しました。

また、身近な公害紛争の場合には、申請人本人が、弁護士等の代理人を立てず、自ら手続きを行う本人申請も多く見られるようになりました。

このうち、都市型・生活環境型公害の中には従来見られなかったような被害を訴えるものも少なからずあり、被害発生に至る原因やメカニズムに関しても科学的知見が未だ確立していないものが多いのが一つの特徴となっています。

このような公害紛争に対して様々な専門家の知見を広く活用して実態調査を、さらには実験を行い、被害軽減対策を綿密に検討し、これらを土台として紛争当事者双方の協力あるいは合意を確保して紛争の解決に導く公調委の取り組みは、各方面から「先駆的」と評価されてきたと思います。

また、身近な公害紛争の処理手続きを進めるに当たっても、紛争当事者双方の主張とその真意の把握、紛争の実情や被害の実態に関する調査等を積み重ね、特に、申請人に対しては「御近所のクレーマー」視する固定観念的な姿勢とは正反対の丁寧な手続運営を進め、これにより多くの紛争を解決してきました。

このような紛争処理の積み重ねにより公害紛争処理制度が住民生活の中に着実に定着していったものと当時を振り返って実感します。

概して、我が国は既定の領域を深耕するアプローチは得意ですが、反面、新たな領域の創出や未だ確定していない領域への対応は苦手で、これが現在我が国の直面する「行き詰まり」や「立ち遅れ」の背景にあると思われまます。

この点からも、これまで見られなかったタイプの公害紛争に対して、関連専門分野の知見を俯瞰して積極的に取り入れるとともに、柔軟かつ現実的に様々なアプローチを駆使しながら当事者に働きかけて紛争解決を目指す公調委の取り組みは、我が国の困難な現状からの脱却を考える上

でも貴重な示唆を与えるのではないかと思います。

公害等調整委員会事務局OBの一人として、公調委の取り組みとその成果が公害紛争処理関係者に限らず広く共有されることを願いたいと思います。

裁判官と一緒に仕事できたこと

今井 明

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長特任補佐
元公害等調整委員会事務局審査官

私は、平成17年8月から平成19年8月まで公調委に在籍しました。その際に携わった主な仕事と若干の感想を記します。

1 担当した主な仕事

①水俣病に係る損害賠償調停事件

私は、かつて水俣病の国家賠償訴訟の国（被告）の指定代理人を務めていたことがあり、水俣病問題についてはある程度知っているつもりだったのですが、公調委にきて、患者さんのお宅を訪ねてお目にかかり（現地調査）、慰謝料額等の変更申請を取り扱うという仕事に携わったことで、訴訟とはまた違った角度から水俣病の問題にかかわるとともに、この問題の経緯の複雑さをさらに知りました。

個々の患者さんの症状等に応じて判定を行う仕事でしたので、平素から、過去の患者さんの調書なども幅広く目を通すようにしていました。生い立ちや生活環境、魚の摂取状況、家族の水俣病罹患状況などが淡々とつづられた、古く茶色になった検診記録を読んでいるうちに、そこに記録された患者さんとあたかも知り合いであるかのような気持ちになったのを覚えています。

水俣病は症候群的診断によるものであり、慰謝料等変更申請事案のほとんどが、水俣病の症状の進行なのか、加齢に伴う身体機能の低下なのかの見極めを要する事案でした。胎児性水俣病の症状等についての判定の難しさの問題もありました。現地調査に当たっての検診にいくらかでも役立てようと、現地調査で専門委員（医師）に使用してもらうために簡易な神経伝導検査装置を導入したりしました。

水俣病関西訴訟の最高裁判決（平成16年）から間もない時期だったので政治レベルも含め様々な動きがありました。公調委で扱っている調停事件は水俣病の認定患者を対象としたものではありませんでしたが、未認定患者の問題が取り上げられる中で公調委の果たしている機能についても注目され、委員長が国会に呼ばれて答弁をすることもありました。

②ADRの米国調査

平成19年3月に裁判所出身の河村審査官、大島主査と3名で米国のADRの運用の実態について調査するため米国に出張しました。

公害紛争処理法上は、公調委も都道府県の公害審査会も公害紛争について仲裁を行うことができますが、実際はほとんど行われておらず、仲裁をもっと活用できるようにするために米国の関係機関を訪問して運用の実態を調査するということが、出張の主目的でした。ワシントンD.C.、ニューヨーク、ボストン、ロスアンゼルスに行き、米国の環境保護庁^{※1}、ニューヨーク州裁判所の管理部門^{※2}、全米仲裁協会^{※3}、JAMS、ブルックリン調停センター^{※4}、DRS^{※5}などを訪問し、ヒアリング、意見交換を行いました。

公害紛争処理における仲裁の活用に当たってのポイントとして仲裁合意の調達があげられますが、

米国の関係機関の Med-Arb^{*6}の運用の実情を調査できたのは有益でした。このほか、訴額が少額（5000 ドル以下）の場合に原告の選択により行われるニューヨーク州の Small Claims Court や、法令に違反した企業のペナルティをADRにより確定する行政審判官の制度（環境保護庁）といった仕組みについて話を聞くことができ、ADRが様々な形で活用され、柔軟に運用されていることを感じました。2週間あまりの行程でしたが、現地大使館を通じた日程調整、質問事項の作成といった事前準備も含めて、3人で道中を伴にできたのは充実した得難い経験でした。

③銚子市における土壌汚染被害等原因裁定事件

この事件は、私とペアを組んだ裁判所出身の審査官が他の大きな事件の担当をしていたため、私が裁定書を書くことになりました。そんなわけで大きな事件ではありませんでしたが、この事件のことは記憶に残っています。書証として提出された地図と準備書面だけでは実際の様子を想像することが難しく、銚子の海岸の断崖近くにある現場まで現地調査に行き、そこで生まれて初めてフナムシを見たことがなぜか記憶に残っています。

④神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

この事件は、経口摂取による健康被害であることや神経症状などの点において水俣病とやや似た側面がありました。1, 2 回期日を開き、現地調査を行った段階で私は異動してしまいましたが、専門委員の人選に際して、堺委員と一緒に金沢一郎先生はじめ神経内科、内科領域の権威の先生のお話を聞いてまわる機会があり、こうした経験はこの仕事に携われなければ考えられないことでした。

原因物質は旧日本軍が保有していた毒ガス原料に由来するヒ素でしたが、神栖地域で健康被害が生じた直接の原因はこれらを含む廃棄物の不法投棄でした。にもかかわらず、どちらかといえば前者の側面が強調されて戦後処理案件のように世上に取り上げられ、また被申請人にも不法投棄をした者が含まれていない（刑事事件としても立件されていない）など、種々考えさせられる事件であったと思います。

2 雑感

①裁判官と一緒に仕事できた

公調委での経験で一番の収穫は裁判所から出向してきた審査官と一緒に仕事できたことです。それまでは、国賠訴訟の仕事を通じて裁判所と関わりはありましたが、裁判官と机を並べて仕事できたのは公調委ならではの経験でした。裁判官らしい考え方、紛争処理のプロとしての仕事ぶりを間近に感じることができました。私と机が隣だった裁判所出身の針塚審査官は、博識な方で仕事以外のお話もさせてもらい楽しかったのを覚えています。

加藤委員長は法務省の訟務局長をされたことがあり、私が過去に携わった水俣病訴訟や戦後処理関係の国賠訴訟もよく御存知で、公調委関係のお話以外にも、様々なお話をさせていただきました。音楽が大変お好きな方でよくコンサートやオペラに誘っていただきました。加藤委員長も、厚労省の医系技官出身で水俣病調停事件等を担当された堺委員も、もっとたくさんお話をさせていただきましたが、お亡くなりになってしまわれたのはとても残念です。

②公調委の機能と可能性

言うまでもないことですが、公調委には公害紛争処理を担う行政委員会として様々な機能を有しています。現地調査（事実の調査）を柔軟に実施して紛争処理に当たっているのは公調委がその強

みを発揮している一例だと思います。他にも公調委は、仲裁や原因裁定の裁判所からの受託、履行状況のフォローアップなどの権能も有しており、これらを効果的に運用することにより公害の紛争解決により一層役立つ存在になることができると思います。公調委の事務局のスタッフも裁判所、行政各部から事務官はもとより衛生工学や獣医師といった技官も集まっており、人材の面でもこれらの機能を発揮できる素地があると思った次第です。

※¹ Environmental Protection Agency / EPA

※² New York State Unified Court System

※³ American Arbitration Association / AAA

※⁴ Brooklyn Mediation Center

※⁵ Dispute Resolution Service

※⁶ 同一事件について、まず調停(Mediation)を行い、これが不調に終わったときには、次に、仲裁 (Arbitration) に移行するという調停及び仲裁の連続的な運用。

公害等調整委員会と、疫学・要件事実論など

河村 浩

東京高等裁判所判事

元公害等調整委員会事務局審査官

1 筆者は、平成17年9月から平成20年3月まで、東京地方裁判所判事から出向して公害等調整委員会事務局審査官として勤務させていただいた者である。公害等調整委員会（以下「公調委」という。）に勤務中には、大型事件として、川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件（平成17年（セ）第3号事件）を担当させていただいたが（その詳細な分析につき、大内捷司・名城ロースクール・レビュー40号・41号参照）、当時の状況としては、大型事件が複数係属する一方で、全体の係属事件数はそれほど多くはなく、また、事件類型としては、調停事件が少なく、裁定事件が多い時期であった。筆者が公調委に着任した当時の加藤和夫委員長のお言葉によると、「公調委、裁定の時代」である。加藤委員長のご示唆により、審査官室で、裁定書の勉強会をしようかということになった。筆者は、公調委のような科学的視点を重視する紛争解決機関の裁定はどうあるべきかについて興味を持っていたこともあり、浅学非才を省みず、裁定書研究会を立ち上げた。裁定書研究会は、毎回、審査官、審査官補佐等の多数の参加者を得て実施され、熱心な討議がされた（その成果は、判例タイムズ1238号～1243号の5回に分けて連載された。）。本小稿では、筆者が、このような裁定書研究会での討議や、前記の大型事件等の個別の事件処理を通じて、「科学的視点」（疫学的視点）と「法律学的視点」（要件事実論の視点。要件事実論とは、法律効果の発生にとって必要な法律要件に該当する具体的事実（要件事実）は何かを追究する体系的研究のことであり、裁判実務にとって必要不可欠なツールである。）との架橋・接続について、当時、考えていたことを振り返り、このような考察がその後の裁判官としての事件処理にどのような影響を与えたかについて簡単に述べることにしたい。

2 最近の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、疫学という言葉が頻繁にマスメディアに登場するようになった。疫学的視点は、科学的視点の代表例の1つである。疫学的指標には、種々のものがあるが、その1つに相対危険度がある。相対危険度とは、ある要因に曝露した集団に、そうでない集団と比較してどれほど危険性が増加又は減少するかという指標である。例えば、ある集団がたばこの副流煙に曝露すると、そうでない集団と比べて肺がんになる危険性が2対1（2倍）になるというデータが仮にあったとすると、その2倍という指標が相対危険度である（この場合、要因の結果に対する影響（寄与危険割合）は、 $(2-1) \div 2 = 0.5$ 、すなわち、50%として計算される。）。このような科学的概念は、ある状態が客観的にこうであるという記述的概念であるが、要件事実のような法律学的概念は、かくあるべしという規範的概念である。「である」からは「べし」は論理的に導くことはできない（自然主義の誤謬）といわれる（もっとも、近年では、ジョン・サールの論考により、この点については、種々の議論がある。）。

その一方で、記述的概念は、法律学においても、論理法則としてではなく、一種の蓋然法則として利用が可能であり、かつ、説得の学である法律学に客観的な科学的視点を導入することで紛争解

決の説得性を高め得るという利点を有することから、法実践的な活動としては、そこで示される蓋然法則に反する行為はすべきではないという形で、規範モデルとして定式化することができる（例えば、ニュートンの運動法則に反する建物は壊れやすいので、同法則に適合する建物を建てるべきだというルールを想定し、そのルールを紛争解決の基準とすることなど）。そうすると、記述的概念である疫学の相対危険度も、原因と結果の因果関係という規範的概念において利用が可能となる。これを要件事実論の視点から述べると、要件事実論では、要件事実の性質が事実か評価かという区別が重要であると解されるところ、因果関係は原因と結果の「関係」という一種の評価であるから、因果関係の評価根拠事実として、相対危険度の指標を用いることが可能となるのである。このことは、騒音被害における法的な受忍限度等の指標として、デシベル（物理量の比を常用対数で表した音圧の単位）で表される騒音の規制基準が用いられることとも通底している（この点は、森田淳審査官補佐（当時）と討議し、その成果は、判例時報誌（1991号、1992号）に掲載された。）。

このように、筆者は、公調委に勤務中に、紛争解決の説得性を高めるための自然科学的視点と法律学的視点との架橋・接続のあり方について、あれこれと考えてきたのであるが、このような考察は、その後、東京地方裁判所に戻ってから、アパートの上下階騒音の不法行為訴訟の審理・判決をするに当たり大いに役立った（筆者の単独事件である東京地判平21・10・29判例時報2057号114頁参照）。また、筆者は、現在、東京高等裁判所において、家事抗告事件を処理しているが、上記の考察は、家事事件特有の人間諸科学（児童心理学）的視点と法律学的視点との架橋・接続を考えるに当たっても、大いに役立っている。

3 公調委は、科学的視点を駆使して、法的に公害環境紛争を処理する大変ユニークな行政審判機関である。前記2で述べた科学的視点と法律学的視点との架橋・接続は、今後、ますます複雑化して科学的知見が求められることが多くなる現代型民事紛争の適正・迅速な処理にとって、欠かせないものとなるように思われる。公調委に勤務中に、上記の視点を含め種々のご指導を賜りました当時の大内捷司委員長ほか職員の皆様、そして、制度創設50周年という大きな節目にこのような小稿を書く機会を与えてくださった荒井勉委員長ほか現役の職員の皆様にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げます。公調委が、今後も上記の特徴を最大限に発揮され、国民の実効的な権利救済を図る機関としてますます活躍されますことを、裁判所の側から微力ながら応援しております。

公調委時代の思い出

田家 修

〔元公害等調整委員会事務局次長〕

私の公務員生活の中で公調委にお世話になったのは3年間（平成20年～23年）であった。私にとっては、公調委のような業務は全く新しい経験であり、とても興味深く、また新鮮な感じを持ったことを覚えている。深刻で大きな公害問題は、公調委の先人の方々やそれまで環境行政に携わってこられた方たちの努力の結果減少し、どちらかという身近で細かな問題が多くなっていったように記憶しているが、それらも被害を訴える人たちにとっては切実な問題であり、また新たな環境被害といえるものも含まれているのではないかと、感じられた。

委員の先生方や事務局のスタッフの方たちの公平で丁寧な審理の進め方には、大変感銘を受けた。一方、裁判類似業務や環境行政に携わったことになかった自分の役割として何が一番役に立つのかと考えたときに、最も適切なことは、環境紛争処理制度の利用を促進すべく広報活動に力を入れることと思われた。それまでの公調委の調停等の事例の広報に加え、新たに係属事件を増やして、得られた判断例や調停例を更に自治体に広報普及し、環境行政に役立てて貰うことである。前任の楊井さんが既に取組まれていたことであったが、自分としては最大限これに力を注いでいくことにした（私が着任したときの係属事件数は、十数件であった。）。

総務課の広報担当の課長補佐だった桜川さんに頼んで自治体（市）との意見交換の場を設定して貰い、二人で押しかけ気味？であったかも知れない訪問をして、まずはその地域の公害苦情処理等の現状を聞き、対応に苦慮したときには当事者に紛争処理制度の利用を勧めて貰うように依頼するのである。都道府県の紛争処理制度担当課にも訪問し、市町村から紛争処理制度にバトンタッチしたいという話がきたら、できるだけ都道府県の公害審査会で受け取って貰い、調査予算の制約等で手に負えないときには更に公調委にバトンタッチするように検討をお願いした。また、日弁連や地域の弁護士会にも出かけて行き、公調委の調査機能などについて、再認識して貰えるよう説明も行った。こうしたことで3年間にお邪魔した先は、百カ所近くになったと記憶している（他方、公調委の調査予算の拡充に敏腕を發揮したのは当時の横山総務課長であった。）。

あと公調委時代のことで忘れられないのは、東日本大震災のときのことである。ちょうど若手職員との打合せ中に揺れが始まり、これは大きいですよ！とってその人は大部屋に出て行ったのに、年と共に感度が鈍くなっていた私は、学生時代にもこのくらいのはあったかなあと思いつつ暫くじっとしていた後に大部屋を覗くと、衣装ロッカーは倒れ、机の上にあった書類は床に散乱していて大変なことにな

っていた。いったん合同庁舎の前庭に避難し、帰宅指示が出て歩いて帰宅したのだが、歩道が大混雑で大した距離でもないのになかなか家に辿り着かず、ようやくと辿り着いてテレビで見た津波被害の余りの甚大さに衝撃を受け、言葉を失ったことを記憶している。その後、部局を預かる立場になったときには、地震災害に十分な対策を講じるように口やかましく言っていたが、幸いなことに、以後大きな地震は起こっていない。

決して長くはなかった公調委時代であるが、懐かしく思い出されることが多い。当時お世話になった方々に改めて感謝を申し上げるとともに、これまでの伝統、実績の上に更なる進展を積み重ねていただくことを切にお祈りしたい。

「公調委」で経験した楽しかった時間

波積 大樹

国土交通省北海道開発局次長
元公害等調整委員会事務局審査官

1. はじめに：自己紹介

公調委の皆様方、大変お久しぶりでございます。平成22年7月より農林水産省…と申しますか、直前のポストは在ロシア日本大使館から公害等調整委員会審査官に異動して参りました波積でございます。

この令和4年4月に国土交通省北海道開発局次長に異動しました、北海道の地で初めて国直轄事業の担当となり、今まさに勉強中です。個人的には「チャレンジ50!」と称し、道内の市町村、道の駅、直轄事業地（農地・灌漑施設や漁港等）、あるいは趣味の銭湯巡りなど、可能な限り早い段階で50%以上の関係する場所を訪問し、北海道開発に少しでも貢献できればと思い、日々を過ごしています。6月時点で2割弱の進捗です。その前の4年間は農研機構（※）に勤務し、皆様方の身近な食や食の安全を支える研究開発のマネジメント業務に従事しておりました！（※ご存じない方も多いかもかもしれませんが、理研や産総研に並ぶ予算と研究者を抱える我が国最大の農業・食品の研究所です。有名などころでは、ブドウのシャインマスカット、リンゴのフジ、ナシの幸水・豊水、米粉パンの関連技術、全国に散在するため池の防災システムや鳥インフルエンザ対応、辛党向けですと芋焼酎に使われる全てのサツマイモの品種開発等々、単なる食に止まらない農業・食品産業に関わる広範かつ多岐に渡る様々な成果を出しています。→<https://www.naro.go.jp/index.html>）

2. 振り返り（その1）：公調委以前の「自分自身」

当時の「役人人生」を振り返りますと、霞ヶ関勤務、地方自治体（町役場）勤務、地方農政局勤務、他省庁勤務（規制改革会議事務局、阪神淡路大震災復興対策本部事務局等）、海外勤務（ロシア）と、役人として経験できる国内外のポストは、ほぼほぼ網羅しているなと感じていました。それぞれのポストでは、楽しく…時に苦しい時期もありましたが、結果的にみれば役人冥利に尽きる経験をほぼ網羅してきたと、公調委での仕事を経験する前までは考えていたところです。

公調委勤務前は、既に役人としてできる経験は大体してきたと感じていたのですが、改めて公調委に勤めてみると、あれ？学生時代の夢の一つが叶っているぞ！ということに「ふと」気がついたのです。そもそも、私の学生生活は、浪人や留年を繰り返すフラフラしたものでした。理由の一つが司法試験への挑戦です。小学生の頃は、今以上に正義感が強く、世の中の守る番人としての法曹資格にとっても憧れをもって過ごして参りました。

ところが、大学生になり、膨大な記憶も必要な司法試験の勉強をする中、特に数回の試験の失敗後、自分の適性、あるいは実際に自分が求めているものが、そこにはないのではということに深く気づく機会があり、方針転向をしたのであります。（私の進路選択の詳細は平成28年にJAD（全国産業人能力開発団体連合会）での講演をご笑覧いただければ幸いです。→<http://www.jad.or.jp/knowledge/tabid/240/Default.aspx>）

3. 振り返り（その2）：公調委経験後の「気づき」

公調委後、農水省で技術開発の仕事をした後の異動先は厚生労働省でした。担当業務は、職業訓練の企画立案そして実行です。当時は四六時中、どのようにキャリア形成をするべきなのか、その

ためにはどのような訓練を仕込むのがベストなのかを考えておりました。必然的に自分のキャリア形成を振り返る機会も多いのに加え、前述の講演も引き受けた手前、改めて自分のキャリアの棚卸しが必要になりました。

私は過去を過度に振り返ることは好きではないのですが、この時は意識的に振り返ったというか、振り返らざるを得なくなった次第です。仕事とは何か？を考えるうちに、①社会機能を維持するための仕事と②新たな社会機能を創造するための仕事があることを意識するようになってきました。そして、自分の特性はどちらかというと後者に向いていること、法曹や医療はどちらかというと前者に属するもので、自分の特性には合っていないことを、おそらく大学生の頃、真剣に自分の将来を考える中で、特に留年をしていた際に、無意識に判断していたことに気がついたわけです。

4. 改めての御礼：お世話になりました！

就職後は、法曹の世界は全く考えず職業人生を過ごして参りましたが、偶然にも公調委で働く機会をいただき、完全に諦めていた幼少時の夢・憧れの世界の周辺？でのお仕事に携わることができました。これは幸せかつ驚きの経験でありました。公調委の裁定等が、判例百選に掲載されていることを知った時には、準司法手続きに従事する「緊張感」も実感いたしました。

もうじき終わろうとしている役人人生において、三権分立のそれぞれに関係する仕事全部を、当事者として経験することができていたことを、しみじみとよかったなあ…と感じます。特に公調委時代は司法の仕事の「匂い」を感じる経験を僅かながら体の中に入れることもでき、本当に幸せです。元高裁長官を含む法曹界や公調委関連業務のトップエリートの皆様方と過ごす時間は、色々な意味で私の精神や仕事への取組方に反省を促し、時に変えるという意味で、刺激的な時間でした。当時の委員長をはじめとする委員の皆様方、事務局長をはじめとするプロパーの職員の皆様方、裁判所や各関係省庁から出向された同僚の皆様方にも、改めて御礼申し上げる次第です。

5. おわりに：公調委での経験から学んだことや、これからのこと

担当した事件も様々でした。当時は多かったのは低周波関連の事件ですが、記憶に強く残っているのは、今注目の馬毛島関連の案件、畜産糞尿案件、ガソリンスタンド案件、東日本大震災案件等々でしょうか。どの案件においても中心的な役割を果たさせていただきました。適切な問題解決に向け、時に悩みながらも充実した時間を過ごしました。申請者だけでなく、訴えられた方の視点からも事件を捉えることができるようになったのは、当時の同僚（特に裁判官の方）からの厳しい指摘から培われたことですが、現在の仕事にも生かされていると感じます。

最後に、現在でも少くない皆様方と親交があることは嬉しい限りです。加えて、今でも私の趣味の落語会等に時折来ていただける皆様方には、改めて御礼申し上げます。私の役人としての寿命も尽きようとはしておりますが、一部の方にはご案内の通り、3つのエン（※※）をテーマとしてこれからも生きて参ります。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、宜しく願い申し上げます。

（※※以下の3つの「エン」でご縁を結んだ皆さんが「幸せ」になることが私自身にとっての一番の望みです！新型コロナが一段落したら是非お会いできればと存じます。①応援：頑張っている人を支えたい！～公私を問わず色々な観点から知人友人をサポート！（親友の落語家さんや映画監督等）～、②講演：自分の経験を、特に若い人たちに伝えたい！～過去はキャリアアップ、ものづくり・改善、数学的思考法、働き方改革、人口論、農研機構の研究内容紹介、日本人とお風呂（銭湯）等をテーマに実施、今後は趣味の神社仏閣や勉強法等要望があって話せることなら何でも受付ます！～③祝宴：応援したい人達が集まる場を創りだしたい！～趣味は幹事！併せて異業種交流の機会を提供！～いずれにしても1日も早い新型コロナ禍の終焉と皆様方の幸せを祈っております！）

以上

公害等調整委員会の土地利用調整業務を振り返って

森本 興

一般社団法人日本アルミニウム合金協会 専務理事
元公害等調整委員会事務局調査官

私は平成25年7月から平成28年3月まで調査官として在籍し、鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定3件、土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答47件、鉱区禁止地域の指定0件と、公害紛争関係で責任裁定1件を担当しました。それでは意見照会と不服裁定を中心に振り返ってまいります。

・意見照会

土地収用法に基づく意見照会については、元となる処分に事業認定に関する処分と収用委員会の裁決のふたつがありますが、ダムや大規模な公共事業の事業認定については、審査請求人の主張が多岐にわたり膨大で、国土交通省から持ち込まれた資料も段ボール箱で届けられるものが多く、大量の資料の中から対象の資料を探し出しても、他の仕事にとりかかると改めて探し出すのが難しくなってしまう、結果として主張の整理の作業に多くの時間をとられることとなりました。

特に石木ダムの事業認定については、平成26年9月から平成28年3月に異動するまでの1年半の間に11回にわたって意見照会があり、異動後も平成29年3月までにさらに6回の意見照会が続きましたが、それぞれの審査請求人の主張が、全く同じものからかなり異なるものまで多様で、主張の整理も試行錯誤しながら作業したもののなかなか進みませんでした。このため、石木ダム以外の意見照会事案は異動前にほとんど処理したものの、石木ダムについては時間切れとなって全部後任に引き継ぐことになってしまいました。

・不服裁定

不服の裁定は3件担当しましたが、終結間際のもの1件、取下げが1件だったので、実質的な審理手続きに携わったのは福岡県那珂川町の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定事件だけでした。この事件は、処分庁が、申請人からの認可申請に対して、申請後の補正等に関するやり取りを相当の期間行うことなく、採取計画の実施に必要な林地開発許可に関する不許可処分と同日付けで不認可処分を行ったもので、裁定申請に対しては認容されたものですが、私は審理期日の前に異動しております。

この事件は、認可申請後不認可処分ができるまで12年を要しており、処分庁は林地開発許可の処分を待つだけの受け身のまま、ほとんどの期間やりとりを行っていなかったようですし、平成27年9月頃に申請人が本件認可申請に係る書類の公文書開示請求を行ったとたんに林地開発許可の不許可処分と本件不認可処分が同時に行われたもので、林地開発許可の不許可処分にも時間を要しており、不思議な事件でした。

しかし、認可申請に添付された資料では、採取できる岩石の量の確認方法など、事業性の観点からみても確認すべき点はたくさんあるように見えたので、処分庁が申請人とのやり取りを回避して

申請書を放置したと見られる態度が残念でなりません。

・最後に

経済産業省では、公害等調整委員会と直接関係のある仕事や行政不服審査に直接関係する仕事に携わったことはなかったので、公害等調整委員会での仕事は、全くの新しい仕事として対応させていただきます。

私の在籍していた調査官のポストは、土地利用調整業務のうち不服裁定と鉱区禁止地域を中心に、知りうる限り13代前の昭和60年から、前任を除き、経済産業省（旧通商産業省を含む）の鉱業法関係のポストを中心に異動が行われてきた、いわゆる資源系技官が担当してきましたが、在籍期間中には不服裁定及び鉱区禁止地域の事件がほとんどなかったもので、これまでの知見をいかす場面がなかったのが残念です。一方で、国内鉱業の衰退により、経済産業省内の鉱業法関連の業務も縮小し、資源系技官のもととなる大学の採鉱学等の学科もなくなり、経済産業省の中で「資源系」というようなカテゴリー分けをした人事そのものがなくなりつつあります。このようなタイミングで公務員人生の締めくくりに多少なりとも懐かしい香りの残る鉱業法に関するポストにいたることができたのは感慨深いものがあります。

在任期間中、不慣れな仕事でご迷惑をおかけしましたが、貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。ご指導いただきました当時の富越委員長をはじめとする委員の皆様や暖かく対応して下さった職員の皆様に改めて感謝申し上げます。そして、現在及びこれから公害等調整委員会で仕事に携わる皆様の一層のご活躍をお祈り申し上げます。

公害調停制度を身近なものに

福原 哲晃

〔 弁護士

元大阪府公害審査会会長 〕

第1 大阪府公害審査会との出会い

私は、大阪弁護士会の推薦を受けまして、平成27年4月から大阪府公害審査会の委員を務めさせていただくとともに、平成27年11月から令和3年3月まで、同審査会の会長を務めさせていただきました。

昭和52年に弁護士登録し、これまで様々な依頼者、事件に巡り会ってきましたが、思い出されるのが、弁護士2年生の昭和54年に、私と同じ駆け出し弁護士3名と共同受任した事件のことです。依頼者は、心身障害者（児）の自立厚生を目的とした大阪府の施設に勤務する職員の方々でした。

施設は小高い丘陵にあり、心身障害者（児）約500名が居住。職員も約200名勤務する大きな施設でしたが、その頃、大阪市と和歌山市を結ぶ都市計画道路「第2阪和国道」の建設工事が始まろうとしていました。幅員40m、四車線の幹線道路がこの施設の一部敷地内を通過する計画になっていたことから、通過する自動車の騒音や排ガス、振動等によって、施設入居者・職員の健康や環境が損なわれる恐れがあるとして、工事計画の変更を求める事件でした。

国、府が関与する大規模事業でしたので、通常の法的手続では対応は難しく、経験の浅い弁護士にはとても荷が重い事件でしたが、大阪府公害審査会に公害紛争処理手続としての公害調停制度というものがあることを知り、昭和54年6月に公害調停の申し立てを行ったのです。

それから4年間、騒音・振動防止対策、環境対策について調停を重ねた末、昭和58年9月に、調停委員会が示した調停案を双方が受諾し、調停が成立しました。

駆け出しの弁護士として、この事件はまことに貴重な経験でしたが、調停委員の先生方が、それぞれの専門知識を存分に発揮され、最後まで粘り強くリードされた結果、解決に至ったものです。今振り返りましても、この公害調停制度がなければ解決は望めなかったと思います。

それから32年が経過し、その私が公害審査会の委員、そして会長を務めることになるとは思ってもよらぬことでしたが、まさに「出会い」に導かれた「ご縁」だと思っております。

第2 公害調停制度を身近なものに

委員に就任し、調停委員として専門委員の方と共に調停の場に臨むことになりましたが、申立て案件として、騒音・振動の割合が多く、また幼稚園での園児の遊び声や、空調機・エネファーム等の室外機による低周波騒音等、新たな紛争案件が出てくるようになりました。

そこで、公害調停には実際にどのような紛争案件が申し立てられ、どのように解決されているのか、その情報を府のホームページに掲載して提供し、府民の皆さんに紛争解決手段としてのこの制度をアピールすることも重要ではないか、併せて、住民からの相談に対応されている自治体職員の皆さんにも、この情報にアクセスして紛争解決手段としての公害調停制度を積極的に紹介

いただけるのではないかと思うに至りました。

そこで、審査会のスタッフと相談し、平成29年度から、大阪府ホームページの「大阪公害審査会」の頁に、過去5年間の公害紛争処理の状況とともに、過去5年間の調停申請の具体的概要（公害の種類）、継続期間、終結態様（成立・打ち切り・取下）について掲載をし、定期的に更新することにいたしました。

そしてさらに加えて、同じく平成29年度から、大阪府自治体の公害担当職員の皆さんに対する研修会を、年1回定期的に開催することにいたしました。

研修は、調停委員2名に講師をお願いして、委員が実際に担当した紛争案件につき、事案の概要、紛争の争点、解決に至るまでの経過、そして調整に苦心した点をそれぞれ分かり易く報告していただき、その後に、報告された各事案について、参加者とディスカッションするという形式で実施していますが、研修後に、参加者に対し、感想を含めたアンケートを毎回実施しており、幸いにして、「実務に大変参考になる」といつも好評を得ております。

調停手続では、事案に即してできるだけ早い時期に現地調査を実施し、争点を整理して、双方が折り合える接点を見つけ出す努力をしていますが、それでも残念ながら、取下げ、打ち切りによって成立に至らないケースが多いのが実情です。明確な規制基準が無い案件も多く含まれていますので、已むを得ない面もありますが、取下げ、打ち切りも事実上紛争状態の終了と考えれば、一定の役割を果たしているとも言えるのではないのでしょうか。

要は、紛争当事者の納得の問題であり、調停委員会の説得力にかかっていると思います。その意味で、専門委員の先生方の専門家としての関与が、他の手続には無い大きな力だと確信しています。

今後も、様々な紛争案件が持ち込まれると思いますが、粘り強くその力を発揮していただいて、公害審査会・公害調停制度が、身近な紛争処理機関として国民に周知され、「頼りになる制度」として貢献されることを期待しております。

公害審査会の役割と課題

外井 浩志

〔前東京都公害審査会会長〕

1 はじめに

平成28年4月から東京都の公害審査会の委員を務め、平成31年4月から現在まで(任期は3年)は、同審査会の会長を務めさせていただいている。それ程多い数の審査に携わったわけではなく、一時期、審査会全体として1件しか事件が係属していない時期もあったが、現在は6、7件ほど係属しており、審査する委員として暇でもなく、また過重な負担でもなく、適切な業務量ではないかと思う。私自身は、残念ながら今のところ調停成立に至ったことはなく、円満解決に至るという至福を味わったことがない。

ところで、この審査会への申立の内容を分類すると圧倒的に「騒音」である。騒音公害というと、そのイメージは、建設現場や工場、鉄道、自動車の騒音を思い浮かべるが、そればかりではなく、隣人間の生活騒音も対象となっており、公害審査会を使わなくてもと思うこともあるが、被害を訴える方たちからすれば、隣人間の生活騒音の方がより解決しづらいという場合も多いのであろうし、感情的にもつれて協議にもならないということも多いようでもある。

本稿では、少ない経験で恐縮であるが、この騒音問題の紛争解決手段としての公害審査会の抱える課題について、3点程論じてみたい。

2 公害審査会の抱える問題

(1) 強制力が無いことによる工夫

この紛争解決手段としては、強制力がなく、当事者双方の譲歩によって何とか合意を成立させなければならないということであるが、なかなか合意にまで至る道のが遠いことが指摘できる。申請人は、この公害審査会に来るまでに様々な行政による相談窓口や法律相談を経ている場合も多く、それなりの知識を有しており、そのためもあってか解決に至るのは容易ではないことが多いと思われる。では、どうやって、当事者の譲歩を引き出すかについてノウハウは見当たらないが、そのような王道はなく、よく当事者の話を聞き柔軟に解決方法を引き出し、特に、加害者とされる被申請人に可能な案を考え出させることであろう。ハード面での解決が難しいなら、第三者の立会いの下での簡易でもよいので定期的な騒音測定や、定期的な意見交換の場である協議会を設けるなどのソフト面での解決も考えなければならない。

要は、環境基準値・規制基準値内か超過しているかだけで解決策を決めつけるのではなく、あまりに早い段階で、解決のための選択肢を狭めないことが重要であると思う。一度、痛恨であるが、委員会の方での調停案を提案し、双方にこれで呑んで欲しい旨を訴えたが、

申請人がわずかのことにこだわって、不調になってしまった経験がある。おそらくは、調停案を提案するときにはもっと柔軟な案を提示すればそんなことにはならなかったのではないかと後悔している次第である。

(2) 騒音測定の負担と難しさ

結局、当事者の主張が平行線であれば、騒音測定を行わざるを得ない場合がある。また、特に被害を訴える申請人側は騒音測定がされることを期待している。公害審査会に来るまでに、申請人側も自己流で何度か騒音測定を行っていることが多い。その騒音測定の結果が基準を超えているか否かは、委員である産業技術分野の専門家の委員にお願いすることが多く、おそらく大変な負担をお掛けしていると思う。仮に基準を超えているからと断ってからと断って必ずしも私法的には受忍限度を超えているといえないところにも調停の難しさがある。審査会としては違法なのだから、何とかその基準内に収めるように、できなければ、そのための防止措置を検討せよ、場合によっては補償をせよと強く勧告したいところであるが、基準値を超過したからと断って民事上は受忍限度を超えたとは必ずしも言えないことがつらいところであり、調停成立を困難にしているといえる。とにかく被申請人から和解には応じられないと強硬的な態度を示されると、せっかく騒音測定をしながら、それ以上には話を進めることができない面があるが、そのときこそ審査委員の腕の見せ所であり、柔軟な発想が求められているのではないかと思う。又、行き詰まったときは、しばらく検討のための時間をおくことも有意義であるように思う。

(3) 環境基準の意義と不整備

ところで、騒音については規制基準が完全に整備されていないことも大いに問題があると感じている。都の環境確保条例についてすら、規制基準は全ての場面で整備されておらず、適用除外になっていることも大いに問題である。東京都でも、低層住居専用地域、中高層住居専用地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地等の地域性、及び、時間帯によって規制基準が設定されてはいる。しかし、鉄道からの騒音については適用除外されている。

かつてはその公共性と測定の難しさ、規制の難しさ等様々な理由があったために適用対象外とされたことと推察されるが、騒音規制法は1970年の公害国会の前の1968年に制定され既に53年、1993年の環境基本法の制定から既に28年が経過し、かつて国が経営していた国鉄が民営化されたのが1987年で既に34年経過しているのであるが、にもかかわらず、民間企業の私鉄であっても公共鉄道の名の下に、規制基準、環境基準すら適用されない事態が何十年も継続しているのであり、これでは、到底、環境を重視している国家・自治体とは言えないであろう。他方で、航空機騒音、新幹線鉄道騒音については環境基準が定められており、一般の鉄道の規制基準、環境基準がないこととのアンバランスが指摘できると思われる。

国（環境省）や東京都などの自治体は一体どうしているのか、環境省は一体何を考えているのかを訴えたいところである。確かに、環境問題は広汎であり、人命に関わるような緊要な環境問題もしばしば発生している。例えば、直近であれば、原発による被曝問題や地球温暖化問題等重大な環境問題が発生しており、その対策も緊要であるのは理解できる。しかし、騒音は従前から公害の根源である典型7公害であり、最も古典的な公害で、しかも市民の立場からすると、公害として最も被害が多いのは騒音であるという統計が継続して出されており、その重要な部分が鉄道騒音であるにもかかわらず、一向にその鉄道騒音の規制に関して進んでいる様子がないのは全く残念なことである。

公共鉄道による騒音につき紛争が起こる度に、その受忍限度を決める際に、環境基準・規制基準がないというのでは話にならないであろう。小田急線の各種紛争事件のように、等価騒音レベルで60dB、65dB、70dB等の基準で和解案や責任裁定、調停案、判決等が何度も示されているにも関わらず、いっこうに環境省や自治体が公共鉄道騒音の規制基準、環境基準についての検討がなされている様子がないのはいかなるものであろうか。

なお、日本だけが鉄道騒音の規制がないのかということが気になるが、平成30（2018）年10月にWHO欧州事務局より「欧州地域向けの環境騒音ガイドライン」が公表され、厳しい勧告値が示されている（詳しくは、環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室「欧州地域向けの環境騒音ガイドラインに関する調査検討について」（ちょうせい第103号13頁）参照）。そのガイドラインによると、道路騒音、鉄道騒音、航空機騒音、風車騒音につき、勧告値を検討している。WHO欧州事務局は、鉄道騒音においては、勧告値として、平均的な騒音暴露に関する時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）につき54dBを、夜間等価騒音レベル（ L_{night} ）につき44dBを、それぞれ採用した。

この欧州ガイドラインの勧告値は、全体として厳しいという意見が強いようであるが、欧米諸国はこのガイドラインによる勧告値をそのまま受け入れて自国の基準値として採用するという動きはなかったようである。

欧州では、騒音問題を健康影響及び生活満足度への影響を生じる重大な問題であると認識しており、そのため鉄道騒音についての適用除外にはされておらず、厳しい勧告値が出されているようであり、日本における実情とは大いに異なる状況である。

3 東京の騒音規制の必要性－東京の機能の集中と騒音の増大に対する規制の必要性

東京では、今後も羽田空港の国際空港化による騒音の増大や羽田空港アクセス線の計画などにより、飛行機や鉄道による騒音の増大も懸念されているところである。結局、今後益々、日本においては機能の東京集中によって、東京は利便性の反面、騒音等の公害は増大し、都民の平穏な生活が脅かされるおそれがあるということである。

このような情勢下で、未だに公共鉄道の騒音が許されるか否か、好ましくないか否かの基準が存在しないというのはあまりにも無責任であると考えられる。

環境省も、1995年に鉄道の騒音について「在来線鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」を出してはいるものの、既に26年を経過していながら鉄道による騒音に対する抜本的な基準を出す動きはない。

また、東京都もかつて1974年に「都民を公害から防衛する計画」を策定して、鉄道騒音についても目標値を70ホン～75ホンとしていたが、当時からそれでも十分ではないという議論もある反面、十分達成が可能である数値として70ホン～75ホンが掲げられていたことがある。この計画は既に廃止されているが、このことは現在は殆ど知られていないようである。結局、その計画策定から47年経過しても、廃止のために達成年度は指定されないまま現在に至り、結局、鉄道騒音についての規制基準、環境基準は設定されていない。

このように、鉄道騒音につき、国民、都民の騒音に対する規制がないことで、国民・都民の健康をも害される可能性もあるし、これでは快適な都市、住みやすい都市東京は到底実現できそうもない。日本国民は人口も減少し、東京都もリモートワークの関係で人口減少傾向にある。都民の生活も利便性を求めて高齢者等も都心に住むような傾向になってきている今日、快適な都市、住みやすい都市という観点からすると、鉄道騒音の規制をすることは不可欠のように思われ、真にこのままでよいのかと強い疑問を抱いている。

(2021年9月記)

公害等調整委員会 設立50周年記念
シンポジウム

公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム

「50 年を迎える公害等調整委員会」

〔令和 4 年 5 月 19 日(木) 15:00~17:00〕

【栗田奈央子（公害等調整委員会事務局次長）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから公害等調整委員会の設立 50 周年を記念したシンポジウムを開催いたします。

本日は、私、公害等調整委員会事務局次長の栗田が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

本日の議事は、お手元に配付させていただいた「議事次第」のとおり予定しております。また、時間は、この後 2 時間程度を予定しております。

会場で御参加の皆様は、マスクの着用にご協力をお願いいたします。

なお、本日のシンポジウムは、後日、総務省ユーチューブチャンネルで配信を行うため、録画を行っております。あらかじめ御承知おきください。

それでは、まず、上智大学大学院法学研究科長・教授、北村喜宣様に基調講演をお願いいたします。北村様は、公害等調整委員会政策評価懇談会の構成員をお務めいただいています。基調講演のタイトルは「公害紛争処理制度の軌跡と展望」でございます。

それでは、北村様、よろしくお願いいたします。

【北村喜宣（上智大学大学院法学研究科長・教授）】 皆様、初めまして。上智大学大学院法学研究科長をしております北村喜宣と申します。専門は環境法学でして、本日はその観点からお話を申し上げるということになります。この 50 周年という記念すべき節目のときにお招きを頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。次のこういうイベントのときは恐らく 75 周年か 100 周年かでしょうから、そのときにまだ公調委が公調委であるのかということも含めて、私が今思っていることを皆様方にお伝えすることができればと考えております。

それでは、スライドに沿いましてお話を進めさせていただきます。まず最初のところ、少しこの組織の誕生の前史を振り返ってみましょう。ここに「三度目の正直」と書いておきました。実は、この公害紛争処理法、我々のこの組織の母法というものですけれども、実はすんなりとできたわけではありませんでした。このような仕組みをつくる、そのこと自体は 1960 年代の後半からしばしば中央政府において議論はされていきました。そのときは、この紛争処理、苦情処理を担う主体は市町村を前提として考えられていたようなのです。なぜ地方だったのかというのは非常に興味深いところです。1 つは、裁定という機能が全く想定されていなかったということでしょう。時折しも公害が深刻・激化していたときでした。1967 年に公害対策基本法が制定



されます。その21条1項で、政府に対して、公害に係る被害が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならないと国会が命令したのが始まりでした。早速、中央公害対策審議会で検討がなされ、その結果、1968年に、公害に係る紛争の処理及び被害の救済の制度についての意見が出されました。その中で、簡易迅速に行政的解決を図るため、広範かつ実効性のある統一的な行政上の紛争処理制度を設けることが必要だということが提言されたのでした。公害に関するこうした紛争調整制度はあちこちにぽつぽつと散在してはいました。それをひとまとめにして、言わば横串を刺すような形で統一的な制度をつくり、国民の利用の便宜に供するということが認識されていた状況が伺われます。そうした国家的な合意があったのですけれども、この法律の案は、実は、第61回国会、第62回国会と上程はされますものの、廃案に至ったという若干気の毒な面があります。これは公害紛争処理法案の内容が悪かったのではなくて、政治日程の関係で可決・成立までたどり着かなかったということでした。しかしながら、諦めるわけではなく、再チャレンジ、再々チャレンジということで、第63回の国会において何とか成立、公布されたのです。この月に御注目ください。1970年の6月です。環境法研究者の中にも、この公害紛争処理法というのは第64回の臨時国会、いわゆる公害国会でできたのだというように何となく誤解していらっしゃる方が少なくありません。確かにそう誤解してしまいがちですね。重要な法律が改正、制定されたあの公害国会で恐らくはこの公害紛争処理法もできたはずだと思ってもしょうがない面があるのですが、事実は1つ前の国会でできているということでした。

さあ、その63回国会でどういう議論がされたのか、少し議事録を見てみることにいたしましょう。ここで注目されるべきは、どういうものを対象に公害等調整委員会あるいは公害審査会、この組織が対応するのかということでした。こうした組織がないと、一般に私人間の紛争というのは、基本的に私人間で解決してくださいということになります。それがかなわなければ、裁判所に提訴してくださいということになるわけです。行政は非介入というのが基本スタンスですね。そうした中であって、言わば法律に基づいて国家的に介入する。国家的にというのはやや大げさですけども、中央政府が、あるいは地方政府が介入していくということになりますと、それを正当化するだけの正当性・公共性が必要になってまいります。勢い、その対象は限定せざるを得なくなってくる、これは当然のこのように見えます。そこで、しばしば言われているのでありますけれども、相隣的なものは公害の対象にしていけないという答弁が繰り返されました。それなりの社会的な広がりを持つもの、深刻化の度合いがあるもの、これを中心に公害概念を考えるということでした。この点については後で図でお示しすることにいたします。

実はこのときに、裁定制度を導入すべきであるという議論もされていきました。ところが、この裁定制度の提案は野党がしたということもありまして、与党の受け入れるところにはならなかったのです。ですから、このときの答弁は、極めて裁定制度に対して冷淡です。そういうものはこの紛争処理制度の趣旨にはそぐわないのだと明言されています。調停制度を中心にやっていくのだということが言われていたのです。当事者同士の話し合いを旨とする、いわゆる互譲の精神という、我々が使っているこの制度の基本となる考え方が既にこのときに明言されていることが確認できます。この点、恐らく注意が必要なのは、互譲の精神と申しまして、一方当事者が明確に悪いと、他方当事者は被害者だけであるというところに、互譲というものは成立するはずがございませぬ。それは極めて不正義です。この点は我々も十分に注意すべきであろうかというように考えているところ

です。

さあ、この制度制定後どのように展開したのかを少し見てまいりましょう。公害紛争処理法の「展開」です。歴史を振り返って実に印象的なのは、この制度は公布後、比較的短期間に数度の重大な改正を受けているということなのです。ここにお示しいたしておりますとおり、68回、72回というように、本当に、矢継ぎ早と言ってもいいほどの改正を受けています。大体こういう制度というのは、しばらくは転がしておいて、5年、10年で見直しというのがよくあるパターンなのですが、それを許さないような時代状況が少なくとも1970年当時にはあったのだということが推察されます。1970年のときには非常に政府は冷淡であった裁定制度についても、これを取り込む方向で議論が進められます。63回国会での附帯決議で裁定制度にかじを切るようなものが合意されたということを受けまして、68回の国会、これは公害等調整委員会の設置法ができた年でありまして、それによる公害紛争処理法の一部改正によって、既存の三条機関であった土地調整委員会と中央公害審査委員会の実質的な統合によりまして、この公害等調整委員会が誕生したのです。裁定制度もここで整備されました。さらに、この公害紛争処理法が一部改正された結果、従来の和解の仲介制度があっせん制度に吸収され、調停手続も拡充されたというわけにして、現在の私どもが使っているこの制度の原形はこの1974年に整備されたという評価が可能であろうかと存じます。

さあ、制定から数年間の間に矢継ぎ早に改正を受けたこの法律ですが、その後は、客観的に申しましても、目立った改正を受けていません。改正自体は、ここに御覧いただくように、たくさんたくさんされております。しかしながら、私のような外部の者から見ますれば、この内容と申しますのは、いささか他律的事由を中心とする形式的あるいは手続的な改正が多く、実質的な内容の修正・変更を伴うものではなかったということです。黄色の吹き出しのところには、関係する法律に伴う改正も入れておきました。令和2年の地方分権一括法による改正まで含めると、改正自体はたくさんされているのですが、実質的なところには踏み込んでいないのです。これはもちろん、公害等調整委員会の事務方が改正を必要とするのかしないのかの御判断に大きく依存するところがございます。したくなかったからしなかったのか、したくてもできなかったのか、こればかりは我々外部から推しはかることはできませんけれども、国民に対しては、既存の法律で何とかやっていけるというようにお考えであったからだろうというように言えようかと思います。

50年の一つの節目として環境法研究者の観点からは指摘できると考えますが、公害対策基本法から環境基本法へというように、そもそものこの公害紛争処理制度がよって立つ基盤となる法律が改正されたことです。基幹法の改正はやはり一つの大きな転機でありえただろうと私は考えております。後に紹介いたしますとおり、学会からも、あるいは弁護士会からも、この改正を重く見まして、それにアジャストするような対応をこの組織が取るべきではないかという提言もされています。副題に「超然とした水平移動」と書いておきました。公害対策基本法が1967年に制定されたとき、その目的には、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというような、まさに当時における喫緊の課題への対応が宣明されておりました。そして、先ほども見ましたけれども、21条1項において、この公害紛争処理制度の根拠といえますか、こういう方向で制度化すべきだという国会の命令を確認できます。「公害」から「環境」に換わった、1993年が環境基本法の制定です。目的規定を御覧ください。現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の環境確保に寄与す

るとともに人類の福祉に貢献するというように、射程距離が横にも時間的にも相当に広がったことが確認できますね。それを踏まえて、第2章の環境保全施策においては、健康保護、生活環境保全、自然環境保全、生物多様性確保というように、時の課題に対する対応の基本的な方針が明記されました。そうした中において、この公害紛争処理制度の根拠となる条文、これは21条1項から31条1項に変わったのですけれども、内容はどうでしょうか。主語が「政府は」から「国は」と換わっている点をまず確認できます。法令用語で「政府は」と言うと、まさに中央政府はということですが、「国は」と申しますと、三権全てを包含するというのが法令用語の使い方ですので、国会が自分自身に対して適切な措置を講じることも命じているという点をここでは確認しておきたいと考えます。にもかかわらず、やはり「公害」と書いてございまして、環境基本法2章の中においては、この31条1項と申しますのはやや浮いている感じがいたすところです。「環境の時代にまだ公害かい」というような言い方は、現に公害に苦しんでいらっしゃる患者さん、被害者の方にとっては非常に冷たい言い方に聞こえる面もございまして、そういう方々の救済はもちろん射程に入れつつも、現代的課題に対応すべく、この制度が進化するということもこの環境基本法の制定のメッセージであったというように一般的には受け止められています。

さて、その「公害」とは何かということを改めて考えてみましょう。環境基本法の多くの基本的な条文は、公害対策基本法の条文に影響を受けています。先ほど31条1項が浮いていると申しましたが、環境基本法の下で「公害」という文言を眺めていますと、やや据わりの悪さを感じるころでもあります。環境基本法における公害は、基本的に公害対策基本法の下での公害概念を引き継いでいます。これがその概念を凶にしたものです。一番広くは環境保全上の支障なのですが、全てではなく、人為起源、人為活動起因の7事象というようになっています。しかし、それだけではございません。それだけだと先ほどの相隣関係が入ってきますので、これは国会答弁において明確に除いたということを確認しました。絞りの3つ目は相当範囲性です。相当範囲のということです。これが公害でして、公害に係る紛争というのはこの射程のものを言うわけです。紛争という局面では被害発生が要件ではないというのは、ここにいらっしゃる方は十分御存じのとおりです。おそれであってもこの制度としては受け止めるということになっている点は御案内のとおりです。ところが、概念として公害となつてまいりますと、被害の発生というようにもう一絞り来るのでした。環境基本法の下では、基本的発想はやはり未然防止です。その中で、国は発生を防止するためにあれこれ対応するということですので、やや、その中にこの条文が入っているのは、据わりの悪さを感じるころです。場所的にはちょっと動かせばよかったかなと考えるのですが、このあたりは少し、いろいろな事情があったのかもしれない。

さあ、この公害紛争処理制度、ADRとして日本国が世界に紹介するに値する制度であるということは何回も指摘されています。私人間紛争への行政法的な介入をする制度です。制定以降どのように展開したのかを別の観点から振り返ってまいりましょう。冒頭、古典的な紛争モデルと申しました。私人間、とりわけ弱き私人と強き私人の間の紛争、かつ、これが重要ですが、当時は十分な行政法的な規制がなかったということです。もちろんその行為は、民事法的には不法行為というように、違法性をもって民事法的な責任が問われるものではありませんけれども、少なくとも、行政法的にやってはいけないのかというと、そうではないことも少なくなかったのです。ここにいらっしゃる方は、水俣病の当時のチッソの行為が水質二法の下では特に問題なかったというこ

とは御承知であろうかと思えます。しかし、このような、全面的に当事者主義に委ねることの不正義と行政的な介入を正当化するための「社会的公共性」の存在、こういうものが次第に認識されるようになってまいります。

「相当範囲にわたる」ということで、近隣紛争のようなものは射程に入れないと宣明されていました。それにもかかわらず、運用の中でこれが徐々に緩和されてきているように見えます。いつからそうだったのかというのは難しゅうございますね。恐らく、見るところ、前例の積み重ねで概念それ自体が変容してきたと言えようかと考えます。令和2年度の年次報告においても、近隣店舗の室外機からの騒音や等々々というところで、比較的小規模な事件が目立つ傾向というところで、それに対して公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっているというような御認識をなさっております。そういうものはこの制度の射程外であるというような受け止め方にはなっていないという点も確認できます。

次のスライドで、違った点からも見てみましょう。裁定ということになってまいりますと、公害に係る被害ということになっておりますので、これが発生しているというのは、かなりの相当範囲要件性を満たしていると思うところです。その裁定においても、令和2年度の年次報告に例を見れば、農業施設からの騒音だ、あるいは工事現場からの騒音だ、これの一定の範囲があるのか、あるいは近隣騒音にとどまるのかという線引きは難しいですが、そのあたりまで裁定の対象として取り上げられていることが確認できます。相当範囲というものに関しましては、例えば環境基本法の解説書において、汚染状況などが広範囲にわたっていれば、被害者は1人であってもこの法律においてはこれを公害と考えるのだと記されています。これは相当広範囲にわたっているということなのです。もう一つですが、行政として対応すべき事態に至っているかどうか等に関し問題の状況に応じて検討し、解決すべきだということで、ケース・バイ・ケースで考えていこうという柔軟な姿勢が環境基本法の所管官庁においても示されている点も確認できます。

ところで、こうした「柔軟な対応」はどのようなインパクトを及ぼすのかということを次のスライドで確認いたしとうございます。公害紛争処理制度に関する懇談会報告書が2015年にまとまっております。そこでも、相当範囲性、典型7公害以外の扱い、そして環境紛争という概念への対応ということについて試論が展開されておりますので、後に御参照くだされば幸いです。1970年の立法時には、「一方に片寄ることはいかぬとは思いますがけれども、十分被害者の、そして弱いお立場を考えながら、事案の解決に運用上配慮してまいる」とい



うことが担当大臣から宣明されている、まさに私どもの制度の基本認識と言えるものです。紛争の発生があればもちろん受けることができるわけですし、被害発生のおそれの具体的な立証があればよいのは当然でしょう。一方、やはり相隣関係の問題の除外する方針は、実は2002年の公害紛争処理法の解説においても維持されているのです。徐々に拡大して概念が変容したと先ほど申し上げましたけれども、根本としてはそうはなっていないのです。となりますと、こうしたものに関する申立てがあり、それに対して被申立人として対応を求められる人たちというのは、本来、制度の対象外の紛争なのに、その付き合いを求められているという面がなきにしもあらずです。この点をどう考えるかは、法的には少なくともシリアスな問題かなと考えています。すなわち、自分は正当性のある制度の下で正当な申立てとして受け止められたものに相手をしているのかと。そうではなく、組織としてちょっと拡大した感じのところで相手をしているのかということです。もちろん事務方はそんなことを言うわけありませんので、そういう境界線を引かないでしょう。しかし、利用者の観点から、これは結構重要かなと考えています。

さあ、この仕組みの中の花形は調停であったというのは皆様方よく御存じのとおりですね。それは件数としてはかなり維持されています。都道府県の公害審査会の調停の新受件数、50年間で年平均32.7件で大体安定している傾向にあります。むしろ、昭和時代、平成時代を比べると、増加傾向にすらあるということがデータとして確認ができます。これをどう都道府県の委員会で受け止めていくのかというのは、恐らくは皆様方の大きな関心事であろうかと考えます。裁定に関しては需要が拡大しているというのも確認できる場所ですね。現在では中央委員会にしか権限がありませんので、これをどうするのかというのは、今後この制度の大きな議論のポイントと考えます。信頼性、権威のある決定と申しますのは、適切な手続からしか生まれないものです。そうした信頼できるもの、この制度、この手続だからしょうがないよねというように納得していただける制度がつくれるのかというのは結構シリアスな問題です。それがゆえに、先ほど御紹介申し上げました2015年の報告書の中では、例えば手挙げ方式によって、その権限を都道府県の委員会が持つということの可能性も議論しております。また、都道府県の調停に当たって、原因裁定の嘱託を中央委員会が受けるとか、いろいろなことで裁定手続と調停手続の柔軟な利用というものを考えてみようではないかということも議論されています。

さて、先ほど手挙げ方式と申しました。実は、この言い方は、地方分権時代の現在、あるところに置かれている権限を違うところに移譲する、しかもそれは、押しつけではなく、自発的な意思決定によってすると、こういうのが一般化しつつあるのは御案内のとおりです。分権時代の公害紛争処理制度です。この事務、決して法律によって、やれというように命じられている事務ではないというのは、都道府県の関係者の方々はよく御存じのとおりです。もとより都道府県の審査会は任意設置です。自治体の公害苦情相談員も任意設置です。断る自由はあったのかという話になってきますと、なかなか難しゅうございますけれども、任意で設置されているという点は大きいと考えています。当時においても、1970年ですけれども、この法律の下での国の紛争処理機関と都道府県のそれとの関係は、いわゆる上・下の関係でやるものではなく、というような認識がされておる点も新鮮に映るところでございます。ただ、任意と言いつつ、この法律は、結構枠づけが強うございます。その辺は機関委任事務華やかなりし頃の法律として、その影響があるのかなという気がしないではありません。分権時代にはその手続についても、利用者の信頼性を損なうことなく、拡充す

る自由というのを都道府県の審査会に認めてもよろしいでしょう。恐らく公害審査会の利用状況については、ここに御参集の方々の都道府県において大きな違いがあるだろうと推測いたします。やはり自分たちの地域の利用者のニーズに合った制度にするというのが通常の発想だと思います。任意の制度なので、自分たちで変えていけるところは変えていく。デフォルトとして公害紛争処理法があるとしても、それは条例で自分たちに合わせていけばよいのです。ベストのモデルがあるわけでもありませんので、議論する時代になっています。「体を服に合わせる時代」から「服を体に合わせる時代」に変わっています。使い勝手をよくして、県民の福祉を向上させるという究極の目的のために何ができるのかということ、とりわけ職員の方にはお考えいただきたいということです。もちろん公調委への移送手続、事件移送がありますので、勝手なことをやって、あとはひとつよろしくというわけにはいきませんから、その辺の接合はきちんとしなくてははいけませんけれども、カスタマイズできるところはカスタマイズすることがあるのかなということです。

さて、この制度に対しては各界からの御要望も出ています。弁護士会から、学会からということで、幾つかの例を示しておきました。日本弁護士連合会は最近、公害紛争処理制度の改革を求める意見書をお出しになりました。環境紛争調整法に改称すべきだということをおっしゃっています。対象を公害だけでなく、環境への負荷に係る被害をめぐる紛争に拡大せよという主張もあります。かつて、この委員会の現職委員であった南博方教授は、現職の委員時代に、環境利益の調整の場として環境紛争処理制度を再構築すべき時期が来ているということを各所で再三にわたって御主張になっておられました。現在の環境法を代表する2つのテキストにおいて、越智教授、大塚教授それぞれが、自然環境、都市問題といったものに射程を広げるべきであるという主張をしておいでになります。どう考えるのかというのは、この組織にとっても非常に重たい課題であろうと認識しておりますし、後に述べますように、環境法学にとっても相当に重たい問題です。

例えば皆様方、国立市大学通りマンション事件を御存じでしょうか。最高裁判決が平成18年の3月にあったものです。その以前の昭和時代でありますけれども、伊達火力発電所事件がございまして、ここでは環境権というものが主張され、それに基づく対応が求められました。昭和55年の札幌地裁判決ですが、原告が主張するそのようなものは、訴訟において実現する、保護するにはふさわしくないのだということが明言されております。すぐれて、民主主義の機構を通して決定されるべきなのだ。要するに、司法判断にはなじまないというわけです。このような認識は、時代を下って、平成18年の国立事件最高裁判決にも継承されています。何が良好な景観なのかは、周辺の住民相互間や財産権者との間で見解の対立が生ずることも予想されるのであるから、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってされることが予定されている。対等当事者間の民事紛争で白黒の決着をつけるにはふさわしくない事案であるという認識なのです。

このような内容を持つ紛争を果たして受け止めることができるのかというのが問題になってまいります。紛争処理機関としての民主的な正統性という点に関わる問題です。なぜ裁判所は腰を引くのでしょうか。何が良い環境であるのか、何が良い景観であるのかに関して、裁判所は責任が持てないというわけです。民事訴訟においては、当然、どうしてはいけないのかというのがある程度示せるわけですが、そのよるべき規範が存在しないので、民主的機関で決めてくれとなっているわけです。もしもそれがあれば、行政は判断することも、あるいは可能でございましょう。広島地方裁判所が下した有名な差止め判決である鞆の浦世界遺産訴訟事件においては、瀬戸内海環境保

全特別措置法に基づく広島県計画がありまして、そこでは、あの地域は保全するのだということが明言されていました。そうなりますと、環境公益と私が称するものを体現するルールが存在があった。これはやはり必要かなと感じるところです。こうした紛争は公害に関する紛争とは少々異なるものでして、少し範囲を拡大するというようにはなかなかいかないのではないかとというのが私の認識です。被害者は誰なのかという点も大きくポイントになってくると思います。

ではどういうふうにすればよいのか。少し考えを進めてまいりましょう。この制度ができたのは、1つは、生命健康侵害事案を前提にしている、裁判にのる事案であったからというのが前提にあるように見えます。もちろん、良好な環境を保全しようという意識を持って紛争の処理に当たっていると当時の関係者の方もおっしゃっているところですが、やはり基本はそういう古典的なケースであったでしょう。何が良い自然環境か、何が良い都市環境かに関して、行政的な介入ができそうなこの環境の時代ではありますけれども、場当たりの処理になってしまわないかという点も懸念されると思います。また、保護対象が明確な生命健康侵害事案であれば、今日おいでになっている騒音の専門家の先生が御活躍されるということもございましょうが、好みの問題、環境、景観というのは、なかなか難しゅうございましょう。国立判決の景観利益というのを認める要件として、客観的価値があること、近接に居住していること、日常的に享受していること、このような基準を満たす案件についてならば、あるいはそういうことも可能ではなかろうかとも考えると思います。

次のスライドに参りましょう。こういう認識を持てば、どのような制度設計が可能になるのかということ。先ほど申しましたとおり、環境公益というように、何らかの決定がされているものが望ましいとは考えると思います。その候補としては、例えば景観法に基づく景観計画でありますとか、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略ですとか、そういうものです。そういう法定計画あるいは条例に基づく計画で何事かの決定がされている、合意がされているというものであれば、何とかかなかなという気がいたします。裁定を前提にしませんので、三条機関である必要はございません。こうなれば、都道府県においても、公害審査会の改組によって、これを実現することは可能だというような気がいたします。現に自治体においては、環境オンブズマンというようなことを制度化しているところもありますし、あるいは現在でも、これを何とかしなさいということで、行政権限の発動に関しては、行政手続法に基づく「処分等の求め」ということも可能になっているところ。公害紛争処理法13条に基づく条例と対象を拡大した独立条例とを傘下に含む新たな総合的な環境紛争処理条例を構想することも、あるいは可能であろうかと思われま。

先を急ぎましょう。具体的な公法的な規制・規律がない行為、これに基づく環境紛争をどうするか、これが一番争点になろうかと考えます。環境に関する直接的な負荷が加わるのでございまして、必ずしも直接のインパクトが人間にはないというパターンです。法的に保護されるべき環境とそうでない環境の境界線をどうするのかということも難しゅうございまして、なかなか「何でもあり」とはいかないだろうというようにも認識しておるところです。

さあ、最後のスライドで、そうした動きを受けたときに公調委は動けるのかということ。冒頭、50年後にこの組織はあるのかという不吉なことを申しましたけれども、その発展の方向性にも関わる話として収めたいと考えます。

公調委も難しゅうございまして。制度を利用してくださいというように弁護士会には度々おっしゃるわけですが、弁護士会からは、ならば拡大しろと、射程を広げろと言われるわけ。それは

ちょっと難しいということで、お互い動きが取れない状態になっておるわけです。現実的に政治的にこの仕組みを改正する風が吹くのか、吹いているのかというと、全く吹いていません。そうしたときに何事かを語るというのが非常に難しいのは行政的には十分に理解ができることです。ですから、公害というものからの戦線非拡大以外の選択肢は当分はないのかなということですが、自治体における可能性は十分にあると私は認識しています。そこから言わばボトムアップで変えていくという戦略をつくるかどうかというのは1つあるかということですが、環境基本法の下では、将来世代、そして地球益というものも言われているところですね。これは実は環境法学にとっても、公害紛争と環境紛争の違いを深く考えるきっかけを与えているわけです。最近、オランダで、ドイツで、行政府や立法府に対して、CO2を減らせという判決が出ているのです。と申しますのも、現在世代、将来世代の健康に確実に影響を与えることだからという認識が前提にあります。日本のコートは保守的ですから、恐らくそういう判決は期待しようもない。何と云っても公害というのは毒性物質に関わるものだというわけですので、ちょっと距離があり過ぎて茫然とするのですけれども、司法院は特にほかの国と競争していませんので、これはいいと言えいいのですが、企業はどうでしょうか。国際的競争の下で資金調達をしている現在、ESG投資、SDGs金融というようなことが言われる。そうしたときに、一方当事者として、CO2を減らしてくださいと申立てがあったときに、冷たい態度を取ってれば、国際マーケットにおいてどのように見られるのかということも考える時代になってきそうです。そうしたときに調停の場における反論はどのように変わっていくのかというのは環境法学者としても非常に注目するところです。そうした時代の公害紛争、環境紛争の在り方というのは、環境法学の世界においても十分に検討すべき内容かなというようにも考えておるところです。

いささか駆け足になってしまいました。拙い報告で恐縮でございました。以上をもちまして、基調講演とさせていただきますと存じます。御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

【栗田】 北村様、基調講演をありがとうございました。

次に、これを踏まえまして、パネルディスカッションに入ります。パネリストの皆様方は御登壇をお願いいたします。

それでは、御登壇いただきましたパネリストを御紹介させていただきます。壇上向かって左側からお名前を御紹介いたします。

公害等調整委員会委員長、荒井勉様。

上智大学大学院法学研究科長・教授、北村喜宣様。

早稲田大学人間科学学術院教授、倉片憲治様。

静岡県公害審査会会長、松田康太郎様。

社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長、三ツ橋悦子様。

以上、5名の皆様になります。パネリストの皆様、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、パネルディスカッションに入りたいと思います。ただいま北村様から、これまで公害紛争処理制度が果たしてきた役割や評価、将来展望と今後の課題について基調講演がございました。ほかのパネリストの皆様におかれましては、これまで様々なお立場で公害紛争処理制度に携わってこられたそれぞれの御経験から、公害紛争処理制度が今まで果たしてきた役割についてのコメントや御紹介をお願いしたいと思います。なお、最初に自己紹介も含めた御発言を併せてお願

いできればと存じます。

それでは、壇上向かって左側から順に、まずは荒井様、よろしくお願いいたします。

【荒井勉（公害等調整委員会委員長）】 公害等調整委員会委員長の荒井でございます。

私は40年間裁判官を務めまして、退官後に、平成29年7月から現在の委員長を務めております。ちょうど今年の6月末で任期の5年を終えるということになりますので、任期の最後にこの50周年のシンポジウムということで、大変感慨深く思っております。このシンポジウムの開催に当たりまして、壇上の有識者の皆様、また会場にお集まりの皆様、またオンラインでも御参加、御視聴いただいているかと思えます。こうした方々に心から感謝を申し上げる次第でございます。また、OBの方々、当委員会の委員あるいは事務局のOBの方々にも多数今日は御出席いただいているようでございます。これまでの当委員会の活動を支えてきていただいた方々にもお集まりいただいたことを大変ありがたく、うれしく思っているところでございます。当委員会は、この50年という大きな節目を迎えるに当たりまして、これまでの活動が期待された役割を果たしてきたと言えるのかということを冷静に振り返るとともに、これから先、10年先、20年先といった将来において、国民の環境意識あるいは社会生活の在り方など、環境をめぐる様々な状況、これは刻々と変化していくものでございますので、そういった中で、社会のニーズに応じていくためにはどうしたらいいのかということを考える機会にしたいと考えております。

ただいま北村先生からは基調講演を賜りました。制度創設当初の理念や議論から説き起こしていただきまして、近年の事件処理における様々な問題を御指摘いただきました。また、将来のビジョンとして、公害に限定せずに、環境紛争として大きく捉えて制度を構築し、地方分権の流れを踏まえて、地方中心で調停主体の制度を構想していくというようなことでございました。私ども実務に追われている立場ではなかなか思いつかない、大変示唆と刺激に富む内容でございました。長年環境法を研究してこられた北村先生ならではのお話だったと思えます。これからの在り方を考える大きな指針をいただいたと思えます。

心から感謝を申し上げます。

1点、実務の立場から補足させていただきたいと思う点がございます。これは御講演の中で、相隣関係の事案についてでございます。確かに、立法当初の議論からすると、現在の運用が変容してきているように見えるのだなということは、今日のお話を伺っても感じたところでございます。ただ、私ども実務をやっている立場からの考え方を若干だけ御説明しておきますと、私どもも公害の社会性・公共性という観点から相当範囲性が要件とされているということは重く考えておりま



す。その観点から、広がりを持たないような純粋な相隣関係事案であれば、この相当範囲性を満たさないということで却下するというをしております。これまでもシックハウスの事案などはそういう実績がございます。ただ、騒音、音の世界になりますと、音は周辺に伝播する性質がございますので、被害者が仮に1人のように見えても、それがもっと周辺に及んでいる可能性があるということから、仮にそれが隣家の騒音だということであっても、純粋な相隣関係ではないと考えて、原則として相当範囲性を認める運用をしております。エコキュートの事案ですとかエアコンの室外機の事案、これは、当委員会だけではなくて、地方の公害審査会でもたくさん扱われているのではないかと思います。これらはそういう考え方に基づくものでございます。もちろん、相当範囲性の解釈として、別の見方、厳しい見方があることは承知しておりますが、私どもとしては一貫してこういう考え方を取っておりまして、法の解釈可能な範囲内で極力被害者を救済したいという観点で、そういう運用をしているということを御理解いただければと思っております。

私のほうから、まず50年を簡単に振り返りたいと思います。御承知のように、当委員会が設立されました昭和47年、これは先ほど北村先生のお話にもありましたように、大きな社会問題となっていた公害に対して我が国が抜本的な対策を取り始めた時期でございます。当委員会は、その対策の一環として、公害紛争処理と土地利用調整という2つの任務を担って設立されました。設立当初からしばらくの間は、水俣病に代表されるような企業による水質汚濁に起因する健康被害ですとか、あるいは水産被害といったものについての調停事件、あるいは大阪空港や地下鉄工事等による騒音や地盤沈下に関する調停事件が係属いたしました。いわゆる産業型公害事案というものが多くを占めておりました。その後、平成時代に入りますと、スパイクタイヤによる粉じん被害事案ですとか、ゴルフ場の農薬被害の事案、新幹線等の鉄道による騒音や振動の事案、豊島の産業廃棄物事件をはじめとする廃棄物の事案など、広域にわたる大型事件が多数係属いたしました。その中には、先ほどお話にもありました、いわゆるおそれ公害と言われる事案も含まれております。こうした時代を経まして、国民の努力、あるいは企業や地方公共団体の努力、技術の進歩によりまして、環境は次第に改善してまいりました。産業型の公害事案はほとんど見当たらなくなりました。平成の時代の後半、今世紀に入ってからという感じだと思いますが、環境をめぐる国民の意識の高まり、あるいは経済・社会構造の変化などを反映して、近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音や、飲食店や工場からの悪臭といった、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な公害紛争が徐々に増加してまいりまして、最近ではほとんどがこうした都市型・生活環境型の公害紛争となっているわけでございます。

こうした50年の大きな流れの中で、当委員会あるいは公害紛争処理制度が果たしてきた役割として、誠に雑駁な私の個人的な感想として4点だけ挙げられるかなと考えております。

1つ目は、行政型ADRとしての役割でございます。御承知のように、スパイクタイヤの事件ですとか豊島の事件などをはじめとしまして、当委員会での調停成立あるいはそのプロセスとしての調査結果を契機に、原因行為を規制する立法につながる、国としての行政施策に大きな影響を与えたということが言えるかと思います。また、豊島の事件では調停成立から22年経過した現在でも調停内容の進行状況をフォローアップしておりますし、宮古島のサンゴの事案でも現在でもフォローアップを継続しているところでございます。また、同種被害を未然に防止するという観点から、調停成立時に委員長談話を発表するなどして注意喚起を促したり、最近の事案でも、関係行政機関

に対しまして、事案から得られた知見を提供して、注意喚起をしたケースもございます。これらは全て行政型ADRとしての機能と言えるかと考えているところでございます。

2点目として、職権調査を活用した事案の解明と紛争解決の機能ということを挙げました。当委員会の特徴であります国費の負担による職権調査、これが十分に活用されて、それによって事案の解明と解決に大きく貢献しているように思います。そして、それを支えていただいているのは、各方面の専門家で構成されております専門委員の存在でございます。30名弱のメンバーが専門委員に登録されておりますけれども、事案に応じて新たに選任する必要があるという場合でも、タイムリーに適切な専門委員をお願いできております。それは、当委員会の事務局が多くの省庁の出身者で構成されておりますために、様々なルートを駆使して各分野の専門家を選定できていると思います。この点は、裁判手続などで適切な鑑定人を選任するだけで大変な時間と労力を費やすということが経験上ありますので、それを考えますと、この公調委の制度において、専門委員の制度は非常に大きなアドバンテージになっていると思います。専門委員の方々には、お忙しい中、事件の処理の当初から様々なアドバイスをいただいて、また、多くの場合、現地調査にも同行していただいて、現地を見聞した上での確かな意見書を執筆していただいております。専門的知見に基づく判断を特徴とする当委員会の手続を支えていただいているのは、この専門委員制度であると言っても過言ではないのではないかと思います。これは内部で仕事をして初めてそのありがたみを痛感している状況でございます。

3点目ですが、紛争解決の多様性と、裁定と調停の柔軟な運用ということを挙げました。当委員会の事件処理は、先ほど御説明しましたように、当初、大規模事案のときは調停手続がほとんどでございましたけれども、事案が小規模な都市型・生活環境型になるに従いまして、裁定申請事件が大半を占めるという状況になっております。ただ、裁定事件でありましても、委員会のほうで、これは和解相当事案であると判断した場合には、職権調停に付しまして、当事者間の調整を試みて、その結果、調停が成立するというものもかなりの件数ございます。最近の統計では、終結した裁定事件の二、三割、そのような形の解決を見ておりまして、裁定と調停の柔軟な運用がある程度できていると考えております。また、裁定においては現地に赴くということの基本線にしておりまして、現地調査あるいは現地での期日の開催ということで当事者の負担軽減を図っております。また、多様性という点では、加害行為と被害との因果関係だけを判断する原因裁定という手続、これは当委員会ならではの独特な手続と言えるものでございます。最近ではこの原因裁定の利用がかなり拡大してきておりまして、責任裁定申請よりも原因裁定申請のほうが多い年も見られるところでございまして、多様な紛争解決のニーズに対応しているということが言えるのではないかと思います。この原因裁定に関しては、裁判との連携という点でも重要な意義を有します原因裁定囑託、こちらについても最近かなり利用が拡大しているという状況でございます。

4点目ですけれども、地方と中央との役割分担ということを挙げました。近年では調停による紛争解決はほとんど都道府県の公害審査会等に申請されておりますし、また、最も身近な環境問題につきましては、地方自治体の公害苦情相談によって機動的に解決していただいております。この公害苦情相談では典型7公害以外の事案も幅広く取り扱っております。最近の統計でも全体の約3割は典型7公害以外の事案ということになっております。また、当委員会に申請された裁定事件を見ますと、その約4分の1は公害審査会の調停を経て申し立てられているという状況でございます。

て、これらからいたしますと、地方の公害苦情相談、公害審査会、そして中央の当委員会の3者で合理的な役割分担が一定程度機能していると言えるのではないかと思います。そうした観点から、機関誌の活用ですとか、あるいは各種研修の充実ということを通じて、もちろん十分とは言えないですけれども、当委員会と地方の公害担当者との情報交換や連携が徐々に深まってきているように感じられるところでございます。

このような感想を持っております。極力、客観的な見方を心がけたつもりですが、何といたしましても、内部におりますので、手前みそになっている部分も多々あるかと思えます。先ほどの北村先生の御講演にありますように、現状についての問題点あるいは将来の課題といったこともあろうかと思えますが、それはこの後のテーマの中で触れたいと思えます。

時間を大分超過いたしました、失礼いたしました。私からは以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

続きまして、倉片様、よろしく願いいたします。

【倉片憲治（早稲田大学人間科学学術院教授）】 私、倉片と申します。公害等調整委員会では専門委員という立場で随分長いこと携わらせていただきました。今日もその立場でお話をさせていただこうかと思えます。ただ、専門が騒音なものですので、今日のお話は騒音に関することが多くなるかなと思えます。しかも、法律的な話ではなくて、どちらかといいますと技術的なお話になるかもしれません。そうはいいまして、騒音は苦情の件数としてはかなり多くの割合を占めるかと思えますので、集計の仕方にもよるかもしれませんが、半分ぐらいが騒音に関するものでしょうか。また、ほかの公害とも関係するところ、通ずるものがあるかと思えますので、そういった立場で、何か今回皆様にお役に立つお話ができればと考えております。

今までのお話を受けまして、私のほうからは、環境に対する一般の人の意識あるいは企業側の対応の変化というものにちょっと触れてみたいと思うのですけれども、昨今のこの50年間の間に何が変わってきたかといいますと、言うまでもなく、環境、公害に対する社会の意識とか、あるいはそれに応じて対応する公調委の課題というものはもちろん大きく変わってきたかと思えます。まず何よりも社会全体の環境に対する意識、非常に高くなってきておりますし、もう一つ、個人ですね。個人が環境に対してどのように考えるかという権利意識、個人の権利意識というのが強くなってきているというのが特徴ではないかなと思えます。つまり、公害といいますと、公共の利益と、もう一つ個人の権利と、その対立が典型的な形かと思えますけれども、例え



ば航空機騒音なんていうのはまさにその例かと思えます。ただ、そういったものは比較的少なくなってきました、最近では個人の利益と別の個人の権利、その対立が強くなってきているのではないかなと感じます。例えば、今日幾つか取り上げようと思いますが、近隣騒音ですね。先ほども委員長のお話にもありました近隣騒音とか、あと地方ですと野焼きですか。それも似たような事例かもしれません。ということで、繰り返しよく言われていますけれども、騒音公害が産業型から都市型・生活環境型に変わってきたというのは、単純に産業構造の変化云々ということだけではなくて、今申しましたように、個人の権利意識でしょうかね。あるいは、自己とほかの人を切り分けるプライバシー意識と言ったらいいかもしれません。自分のテリトリーに踏み込んでほしくない、そういう意識ですね。そういうものがどうも私、背景にあるのではないかなという感じがいたします。その個人の権利意識といいますのは、裏を返しますと、他者に対する不寛容さ、それが増えていると言えるかもしれません。いわゆる「お互いさま」が利かない世界、そういう状況ですね。そういった、他者に対して過度に防衛的になるといいますのは、いわゆる、よく言います「お一人様」とか、あるいは、そうでなくても、何らかの事情で一人暮らしをすることになった、そういう人が増えているというのもあるのかもしれません。1人で住んでいますと、自分の身の回りのことというのは自分で常に監視しないとイケないですので、ほかの人に対しても勢い警戒心を抱いたり猜疑心を抱いたりということが増えてくるかもしれません。そんなのが原因になっているのだというような考察もあります。結果的に、企業の側から見ますと、これまでの例えば有害物質を出してはいけないとか何々してはいけないという明確な基準というのはだんだんつくりにくくなってきて、一人一人、それぞれ大切にすることが違ってきますので、先ほどの日照権の話ではありませんけれども、そういった意味で公害の問題の発生を予測しにくい事態に企業としては直面しているかなと。予想外の苦情、あるいは人によって異なる苦情に対応しなければいけないというつらい状況に直面しているのかなという感じを私、抱いております。

私からは以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、松田様、よろしくお願いたします。

【松田康太郎（静岡県公害審査会会長）】 平成30年に静岡県公害審査会の会長をお引き受けいたしまして、その翌年から公害等調整委員会の政策評価懇談会の構成員を務めさせていただいております。本業は静岡市内において弁護士をやっております。

静岡県公害審査会のここ7年間の申立件数は、平成27年度が2件、平成28年度が5件、平成29



年度が2件、平成30年度が1件、令和元年度が2件、令和2年度が1件、令和3年度が1件の合計14件となっております。平均すると年2件のペースとなります。先ほど事務局から報告がありましたが、大体平均どおりになっております。

この7年間に申し立てられました事件の結果を見ていきますと、うち係属中が1件、成立が4件、残りが打ち切れないし取下げとなっております。件数だけ見ると、ちょっと寂しいというイメージを抱かれるかもしれませんが、後で現状のところ細かく述べさせていただくとおり、この制度は非常に重要な制度であると思っております。

先ほど北村先生から御指摘のあった日弁連から令和2年2月21日付『公害紛争処理制度の改革を求める意見書』というものが出ておりますが、これはネットで調べればすぐ出てきます。これは基本的に紛争処理制度としての現行制度を否定するものではなく、存在価値を認めつつ、さらなる拡充を求めているものであると認識しております。先ほど講演にもありましたが、拡充するに越したことはないのですが、簡単な問題ではないというのも皆さん御承知かと思えます。戦後の高度経済成長に伴うひずみの一つである公害問題から広く環境問題に国民の意識が向けられているという状況にあることは衆目の一致するところですが、先ほどの北村先生御指摘のとおり、どこで議論するかという話になると、やはり民主的な機関を通じて議論を深めていかざるを得ないのではないかと思っております。ただ、その風が吹いていないと北村先生はおっしゃったのですが、実際に統計で典型7公害以外の問題が出ております。これが何なのかというのを分析していく必要があります。これは環境問題とはちょっと違う可能性もありますけれども、典型7公害以外の問題について、どのように類型化ができるのか、どのように調整することができるのかということの研究していくことによっても、いろいろなまた問題提起ができるのではないかなと思っております。

この点については以上になります。

【栗田】 ありがとうございます。

最後に、三ツ橋様、お願いいたします。

【三ツ橋悦子(社会福祉法人品川区社会福祉協議会事務局次長)】 皆様、こんにちは。今回、50周年の公調委の設立ということで、本当に長い間設立されていて、また今後の展開ということもありますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

私は、環境の部門の現場サイドとして環境の係長、苦情相談とか環境調査という部分を実施、着任しております。その後、スライドして環境の課長ということで実際に携わっておりました。そして、いろいろな部署を踏まえて、社会福祉協



議会という事務局の次長に着任しているところでございます。今回、北村先生の講演でございましたが、なかなか現場は、目の前の苦情だったり、電話だったり窓口であったり、本当に大変で、非常に苦勞しているという部分が本当に、何ていうのですかね。実際に携わった職員として、本当に大変だということは十分承知していて、現場の皆様方の御苦勞を本当にねぎらい、偉そうに言うつもりはないのですけれども、ねぎらいたいなと思っているところです。そして、目の前の苦情だけではなく、今回の講演は、50周年ということで、なかなか自分たちがひもとかない部分からずっと歴史を追って教えていただいているので、貴重な講演だったと思います。ありがとうございました。

以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

ディスカッションを続けてまいります。続きまして、討議のほうに移ります。

公害紛争処理制度は、今年で50周年という節目に当たりますが、公害紛争処理制度が、環境の保全や、国民の期待に応えるため、現在どのように機能しているのか、パネリストの皆様がそれぞれのお立場から見た現状と課題について御発言をお願いいたします。

今度は壇上向かって右側から順に、引き続きになりまして恐縮ですけど、まず三ツ橋様、よろしくをお願いいたします。

【三ツ橋】 現場の部分を踏まえて——私、公害等調整委員会の公害苦情相談アドバイザーの立場から、こちらに参加させていただいております。現場は本当に大変で、私が公害苦情相談アドバイザーとしてそれぞれの部署に行く場合には、大きくポイントを3つ伝えております。まずは初期対応を丁寧にとということです。こちら、最初の段階でボタンの掛け違いになってしまうと、どんどん大変な苦情になってしまいますので、そこはすごく丁寧にとことを考えております。また次に、現場確認というのは原則というふうに考えております。これは、ただ単に電話で聞いただけではなく、実際に現場に行ってみると、あっ、そうだったのかということがいろいろありますので、やはり現場の確認というのは原則として大事だと思っております。そして最後に、誠実な対応と考えております。これは、約束したら必ず守る。例えば、いついつ行きますよと言ったときに行けない場合は、もちろんいろいろな理由があって行けないこともあると思うのですけれども、そういう部分に関しては、こういう理由で少し延びますよとか、こういう理由でほかの者が行きますよとか、そういうふうに言っていくと、本当に現場が大変にならないように少しのアドバイスをしているところです。そして、職員の皆さんのモチベーションが下がらない、できるだけ上がっていけるようなことを考えたり、またストレスですね。ストレス解消するのは、睡眠、食事、様々な部分があると思うのですけれども、そういうことを考えながら、現場の一人一人が元気になるように考えているところです。また、自分たち一人一人を抱え込むのではなく、係であったり課であったり、そして、私は東京の品川区なのですけれども、23区の連携というものが大事だと思っております。

以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

続きまして、松田様、よろしくをお願いいたします。

【松田】 私は、静岡県にあります藤枝市役所というところで、よろず相談というものを担当しております。このよろず相談は、弁護士が直接相談者から相談を受けるという普通の法律相談とは少

し異なっておりまして、藤枝市独自と思われますけれども、人権擁護委員の先生や民生委員の先生、行政相談員の先生などが2人1組になって、今2つの島なのですけれども、2つの島をつくりまして、お困り事を何でも相談してくださいというような体制になっています。その中で、弁護士が必要なときには弁護士が対応するというような立てつけになっております。ここは法律問題を全面的に押し出すのではなくて、法律相談に至るかどうかわからないというような相談事もたくさん来ます。まさにそれがこの相談を設けた目的であると思えますけれども、相談に来る方というのは、これが法律問題なのかどうかというのは正直言ってわからないわけですね。だから、いざ弁護士に相談に行って、「これは法律問題じゃありません」と言われるよりは、「これは法律相談で弁護士に相談したほうがいいね」というような立てつけにしたほうが相談しやすいのだらうなと思っております。そのような性格もあって、例えば相談事には近隣トラブルも一定程度存在します。中には、市の公害苦情相談窓口やほかの担当部署に相談されて、その担当者が「よろず相談で相談を受けてください」というふうに戻すケースもあります。その相談の中で典型7公害に該当しそうなものについては、私は静岡県公害審査会を紹介することにしております。そのようにしても必ずしも公害審査会に対する申立てに結びつくというわけではありませんけれども、公害問題で困っている人は、まず自分の住む市町村に相談することが多いものですから、市町村の相談から県の公害審査会へ、そしてさらには公害等調整委員会への接続を確保するというのが非常に重要ではないかなと思っております。

公害審査会の果たす役割なのですけれども、公害審査会への申立ては、さきにも述べましたとおり、件数が多いとは言えませんが、重要な役割を果たしていると思っております。日弁連のさきの意見書でも触れられておりますけれども、公害問題を訴訟的に解決しようとする、いろいろな問題があります。代表的なものとしては、時間がかかり過ぎることや解決方法が限られているということがあります。解決方法が限られているというのは、損害賠償という金銭的な解決か、公害の原因の差止めということぐらいしかありません。また、訴訟になると完全に敵対的になるという印象を抱かれることも多いため、近隣紛争では避けられるという傾向にあります。

その点で、公害審査会が行政を利用した話し合いの手続であることによって、時間を短縮することが可能であることや柔軟な解決が可能であるということがメリットになると思っております。最適な事案としては、当事者双方が話し合いによる解決を望んでいるのだけれども、双方その解決手段が見つからないため困っており、その方たちに適切な方法を教えてあげることができれば解決につながるというような事案です。そのような事案というのは幾つかありまして、実際に後ほど紹介しますが、そのような事案については非常に役に立つ制度だと思っております。公害審査会におきましては、委員の中に産業技術の専門家を入れる場合があります。静岡はそうなのですけれども、裁判官や弁護士では発想することができない柔軟かつ効果的な解決方法を提示してあげることがあります。

また、公害等調整委員会の原因裁定ほどではありませんけれども、またこれは県によっても異なってくると思えますけれども、知識を有する職員が専用の機器を用いて、騒音を測定したり、臭気を測定したりすることができる場合があります。素人である一方当事者が測定したものと違いまして、第三者である職員がある程度の知識を基に正確に測定するということによりまして、その数値には一定程度の説得力が出てきます。訴訟などで苦勞するのはその証拠集めでして、資金が潤沢にある依頼者であればいいのですけれども、そういう方たちばかりではありませんので、専門業者

に委託することができません。そうすると、訴訟等の解決も諦めざるを得ないということになってきます。弁護士としては、客観的な数字によってその後に採る手段もいろいろと異なってきますので、その意味でも非常に意味があると思っております。

これは静岡県公害審査会で取り扱った事案になりますが、ちょうど先ほどの事務局の報告にも入っていた案件です。食品加工工場で加工の際に粉じんが発生しました。それが近隣の住民からクレームが来て、それが調停になったという事案です。解決までに4回の調停期日で9か月ほどかかっていますが、無事に成立して解決したという事案になっております。これは専門的な知識を有する産業技術に関する専門家のアドバイス等を生かして解決した事案となっております、まさに訴訟では解決できないという事案です。公害審査会にかけていただいて本当によかった事案ではないかなと思っております。

調停なので、成立すればそれが一番いいわけなのですがすけれども、成立しなければ駄目なのかという問題も考える必要があろうかと思っております。弁護士という世界は、もちろん和解で終わる案件も多いわけですが、勝訴、敗訴があつて、片方の依頼者の方は涙をのむということもあります。ただ、私の依頼者が敗訴したときでも、依頼者によっては「ありがとうございました。言い分を十分聞いてもらえて本当にうれしかったです」と言ってもらえることがあります。市町村の相談を受けて、県の公害審査会で実際調停に申し立てられなかった事案でも、多分県の職員の方が地道に聞き取りする、その前にも市の職員の方が地道に聞き取りをするということがあろうかと思えます。そのように聞き取りを十分にしてもらえた、自分の言い分を聞いてもらえたということでも人間というのは非常に高い満足感を得られることがあつて、結果として相談された方の原因は除去されないとしても、心の安寧は得られているケースも多いのではないかなと思っております。ですから、成立だけに目を向けるのではなくて、相談される方の心に沿った対応をされるということ、先ほど三ツ橋先生もおっしゃっていましたが、そういったことによってかなり解決する問題もあるかと思っておりますので、これは非常に重要な制度だと思っている次第です。

以上です。

【栗田】 ありがとうございました。

次に、倉片様、よろしく願いいたします。

【倉片】 私のほうからは、現状と課題ということで、近隣騒音をテーマにお話ししたいと思うのですが、要点、スライドのほうにまとめてみました。まず皆さん感じるところは恐らく、近隣騒音というのはそもそも公害なのかと。先ほど北村先生、荒井委員長のほうから、相隣性、相隣関係とか相当範囲性なんて言葉が上がっていましたが、ちょっと私、法律上の建付けはよく分かりませんが、技術論的に考えても、近隣騒音はやはり公害と捉えておくべきではないかなと私考えています。

理由は2つありまして、1つは、何か新しい技術とか新しい製品というのが世の中に出てきたときというのは、必ずと言っていいぐらい騒音問題が起こるのです。それが近隣の騒音の問題だからといって無視していると、その後、重大な大きな騒音問題につながる、その可能性を見逃してしまふということがあるかと思うのです。例えば、これは近隣騒音と言わないかもしれないですが、皆さん御存じの、よく問題になりましたのは風力発電施設です。あの騒音です。風力発電、風車です。ああいった大きな、30メートル、40メートル、もっとありますか。ブレードという

羽根ですよ。あれが民家の近くでぐるぐる回ったときに一体何が起こるだろうかということをおそらくはじめ予測できた技術者あるいは行政担当者というのは恐らくいなかったのではないのかなと思います。公害というのは恐らく最初は本当に小さな、ローカルな問題から始まるのだと思うのです。さっきちょっと水俣病の話もありましたけれども、水俣病も、私が聞いている話では、最初は、港近くによたよた変な歩き方をしている猫がいると。後になってそれを振り返ってみると、実はあの猫は水俣湾の魚を食べた猫なのだ、後になって事の重大さに気がつくわけなのです。そんなことも考えますと、最初は小さな近隣問題だったかもしれないけれども、それが全国的に全国規模で広がりかねないということも考えて、まずは慎重に扱うべきではないかなというのが1つ目の理由です。

2つ目の理由ですけれども、騒音、特にそうだと思うのですけれども、騒音というのは全ての人に加害者になり得るのです。ちょっと野焼きは別かもしれないですが、大気汚染とか水質汚濁といえますのは、あれは公害と言えるレベルの被害を起こすためには相当な物質をばらまかないといけませんので、個人ではできなくて、大体企業レベルの問題ですよ。ところが、騒音というのはそうではないのです。先ほども例に挙がっていましたが、委員長の例で挙がっていましたが、家庭用のヒートポンプ給湯器とか、あと燃料電池を使ったコージェネシステムもそうですが、ある家が設置して、その音が隣の家に届いて被害を起こすということですね。ただ、今は被害者かもしれないですけど、被害者のおうちも今度そのシステムを導入したら、今度その被害者だった人が元の加害者に対して、あるいはそのほかの近隣の住民に対して被害を及ぼしてしまうと。ちょっと加害者とか被害者という言い方は公調委の場合にはふさわしくないかもしれないですが、話を分かりやすくするために言いますと、そういうことです。ですので、加害者が被害者になり得て、被害者がまた逆に加害者になってしまうことがあるというのが近隣騒音の特徴なわけで、そうした場合に、じゃあ、本当の意味での被害者は誰なのだろうかということをおそらく考えないといけないうわけで、恐らくその場合の被害者というのは、例えばそういう何とかシステムというものは環境のために良いものだという宣伝文句に引かれて買った人たち、あるいは、ちょっと批判めいた話になりますけれども、国のエネルギー政策でそういうものが需要だということを言われて信じて買ってしまった、つまり、さっきの加害者、被害者、両方ともが被害者なのです。ですので、そういった意味で考えますと、近隣騒音とはいっても、行く行くはそれが公の被害となって、日本全国にやはり広がっていく可能性というのがあるわけですね。よく紛争処理制度の場合に「被害者の救済を」というような言い方をしますけれども、それはそうなのですから、近隣騒音の場合になって考えますと、では本当に我々がその問題を通して是非を問わなければいけないものは何なのかといった場合には、そういうローカルな問題ではなくて、もっと大きな、例えばそういった脱炭素と言われるようなエネルギー政策は本当に正しいのかどうかということをお考えなければいけない。そちらがむしろ本来の問題なわけですね。

そういうふうにご考えてみますと、近隣騒音の問題というのは決して当事者、2つの家の問題だけではないということになりますし、誰もが加害者になり得るということをお考えますと、極端な規制を加えたりとか、あるいは使用者に対して重過ぎる責任を負わせたりというのは、行く行く、住みにくい、ぎすぎすした世の中になっていってしまうのではないかなということをお私、懸念いたします。ですので、新しい問題、騒音問題が発生したときも、言わばあしき前例をつくらないように、

一つ一つの事件を、何が本当の問題なのかということを考えながら丁寧に対応していくということが我々公調委には求められているのではないかなということを経営に携わりながら感じます。

以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、北村様、よろしくお願ひいたします。

【北村】 先ほど荒井委員長が近隣騒音、近隣公害についておっしゃいました。これは非常に興味深い整理でした。と申しますのは、委員長がおっしゃったのは、客観的に影響というのがそこそこ広がって、言うならば、両当事者が相隣関係にしかいなくても、それは相当範囲性があるのだと、こういう御整理をなさったということです。要するに、潜在的な被害者も考えると。そして、公調委というのは、そこに救済の手を差し伸べていくのだということになりますと、結構、潜在的被害者との関係では未然防止的なこともやっている整理されるわけですね。私はそのような見方でこの法律を読んだことがなかったものですから、非常に勉強になりまして、ちょっともう一度読み直してみたいと考えました。どうもありがとうございました。

今の騒音のところも非常に示唆的です。一般的に騒音規制法といいますと、業として何かやっているというのが規制対象になります。基本的に家庭というのはそうではありません。家庭には悪臭防止法だって、騒音防止法だって入っていない。そこで、しかしながら、多くのものが起こっているという現状をどう考えるのかとなってまいりますと、これはマナーの話ですかということになってまいります。しかし、そういうことがなかなか共有されていないというのは、先ほど静岡の例でも、お一人様という話もございましたので、そういう点にもつながるかなと考えたところです。一個一個の紛争事例がどのようなメッセージを発しているのかということを経営担当者としてどのように受け止めるべきなのかということも結構重要かと考えます。しかし、この制度を運用なさっている都道府県、市町村の御担当者が、そういう規制関係のところの担当者であるのかということ、必ずしもそうでない。組織間で個々のケースが発するメッセージをどう共有して対応していくのかというのは1つ大事なように思われます。応答的な組織であってほしいというのが私の期待です。法律も曖昧なことが多いのです。先ほど野焼きの話をおなさいました。野焼きも最近すごく問題になっているようですね。あれも実は廃棄物処理法で一応ルールはあるのですけれども、ただ、軽微とか、やむを得ないとか、そうなりますと、一線が引けないというところで、御指導なさっている方は本当にお困りのようです。あるところでは、そういう法律が曖昧過ぎるところに踏み込んで、もう少し具体的に地域ルールをつくっていくことで合意していくというようなこともされているようです。

過去のケースがどういうメッセージを発しているのかということを経営体として受け止めて、ルールづくり、場合によっては条例対応ということにつなげていくという、こ



の紛争処理制度が潜在的に持っている動的な法の展開も、この制度の効果、機能として注目していきたいと考えました。

【栗田】 ありがとうございます。

最後に、荒井様、よろしく願いいたします。

【荒井】 私のほうからは、公調委として現在考えている課題として3点挙げたいと思います。

1つ目は、広報の一層の強化の必要性ということであります。この公害紛争処理制度が国民に十分に認知されていないという状況を打開するために、近年はかなり広報に力を入れてきております。国民一般、法曹関係者、市区町村の公害苦情担当者など、対象を分けて、それぞれの広報ツールを工夫したり、講演会や周知文書を配布するようなことをしているところがございます、ある程度その成果も現れているように思います。その顕著な現れが、先ほどもちょっと触れましたけれども、裁判所からの原因裁定嘱託の利用状況でございます。これは当初はほとんど利用されておらずで、四十数年たっても合計で13件ぐらいしか係属していませんでしたけれども、昨年度は、昨年度だけで4件受理しております。そういう形で広報の効果がある程度現れている。また、最近では当委員会のホームページもかなり充実してきておりますし、本年4月からはツイッターも開設するといったような様々な工夫をしているところでもありますけれども、まだまだ十分とは言えないと思います。今後さらに政府の広報ですとかSNS、各種広報媒体などを含めて、年齢、関心などに応じた取組を積極的に進めていきたいと考えています。

2点目は、地方との連携の強化の必要性でございます。先ほど来出ておりますように、近年の動向として、ほとんどが都市型・生活環境型の公害紛争になっております。また、最近の新型コロナウイルス感染症の拡大など、国民の生活環境の変化などによって、公害苦情の相談件数、大幅に増加しているというような状況に照らしますと、地元密着で紛争解決を図る都道府県の公害審査会あるいは地方自治体の関係職員の役割は、ますます重要なものとなってくると思います。そうした観点から、機関誌の充実あるいは研修の充実といったようなことを考えて、地方公共団体の担当者と同委員会との情報交換を一層深めて、連携を強化していく必要を感じております。また、地方公共団体の公害担当者の方々も、先ほど三ツ橋先生から、非常に慌ただしく日々追われているというお話が出ましたが、担当者のノウハウを傳承していくとか、あるいは人材を育成していくというようなことも課題であろうと考えております。こちら辺につきましては、地方で担当されている皆様から、実情や、あるいは当委員会への要望など、御意見をお聞かせいただきたいと考えているところでございます。

3点目は、少し中身の問題であります。先ほどもお話が出ておりましたけれども、環境に敏感な被害者に対する対応でございます。日々事件をやっておりますと、以前と比べて、生活環境は大幅に改善しております。その反面として、各人の環境に対する意識が高くなってきている。近隣に対する環境意識、要求水準、逆に言うと被害意識というものが高くなってきているように感じられます。先ほど倉片先生も言われましたけど、都市部における個の意識というのでしょうか。仲間意識というものが希薄化してくる、「お互いさま」というような意識が希薄になってきているということもベースにあるような気もいたします。昨今のコロナもそれを助長しているということが言えるかと思えます。こうした事案を検討する際にいつも考えるのは、受忍限度をどのように考えたらいいかということで、大変悩ましいと思えます。社会生活の在り方ですとか、あるいはそうした環境へ

の意識によって、受忍限度というものは変動していくべきものだろうとは思いますが、かといって、そういうことに即応して受忍限度を考えていいのだろうか。敏感になったからといって基準を高めていいのだろうかという、そこはなかなか困難な問題をはらんでいるように思うところでありまして、今後とも幅広い観点で多角的に受忍限度のありようということを継続的に検討していく必要があると考えているところでございます。

私からは以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

ディスカッションも終盤に入っておりまして、2つ目の討議テーマに移りたいと思います。

公害紛争は、その時々々の社会情勢や、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大などによる国民の生活様式や環境意識等を反映して、その在り方を変化させております。そうした変化も踏まえまして、公害に関する紛争処理の将来展望について御発言をお願いしたいと存じます。

今度は壇上向かって左側から順に、まずは荒井様、引き続きで恐縮ですが、よろしく願いいたします。

【荒井】 私からは、将来展望として、本制度の利用を促進するにはどうしたらよいかという観点と、公害紛争、さらには、先ほどお話がありました環境をめぐる紛争が将来どういうふうな状況になって、それにどのように対応していくべきなのか、そういう観点から3点述べたいと思います。

1点目はIT化ということでございます。現在、当委員会の手続でも可能な限り電話会議とかウェブ会議をしておりますし、最近では電子メールによる準備書面の提出ができるように規則改正するというようなこともしております。今後は、さらに当事者の負担を軽減し、かつ効率的な進行に資するように、IT化を進める必要があると考えております。裁判所でも民事手続の本格的なIT化を進めつつある。昨日、法案が成立したという報道がされておりますが、そうした裁判手続の状況も参考にしながら進めてまいりたいと考えています。当委員会の制度は行政型ADRでございます。アメリカなどではオンラインを利用したADRというものが活用されて、ODRと呼ばれているということでございます。我が国でもそうした検討が進められているとお聞きしております。公害紛争という性質、あるいは本人申立てが多いというようなことから、なかなか一足飛びにそうした進んだ制度に向かうということはできないと思っておりますけれども、そこら辺まで視野に入れて、少しでも国民が利用しやすくなるような方向でIT化を考えていきたいと考えております。

2点目は運用の改善ということでございます。日々事件を処理して感じることは、先ほど北村先生のお話にありましたように、公害紛争処理手続は設立当初の産業型公害を念頭に置いてつくられた制度でございますので、近年の小規模な都市型・生活環境型の事案にこの手続をそのまま適用するということがふさわしいのだろうかということをよく考えます。現在の手続運用は近時の紛争実態からすると少々重過ぎるように思われ、事案に応じて、もっと柔軟で、もっと軽量であってもいいのではないかと感じるころがございます。最近、裁判所から受ける原因裁定嘱託については、こうした観点から運用の見直しをいたしまして、少しでも手続を軽くして、効率化を図れるようにしようというようなことを工夫しているところでございますので、このような見直しを裁定手続全般に広げて、現在の手続の中で運用を改善して、紛争の実態に合った手続、事案に応じた軽量化した手続を工夫していくということが必要であろうと。それによって審理期間をさらに短縮することができ、ひいてはこの制度をさらに利用してもらうことにつながるのではないかと感じているとこ

ろでございます。運用の改善ではなく法改正でやれというのがお隣の北村先生の御議論だろうと思えますけれども、私ども実務をやっている立場からすると、今の法の枠内で可能な運用の改善を考えるというスタンスになってしまいます。

3点目ですけれども、将来のニーズを踏まえた在り方を内部的に進めていきたいということでございます。私どもは、法を運用する、定められた法規の枠の中で事件を処理するということに注力してまいりましたので、制度論や立法論ということになりますと、私どもが積極的にそれを提案していく立場ではないと、そういう思いから、これまでやや超然としていたと、そういう側面があることは否定できないかなと思っております。本日、北村先生からのお話あるいはパネラーの方々からもいろいろなお話を伺っておりますので、これからは、これからの環境紛争をどのように捉えていくべきなのか、典型7公害以外にどのような類型が考えられるのか、そして、どのような制度の在り方が社会のニーズに応えることになるのかといったような点について部内でじっくりと研究、検討していきたいと考えております。地方自治体で担当しておられる皆様からも実情をお伺いしたり、率直な意見交換をしていきたいと考えております。私どもがそういった制度論を打ち立てて外部に提言するというようなことではなくて、将来のそうした議論に備えて内部において検討を進めていく、それは必要ではないかと思っております。先ほども北村先生からの御紹介にありましたように、2015年には、北村先生を座長とする、研究者の方々や弁護士の方々から懇談会報告書をいただいておりますし、私どもの委員会内部の勉強会に、環境法の学者である六車先生にお越しいただいて、将来展望についてのお話を伺ったりということはしているところでございますので、こうした将来の紛争や制度の在り方を視野に入れた検討を今後も継続的に積み重ねて、新たな制度を含めた将来の様々な状況の変化にもしっかりと対応できるように準備をしてまいりたいと考えております。

私は以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

続きまして、北村様、よろしく願いいたします。

【北村】 荒井委員長には、あと一月ちょっとですので、ぜひともリーダーシップを発揮して、道筋だけでもつけてお辞めいただきたいと期待したいです。我々が関心を持っております、あるいは使っております公害紛争処理法の第1条のフレーズに「迅速かつ適正な解決」があります。この迅速かつ適正な解決というのを全法令検索かけますと、7つの法律がヒットします。そのうちの3つが公調委関係なのです。公害紛争処理法と公害紛争処理の規則と、それと総務省の設置法です。このように公害紛争処理というのは迅速かつ適切など、あとはスポーツ基本法とかそういうところになって、大体紛争処理絡みのところに規定されているのですけれども、やはり数というと、圧倒的に公調委、この組織に関するものが多いのです。先ほど、裁定が産業型みたいなのを念頭に置いているから、やや重装備になってきているとおっしゃいました。これは示唆的ですな。



と申しますのは、この法律というのは、1条の目的を達成するためにどうしましょうかというつくりになっているはずなので、そのつくりのほうが変わらなければ変えていくしかないのです。その目的を現代的に達成しようと思えばです。立法論をする場ではないというのはおっしゃるとおりですので、このあたりは私どものような外野席の者が、憲法の下でこの制度がどういうふうにあるべきなのかということ踏まえた議論をすべきだなと改めて確認をいたしました。先ほど来、三ツ橋さんなんかは本当に現場でお困りだ、松田先生もそうおっしゃいました。かなり地域密着型になってきているというのは顕著な傾向のように見えるところです。それでは、これは都道府県なのかというと、多分市町村なのだと思います。都道府県でも、恐らく今日御参集の方々のところには、環境基本条例に基づく環境基本計画があるはずですが、しかし、本当に地域の生活のルールとかマナーとかのレベルの話は、そこで書き切れません。そうすると、これは市町村の環境基本条例に基づく環境基本計画にどのようなことが書いてあるのかと。住民参加してつくったことになっているはずなので、地域合意がそこに書いてあるはずですが、しかしながら、事業者や市民はあまりそういうことを知らないものですから、これはそのルールの存在、すなわち、合意されたルールを踏まえた他者への配慮ということをいま一度思い起こす必要があるのかなと考えました。「適正な解決」の適正とは何か、非常に難しい。結局、不調になったというのは適正じゃなかったのかと言われると、そういうわけでも多分なさそうな気が私にはして、これは弁護士の立場からの御意見も後で頂戴できればと思っております。50周年、元に戻って、1条目的の観点からもう一度この制度の全体像あるいは運用をこの時点で見直すと、そして将来を見詰める。こういう作業が私自身にとっても大事なということ今日改めて感じたところでございます。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、倉片様、よろしくお願ひいたします。

【倉片】 将来展望ということで、やはり私からは騒音のお話をと思うのですが、また要点のスライドをお出しいただけますか。騒音ですけれども、皆様お感じのとおり、騒音の苦情というのが減らないのですよね。あるいは、むしろ増えているぐらいかなと思います。そこで、さらに、恐らくまた皆さんもお感じだと思うのですが、騒音といいますが、明らかにうるさい騒音という例は少なく、極端な場合、何が騒音源なのか分からないというような事例というものも訴えとしてございませぬでしょうか。それはどうしてなのだろうかと思ふのですけれども、1つ私感しますのは、本来、それは騒音自体が問題なのではなくて、これ、ネットの情報ももしかしてあるのかもしれない。誤ったネットの情報によって、特に低周波音関係ですね。誤ったネットの情報で言わば苦情が拡大再生産されてしまっていると。あれも低周波だ、これも低周波だと、何か分からない現象があったら、これは低周波問題じゃないかというふうにして苦情を訴えられるなんていう事例、お聞きになっているのではないかなと思います。将来どうしよう、これからどうしようかというところなのですが、まず1つ、私、考えるべきかなと思ふのは、そういった誤った――専門家から見ると、誤った知見です。そういう誤った知見あるいは事例というのを何とか公式に訂正するなり否定するなりという手段が取れないものかなというのを感じます。例えば公調委としましては、公害として申請はあったのだけれども、さんざん調べたけれども、やはりこれは騒音問題として認められないというような事例があった場合に、今、事例は紹介されていますけれども、それが一体何が本当の理由だったのかとか、あるいは何が技術的に認められなかったのかという、

もう一步、二歩踏み込んだ分析結果というものをまとめて出す機会があったらいいのではないのかなと。そこまで分析するのは公調委の仕事ではないのかもしれないですけども、そういうところまで考えてもいいのではないかなというふうにまず1つ思います。

あと、騒音に関しまして今後のことを考えますと、私、1つ意識すべきかなと思いますのが、苦情の件数が減らないことには、社会の高齢化、人口の高齢化というのが私、非常に強く関係しているのではないかなと思います。そこに目を向けるということですね。よく知られた騒音問題としましては、例えば工場で後継者がいないので廃業して、そこは工場が空き地になったと。そこに住宅ができて、住み始めた人が、まだ残っているほかの工場との間で騒音問題、いさかいを起こすなんていう事例とか、あるいは別のパターンとしましては、相続に当たって売却された土地、そこにアパートなり、あるいは保育園ですね。保育園が新しく住宅街の中で建てられることになって、それでやはり旧来からの住民との間でいさかいを起こすなんていうのはよくある話かなと思います。そういった具体的な事例だけではなくて、これは私の直感なのですが、長い間いろいろ騒音、近隣騒音の問題を担当していて感じるのですが、訴えている側の方の訴えというのが、恐らく加齢による、年齢による身体、心・体の変調、その原因を誤って騒音にあるのだと、騒音が原因なのだ。あるいは、振動とか悪臭もそういうことがあるかもしれません。間違っって自分の心身の変調の原因と結びつけてしまっている、そういう事例なのではないかなというのを感じることがあります。よく訴えとしてありますのが不眠ですよ。睡眠障害とか、あるいは手足がしびれるとか、耳鳴りがするという苦情ですよ。そういった不眠とか手足のしびれとか、あるいは耳鳴りというのは、年を取ると誰でも多かれ少なかれ発生する症状なのです。ただ、年を取ったらどうなるかというのはみんな誰もが初めて経験することですので、自分に何が起きているのかというのが分からないのですよね。そのときにたまたま何か音がした、あるいはたまたま何か振動を感じたというときに、私が寝られないのはあの音のせいだ、手足がしびれるのはあの振動のせいだというふうに間違っって、私、原因と関連づけてしまっているのではないのかなという感じがいたします。なので、その証拠となるかどうか。そういった苦情を訴えられる方というのは決まって中高年の方なのです。単に音が聞こえてうるさいというのであれば、むしろ聴力のよい若い人が苦情を訴えそうなものなのですが、そういう事例というのは非常に少なく、年配の方が多い。実際、音を聞いて手足がしびれるというのは、私が知っている限り、実験的にそういう現象というのは確認されていないですね。やはり何か原因を間違えているのではないのかなというのが私の直感です。

もう一つ、いろいろな事例を見聞き、担当しておりますと感ずますが、今の加齢の問題だけではなくて、特に騒音、低周波音の問題では、訴えの内容というのがお互いに非常によく似ていますね。相談を受けますと、担当しますと、またその音ですか、あるいは、またそういう症状ですかということがよくあります。そういった同じような事件、同じような訴えというのが繰り返し繰り返し起こるといっているのを見ていると、私は研究者ですので、研究者としましては、何かそこに共通の原因あるいは共通の背景があるのではないかなということはどうしても考えたくありません。ですので、一つ一つの事件、着々と対処していくのは大切なのですが、騒音の根本的な解決ということは今後考えるのであれば、その共通の原因あるいは背景というものは何なのかということもやはり併せて考えていかないといけないのではないかなという感じがします。先ほど来から委員長や北村先生がいみじくもおっしゃっていますように、公害は起きてから対処するのではなくて、やは

り起きる前、未然に防げるというのが理想なわけですので、我々、日々の案件を担当するに当たって、やはり方向性としては、そういうことを考えながら対処していくべきではないかなと思います。そのための分析に必要な事例とかデータとかいうものは、公調委のほうに地方公共団体のほうからの報告も含めてたくさん集まっているはずですよ。これもやはり公調委の仕事じゃないと言われるかもしれないですけども、せつかくそういうデータがあるのですから、それをうまく活用して原因究明、本当の原因を究明して、公害を未然に防ぐという手だてがこれからの視点として欲しいなと感じます。そうしますと、将来的には公調委に訴えられる、申請される件数というの減ってくるかと思えますし、皆様のところ、市区町村の役場に持ち込まれる苦情の数というの減るのではないかなと思います。先ほど三ツ橋アドバイザーから、現場がてんでこ舞い、疲弊しているようなお話もありましたけれども、そういう意味で、本来、市区町村の役場のほうで担当すべきもっと重要な案件に人的なリソースとか、あるいは予算、経済的な資源というのを割けるような方策というのが将来的にできれば理想ではないかなと考えています。

以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

次に、松田様、よろしくお願ひいたします。

【松田】 典型7公害につきましては、国の施策等が奏功して件数が減少しているということは、先ほどの事務局の報告でもデータの的にも示されております。そのこと自体は非常にいいことだと思っております。ただ、先ほど触れた日弁連の意見書のとおり、典型7公害以外の環境問題などについては法的な解決が難しい事案が多いわけですが、私自身も公害等調整委員会ないし公害審査会などがこの役割を果たすことが望ましいと考えております。倉片先生がおっしゃるように、公調委には地方公共団体からいろいろなデータが送られてきて、豊富な材料があるということで、どこがやるかという、やはり公調委になってしまうのではないかなというのは私も意見として持っております。ただ、分析する際、どういうふうな切り口でやるかというのが非常に難しく、環境問題を無制限に扱うということもできませんし、どういうふうな類型化して、どういう要件でやるかというのを議論していくというのはかなりしんどい作業になるだろうなと思っております。北村先生が風のない中でおっしゃっていましたが、確かにそのような状況下の中で国会や政治が主導で動くということはあり得ないと思っておりますので、その前提となる機運をつくるのは公調委だろうと私も考えております。

公害等調整委員会が担う役割というのはもう一つあると思っております。これは三ツ橋先生の先ほどの発言にも関連しますが、地方自治体の担当者の方が精神的に非常に参ってしまうという問題です。これにはいろいろな要素がありますが、一つには対処法が分からないという問題が大きいと思います。この事案にどのように対処したらよいのかというところで悩むと、すごくストレスを抱える原因になります。そこをどうしたらよいのかというのを少し考えたほうが良いと



思います。公害等調整委員会（公調委）は、公害紛争処理法第3条において、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行うとなっております。各自治体において公害紛争等の処理については検討していると思いますが、知識やノウハウが各自治体で様々ではないというような状態の中で、その知識やノウハウを公調委が補強するというのが重要になってくると思っております。近年は、コロナ禍で、そのプラス面としてウェブ研修が盛んになっております。先ほど事務局からの報告がありましており、幾つかの自治体やブロックに対する研修、それからウェブでの研修、そういうのを提供されていると説明がありましたが、ウェブ研修であれば、コストの問題、会場費や交通費を削減した中で効果的な研修を実施することができるのだろうと思っております。だから、公調委でもウェブ研修を活用して、研修を充実させていただきたいというのが1つです。ただ、昨年この場にいらっしゃった方は御存じだと思いますが、ウェブ会議を昨年は実施しました。予算的な制約の中で仕方がないとおっしゃっていたのですが、カメラとマイクは良いものを用意する必要があります。聞いている者が非常にづらい状態で、今日もちょっと眠くなっている方もいらっしゃるかもしれませんが、話している人の話が聞こえにくいというのは、それだけで眠くなる要因になりますので、ここはぜひとも良いカメラとマイクを調達していただきまして、ウェブ会議を充実させていただきたいと思っております。国の予算は無限にあるわけではないということは私も知っておりますが、こういうことを言う人がいないと、そういうところに予算が回らないということも知っておりますので、この場を借りてそういう発言をさせていただきたいと思っております。

以上です。

【栗田】 ありがとうございます。

最後に、三ツ橋様、よろしくお願いいたします。

【三ツ橋】 将来展望ということで、様々な先生方からいろいろな御意見をいただいていると思うのですが、やはり現場サイドとしては、困っている人がいるから苦情や相談、申立てがある。つまり、その方々を何とかして円満解決していきたいというのが私はとても思っているところで、その円満解決の方法というのは、もちろん騒音のこと、振動のこと、土壌汚染、また大気汚染、様々なことを、知識はもちろん勉強して、どんどん、条例、法、様々なことは中で勉強しないといけないと思うのですが、一つ一つ、目の前の現場に対して、本当に心のある対応をしていくのがまず大事なのかなと思っております。これは、将来展望というのは、この苦情対応だけではないと思うのですが、今、社会福祉協議会の福祉部門にいますので余計感じているのかもしれませんが、やはり一人一人と対応、また何人かかもしれませんが、その対応はきちんと丁寧にやるべきなのかなと思っております。また、先ほど先生方もお話しされていたように、環境部門だけでは解決できないものもたくさんありますので、関連部署の例えば保健センター、保健所、また環境以外の、例えば土木関係の部署とか、様々あると思うのですよね。その方と対応していきながら、また、先ほども言いましたように、23区との連携。どここの区の人には特にこの部分がたけているとか、様々あるのですが、そういう情報共有、情報交換が大事なのかなと思っております。公調委のもちろん制度というのは、制度設計はすごく大事だと思いますし、その下に、法や条例の下に私どもが対応していくというのはもう大前提にありますので、どうか、1つでも苦情がなくなるといいなと思っております。

以上でございます。

【栗田】 ありがとうございます。

それでは、討議はここまでといたしまして、この後、次第では御参加の皆様からの質疑をお受けする予定としておったのですが、既に予定されていた終了時刻を若干過ぎているという状態でございます。お時間の許す方で、もしぜひという方がいらっしゃいましたら若干名、お一人若しくは2人ぐらい御質問をお受けできるかなと思いますので、挙手をお願いできますでしょうか。係員がマイクをお回しいたします。どなたかいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

時間の関係上、御質問したいなと思われていた方については大変申し訳なく思いますが、ありがとうございました。

それでは、質疑応答はこれで終わりという形にさせていただきまして、パネルディスカッションも締めに入りたいと思います。パネリストの皆様から、御感想や言い足りなかったことがあれば、壇上向かって右から順に、お一言ずつお願いいたします。まず、三ツ橋様から。

【三ツ橋】 ほとんど伝えましたので、最後に、今コロナ禍だと思いますけれども、やはり対応がまた若干変わってきているとは思いますが、本当に苦情相談の対応の現場の皆様が少しでも元気になるように、気持ちを高められるような方法を取っていきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

【栗田】 松田様。

【松田】 静岡県内の自治体に寄せられた苦情の件数というのは、平成6年からいいますと、1,000件あったのですが、3,000件まで、1,000件から3,000件までいろいろばらつきがあります。このうち大気汚染や騒音、悪臭が多くて、次いで水質汚濁、それから土壤汚染や地盤沈下はほとんどないというような状態で、ただ、典型7公害以外の苦情については、平成6年度が173件で約12%、それが令和元年度に804件で35%となっております。これは先ほどの事務局の全国的な傾向とちょっと異なるのですけれども、したがって、たまたまなのかもしれませんが、平成25年度以前は数%から15%だったものが、平成26年度以降は20%を超えているという状況になっております。その原因まで分析された資料を入手することができないので、日弁連の意見書のとおり、典型7公害以外の問題についても対応してほしいと思います。先ほどの発言につながりますが、公調委の担うべき役割というのは大きいと思いますので、ますます期待しております。

自治体を受ける公害苦情のうち、典型7公害以外の相談について、どのように類型化するかについては大変難しい問題ですが、内容を詳細に把握できるのは、先ほども申し上げたとおり、公調委しかありませんから、その役割は大きいと思っております。

それから、公調委の回し者ではありませんけれども、『ちょうせい』という機関誌が出されております。皆様御存じかと思えます。ここに書かれている記事、それぞれ興味深いものが多いのですが、各自治体の公害苦情相談窓口担当者の生の声が載っておりまして、担当者の皆様には非常に参考になるのではないかなと思います。各自治体の担当者の方は、バックナンバーも御覧になっていただいて、勉強していただければと思っております。

以上です。

【栗田】 倉片様。

【倉片】 最後ということで、私は漠然とした印象になりますけれども、いろいろお話を伺ったり自分なりに考えたりしてみますと、やはり公害というものは本来なくなるべきものなのだよなというのが素朴な印象です。私の子供の頃、1970年代ですけれども、ちょうど4大公害病が世の中で問題になっていた、盛んだった頃の話になります。私の小学校の社会科の授業という、ほとんど公害の話なのです。先ほどの水俣湾の猫の話も、授業中に先生から聞いた話です。その頃子供だった私も、将来自分が大人になった頃にはきっとこういう公害問題というのは全部解決されていて、きっといい世の中になるのだろうなと漠然と当時は思っていましたけれども、ああいった公害病はなくなりましたけれども、公害はやはりゼロにはならないのです。北村先生の基調講演の最初のお話ではありませんけれども、本日は設立50周年シンポジウムということでしたけれども、この後さらに50年たって、設立100周年シンポジウムなんていうものをもし仮に華々しく開くことになった場合に、我々はそれを喜んでいいのか悲しんでいいのか、非常に複雑な感じがいたします。ですので、先ほども申しましたけれども、公害として訴えられたもの、申請のあったものを一つ一つ丁寧に扱っていく、対処していくというのは日々の業務として大切だとは思いますが、それに忙殺されながらも、長期的な視点を持って、公害をなくすにはどうしたらいいのか、そのために何ができるのか、我々は今何をすべきなのかということ常々心に置きながら、頭に置きながら、私も専門委員としてこれからの業務に当たっていきたくないと改めて思いました。

以上です。ありがとうございます。

【栗田】 北村様。

【北村】 ADRである以上、迅速かつ適正な解決というのは、これは永久のテーマです。その中において、委員長おっしゃいましたとおり、何とか運用でその目標に近づけたいという御努力は非常に貴重だと思います。さはさりながら、どこまで引っ張っていけるのかということもあります。プチンと切れる前に対応してもらいたいという気持ちを強く持っております。そのためには、現在公調委がされていることを第三者の目でちゃんとチェックして、「よし」、「ちょっとこれは」というようなことがあっても恐らくいいはず。より良い制度をお互いにつくっていくという観点から、組織的な御検討をなさっていただければいかがか。このように最後に感じました。

【栗田】 荒井様。

【荒井】 今日は、北村先生の基調講演、それからパネリストの皆様からも本当に貴重な御意見を多々いただきまして、本当にありがとうございました。今後考えていく上で、大きな方向性、大きな示唆をいただきました。公調委に対する様々なオーダーもいただきまして、大変だなと思ったりもしております。そういう意味も込めまして、50周年にふさわしい充実したシンポジウムになったのではないかと感じております。皆様から心から感謝を申し上げる次第でございます。今日のこの議論も踏まえて、公調委としては今後も不断の検討を続けてまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

【栗田】 改めまして、パネリストの皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、お話は尽きないところではございますが、本日の公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウムは終了とさせていただきます。ありがとうございます。

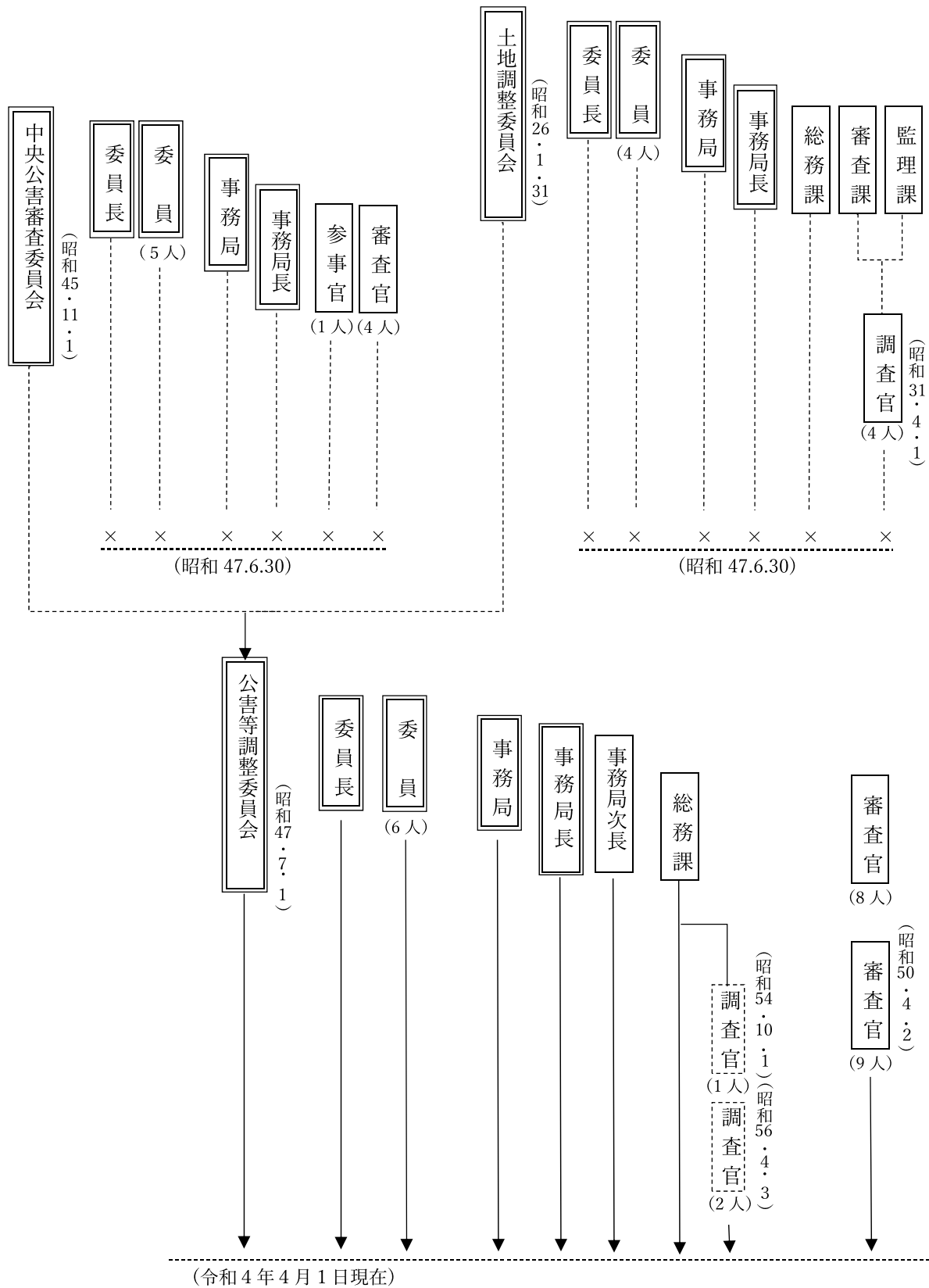
なお、配付させていただいていますアンケートにつきましては、御記入の上、机の上に置いていただくか、会場の係員にお渡しいただければと存じます。

それでは、パネリストの皆様、会場並びにオンラインで御参加の皆様、本日は誠にありがとうございました。(拍手)

資料編

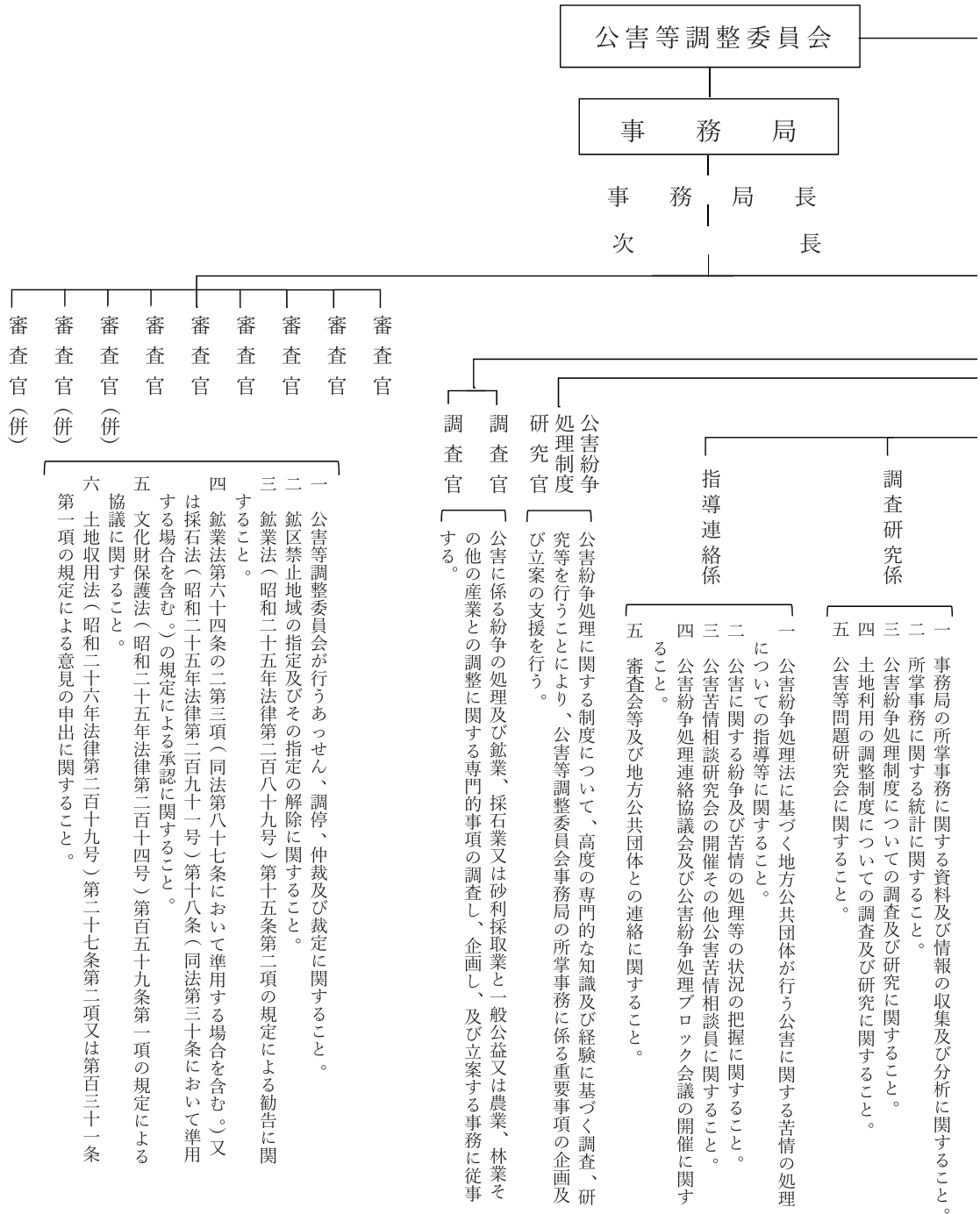
第1 機構関係

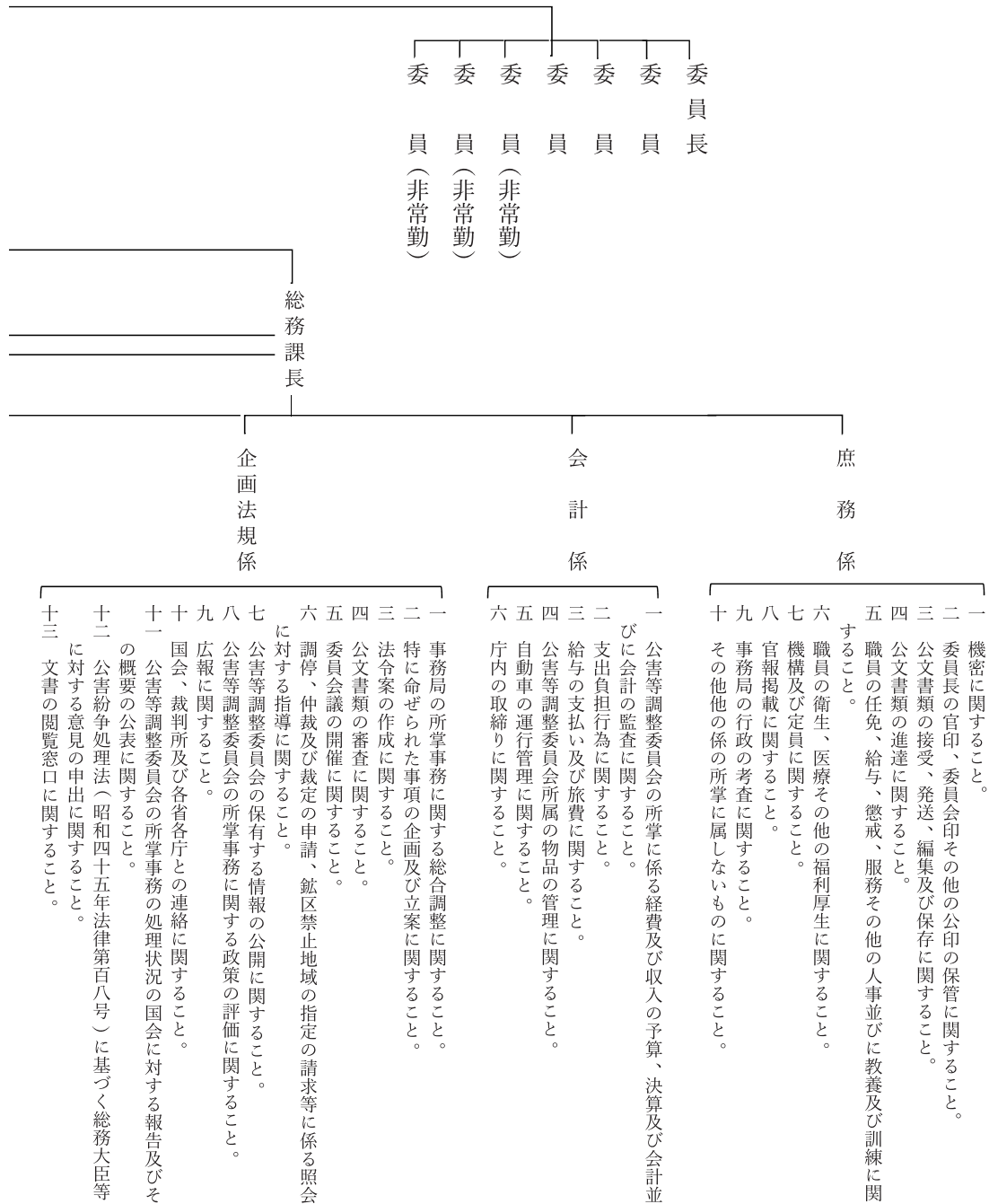
1 公害等調整委員会の機構変遷図



(注) = 囲みは法律、一囲みは政令、……囲みは府令（省令）で、それぞれ定められている組織。

2 公害等調整委員会機構図





3 歴代委員長、委員、顧問、事務局幹部職員一覧

	昭和 7.1	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
委員長	小澤文雄	54.7.2～ 青木義人										
委員	五十嵐義明	52.7.1～ 石丸隆治										
委員	田中康民	51.7.1～ 加藤泰守										
委員	上原達郎	52.7.1～ 宮崎隆夫										
委員(非常勤)	金澤良雄	56.7.1～ 綿貫芳源										
委員(非常勤)	藤崎辰夫	52.7.1～ 松本敬信										
委員(非常勤)	若林 清	55.7.1～56.10.3 大橋 進										
顧問		54.7.16～ 小澤文雄										
事務局長	川村皓章	48.9.7～ 宮崎隆夫	50.6.2～ 小熊鐵雄	52.7.1～ 佐々成美	53.9.4～ 永山貞則	56.6.26～ 和田善一						
事務局次長	小熊鐵雄	～50.6.2 美野輪俊三		51.12.10～ 熊田 登	52.7.1～ 和田善一	55.11.15～ 鈴木幸二	54.6.22～ 桐澤昭夫	56.7.1～ 橋本豊	56.12.19～ 大野勝弘			
総務課長	柳川成顕	49.7.6～ 和田善一		52.7.1～ 藤江弘一	56.7.1～ 高島 弘							
審査官	上田克己	47.9.1～ 佐々木實	50.7.21～ 遠藤 茂	52.8.1～ 荒木昭一	53.11.1～ 加藤 敦							
審査官	保野昭一	49.3.5～ 鈴木 久	49.3.22～ 渡邊信作	52.4.1～ 平井義徳	55.7.16～ 阿部敏明							
審査官	相沢 均	48.1.20～ 吉原利昭	49.6.26～ 渡瀬 宏	51.5.25～ 渡瀬嘉雄	54.4.1～ 土山健介	55.9.12～ 金川一夫						
審査官	山根 侑	49.2.15～ 矢島弘一		54.12.17～ 浦田信行								
審査官	樋川 和	50.2.15～ 田中富也		52.8.23～ 吉田 勇	55.6.17～ 廣渡正義							
審査官	井上俊一	48.4.16～ 山田隆夫	49.7.8～ 山田馨司	51.4.16～ 安谷屋哲一	54.7.1～ 奥田辰夫	55.12.2～ 高山親典						
審査官(併任)	藤田耕三	～49.3.20 仙田富士夫		51.4.10～ 黒田直行	54.4.1～ 佐久間重吉							
審査官(併任)	村重慶一			53.4.1～ 渡邊剛男	55.4.1～ 篠原一幸							
審査官(併任)		50.5.1～ 竹田 央		53.4.1～ 荒木友雄	56.4.6～ 上田幹夫							
調査官		54.10.1～ 伴 長満										
調査官		56.4.3～ 大石良雄										

	昭和57	58	59	60	61	62	63	平成元	2	3	4	
委員長			59.7.1~ 大塚正夫			62.7.1~ 勝見嘉美						
委員		58.8.28~ 三浦大助				62.7.1~ 山本宣正				~3.11.11	3.11.14~ 長谷川慧重	
委員			59.9.1~ 小玉正任					元.4.1~ 海老原義彦				
委員					61.6.1~ 和田善一						3.7.1~ 小谷宏三	
委員(非常勤)									元.10.7~ 南 博方			
委員(非常勤)			59.9.26~ 森 五郎			62.7.1~ 西冢正起						
委員(非常勤)		~59.5.7	59.6.28~ 三ツ木正次						2.7.1~ 宮瀬洋一			
顧問				60.7.16~ 青木義人		62.7.16~ 大塚正夫						
事務局長	57.8.27~ 桐澤昭夫	58.5.2~ 海老原義彦	59.7.1~ 菊池貞二		61.7.11~ 隈 健	62.6.1~ 稲橋一正	63.7.8~ 高島 弘		2.7.3~ 高岡完治		3.6.20~ 石出宗秀	
事務局次長	57.7.1~ 吉田博一		59.7.1~ 石川雅嗣	60.7.1~ 藤田康夫		62.7.1~ 木曾亭二郎	63.7.1~ 高岡完治		2.7.3~ 石出宗秀		3.6.20~ 石和田洋	
総務課長			59.1.1~ 紀嘉一郎	~60.7.20 麻植 貢	61.7.11~ 石倉寛治		63.7.1~ 嘉手川勇		2.7.3~3.6.10 平野治生		3.7.5~ 溝口喜久	
審査官	57.4.1~ 斉藤哲夫			60.5.16~ 木村春夫		62.6.1~ 大橋哲郎	63.6.1~ 池田 誠		2.4.1~ 谷口敏彦			
審査官	57.6.10~ 篠浦 光		59.4.12~ 大野善弘		61.7.10~ 小林俊博		63.7.1~ 福田 実		2.4.1~ 横尾 正			
審査官		58.6.10~ 飯島 劼		60.10.1~ 冢本龍太			63.9.1~ 明石圭之					
審査官	57.3.20~ 麻植 貢	~58.11.4 木曾亭二郎	58.11.7~ 川口雄	60.4.1 川口雄	60.7.1~ 加藤利雄	61.8.8~ 溝口喜久	63.7.1~ 影山淳式		~2.7.3	3.1.1~ 竹林義久	3.7.5~ 湯原行孝	
審査官	57.8.27~ 成島健次			60.8.27~ 船橋光俊	62.9.25~ 吉岡大忠		元.6.27~ 加々見隆				3.7.9~ 平井 全	
審査官		58.4.1~ 白井国男	59.7.1~ 千葉真一		61.4.1~ 牧 隆壽		63.7.15~元.5.1 横山隆一		元.7.1~(2.7.3併任) 谷口隆司	2.7.13~ 楊井貴晴		
審査官(併任)	57.4.5~ 宗方 武			60.4.5~ 西田美昭			63.4.1~ 大和陽一郎				3.4.1~ 岩田好二	
審査官(併任)	57.4.1~ 並木 茂	~59.3.26	59.4.1~ 大島崇志			62.4.1~ 横山匡暉		元.4.1~ 玉田勝也		2.4.1~ 中野哲弘		
審査官(併任)			59.4.1~ 大津千明			62.4.1~ 後藤邦春		元.4.1~ 榮 春彦				
調査官		58.7.1~ 渡辺 卓		60.6.18~ 太田麻男		湯原育三		2.4.1~ 松本光央		2.4.1~ 石川 勇	3.4.1~ 高山和昭	
調査官		58.7.1~ 中村直文				62.4.1~ 北出信夫						

	平成4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
委員 長	4.7.1~ 西山俊彦										
委員						9.7.1~ 川崎義徳					
委員			6.7.6~ 武石 章		8.7.1~ 大塚正名	9.7.1~ 長崎 護			12.7.1~ 田辺淳也		
委員				7.7.1~ 文田久雄					12.7.1~ 平野治生		
委員 (非常勤)											13.7.1~ 磯部 力
委員 (非常勤)	4.7.1~ 川田裕郎					9.7.1~ 平石次郎					
委員 (非常勤)					~9.3.29	9.7.1~ 二宮充子					
顧問	4.7.6~ 9.6.3 勝見嘉美	4.11.9~ 8.11.8 近藤次郎、川村皓章、井上 毅				9.7.1~ 西山俊彦					
事務局 長	4.7.10~ 麻植 貢		6.7.15~ 桑原 博		8.7.30~ 永島泰彦	9.3.10~ 下野省三		12.1.11~ 三隅 尚			
事務局次長		~5.6.29	5.7.16~ 安藤昌弘	7.1.10~ 井上達夫	8.7.30~ 加藤利雄	9.7.15~ 三隅 尚		~12.1.11	12.1.21~ 林 幹雄		14.1.8~ 谷口隆司
総務課長			5.7.16~ 関根康文		8.8.29~ 小山裕	8.11.11~ 谷口隆司	10.1.9~ 笹本 健	11.7.13~ 楊井貴晴			
審査官		5.4.1~ 都甲忠義		6.11.1~ 中崎俊治		9.7.9~ 佐藤雄也		~12.12.31		13.1.6~ 加藤正男	
審査官			5.8.1~ 井上直聖		8.1.10~ 永山勝行		10.7.3~ 角 智就		12.6.9~ 武田正己	13.1.6~14.1.6	14.1.8~ 杉下茂雄
審査官	4.4.1~ 川松 清			7.7.1~ 茂木得男		9.6.16~ 馬場崎力		11.6.23~ 長谷川和久			
審査官			6.4.1~ 勝野堅介		8.7.30~ 谷口隆司	8.11.11~ 小山 裕	10.7.1~ 谷口隆司			13.1.6~ 高橋洋介	
審査官		~5.6.29	5.7.16~ 福井和夫	7.6.30~9.7.1 宇野 裕	7.6.30~9.7.1 (~併任9.7.10)	9.7.1~ 牧原厚雄		11.5.1~ 西山 裕		13.4.1~ 依田晶男	
審査官	4.4.1~ 笹本 健			7.8.8~ 田口和也		9.7.15~ 井波哲尚	9.12.11~ 高塩純子				
審査官 (併任)			6.4.1~ 小池勝雅			10.4.1~ 六車 明	11.4.1~ 端二三彦				
審査官 (併任)	4.1.10~ 飯村敏明		6.4.1~ 川勝隆之		8.4.1~ 貝阿福誠		10.4.1~ 石井忠雄			13.1.6~ 島山 稔	
審査官 (併任)	4.4.1~ 彦坂孝孔			7.4.1~ 井口 実				11.4.1~ 小西義博			
調査官		4.6.25~ 宮永重紀		7.10.1~ 竹内敏之		9.6.16~ 三浦秀夫		11.6.29~ 齋村位成			13.6.19~ 奥泉洋一
調査官		4.7.1~ 鈴木 信	5.10.1~ 大谷木壽夫	7.7.1~8.8.15 伊藤隆介	8.10.1~ 伊藤信明			11.4.1~ 祿津正彦			13.4.1~ 大瀧政雄

	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
委員長	14.7.1~ 加藤和夫	14.7.1~ 加藤和夫	14.7.1~ 大内捷司	19.7.1~ 大内捷司							
委員	14.7.1~ 堺 宣道	14.7.1~ 堺 宣道									
委員	18.7.1~ 辻 通明	18.7.1~ 辻 通明								23.7.1~ 柴山秀雄	
委員	17.7.1~ 大坪正彦	17.7.1~ 大坪正彦							22.7.1~ 松森 宏		
委員(非常勤)										23.7.1~ 高橋 滋	
委員(非常勤)		19.7.1~ 小玉喜三郎									
委員(非常勤)		17.7.1~ 杉野翔子									
顧問	14.7.1~19.6.30 川智義徳	14.7.1~19.6.30 川智義徳	18.7.1~19.3.31 田辺淳也	19.7.1~ 加藤和夫	19.7.1~ 加藤和夫						~24.1.15
事務局長	14.4.1~ 谷口隆司	14.4.1~ 谷口隆司	17.9.1~ 成田一郎	19.7.13~ 香川弘明	19.7.13~ 香川弘明					23.8.15~ 田口和也	
事務局次長	14.4.1~ 香川弘明	15.9.1~ 楊井貴晴	14.4.1~ 楊井貴晴	14.4.1~ 香川弘明	14.4.1~ 香川弘明	20.7.4~ 田家 修	20.7.4~ 田家 修	21.8.1~ 角田祐一	~23.7.15	23.7.26~ 岡部直己	
総務課長	15.1.17~ 小河俊夫	15.1.17~ 小河俊夫	18.2.15~ 竹井嗣人	18.2.15~ 竹井嗣人	18.2.15~ 竹井嗣人	20.7.4~ 横山 均	20.7.4~ 横山 均	21.8.1~ 角田祐一	21.8.1~ 角田祐一	23.7.22~ 米澤俊介	
審査官	15.4.21~ 佐藤哲志	15.4.21~ 佐藤哲志	17.8.1~ 荒井真一	17.8.1~ 荒井真一	17.8.1~ 荒井真一	19.7.1~ 鎌木儀郎	19.7.1~ 鎌木儀郎	20.8.1~ 岩田元一	20.8.1~ 岩田元一	22.4.1~ 内藤克彦	23.11.1~ 荒木真一
審査官	15.4.1~ 志田孝一	15.4.1~ 志田孝一	17.8.1~ 山本景一	17.8.1~ 山本景一	17.8.1~ 山本景一	19.7.13~ 大山誠一郎	19.7.13~ 大山誠一郎	20.7.4~ 橋本政樹	20.7.4~ 橋本政樹	22.7.30~ 波積大樹	
審査官	15.7.6~ 上野 透	15.7.6~ 上野 透	17.8.1~ 松月宏之	17.8.1~ 松月宏之	17.8.1~ 松月宏之	19.7.1~ 金子 実	19.7.1~ 金子 実	21.7.14~ 林 茂	21.7.14~ 林 茂	23.7.15~ 本道和樹	
審査官	14.7.1~ 松津正彦	14.7.1~ 松津正彦	16.4.1~ 小野 稔	16.4.1~ 小野 稔	16.4.1~ 小野 稔	18.7.28~ 高田 潔	18.7.28~ 高田 潔	21.7.7~ 中田昌和	21.7.7~ 中田昌和	22.5.14~ 三浦健太郎	
審査官	15.8.29~ 篠原一正	15.8.29~ 篠原一正	17.8.26~ 今井 明	17.8.26~ 今井 明	17.8.26~ 今井 明	19.9.1~ 中井川誠	19.9.1~ 中井川誠	21.7.24~ 本田達郎	21.7.24~ 本田達郎	23.7.29~ 松原徳和	
審査官	14.4.1~ 竹井嗣人	14.4.1~ 竹井嗣人	17.4.1~ 森丘 宏	17.4.1~ 森丘 宏	17.4.1~ 森丘 宏	20.7.1~ 荒木潤一郎	20.7.1~ 荒木潤一郎	22.8.3~ 久津摩敏生	22.8.3~ 久津摩敏生		
審査官(併任)	14.4.1~ 松井英隆	14.4.1~ 松井英隆	17.9.28~ 河村 浩	17.9.28~ 河村 浩	17.9.28~ 河村 浩	20.4.1~ 鈴木義和	20.4.1~ 鈴木義和	23.4.1~ 矢崎 豊	23.4.1~ 矢崎 豊		
審査官(併任)	14.3.31~ 齋藤繁道	14.3.31~ 齋藤繁道	16.4.1~ 永谷典雄	16.4.1~ 永谷典雄	16.4.1~ 永谷典雄	20.4.1~ 佐久間健吉	20.4.1~ 佐久間健吉	22.5.14~ 藤澤孝彦	22.5.14~ 藤澤孝彦	23.4.1~ 近藤裕之	
審査官(併任)	15.4.1~ 針塚 遵	15.4.1~ 針塚 遵	19.4.1~ 武宮英子	19.4.1~ 武宮英子	19.4.1~ 武宮英子	22.4.1~ 吉田光寿	22.4.1~ 吉田光寿				
調査官	15.7.16~ 下出雅義	15.7.16~ 下出雅義	17.6.29~ 鈴木孝一	17.6.29~ 鈴木孝一	17.6.29~ 鈴木孝一	19.6.29~ 富永潤一	19.6.29~ 富永潤一	21.2.9~ 青木 栄	21.2.9~ 青木 栄	23.4.1~ 川原修司	
調査官	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	16.4.1~ 小畑博美	21.1.1~ 上平春樹	21.1.1~ 上平春樹	22.4.1~ 井ノ川清	22.4.1~ 井ノ川清		

	平成24	25	26	27	28	29	30	31/令元	令2	令3	令4
委員 長	24.7.1~ 雷越和厚					29.7.1~ 荒井 勉					
委員	24.7.1~ 吉村英子								2.7.1~ 上冢和子		
委員		28.7.1~ 松田隆利								3.7.1~ 若生俊彦	
委員			27.7.1~ 山崎 努						2.7.1~ 都築政則		3.7.1~ 大橋洋一
委員 (非常勤)						29.7.1~ 加藤一実					
委員 (非常勤)	24.7.1~ 雷櫻茂子			27.7.1~ 野中智子							
委員 (非常勤)											
顧問	24.7.1~ 大内捷司				~29.7.31	29.7.1~ 雷越和厚					
事務局 長	25.6.28~ 駒形健一	27.7.3~ 飯島信也	27.7.11~ 川淵幹児	29.7.1~ 相馬清貴	元.7.5~ 相馬清貴					3.7.1~ 山内達矢	
事務局次長	26.6.24~ 飯島信也	27.7.3~ 龜田意統	28.6.17~ 相馬清貴	29.7.11~(29.10.1#非) 加瀬徳幸	30.5.14~ 吉牟田剛	2.8.1~ 明渡 将	2.7.20~ 荒木健司			3.7.1~ 栗田奈央子	4.6.28~ 小原邦彦
総務課 長	25.6.28~ 河合 晁	27.7.3~ 小原邦彦	29.7.11~ 城戸 亮								4.6.28~ 野竹司郎
審査官	26.4.1~ 只見康信	26.4.1~ 柏原卓司	26.7.4~ 川上一郎	28.7.1~ 東 幸毅	30.7.1~ 尾川 毅			31.5.1~ 田中紀彦			
審査官		26.4.1~ 富永康男	26.7.4~ 原嶋清次	28.4.1~ 玉原雅史	29.7.1~ 坂本大輔			元.7.8~ 山田裕典		~4.6.27	4.6.28~ 駒井 航
審査官		24.10.15~ 富永康男	26.7.4~ 川上一郎	28.6.28~ 千代光一	30.7.25~ 竹之内修			31.1.1~ 川端章義	2.7.1~ 横田一磨		
審査官		25.7.2~ 中村裕一郎	26.7.4~ 川上一郎	28.6.17~ 添田徹郎	29.7.18~ 和久屋聡			元.7.5~ 加藤 剛			4.6.28~ 長澤真吾
審査官	24.4.1~ 山谷英之	25.10.1~ 佐々木奈佳	27.4.1~ 森久保和伸	29.4.1~ 菊地隆一	29.4.1~ 坂本大輔			2.8.7~ 渡辺幹司			
審査官 (併任)		26.4.1~ 遠山敏士	26.4.1~ 伊藤清隆	29.4.1~ 近藤紗世	30.7.1~ 岡村雄治			3.4.1~ 古矢一郎			
審査官 (併任)		25.4.1~ 小原一人	26.4.1~ 佐藤拓海	29.4.1~ 瀬谷勝海	30.7.25~ 岡村雄治			2.4.1~ 櫻井 進	2.4.1~ 石垣智子	~4.3.30	4.4.1~ 田之脇崇洋
審査官 (併任)		25.4.1~ 佐藤拓海	28.4.1~ 小沼日加利	29.4.1~ 五十嵐誠	31.4.1~ 高田美紗子			31.4.1~ 高田美紗子			4.4.1~ 松川春佳
調査官		25.8.1~ 森本 興	27.4.1~ 渡辺 博	28.4.1~ 五十嵐誠	30.4.1~ 藤巻 力			3.4.15~ 内田 亨			
調査官	24.4.1~ 富永康男	25.3.1~ 森久保和伸	26.4.1~ 田崎武司	29.4.1~ 植原和彦	31.4.1~ 鎌田修弘			3.4.1~ 高野 厚			

4 予算の推移

(単位：千円)

事 項	年 度	昭和47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度	54年度	55年度
(項) 公害等調整委員会										
1 公害等調整委員会に必要な経費		166,022	189,439	203,792	278,400	292,006	300,279	336,182	342,976	350,754
(1) 定員に伴う経費		109,034	115,039	133,702	194,476	204,840	210,185	243,743	249,629	257,767
(2) 経常事務費		36,688	38,990	44,614	57,850	62,951	64,622	68,588	67,361	66,106
① 人当庁費		1,392	1,593	1,898	2,067	2,277	2,434	2,442	2,452	2,452
② 一般事務費		16,321	16,851	18,683	21,126	20,095	19,606	21,036	19,828	19,002
③ 委員会経費		10,327	12,743	16,518	21,623	23,363	23,889	24,736	24,703	24,430
④ ブロック会議経費		1,223	1,446	1,331	1,588	1,293	1,448	1,376	1,367	1,325
⑤ 審査会委員研修協議会経費		1,832	2,235	2,056	3,884	3,194	4,043	3,841	3,860	3,802
⑥ 公害苦情相談制度事務費		5,093	3,590	3,590	6,305	9,641	10,146	12,176	12,195	12,195
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費		500	532	538	1,257	3,088	3,056	2,981	2,956	2,900
(3) 公害紛争調査経費		20,300	30,588	20,588	20,594	19,049	19,027	17,551	17,274	15,573
(4) 公害苦情実態調査経費		—	4,822	4,888	5,480	5,166	5,048	4,935	4,918	4,687
(5) 公害紛争等調査経費		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6) 公害苦情処理指導のための特定事例調査		—	—	—	—	—	1,397	1,365	3,794	3,770
(7) 公害苦情処理情報提供業務経費		—	—	—	—	—	—	—	—	2,851

(注) 1 予算額は当初予算。

2 昭和47年度は、公害等調整委員会(昭和47年7月1日設置)が年度当初から設置されるものとして予算計上。

3 昭和57年度から、公害紛争調査経費と公害苦情実態調査経費を統合して、公害紛争等調査経費となった。

4 平成4年度から、公害苦情処理情報提供業務経費は公害苦情処理情報提供業務等経費となった。

5 平成20年度から、(事項)公害等調整委員会に必要な経費は、(事項)公害等調整委員会に必要な経費と(事項)公害紛争処理等に必要な経費に分割された。

(単位：千円)

事 項	年 度										平成元年度			
	昭和56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度						
(項) 公害等調整委員会														
1 公害等調整委員会に必要な経費	364,603	388,666	385,494	390,268	392,522	409,880	424,977	438,040	450,514					
(1) 定員に伴う経費	269,893	292,489	298,012	306,377	308,957	325,887	339,630	351,863	363,542					
(2) 経常事務費	66,403	66,877	61,296	58,935	58,356	58,784	60,138	60,437	60,529					
① 人当庁費	2,452	2,452	2,207	2,207	2,207	2,207	2,207	2,224	2,291					
② 一般事務費	18,895	18,895	17,040	17,040	16,954	16,954	18,128	18,298	17,353					
③ 委員会経費	24,837	25,311	23,097	20,990	20,497	20,925	21,105	21,217	21,719					
④ ブロックス会議経費	1,325	1,325	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,639					
⑤ 審査会委員研修協議会経費	3,802	3,802	3,422	3,192	3,192	3,192	3,192	3,192	3,057					
⑥ 公害苦情相談制度事務費	12,192	12,192	11,582	11,582	11,582	11,582	11,582	11,582	11,905					
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費	2,900	2,900	2,756	2,732	2,732	2,732	2,732	2,732	2,565					
(3) 公害紛争調査経費	20,260	—	—	—	—	—	—	—	—					
(4) 公害苦情実態調査経費	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
(5) 公害紛争等調査経費	—	21,253	18,944	17,714	17,453	17,453	17,453	17,453	17,793					
(6) 公害苦情処理指導のための特定事例調査	3,770	3,770	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,393	3,634					
(7) 公害苦情処理情報提供業務経費	4,277	4,277	3,849	3,849	4,363	4,363	4,363	4,894	5,016					

(単位：千円)

事 項	年 度	平成2年度	3年度	平成4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
(項) 公害等調整委員会										
1 公害等調整委員会に必要な経費		461,522	495,444	539,366	563,801	585,971	588,488	603,495	603,916	613,564
(1) 定員に伴う経費		370,871	404,243	439,771	463,804	484,003	474,449	474,396	482,039	492,168
(2) 経常事務費		63,332	63,865	64,385	64,800	66,713	65,174	67,156	68,209	63,549
① 人当庁費		2,303	2,313	2,322	2,329	2,335	2,340	2,346	2,397	2,402
② 一般事務費		18,232	18,310	18,355	18,493	20,207	18,576	20,425	20,819	18,948
③ 委員会経費		22,940	23,375	23,831	24,093	24,280	24,364	24,489	24,758	21,961
④ ブロック会議経費		1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,866	1,889	1,889
⑤ 審査会委員研修協議会経費		3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439	3,497	3,497
⑥ 公害苦情相談制度事務費		11,912	11,922	11,932	11,940	11,946	11,949	11,951	12,170	12,173
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費		2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,679	2,679
(3) 公害紛争等調査経費		—	—	18,629	18,637	18,643	18,647	18,649	18,987	17,710
(4) 公害苦情処理指導のための特定事例調査		—	—	3,710	3,716	3,720	3,723	3,725	3,787	3,789
(5) 公害苦情処理情報提供業務等経費		18,608	18,618	12,871	12,844	12,892	14,788	27,862	15,067	25,501
(6) 公害紛争等に係る特定事例調査		3,695	3,702	—	—	—	11,707	11,707	11,707	10,847
(7) 公害苦情処理制度等の調査研究経費		5,016	5,016	—	—	—	—	—	4,120	—

平成6年度	予備費使用 (目)公害紛争等調査委託費
235,443	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の処理を迅速適正に行うため、実態調査に要する経費の不足を補うため。

(単位：千円)

事 項	年 度	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
(項) 公害等調整委員会										
1 公害等調整委員会に必要な経費		637,024	616,999	648,356	644,621	642,168	621,456	607,546	594,921	577,844
(1) 定員に伴う経費		510,920	494,220	492,141	497,475	489,375	477,160	469,199	463,040	456,341
(2) 経常事務費		63,811	64,130	88,380	93,687	90,859	97,081	95,859	99,202	92,728
① 人当庁費		2,648	2,592	2,600	7,427	7,186	7,095	7,027	-	-
② 一般事務費		19,368	19,710	43,952	46,835	44,642	51,119	50,544	76,257	69,160
③ 委員会経費		21,461	21,461	21,461	20,024	19,830	19,715	19,477	16,071	16,495
④ プロック会議経費		1,896	1,896	1,896	930	929	919	899	849	904
⑤ 審査会委員研修協議会経費		3,880	3,880	3,880	3,880	3,871	3,869	3,845	2,847	2,894
⑥ 公害苦情相談制度事務費		12,015	12,048	12,048	12,048	11,873	11,837	11,837	1,674	1,463
⑦ 公害苦情相談指導者研修会経費		2,543	2,543	2,543	2,543	2,528	2,527	2,230	1,504	1,812
(3) 公害紛争等調査経費		23,398	20,053	22,633	23,343	22,698	20,087	19,530	17,597	13,895
(4) 公害苦情処理指導のための特定事例調査		3,676	3,701	3,701	3,701	3,648	3,640	3,303	-	-
(5) 公害苦情処理情報提供業務等経費		24,420	19,309	26,537	22,584	31,805	19,734	8,611	7,817	7,130
(6) 公害紛争等に係る特定事例調査		10,799	10,811	10,811	3,831	3,783	3,754	11,044	7,265	5,658
(7) 仲裁制度活用のための調査経費		-	-	-	-	-	-	-	-	2,092
(8) 中央省庁再編に伴う移転等経費		-	4,775	4,153	-	-	-	-	-	-

(単位：千円)

事 項	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
(項) 公害等調整委員会	584,515	575,376	559,831	540,221	526,078	486,938	580,572	549,896	549,495
1 公害等調整委員会に必要な経費	531,222	505,957	493,861	476,917	463,787	426,454	519,345	487,161	489,780
(1) 定員に伴う経費	466,006	446,041	436,589	427,700	418,500	382,613	419,824	433,306	436,858
(2) 一般事務費	65,216	59,916	57,272	49,217	45,287	43,841	73,885	53,855	52,922
(3) 合同庁舎8号館移転に必要な経費	—	—	—	—	—	—	25,636	—	—
2 公害紛争処理等に必要な経費	53,293	69,419	65,970	63,304	62,291	60,484	61,227	62,735	59,715
(1) 経常事務費	25,079	30,488	29,133	29,265	29,373	28,724	28,670	27,186	27,158
① 委員会経費	18,214	23,076	23,188	26,018	26,201	25,403	25,294	23,810	23,782
② プロック会議経費	904	1,382	1,666	1,450	1,450	1,602	1,625	1,625	1,625
③ 審査会委員研修協議会経費	2,737	2,415	1,902	1,797	1,722	1,719	1,751	1,751	1,751
④ 公害苦情相談制度事務費	1,405	1,405	926	—	—	—	—	—	—
⑤ 公害苦情相談指導者研修会経費	1,819	2,210	1,451	—	—	—	—	—	—
(2) 公害紛争等調査経費	15,691	31,004	31,054	33,799	32,718	31,560	32,454	32,454	32,454
(3) 公害苦情処理情報提供業務等経費	6,961	4,926	3,682	240	200	200	103	3,095	103
(4) 公害紛争等に係る特定事例調査 研究経費	5,562	3,001	2,101	—	—	—	—	—	—

(単位：千円)

事 項	年 度				31年度 (令和元年度)	2 年 度	3 年 度	4 年 度
	平成29年度	30年度	31年度 (令和元年度)	2 年 度				
(項) 公害等調整委員会	557,634	554,671	565,202	560,954	560,957	550,069		
1 公害等調整委員会に必要な経費	498,318	495,871	505,755	510,162	512,715	501,610		
(1) 定員に伴う経費	441,821	438,852	445,713	450,864	449,253	438,748		
(2) 一般事務費	56,497	57,019	60,042	59,298	63,462	62,862		
2 公害紛争処理等に必要な経費	59,316	58,800	59,447	50,792	48,242	48,459		
(1) 経常事務費	26,759	26,243	26,294	26,090	23,540	23,757		
① 委員会経費	23,495	22,979	22,998	23,108	20,558	20,775		
② ブロック会議経費	1,631	1,631	1,643	1,646	1,646	1,646		
③ 審査会委員研修協議会経費	1,633	1,633	1,653	1,336	1,336	1,336		
(2) 公害紛争等調査経費	32,454	32,454	33,050	24,597	24,597	24,597		
(3) 公害苦情処理情報提供業務等経費	103	103	103	105	105	105		

5 定員の推移

年度	委員長 委員			事務局	年度末 定員
		増員	減員		
昭和47年度	4			36	40
昭和48年度	4	1		37	41
昭和49年度	4	3		40	44
昭和50年度 ～平成11年度	4			40	44
平成12年度	4		△1	39	43
平成13年度 ～平成15年度	4			39	43
平成16年度	4		△1	38	42
平成17年度	4			38	42
平成18年度	4	1	△1	38	42
平成19年度 ～平成20年度	4			38	42
平成21年度	4		△2	36	40
平成22年度 ～平成23年度	4			36	40
平成24年度	4		△1	35	39
平成25年度	4			35	39
平成26年度	4		△1	34	38
平成27年度	4	2	△1	35	39
平成28年度 ～平成29年度	4			35	39
平成30年度	4	1	△1	35	39
平成31年度 /令和元年度	4	1	△1	35	39
令和2年度	4			35	39
令和3年度	4	2	△1	36	40
令和4年度	4	1	△1	36	40

(注)委員長・委員は、上記定員のほかに、非常勤委員が3人

第2 法令関係

1 公害等調整委員会設置法

○公害等調整委員会設置法

公害等調整委員会設置法をここに公布する。

御名 御璽

昭和47年6月3日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第52号

公害等調整委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、公害等調整委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として、公害等調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害に係る紛争のあつせん、調停、仲裁及び裁定に関すること。

二 鉱区禁止地域の指定に関すること。

三 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九

号）その他の法律及び鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の定めるところにより不服の裁定を行うこと。

四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十七条第二項又は第三百三十一条第一項の意見を述べること。

五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後

の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長及び委員の服務等)

第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ない、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)

第十二条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六条第四項に規定する常勤の委員は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十三条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、公害等調整委員会規則を制定することができる。

(公聴会)

第十四条 委員会は、必要があると認めるときは、公聴会を開いて、広く一般の意見を聴くことができる。

(資料提出の要求等)

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第十六条 委員会は、必要があると認めるときは、国の他の行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第十七条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

ならない。

(専門委員)

第十八条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の申出に基づいて総務大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第十一条第一項の規定は、専門委員について準用する。

(事務局)

第十九条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に置かれる職員のうちには、弁護士となる資格を有する者を加えなければならない。

(罰則)

第二十条 第十一条第一項(第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

(委員長又は委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)

第二条 第七条第一項の規定による委員会の

委員長又は委員の任命のために必要な行為は、同条の規定の例により、この法律の施行前においても、行なうことができる。

(土地調整委員会規則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に効力を有する土地調整委員会規則は、この法律の施行後は、公害等調整委員会規則としての効力を有するものとする。

(中央委員会等がした処分に対する不服申立てに関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会(次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する。)がした処分に対する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(代理人に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第一項の規定の適用に関しては、その者を同項の規定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

(時効の中断等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に関し当該調停の目的となつている請求についてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会
がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律によ

る改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

1 この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法

律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成六年一〇月一日)

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定める

もののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一二月八日法律第一五一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から十八まで 略

十九 第八十条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十条、公害等調整委員会設置法第九条及び公害健康被害の補償等に関する法律第一百六条の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一二年五月一九日法律第七一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日法律第七六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の

規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○平成 14 年度以降における改正概要

法律名及び該当条項	改正概要	公布日	施行日
破産法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 16 年法律第 76 号) 第 12 条	破産法(平成 16 年法律第 75 号)の施行に伴う用語の改正(「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。)	平成 16 年 6 月 2 日	平成 17 年 1 月 1 日

2 公害紛争処理法

○公害紛争処理法

公害紛争処理法をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和 45 年 6 月 1 日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

法律第 108 号

公害紛争処理法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 公害等調整委員会（第三条—第十二条）

第二節 都道府県公害審査会等（第十三条—第二十三条）

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則（第二十三条の二—第二十三条の五）

第二節 あつせん、調停及び仲裁

第一款 通則（第二十四条—第二十七条の三）

第二款 あつせん（第二十八条—第三十条）

第三款 調停（第三十一条—第三十八条）

第四款 仲裁（第三十九条—第四十二条）

第三節 裁定

第一款 通則（第四十二条の二—第四十条の十一）

第二款 責任裁定（第四十二条の十二—第四十二条の二十六の二）

第三款 原因裁定（第四十二条の二十七—第四十二条の三十三）

第四節 補則（第四十三条—第四十七条）

第四章 雑則（第四十八条—第五十条）

第五章 罰則（第五十一条—第五十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公害」とは、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。

第二章 公害に係る紛争の処理機構

第一節 公害等調整委員会

（公害等調整委員会）

第三条 公害等調整委員会（以下「中央委員会」という。）は、この法律の定めるところにより公害に係る紛争についてあつせん、調停、仲裁及び裁定を行うとともに、地方公共団体が行う公害に関する苦情の処理について指導等を行う。

第四条から第十二条まで 削除

第二節 都道府県公害審査会等

（審査会の設置）

第十三条 都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

（審査会の所掌事務）

第十四条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

一 この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせん、調停及び仲裁を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、この法律の定めるところにより、審査会の権限に属させられた事項を行うこと。

（審査会の組織）

第十五条 審査会は、委員九人以上十五人以内をもつて組織する。

2 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の委員)

第十六条 委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、第二項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

6 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

(審査会の委員の服務)

第十七条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(審査会の会議)

第十七条の二 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところ

による。

4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十五条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

(公害審査委員候補者)

第十八条 審査会を置かない都道府県においては、都道府県知事は、毎年又は一年を超え三年以下の期間で条例で定める期間ごとに、都道府県知事は、公害審査委員候補者九人以上十五人以内を委嘱し、公害審査委員候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 公害審査委員候補者は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、委嘱されなければならない。

(公害審査委員候補者に係る準用規定)

第十九条 第十六条第二項及び第五項の規定は、公害審査委員候補者について準用する。この場合において、同条第五項中「その職」とあるのは、「その地位」と読み替えるものとする。

(連合審査会の設置)

第二十条 都道府県は、他の都道府県と共同して、事件ごとに、都道府県連合公害審査会(以下「連合審査会」という。)を置くことができる。

(連合審査会の所掌事務)

第二十一条 連合審査会は、この法律の定めるところにより、公害に係る紛争について、あつせん及び調停を行う。

(連合審査会の組織)

第二十二条 連合審査会は、関係都道府県の審査会の委員(審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者)のうちから、当該関係都道府県の審査会の会長(審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事)が指名する同数の委員をもつて組織する。

(連合審査会の委員に係る準用規定)

第二十三条 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る連合審査会の委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

第三章 公害に係る紛争の処理手続

第一節 総則

(代理人)

第二十三条の二 当事者は、弁護士、弁護士法人又は調停委員会、仲裁委員会若しくは裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面をもつて証明しなければならない。

4 代理人は、次の各号に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。

一 申請の取下げ

二 調停案の受諾

三 代理人の選任

四 第四十二条の七第一項の規定による代表当事者の選定

(個別代理)

第二十三条の三 代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。

(参加)

第二十三条の四 公害に係る被害に関する紛争につき調停又は裁定の手続に係属している場合において、同一の原因による被害を主張する者は、調停委員会又は裁定委員会の許可を得て、当事者として当該手続に参加することができる。

2 調停委員会又は裁定委員会は、前項の許可をするときは、あらかじめ、当事者の意見をきかなければならない。

(調停手続等の実施の委任)

第二十三条の五 調停委員会、仲裁委員会又は裁定委員会は、それぞれ、調停委員、仲裁委員又は裁定委員をして手続の一部を行なわせることができる。

第二節 あつせん、調停及び仲裁

第一款 通則

(管轄)

第二十四条 中央委員会は、次の各号に掲げる紛争に関するあつせん、調停及び仲裁について管轄する。

一 現に人の健康又は生活環境（環境基本法第二条第三項に規定する生活環境をいう。）に公害に係る著しい被害が生じ、かつ、当該被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある場合における当該公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、二以上の都道府県にわたる広域的な見地から解決する必要がある公害に係る紛争であつて政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、事業活動その他の人の活動の行われた場所及び当該活動に伴う公害に係る被害の生じた場所が異なる都道府県の区域内にある場合又はこれらの場所の一方若しくは双方が二以上の都道府県の区域内にある場合における当該公害に係る紛争

2 審査会（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会等」という。）は、前項各号に掲げる紛争以外の紛争に関するあつせん、調停及び仲裁について管轄する。

3 前二項の規定にかかわらず、仲裁については、当事者は、双方の合意によつてその管轄を定めることができる。

(移送)

第二十五条 中央委員会又は審査会等は、次条

第一項の申請に係る事件が、その管轄に属しないときは、事件を管轄審査会等又は中央委員会に移送するものとする。

(申請)

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつて、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。この場合において、審査会に対する申請は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 当事者の一方からする仲裁の申請は、この法律の規定による仲裁に付する旨の合意に基づくものでなければならない。

(第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関する特例)

第二十七条 第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に関するあつせん及び調停の申請は、関係都道府県のいずれか一の知事に対してしなければならない。

2 審査会等は、前条第一項のあつせん又は調停の申請に係る紛争が第二十四条第一項第三号に掲げる紛争に該当するときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

3 第一項の申請があつたとき、又は前項の規定による通知があつたときは、当該都道府県知事は、当該申請又は通知に係る紛争を処理するため連合審査会を置くことについて、関係都道府県知事と協議しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の規定による通知に係る紛争を処理するため連合審査会が置かれたときは、当該連合審査会は、当該紛争に関するあつせん又は調停について管轄するものとする。この場合においては、中央委員会は、当該紛争については管轄しない。

5 第三項の規定による協議がととのわなないときは、都道府県知事は、遅滞なく、当該事件の関係書類を、中央委員会に送付するものとする。

(あつせん又は調停の開始等の特例)

第二十七条の二 被害の程度が著しく、その範囲が広い公害に係る民事上の紛争が生じ、当事者間の交渉が円滑に進行していない場合において、当該紛争を放置するときは多数の被害者の生活の困窮等社会的に重大な影響があると認められるときは、中央委員会又は審査会は、当該紛争について、実情を調査し、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、あつせんを行うことができる。

2 前項の規定による審査会のあつせんは、当該都道府県知事の要請により行うものとする。

3 第一項の場合において、中央委員会又は審査会は、当事者の住所、紛争の実情その他の事情を考慮して相当と認める理由がある場合に限り、第二十四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、それぞれ、審査会等又は中央委員会と協議してその管轄を定めることができる。

第二十七条の三 中央委員会又は審査会は、前条第一項の規定によるあつせんに係る紛争について、あつせんによつては当該紛争を解決することが困難であり、かつ、相当と認めるときは、あつせん委員の申出により、当事者の意見を聴いた上、その議決に基づき、当該紛争に関する調停を行うことができる。

2 前項の調停の管轄は、当該紛争に関するあつせんの管轄が前条第三項の規定により定められたものであるときは、その定められたところによる。

第二款 あつせん

(あつせん委員の指名等)

第二十八条 中央委員会又は審査会等による

あつせんは、三人以内のあつせん委員が行う。
2 前項のあつせん委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員（審査会を置かない都道府県にあつては、候補者名簿に記載されている者とし、以下「審査会の委員等」という。）のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長（審査会を置かない都道府県にあつては、都道府県知事とし、以下「審査会の会長等」という。）が指名する。

3 連合審査会によるあつせんは、連合審査会の委員の全員があつせん委員となつて行う。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係るあつせん委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

（あつせん委員の任務）

第二十九条 あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

（あつせんの打切り）

第三十条 あつせん委員は、あつせんに係る紛争について、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

2 あつせんに係る紛争について第二十七条の三第一項の議決があつたときは、当該あつせんは、打ち切られたものとみなす。

第三款 調停

（調停委員の指名等）

第三十一条 中央委員会又は審査会等による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行なう。

2 前項の調停委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件

ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 連合審査会による調停は、連合審査会の委員の全員を調停委員とする調停委員会を設けて行なう。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る調停委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

（出頭の要求）

第三十二条 調停委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者の出頭を求め、その意見をきくことができる。

（文書の提出等）

第三十三条 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該調停に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 調停委員会は、第二十四条第一項第一号に掲げる紛争に関する調停を行う場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 調停委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

（調停前の措置）

第三十三条の二 調停委員会は、調停前に、当事者に対し、調停の内容たる事項の実現を不能にし、又は著しく困難にする行為の制限その他調停のために必要と認める措置を採ることを勧告することができる。

（調停案の受諾の勧告）

第三十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立することが困難であると認める場合において、相当であると認めるときは、一切の事情を考慮して調停案を作成し、当事者に対し、三十日以上期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員の過半数の意見で作成しなければならない。

3 第一項の規定による勧告がされた場合において、当事者が調停委員会に対し指定された期間内に受諾しない旨の申出をしなかつたときは、当該当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

(調停案の公表)

第三十四条の二 調停委員会は、前条第一項の規定による勧告をした場合において、相当と認めるときは、第三十七条の規定にかかわらず、理由を付して、当該調停案を公表することができる。

(調停をしない場合)

第三十五条 調停委員会は、申請に係る紛争がその性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申請をしたと認めるときは、調停をしないものとするができる。

(調停の打ち切り)

第三十六条 調停委員会は、調停に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 第三十四条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾しない旨の申出があつたときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

(時効の完成猶予等)

第三十六条の二 前条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定によ

り調停が打ち切られたものとみなされた場合において、当該調停の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について第四十二条の十二第一項に規定する責任裁定を申請し、又は訴えを提起したときは、時効の完成猶予及び出訴期間の遵守に関しては、調停の申請の時に、責任裁定の申請又は訴えの提起があつたものとみなす。

(手続の非公開)

第三十七条 調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。

(事件の引継ぎ)

第三十八条 審査会等又は連合審査会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、中央委員会と協議した上、これを中央委員会に引き継ぐことができる。

2 中央委員会は、前項の規定により引き継いだ事件については、第二十四条第一項の規定にかかわらず、調停を行うことができる。

3 前二項の規定は、中央委員会の調停に係る事件について準用する。この場合において、第一項中「審査会等又は連合審査会」とあるのは「中央委員会」と、前二項中「中央委員会」とあるのは「関係都道府県の審査会等」と、前項中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第二項」と読み替えるものとする。

第四款 仲裁

(仲裁委員の指名等)

第三十九条 中央委員会又は審査会等による仲裁は、三人の仲裁委員からなる仲裁委員会を設けて行なう。

2 前項の仲裁委員は、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、当事者が合意によつて選定した者につき、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審

査会の会長等が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、中央委員会の委員長及び委員又は審査会の委員等のうちから、事件ごとに、それぞれ、中央委員会の委員長又は審査会の会長等が指名する。

3 第一項の仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により、弁護士となる資格を有する者でなければならない。

4 第十六条第六項及び第十七条の規定は、候補者名簿に記載されている者のうちからの指名に係る仲裁委員について準用する。この場合において、第十六条第六項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と読み替えるものとする。

（文書の提出等）

第四十条 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、必要があると認めるときは、当事者から当該仲裁に係る事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

2 仲裁委員会は、仲裁を行なう場合において、紛争の原因たる事実関係を明確にするため、必要があると認めるときは、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

3 中央委員会に設けられる仲裁委員会は、前項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

（仲裁法の準用）

第四十一条 仲裁委員会の行う仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除き、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（準用規定）

第四十二条 第三十三条の二及び第三十七条の規定は、仲裁委員会の行う仲裁について準

用する。

第三節 裁定

第一款 通則

（裁定委員の指名等）

第四十二条の二 中央委員会による裁定は、三人又は五人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行なう。

2 前項の裁定委員は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、中央委員会の委員長が指名する。

3 第三十九条第三項の規定は、第一項の裁定委員会について準用する。

（裁定委員の除斥）

第四十二条の三 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者（第四十二条の七第二項に規定する選定者及び第四十二条の九第三項に規定する被代表者を含む。以下この項、第四十二条の十八第二項、第四十二条の十九、第四十二条の二十、第五十三条及び第五十五条において同じ。）又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が事件の当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。（裁定委員の忌避）

第四十二条の四 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2 当事者は、事件について裁定委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

(除斥又は忌避の申立てについての決定)

第四十二条の五 除斥又は忌避の申立てについては、中央委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

(裁定手続の中止)

第四十二条の六 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(代表当事者の選定)

第四十二条の七 公害に係る被害に関する紛争について共同の利益を有する多数の者は、その中から、全員のために裁定手続における当事者となる一人又は数人(以下「代表当事者」という。)を選定することができる。

2 前項の代表当事者を選定した者(以下「選定者」という。)は、その選定を取り消し、又は変更することができる。

3 第一項の規定による代表当事者の選定並びに前項の規定によるその取消し及び変更は、書面をもつて証明しなければならない。

4 裁定手続が係属した後に代表当事者を選定したときは、他の選定者は、裁定手続から当然脱退する。

(代表当事者の選定命令)

第四十二条の八 共同の利益を有する当事者が著しく多数であり、かつ、代表当事者を選定することが適当であると認められるときは、裁定委員会は、当該共同の利益を有する当事者に対し、相当の期間を定めて、代表当事者の選定を命ずることができる。

2 裁定委員会は、前項の規定による命令を取り消し、又は変更することができる。

(裁定委員会による代表当事者の選定)

第四十二条の九 裁定委員会は、前条第一項の規定による命令を受けた者のうち代表当事者を選定しない者がある場合において、これらの者について代表当事者を選定しなければ裁定手続の進行に支障があると認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て、代表当事者を選定することができる。この場合においては、代表当事者としての資格を特定の争点に関する審理に限定することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による代表当事者の選定について準用する。

3 第一項の規定により代表当事者が選定された場合においては、当該代表当事者は、その者のために代表当事者が選定されている者(以下「被代表者」という。)が第四十二条の七第一項の規定により選定したものとみなす。

4 第一項の規定により代表当事者が選定された場合における当該代表当事者と被代表者との間の関係については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四十四条から第六百四十七条まで、第六百四十九条、第六百五十条及び第六百五十四条の規定を準用する。

(裁定委員会の合議)

第四十二条の十 裁定その他の裁定委員会の判断は、合議によらなければならない。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

(合議の非公開)

第四十二条の十一 裁定委員会の合議は、公開しない。

第二款 責任裁定

(申請)

第四十二条の十二 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争が生じた場合においては、その賠償を請求する者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもって、中央委員会に対し、損害賠償の責任に関する裁定(以下「責任裁定」という。)を申請することができる。

2 中央委員会は、被害の程度が軽微であり、かつ、その範囲が限られている等の被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して責任裁定をすることが相当でないと認めるときは、申請を受理しないことができる。

3 審査会等による調停に係る紛争に関し責任裁定の申請があつた場合においては、中央委員会は、申請の受理に関し、当該審査会等の意見を聴かなければならない。

(不適法な申請の却下)

第四十二条の十三 裁定委員会は、不適法な責任裁定の申請で、その欠陥を補正することができないものについては、決定をもってこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

2 第四十二条の十九の規定は、前項の決定について準用する。

(審問)

第四十二条の十四 裁定委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

2 当事者は、審問に立ち会うことができる。

(審問の公開)

第四十二条の十五 審問は、公開して行なう。

ただし、裁定委員会が個人の秘密若しくは事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

第四十二条の十六 裁定委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。

一 当事者又は参考人に出頭を命じて陳述させること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 事件に関係のある文書又は物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

四 事件に関係のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

2 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。

3 裁定委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見をきかなければならない。

4 裁定委員会が第一項第一号又は第二号の規定により参考人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

5 裁定委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

6 裁定委員会は、第一項第四号の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(証拠保全)

第四十二条の十七 中央委員会は、責任裁定の申請前において、あらかじめ証拠調べをしなければその証拠を使用するのに困難な事情

があると認めるときは、責任裁定の申請をしようとする者の申立てにより、証拠保全をすることができる。

- 2 前項の申立てがあつたときは、中央委員会の委員長は、中央委員会の委員長及び委員のうちから、証拠保全に関与すべき者を指名する。

(事実の調査)

第四十二条の十八 裁定委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は中央委員会の事務局の職員をしてこれを行なわせることができる。

- 2 裁定委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、裁定委員会又はその命を受けた中央委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に関係のある場所に立ち入つて、事件に関係のある文書又は物件を検査することができる。

- 3 裁定委員会は、事実の調査の結果を責任裁定の資料とするときは、その事実の調査の結果について、当事者の意見をきかなければならない。

- 4 裁定委員会は、第二項の規定による立入検査について、専門委員をして補助させることができる。

(責任裁定)

第四十二条の十九 責任裁定は、文書をもつて行ない、裁定書には次の各号に掲げる事項を記載し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

- 一 主文
- 二 理由
- 三 当事者及び代理人の氏名又は名称並びに法人にあつては、代表者の氏名
- 四 裁定の年月日

- 2 裁定委員会は、責任裁定をしたときは、裁定書の正本を当事者に送達しなければならない。

ない。

(責任裁定の効力)

第四十二条の二十 責任裁定があつた場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から三十日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなす。

- 2 前項の訴えの取下げは、被告の同意を得なければ、その効力を生じない。

(行政事件訴訟の制限)

第四十二条の二十一 責任裁定及びその手続に関してされた処分については、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴えを提起することができない。

(仮差押え及び仮処分における担保の特則)

第四十二条の二十二 申請の全部又は一部を認容する責任裁定がされた場合において、裁判所が当該責任裁定に係る債権の全部若しくは一部につき仮差押えを命じ、又は仮処分をもつてその全部若しくは一部を支払うべきことを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。ただし、必要があると認めるときは、担保を立てさせることができる。

第四十二条の二十三 削除

(職権調停)

第四十二条の二十四 裁定委員会は、相当と認めるときは、職権で事件を調停に付したうえ、当事者の同意を得て管轄審査会等に処理させ、又は第二十四条第一項及び第二項並びに第三十一条第一項の規定にかかわらず、自ら処理することができる。

- 2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、当事者間に合意が成立したときは、責任裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(時効の完成猶予等)

第四十二条の二十五 責任裁定の申請は、時効の完成猶予及び更新並びに出訴期間の遵守に関しては、裁判上の請求とみなす。

2 責任裁定の申請が第四十二条の十二第二項の規定により受理されなかつた場合において、当該責任裁定の申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内に申請の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予及び出訴期間の遵守に関しては、責任裁定の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟との関係)

第四十二条の二十六 責任裁定の申請があつた事件について訴訟が係属するときは、受訴裁判所は、責任裁定があるまで訴訟手続を中止することができる。

2 前項の場合において、訴訟手続が中止されないときは、裁定委員会は、責任裁定の手続を中止することができる。

(準用規定)

第四十二条の二十六の二 第三十三条の二の規定は、裁定委員会の行う責任裁定について準用する。

第三款 原因裁定

(申請)

第四十二条の二十七 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるときは、当事者は、公害等調整委員会規則で定めるところにより、書面をもつて、中央委員会に対し、被害の原因に関する裁定(以下「原因裁定」という。)を申請することができる。

2 第四十二条の十二第二項及び第三項の規定は、原因裁定の申請があつた場合について準用する。

(相手方の特定の留保)

第四十二条の二十八 前条第一項に規定する場合において、相手方を特定しないことについてやむを得ない理由があるときは、その被害を主張する者は、相手方の特定を留保して原因裁定を申請することができる。

2 裁定委員会は、相手方を特定させることが相当であると認めるときは、前項の規定により原因裁定を申請した者に対し、期間を定めて、相手方の特定を命じなければならない。

3 前項の規定による命令を受けた者が当該命令において定められた期間内に相手方を特定しないときは、原因裁定の申請は、取り下げられたものとみなす。

(職権による原因裁定)

第四十二条の二十九 裁定委員会は、責任裁定の手続において、相当であると認めるときは、職権で、原因裁定をすることができる。

2 前項の原因裁定については、次条の規定は、適用しない。

(裁定事項等)

第四十二条の三十 裁定委員会は、被害の原因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、原因裁定において、原因裁定の申請をした者が裁定を求めた事項以外の事項についても、裁定することができる。

2 前項の場合において、裁定の結果について利害関係を有する第三者があるときは、裁定委員会は、その第三者若しくは当事者の申立てにより、又は職権で、決定をもつて、相手方としてその第三者を原因裁定の手続に参加させることができる。

3 裁定委員会は、前項の決定をするときは、あらかじめ、その第三者及び当事者の意見をきかなければならない。

(通知及び意見の申出)

第四十二条の三十一 中央委員会は、原因裁定があつたときは、遅滞なく、その内容を関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に

通知するものとする。

- 2 中央委員会は、原因裁定があつたときは、公害の拡大の防止等に資するため、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な措置についての意見を述べるができる。

(受訴裁判所からの原因裁定の囑託)

第四十二条の三十二 公害に係る被害に関する民事訴訟において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会に対し、その意見をきいたうえ、原因裁定をすることを囑託することができる。

- 2 前項の規定による囑託に基づいて原因裁定がされた場合において、受訴裁判所は、必要があると認めるときは、中央委員会が指定した者に原因裁定の説明をさせることができる。

- 3 第一項の規定による囑託に基づいて行なう原因裁定の手續に要する費用で、第四十四条第一項の規定により当事者が負担すべきもののうち民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定の例によれば当事者が負担することとなる費用に相当するものは、訴訟費用とみなす。

- 4 第四十二条の二十九第二項の規定は、第一項の規定による囑託に基づいて行なう原因裁定について準用する。

(準用規定)

第四十二条の三十三 第四十二条の十三から第四十二条の十九まで、第四十二条の二十一、第四十二条の二十四及び第四十二条の二十六の規定は、原因裁定について準用する。

第四節 補則

(審査会等の資料提出の要求等)

第四十三条 審査会等は公害に係る紛争に関するあつせん、調停又は仲裁を行うため、連合審査会は公害に係る紛争に関するあつせん又は調停を行うため、それぞれ、必要があ

ると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、公害発生の原因の調査に関する資料その他の資料の提出、意見の開陳、技術的知識の提供その他必要な協力を求めることができる。

(義務履行の勧告)

第四十三条の二 中央委員会又は審査会等は、権利者の申出がある場合において、相当と認めるときは、義務者に対し、中央委員会又は当該審査会等若しくは関係連合審査会の行つた調停、仲裁又は責任裁定で定められた義務の履行に関する勧告をすることができる。この場合において、当該勧告が連合審査会の行つた調停に係るものであるときは、審査会等は、あらかじめ、他の関係審査会等と協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、中央委員会又は審査会等は、当該義務の履行状況について、当事者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(紛争処理の手續に要する費用)

第四十四条 中央委員会において行うあつせん、調停、仲裁、責任裁定、原因裁定又は証拠保全の手續に要する費用は、政令で定めるものを除き、各当事者又は証拠保全の申立てをした者が負担する。

- 2 審査会等において行うあつせん、調停又は仲裁の手續に要する費用は、条例で定めるものを除き、各当事者が負担する。

- 3 連合審査会において行うあつせん又は調停の手續に要する費用は、関係都道府県が協議によつて定める規約で定めるものを除き、各当事者が負担する。

(手数料)

第四十五条 中央委員会に対し調停、仲裁、責任裁定若しくは原因裁定の申請をする者又は証拠保全若しくは第二十三条の四第一項の規定による参加の申立てをする者は、政令

で定めるところにより、手数料を納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、国の収入とする。

(送達)

第四十五条の二 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項及び第三項並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「公害等調整委員会の事務局の職員」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「公害等調整委員会」と読み替えるものとする。

(都道府県知事に対する報告)

第四十六条 候補者名簿からの指名に係るあつせん委員、候補者名簿からの指名に係る調停委員からなる調停委員会又は候補者名簿からの指名に係る仲裁委員からなる仲裁委員会は、その行うあつせん、調停又は仲裁の事件が終了したときは、都道府県知事に対し、すみやかに、その概要を報告しなければならない。

(審査請求の制限)

第四十六条の二 この章の規定による処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

(公害等調整委員会規則等への委任)

第四十七条 この章に規定するもののほか、中央委員会における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は公害等調整委員会規則で、審査会等における紛争の処理の手続その他紛争の処理に関し必要な事項は政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を

こえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年五月三十一日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四七年六月三日法律第五二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第四条第一号の規定中裁定に係る部分及び附則第十一条による改正後の公害紛争処理法の規定中裁定に係る部分は、この法律の施行の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から適用する。

(中央委員会等がした処分に対する不服申立てに関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法の規定による中央委員会、審査会等又は連合審査会(次条及び附則第十四条において「中央委員会等」と総称する。)がした処分に対する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てについては、この法律による改正後の公害紛争処理法第四十六条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(代理人に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停又は仲裁の手続において代理人に選任されている者で、弁護士でないものについてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第二十三条の二第一項の規定の適用に関しては、その者を同項の規

定による調停委員会又は仲裁委員会の承認を得た者とみなす。

(時効の中断等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に中央委員会等に係属している調停に関し当該調停の目的となつていゝ請求についてのこの法律による改正後の公害紛争処理法第三十六条の二の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (昭和四九年六月一日法律第八四号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にこの法律による改正前の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、以下「旧法」という。)の規定により審査会、都道府県知事又は連合審査会(以下「審査会等」という。)に対してされた和解の仲介の申請その他の行為は、この法律による改正後の公害紛争処理法(これに基づく命令を含むものとし、以下「新法」という。)の相当規定により審査会等に対してされたあつせんの申請その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法の規定により指名された仲介委員又は和解の仲介のために置かれた連合審査会は、新法の相当規定によりあつせん委員として指名され、又はあつせんのための連合審査会として置かれたものとみなす。

4 この法律の施行前に旧法の規定により審査会等又は仲介委員がした和解の仲介その他の行為は、新法の相当規定により審査会等又はあつせん委員がしたあつせんその他の行為とみなす。

附 則 (昭和四九年六月二七日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年八月二四日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年七月一二日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年一二月二二日法律第九一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成五年一一月一九日法律第九二号） 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成八年六月二六日法律第一一〇号） 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後の

それぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成十一年一二月八日法律第一五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十一まで 略

二十二 第九十七条中公害紛争処理法第十六条第二項の改正規定

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一二月二二日法律
第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定公布の日

附 則（平成一三年六月八日法律第四
一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年八月一日法律第一
三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第
六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお

従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

- 2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

- 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政

令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四
五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一〇日法律第四
一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三

月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条及び第十条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条、第十一条、第十三条、第十五条及び第十六条の規定
公布の日

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○平成 14 年度以降における改正概要

法律名及び該当条項	改正概要	公布日	施行日
仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）附則第 18 条	仲裁法の施行に伴う準用法規の改正	平成 15 年 8 月 1 日	平成 16 年 3 月 1 日
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）第 52 条	改正行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行に伴う用語の改正（「不服申立て」を「審査請求」に改める等）	平成 26 年 6 月 13 日	平成 29 年 4 月 1 日
民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）第 116 条	民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正に伴う用語の改正（「時効の中断」を「時効の完成猶予」に改める。）	平成 29 年 6 月 2 日	令和 2 年 4 月 1 日
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 33 号）附則第 9 条	当事者の代理人となり得る者について、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。	令和 2 年 5 月 29 日	※令和 4 年 3 月 31 日 現在未施行
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 2 年法律第 41 号）第 3 条	公害審査委員候補者の委嘱期間について、従前の 1 年間に加え、1 年を超え 3 年までの期間とすることができることとする。	令和 2 年 6 月 10 日	令和 2 年 6 月 10 日

3 鉱業等に係る土地利用の調整 手続等に関する法律

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和 25 年 12 月 20 日

内閣総理大臣 吉田 茂

法律第 292 号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第二十一条）

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除
（第二十二条—第二十四条の二）

第三章 裁定（第二十五条—第四十八条）

第四章 訴訟（第四十九条—第五十八条）

第五章 補則（第五十八条の二）

第六章 罰則（第五十九条—第六十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一 鉱区禁止地域の指定及びその指定の解除

二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定

イ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第百三十三条

ロ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十九条第一項

ハ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十条第一項

ニ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十三条第二項

ホ 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三十九条の二第一項

ヘ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六十三条第一項又は第七十八条

ト 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の三十四第一項

チ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十条第一項

リ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九十七条第四項

ヌ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第四十条第一項

ル 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十一条第一項（同法第五十八条第二項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十三条第二項及び第七十五条第三項において準用する場合を含む。）

ヲ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十二条第一項（同法第三十五条の十一及び第四十六条第三項において準用する場合を含む。）

ワ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十三条第一項

カ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三十三条第一項

コ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十三条第一項

タ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二十六条第一項

（裁定委員）

第二条 委員会による前条第二号の裁定は、三人の裁定委員からなる裁定委員会を設けて行う。

2 前項の裁定委員は、委員会の委員長及び委員のうちから、事件ごとに、委員会の委員長が指名する。

（裁定委員の除斥）

第三条 裁定委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、裁定に係る職務の執行から除斥される。

一 裁定委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が申請人又は法人である申請人の代表者であり、又はあつたとき。

二 裁定委員が申請人の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三 裁定委員が申請人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 裁定委員が事件について参考人又は鑑定人となつたとき。

五 裁定委員が事件について申請人又は処分庁（当該処分をした行政機関をいう。以下同じ。）の代理人であり、又はあつたとき。

六 裁定委員が処分庁の公務員として当該処分に関与した者であるとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、申請人又は処分庁は、除斥の申立てをすることができる。

（裁定委員の忌避）

第四条 裁定委員について裁定の公正を妨げるべき事情があるときは、申請人又は処分庁は、これを忌避することができる。

2 申請人又は処分庁は、事件について裁定委

員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、裁定委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後が生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立てについての決定）

第五条 除斥又は忌避の申立てについては、委員会が決定する。

2 除斥又は忌避の申立てに係る裁定委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。

3 第一項の規定による決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。（裁定手続の中止）

第六条 裁定委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての決定があるまで裁定手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

第七条から第二十一条まで 削除

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除

（指定の請求）

第二十二条 各大臣（内閣法（昭和二十二年法律第五号）第三条第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。）又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。（指定）

第二十三条 委員会は、前条第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、経済産業大臣の意見を聴き、公聴会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、鉱業出願人、鉱業申請人その他の利害関係人を審問した上、当該地域にお

いて鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適当でないと認めるときは、当該地域を鉱区禁止地域として指定する。

- 2 前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べるができる。
- 3 第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ、公示しなければならない。
- 5 第一項の規定による指定は、公示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。
(指定の解除)

第二十四条 各大臣又は都道府県知事は、委員会に対し、鉱区禁止地域の指定を解除することを請求することができる。

- 2 第二十二条第二項及び前条の規定は、前項の場合に準用する。
(審査請求の制限)

第二十四条の二 この章の規定による処分については、審査請求をすることができない。

第三章 裁定

(裁定の申請期間)

第二十五条 第一条第二号に掲げる法律の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 裁定の申請は、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 裁定申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書

便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における前二項に規定する期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(裁定の申請)

第二十五条の二 裁定の申請は、裁定申請書（以下「申請書」という。）を提出してしなければならない。

- 2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法定代理人の氏名又は名称及び住所
- 三 処分の表示
- 四 申請の趣旨
- 五 申請の理由
- 六 処分庁の教示の有無及びその内容
- 七 申請の年月日
- 八 前条第一項ただし書又は第二項ただし書に規定する正当な理由（同条第一項本文又は第二項本文に規定する期間の経過後に申請する場合に限る。）

- 3 申請書が前項の規定に違背する場合には、裁定委員会は、相当の期間を定めて補正を命じなければならない。

- 4 民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第二十八条、第二十九条、第三十条第一項、第二項、第四項及び第五項、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条並びに第三十七条（当事者能力及び訴訟能力）の規定は、裁定の申請について準用する。この場合において、「裁判所」とあるのは「裁定委員会」と、「原告」とあるのは「申請人」と読み替えるものとする。

(申請の却下)

第二十六条 裁定委員会は、裁定の申請が不適

法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

3 決定書には、少数意見を附記することができる。

4 裁定委員会は、申請人に決定書の正本を送達しなければならない。

(執行停止)

第二十七条 裁定の申請は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 裁定の申請があつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行によつて生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるときは、裁定委員会は、申立てにより、決定で処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）をすることができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行の停止によつて目的を達することができる場合には、することができない。

3 裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

4 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない。

5 裁定委員会は、執行停止をしようとするときは、あらかじめ、申請人、処分庁及び参加人（以下「事件関係人」という。）の意見をきかなければならない。

6 裁定委員会は、執行停止をしたときは、事件関係人及び当該処分の相手方に通知しなければならない。

7 委員会は、執行停止があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

8 執行停止をした後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、裁定委員会は、決定で執行停止を取り消すことができる。

9 前項の規定による執行停止の取消しについては、第五項から第七項までの規定を準用する。

(申請書の副本の送達)

第二十八条 裁定委員会は、裁定の申請があつたときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。ただし、第二十六条第一項の規定により申請を却下する場合は、この限りでない。

(答弁書等の提出)

第二十九条 前条の規定による申請書の副本の送達を受けたときは、処分庁は答弁書を、都道府県知事は意見書を裁定委員会の指定する期日までに裁定委員会に提出しなければならない。

(審理手続の開始)

第三十条 審理手続は、第二十八条の規定により、処分庁に申請書の副本を送達することにより開始する。

(審理の期日及び場所)

第三十一条 裁定委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。

2 裁定委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

(審理の公開)

第三十二条 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(調査のための処分)

第三十三条 裁定委員会は、事件について必要な調査をするため、事件関係人の申立により

又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件関係人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2 裁定委員会は、相当と認めるときは、裁定委員又は委員会の職員に、前項の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする裁定委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4 第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条 民事訴訟法第八十条、第八十一条第一項（証拠の申出）並びに第二百一条第一項及び第二項（宣誓）の規定は、裁定委員会（前条第二項の規定により処分を行う裁定委員又は職員を含む。以下この項において同じ。）が事件関係人を審問する手続に、同法第八十条、第八十一条第一項（証拠の申出）、第九十条、第九十一条（証人義務）、第九十六条から第九十八条まで（証言の拒絶）、第二百一条第一項から第四項まで（宣誓）、第二百十二条（鑑定義務）、第二百二十一条第一項、第二百二十二条並びに第二百二十三条第一項前段及び第二項（文書の提出）の規定は、裁定委員会が参考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは、「裁定委員会（鉱業等に係る土地利用の調整

手続等に関する法律第三十三条第二項の規定により処分を行う裁定委員又は職員を含む。）」と読み替えるものとする。

（意見の陳述）

第三十五条 関係行政機関又は利害関係人は、事件について、裁定委員会に対し意見を述べることができる。

（参加）

第三十六条 裁定委員会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、裁定の結果について関係のある第三者を当事者として審理手続に参加させることができる。

2 裁定委員会は、前項の場合においては、あらかじめ申請人及び当該第三者を審問しなければならない。

第三十七条 関係行政機関は、公益上必要があると認めるときは、裁定委員会の承認を得て、当事者として審理手続に参加することができる。

（代理人）

第三十八条 事件関係人は、弁護士、弁護士法人又は裁定委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 裁定委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

4 代理人が二人以上あるときは、裁定委員会に対しては、各人が本人を代理する。

（補佐人）

第三十八条の二 事件関係人又は代理人は、裁定委員会の承認を得て補佐人とともに出頭することができる。

2 裁定委員会は、前項の承認をいつでも取り消すことができる。

（調書）

第三十九条 裁定委員会は、事件について、調書を作成しなければならない。

2 何人も、公害等調整委員会規則の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。

(合議)

第四十条 裁定その他の裁定委員会の判断は、裁定委員の合議によらなければならない。

2 前項の合議は、裁定委員の過半数の意見により決する。

第四十一条 裁定委員会の合議は、公開しない。

(特別の事情による申請の棄却)

第四十一条の二 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、申請人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁定委員会は、裁定で申請を棄却することができる。この場合には、裁定委員会は、裁定で処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

(裁定)

第四十二条 裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、裁定委員がこれに署名押印しなければならない。

2 裁定書には、少数意見を附記することができる。

3 裁定委員会は、申請人、参加人、処分庁及び関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなければならない。

4 裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三条 裁定は、申請人に裁定書の正本が到達した時に、その効力を生ずる。

(裁定の拘束力)

第四十四条 裁定は、処分庁及び裁定に関係のある行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁定で取り消され、

又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁定で取り消されたときは、処分庁は、裁定の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

第四十五条 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、次に掲げる法律及びこれに基づく命令又は条例の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、土地の使用又は収用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。

自然公園法

自然環境保全法

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

森林法

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律

海岸法

地すべり等防止法

河川法

都市緑地法

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

2 前項の規定により自然公園法又はこれに基づく条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、自然公園の風景を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

3 前項の規定により国立公園又は国定公園の風景を保護するために定められた事項は、自然公園法の規定の適用については、同法第三十二条の規定により許可に付された条件とみなす。

4 第一項の規定により自然環境保全法又はこれに基づく条例の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、

自然環境保全地域、沖合海底自然環境保全地域又は都道府県自然環境保全地域内における自然環境を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

5 前項の規定により自然環境保全地域又は沖合海底自然環境保全地域における自然環境を保全するために定められた事項は、自然環境保全法の規定の適用については、同法第二十五条第五項、第二十七条第四項又は第三十五条の四第四項において準用する同法第十七条第二項の規定により許可に付された条件とみなす。

6 第一項の規定により絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、国内希少野生動植物種の保存のため必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

7 前項の規定により国内希少野生動植物種の保存のために定められた事項は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定の適用については、同法第三十七条第七項（同法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件とみなす。

8 第一項の規定により特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、最終処分施設を保護するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

9 前項の規定により最終処分施設を保護するために定められた事項は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の規定の適用については、同法第二十一条第七項の規定によ

り許可に付された条件とみなす。

10 第一項の規定により都市緑地法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、特別緑地保全地区又は同法第二十条第一項の規定に基づく条例（次項において「地区計画等緑地保全条例」という。）により制限を受ける区域内的の緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

11 前項の規定により特別緑地保全地区又は地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域内的の緑地を保全するために定められた事項は、都市緑地法の規定の適用については、同法第十四条第三項又は地区計画等緑地保全条例の規定により許可に付された条件とみなす。

12 第一項の規定により核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、裁定で、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

13 前項の規定により核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために定められた事項は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定の適用については、同法第六十二条の二第一項の規定により許可に付された条件とみなす。

（調書の謄写等）

第四十六条 利害関係人は、委員会に対し、調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（鑑定人の鑑定料）

第四十七条 第三十三条第一項第二号又は第

二項の規定により鑑定を命ぜられた鑑定人は、政令で定める額の鑑定料を受ける。

(審査請求の制限)

第四十八条 この章の規定による裁定その他の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

第四章 訴訟

(訴の提起)

第四十九条 裁定又は裁定の申請の却下の決定の取消しの訴えは、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けない者については、第四十二条第四項の規定による公示の日から起算する。

3 第一項の期間は、不変期間とする。

第五十条 裁定を申請することができる事項に関する訴は、裁定に対してのみ提起することができる。

(記録の送付)

第五十一条 委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならない。

(事実認定の拘束力)

第五十二条 裁定に対する訴訟については、裁定委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断する。

(新しい証拠)

第五十三条 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に対し、当該事件に係る新しい証拠の申出をすることができる。

一 裁定委員会が正当な理由がなくて当該

証拠を採用しなかつたとき。

二 裁定委員会の審理に際して当該証拠を提出することができず、且つ、これを提出できなかつたことについて過失がなかつたとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、当事者は、その理由を明らかにしなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定によるあたらしい証拠を取り調べる必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事件を差しもどし、当該証拠を取り調べた上適当な措置をとるべきことを命じなければならない。

(裁定の取消)

第五十四条 裁判所は、裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことができる。

一 裁定の基礎となつた事実を立証する実質的な証拠がないとき。

二 裁定が憲法その他の法令に違反するとき。

第五十五条 委員会は、申請を認容した裁定を取り消す判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する裁定をしなければならない。

第五十六条 削除

(専属管轄)

第五十七条 裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(法務大臣の指揮等の例外)

第五十八条 裁定又は裁定の申請の却下の決定に対する訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六条の規定は、適用しない。

第五章 補則

(規則への委任)

第五十八条の二 第一条各号の処分に関する

手続については、法律（法律に基づく政令を含む。）に特別の定めのあるもののほか、公害等調整委員会規則で定める。

第六章 罰則

第五十九条 第三十三条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、前条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第六十一条 第三十四条の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある前又は裁判の確定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第六十二条 第三十四条の規定により宣誓した事件関係人が虚偽の陳述をしたときは、五千元以下の過料に処する。

第六十三条 参考人又は鑑定人が正当な事由がないのに第三十四条の規定による宣誓を拒絶したときは、五千元以下の罰金に処する。

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 正当な事由がないのに、第三十三条第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二 第三十三条第一項第一号又は第二項の

規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三 正当な事由がないのに、第三十三条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四 正当な事由がないのに、第三十三条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

附 則 抄

1 この法律は、鉱業法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和二六年六月二六日法律第二五〇号）

この法律は、新法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和二七年五月一日法律第一三〇号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二七年七月一五日法律第二三〇号）

この法律は、農地法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和二七年七月三十一日法律第二六八号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二八年九月一日法律第二五九号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年二月二一日法律第一号） 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則 （昭和三一年五月四日法律第九三号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年五月一二日法律第一〇一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三二年六月一日法律第一六一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和三三年三月三十一日法律第三〇号）抄

（施行期日）

- 第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和三六年六月二日法律第一一一号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（行政機関職員定員法の廃止）

- 2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）は、廃止する。

（常勤の職員に対する暫定措置）

- 3 昭和三十六年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当分の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、

この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

- 3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

- 6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

- 7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

- 8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

- 2 この法律による改正後の規定は、この附則

に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三九年七月一〇日法律第一六八号）抄

- 1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年六月三〇日法律第一〇一号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年七月三十一日法律第一〇三号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年五月三〇日法律第七四号）抄
（施行期日等）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）抄

- この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和四六年六月七日法律第一〇六号）抄
（施行期日）

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四七年六月三日法律第五二号）抄
（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(土地調整委員会規則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に効力を有する土地調整委員会規則は、この法律の施行後は、公害等調整委員会規則としての効力を有するものとする。

(土地調整委員会又は中央公害審査委員会
がした処分等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。

(政令への委任)

第十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。中央公害審査委員会の委員長、委員又は専門調査員の職にあつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (昭和四七年六月二二日法律第
八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四八年九月一日法律第七
二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(首都圏近郊緑地保全法等の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行前にこの法律による改正前の首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律又は鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律又はこの法律による改正後の鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第
三七号) 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年六月五日法律第七五
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年十一月一二日法律第
八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審

議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一二月八日法律第一五一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則 （平成一二年六月七日法律第一一七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一三年六月八日法律第四一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年四月二四日法律第二九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三十一日法律第一〇〇号）

(施行期日)

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二二日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月三日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二三年七月二二日法律第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣がした許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対してされている出願、申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定に基づいて、経済産業大臣に対してされた出願、申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により経済産業局長に対し報告、届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定により経済産業大臣に対して、報告、届出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定

により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二九年四月一四日法律第一五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 第二条の規定並びに次条並びに附則第十九条、第二十条及び第二十六条の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成三一年四月二六日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項

の改正規定を除く。))に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第七十三条 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○平成 14 年度以降における改正概要

法律名及び該当条項	改正概要	公布日	施行日
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 14 年法律第 100 号) 第 8 条	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)の施行に伴う用語の改正等(「信書便」の追記、「郵送」を「送付」に改める等)	平成 14 年 7 月 31 日	平成 15 年 4 月 1 日

行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 84 号）附則第 21 条	行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 137 号）の執行停止の要件が改正されたことに伴う本法律規定の不服の裁定手続における執行停止の要件の改正	平成 16 年 6 月 9 日	平成 17 年 4 月 1 日
都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 109 号）附則第 8 条	都市緑地保全法（昭和 48 年法律第 72 号）の法律名が「土地緑地法」に改められたことに伴う引用法令名の改正等	平成 16 年 6 月 18 日	平成 16 年 12 月 17 日
景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 101 号）第 10 条	新たに制定された景観法（平成 16 年法律第 100 号）に公害等調整委員会が行う不服の裁定制度が設けられたことに伴う改正	平成 16 年 6 月 18 日	平成 17 年 4 月 1 日
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 69 号）附則第 3 条	湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）の改正により、同法に公害等調整委員会が行う不服の裁定制度が設けられたことに伴う改正	平成 17 年 6 月 22 日	平成 18 年 4 月 1 日
自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 47 号）附則第 11 条	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）の改正に伴う条ずれに対応するため等の改正	平成 21 年 6 月 3 日	平成 22 年 4 月 1 日
農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）附則第 26 条	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の改正に伴う条ずれに対応するための改正	平成 21 年 6 月 24 日	平成 21 年 12 月 15 日
民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）附則第 20 条	民法の改正により未成年後見人に法人を選任できるようにしたことに伴い、不服裁定手続について、申請書の記載事項のうち法定代理人に関する規定について改正（記載事項に「（法定代理人の…）名称」を追加）	平成 23 年 6 月 3 日	平成 24 年 4 月 1 日
鉱業法の一部を改正する等の法律（平成 23 年法律第 84 号）附則第 13 条	鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）の改正に伴い、鉱区禁止地域の指定及び解除に係る利害関係人について「鉱業申請人」を追加等	平成 23 年 7 月 22 日	平成 24 年 1 月 21 日

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）第42条	改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、本法律上の手続規定の改正、用語の改正（「不服申立て」を「審査請求」に改める等）、条ずれへの対応等を行う。	平成26年 6月13日	平成28年 4月1日
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第19条	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の改正により、同法に公害等調整委員会が行う不服の裁定制度が設けられたことに伴う改正	平成29年 4月14日	平成30年 10月1日
自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号）附則第6条	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の改正により、公害等調整委員会が行う不服の裁定の対象となる処分が追加されたことに伴う改正	平成31年 4月26日	令和2年 4月1日
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）附則第9条	事件関係人の代理人となり得る者について、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加える。	令和2年 5月29日	※令和4年 3月31日 現在未施行
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第15条	不服の裁定申請書について、申請人又は代理人の署名押印を不要とする。	令和3年 5月19日	令和3年 9月1日

第3 事件関係

1 公害等調整委員会に所属した公害紛争事件一覧

昭和45年	46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年
S 46.1.2	鹿兒島湾における真珠養殖被害調停事件 S 46.10.11 香川県三豊郡における漁業被害調停事件 S 46.11.24	水保病調停事件 S 47.3.31	渡良瀬川沿岸における農作物被害調停事件 S 48.2.15 大阪国際空港騒音調停事件 S 48.11.29	渡良瀬川沿岸における農作物被害調停事件 S 49.10.20 大阪国際空港健康被害責任裁定事件 S 49.8.3 徳山湾における漁業被害調停事件 S 50.4.9	渡良瀬川沿岸における農作物被害調停事件 S 49.12.3 徳山湾における漁業被害調停事件 S 50.4.9 福岡市における健康被害仲裁事件 S 50.12.4	富山市における建築物損傷責任裁定事件 S 51.11.29	東京都市部における地下鉄工事被害責任裁定事件 S 51.10.1 島根半島における漁業被害責任裁定事件 S 52.2.25 東京都葛飾区における建築物損傷責任裁定事件 S 51.12.2 東京都葛飾区における大気汚染原因裁定事件 S 51.1.19	大阪国際空港防音対策事件 S 53.4.12 S 53.10.11 S 52.12.23 S 53.7.22

【あっせん事件、調停事件、仲裁事件、義務履行勧告事件】
 | 申請、引継ぎ、関係書類の送付
 ○ 成立、仲裁判断
 ○ 一部成立
 □ 取下げ
 □ 打切り
 ● 勧告
 ▲ 移送
 × 回付
 △ 取下
 △ 義務履行勧告しない

【裁定事件】
 | 申請
 ○ 裁定
 ○ 職権調停成立
 △ 取下げ
 × 不受理

9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
			H 12.11.8	奄美大島漁業被害等責任裁定事件 H 13.12.27 横浜市における振動・低周波音被害責任裁定事件 H 14.1.18 深川市低周波音被害責任裁定事件 H 14.3.28 製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定事件 H 14.9.18 H 14.10.10	◎ H 14.6.26 ◎ H 15.3.31 深川市低周波音被害責任裁定事件 ◎ H 14.11.26 越谷市印刷工場悪臭健康被害責任裁定事件 H 16.4.20 高崎市低周波音被害責任裁定事件 H 16.8.4	◎ H 16.7.7 ◎ H 16.4.20	H 17.12.20 ◎ H 17.11.2 ◎ H 17.5.31 ◎ H 17.8.16 ◎ H 17.8.29	漁業被害原因裁定事件 北浦町における化学物質健康被害原因裁定事件 日野市における農薬等による健康被害責任裁定事件 銚子市における土壌汚染被害等原因裁定事件 製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定事件 大和郡山市化学物質健康被害原因裁定事件 津市化学物質健康被害原因裁定事件 深川市低周波音被害義務履行勧告事件 横浜世家屋損傷原因裁定事件 川崎市土壌汚染財産被害責任裁定事件 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停事件

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
			H 21.12.24 渋谷区騒音健康被害等責任裁定事件 H 21.12.24 大津町健康被害等責任裁定事件 H 22.4.1 大田区騒音健康被害原因裁定事件 H 22.4.5 神崎市水利工事振動被害責任裁定事件 H 22.4.28 遠賀町大気汚染等健康被害責任裁定事件 H 22.5.17 古賀町と素漁業被害原因裁定事件 H 22.5.27 文京区マンション工事振動被害原因裁定事件 H 22.6.2 宮崎市土壌汚染被害責任裁定事件 H 22.6.29 宮崎市交通騒音健康被害等責任裁定事件 H 22.7.23 文京区マンション解体工事振動被害等責任裁定事件 H 22.8.20 中野区低周波健康被害等責任裁定事件 H 22.9.9 葛飾区騒音健康被害原因裁定事件 H 22.10.7 小平市大気汚染財産被害等責任裁定事件 H 22.11.8 川口市大気汚染健康被害原因裁定事件 H 22.11.12 多摩市財産被害等原因裁定事件 H 22.12.2 鎌ヶ谷市騒音等健康被害原因裁定事件 H 22.12.6 松戸市工事騒音慰謝料等責任裁定事件 H 22.12.27 焼津市振動・騒音慰謝料責任裁定事件 H 23.2.4 宮古島市海中公園工事水質汚濁被害原因裁定事件 H 23.4.21 千代田区鉄道騒音被害責任裁定事件 H 23.6.16 高槻市騒音・低周波音健康被害原因裁定事件	◎ H 23.6.27 ◎ H 23.2.7 ◎ H 22.10.6 ◎ H 24.6.13 ◎ H 23.5.12 △ H 23.5.26 △ H 44.10.12 ○ H 24.3.27 ○ H 24.4.7 ○ H 23.12.20 ◎ H 24.5.25 ◎ H 25.4.4 ◎ H 24.5.25 ◎ H 23.11.21 △ H 23.4.22 ◎ H 24.8.27 ◎ H 24.9.10 ◎ H 24.12.5 ◎ H 24.12.17 ◎ H 26.1.15 ◎ H 26.1.28				

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
					<p>H 23.6.16 高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定事件 ◎ H 26.1.28</p> <p>H 23.6.17 伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定事件 ◎ H 26.9.14</p> <p>H 23.6.21 原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定事件 ◎ H 24.6.24</p> <p>H 23.7.14 港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定事件 ◎ H 24.4.6</p> <p>H 23.7.22 八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定事件 ◎ H 24.11.1</p> <p>H 23.7.22 名古屋市中における鉄道等からの騒音被害責任裁定事件 ◎ H 24.11.5</p> <p>H 23.9.7 加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定事件 ◎ H 26.9.29</p> <p>H 23.9.16 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停事件 ◎ H 23.11.28</p> <p>H 23.9.20 富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定事件 ◎ H 25.3.11</p> <p>H 23.9.29 茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定事件 ◎ H 26.7.3</p> <p>H 23.10.5 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停事件 ◎ H 26.7.3</p> <p>H 23.11.29 馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定事件 ◎ H 26.3.13</p> <p>H 23.11.30 栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定事件 ◎ H 24.10.22</p> <p>H 23.12.8 笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定事件 ◎ H 26.7.3</p> <p>H 23.12.20 福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定事件 ◎ H 26.3.13</p> <p>H 23.12.27 甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定事件 ◎ H 25.5.28</p> <p>H 23.12.27 沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定事件 ◎ H 24.7.3</p> <p>H 24.1.17 長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件 ◎ H 24.3.5</p> <p>H 24.1.23 安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定事件 ◎ H 26.7.29</p>			

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
					H 24.1.25 H 24.2.1 H 24.3.7 H 24.3.8 H 24.3.14 H 24.3.29 H 24.4.4 H 24.4.20 H 24.5.29 H 24.6.15 H 24.6.19 H 24.8.13 H 24.8.31 H 24.9.20 H 24.9.24 H 24.10.25 H 24.10.26 H 24.12.13 H 24.12.26	寝屋川市大気汚染による健康被害原因裁定事件 刈谷市振動・騒音被害責任裁定事件 野田市大気汚染等による健康被害原因裁定事件 神西市ビル解体工事等による振動被害原因裁定事件 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停事件 大津市汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停事件 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定事件 江東区マンション工事による騒音・振動低周波音被害責任裁定事件 上尾市騒音・低周波音被害職権調停の義務履行勧告事件 岩国市騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定事件 京都市体育施設からの騒音による健康被害原因裁定事件 品川区における鉄道騒音被害責任裁定事件 大田区振動等財産被害等責任裁定事件 福津市騒音・振動等による財産被害等責任裁定事件 千葉県における航空機騒音調停事件 千葉県における地盤沈下被害原因裁定事件 壬生町における地盤沈下被害原因裁定事件 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停事件	寝屋川市大気汚染による健康被害原因裁定事件 刈谷市振動・騒音被害責任裁定事件 野田市大気汚染等による健康被害原因裁定事件 神西市ビル解体工事等による振動被害原因裁定事件 温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停事件 大津市汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停事件 武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定事件 江東区マンション工事による騒音・振動低周波音被害責任裁定事件 上尾市騒音・低周波音被害職権調停の義務履行勧告事件 岩国市騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定事件 京都市体育施設からの騒音による健康被害原因裁定事件 品川区における鉄道騒音被害責任裁定事件 大田区振動等財産被害等責任裁定事件 福津市騒音・振動等による財産被害等責任裁定事件 千葉県における航空機騒音調停事件 千葉県における地盤沈下被害原因裁定事件 壬生町における地盤沈下被害原因裁定事件 手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停事件 寝屋川市大気汚染による健康被害原因裁定事件 大東市大気汚染等による財産被害等責任裁定事件	H 26.11.19 ◎

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年		
						H 25.1.22 ▽ H 25.3.22 小平市における騒音による健康被害責任裁定事件 H 25.1.28 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定事件 H 25.2.4 燕市における振動等による財産被害等責任裁定事件 H 25.2.14 静岡市排出物質健康被害原因裁定事件 H 25.2.19 ◎ H 26.6.13 七尾市における低周波音による健康被害原因裁定事件 H 25.2.21 秦野市道路騒音・振動による財産被害等責任裁定事件 H 25.2.22 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定事件 H 25.3.22 ○ H 25.8.22 小平市における騒音による健康被害責任裁定事件 H 25.3.25 ○ 海老名市解体工事による振動被害責任裁定事件 H 25.4.11 大崎市大気汚染等による健康被害等責任裁定事件 H 25.4.12 ◎ H 26.2.4 裾野市における騒音による健康被害責任裁定事件 H 25.4.26 ◎ H 26.3.11 大田区振動等財産被害責任裁定事件 H 25.5.2 浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件 H 25.5.30 沼津市騒音・振動被害責任裁定事件 H 25.6.14 ◎ H 26.1.16 練馬市における粉じんによる大気汚染被害責任裁定事件 H 25.7.2 泉大津市における土壌汚染被害原因裁定事件 H 25.7.17 湖南省大気汚染被害原因裁定事件 H 25.7.18 千葉市鉄道騒音・振動健康被害等責任裁定事件 H 25.7.25 木更津市騒音による財産被害等責任裁定事件				

18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
						<p>土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定事件 H 25.7.26 H 26.9.25 ◎</p> <p>H 25.7.29 H 25.12.3 □ 千葉県における航空機騒音調停事件</p> <p>H 25.8.13 H 25.9.20 □ 横浜市における振動による健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 25.9.13 鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定事件</p> <p>H 25.10.21 台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件</p> <p>H 25.12.26 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定事件</p>		

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
水戸市振動財産被害等責任裁定事件	○ H 28.3.11				R 2.7.31 佐倉市室外機騒音健康被害等責任裁定事件	
横浜市健康被害原因裁定事件	H 29.2.6 高知市悪臭・騒音等健康被害等責任裁定事件	○ H 29.6.27	◎ H 30.8.29		R 2.9.4 稲敷市土壌汚染財産被害等責任裁定事件	
香南市財産被害責任裁定事件	◎ H 28.1.18		○ H 30.1.19		R 2.9.23 浜松市騒音健康被害等責任裁定事件	
函南町騒音健康被害責任裁定事件	◎ H 27.3.27	H 29.2.8 横浜市騒音・振動健康被害原因裁定事件			R 3.1.6 福岡市騒音健康被害原因裁定事件	
座間市騒音・振動恩謝料等責任裁定事件	◎ H 27.5.29	H 29.4.20 甲賀市における水質汚濁等被害調停事件			R 3.1.19 熊本市振動・騒音・悪臭財産被害等責任裁定事件	
横濱市騒音・振動等財産被害等責任裁定事件	▽ H 27.1.16				R 3.4.22 東海市粉じん・悪臭等財産被害・健康被害責任裁定事件	
飯能市土壌汚染被害原因裁定事件	H 28.12.26 飯能市土壌汚染被害原因裁定事件	▽ H 29.1.25	◎ H 30.10.9		R 3.3.29 熊本市騒音・振動健康被害責任裁定事件	
杉戸町騒音・悪臭等健康被害責任裁定事件	H 28.12.27				横濱市振動等による財産被害原因裁定事件	
台東区低周波音健康被害責任裁定事件	H 29.1.12 台東区低周波音健康被害責任裁定事件	○ H 29.9.22			R 3.4.2 草津市室外機等騒音・低周波音健康被害原因裁定事件	
徳島市土壌汚染等健康被害等調停事件	□ H 28.4.26				R 3.4.26 丹波篠山市養鶏場等悪臭等被害原因裁定事件	
長野市建物解体工事財産被害原因裁定事件	▽ H 28.9.13				R 3.5.6 札幌市室外機騒音・低周波音健康被害責任裁定事件	
千葉市室外機等騒音・低周波音健康被害原因裁定事件	H 29.3.9 千葉市室外機等騒音・低周波音健康被害原因裁定事件				▽ R 2.7.14	
横浜市騒音・振動等財産被害等責任裁定事件	◎ H 28.6.21				R 3.5.11 京都市大気汚染財産被害原因裁定事件	
田原市騒音被害責任裁定事件	▽ H 27.6.4	H 29.3.13 川崎市騒音被害責任裁定事件	H 29.12.8			
稲城市騒音・振動等健康被害原因裁定事件	▽ H 27.7.3	H 29.5.19 大田区騒音・低周波音健康被害責任裁定事件	○ H 30.3.15			
行方市水質汚濁被害責任裁定事件	○ H 28.1.18	H 30.3.30				▽ R 3.2.15
江東区水質汚濁被害責任裁定事件	◎ H 29.3.28	H 29.6.6 横浜市における騒音・振動被害調停事件				◀ R 3.4.10
南城市騒音・振動財産被害原因裁定事件	◎ H 28.3.29	横浜市振動・騒音（低周波音）義務履行勧告申出事件				
馬毛島漁業被害責任裁定事件	◎ H 28.10.25					

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
○ H 27.3.11 茅ヶ崎市における騒音・低周波音責任裁定事件		H 29.10.31 横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定事件 H 29.12.11 稲葉町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定事件 H 29.12.4 由良町地盤沈下による財産被害原因裁定事件 H 29.12.28 府中市室外機等騒音被害責任裁定事件 H 29.12.12 東大阪市大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定事件 H 30.2.22 福岡市室外機からの騒音による健康被害原因裁定事件 H 30.3.1 豊島区大気汚染被害原因裁定事件 H 30.5.14 文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定事件 H 30.5.17 伊万草市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定事件 H 30.5.30 瀬戸市における廃棄物処理場からの土壌汚染による財産被害責任裁定事件 H 30.6.13 大阪市における印刷工場からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定事件 H 30.6.26 瀬戸市における廃棄物処理場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件 H 30.8.16 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定事件 H 30.8.20 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害原因裁定事件 H 30.8.28 国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定事件 H 30.11.1 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定事件 H 30.11.2 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定事件 H 30.11.5 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定事件	栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定事件 ▽ R 2.7.14 ○ R 2.1.14 ◎ R 2.1.14 ◎ R 2.2.18 ◎ R 1.12.17 ◎ R 2.2.25 ◎ R 3.3.18 ◎ R 3.3.15 ◎ R 3.3.15 ◎ R 1.11.19 ◎ R 1.7.9 ◎ R 2.9.14 ◎ R 1.9.24 ◎ R 1.9.24			
○ H 28.10.25 馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定事件						

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
◎ H 27.8.28 野田市大気汚染等による健康被害原因裁定事件				H 31.3.8 熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定事件 H 31.3.11 新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定事件 H 31.3.29 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定事件 H 31.4.2 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定事件 H 31.4.2 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定事件 H 31.4.5 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定事件 H 31.4.17 渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定事件		
◎ H28.7.15 大東市大気汚染等による財産被害等責任裁定事件						

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
▽ H 27.2.17 尼崎市における振動等による財産被害責任裁定事件 ◎ H 27.2.10 燕市振動等財産被害等責任裁定事件 ◎ H 27.10.27 静岡市排出物質健康被害原因裁定事件 ◎ H 27.3.5 秦野市道路騒音・振動による財産被害等責任裁定事件 ◎ H 28.8.19 仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定事件						
大崎市大気汚染等による健康被害等責任裁定事件			◎ H 30.3.27			
浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件 ◎ H 27.5.29 沼津市騒音・振動被害責任裁定事件	H 28.3.4 ◎					
練馬市における粉じんによる大気汚染被害責任裁定事件 ◎ H 28.4.19 湖南市大気汚染被害原因裁定事件 ◎ H 28.7.25						
千葉市鉄道騒音・振動健康被害等責任裁定事件 ◎ H 27.5.29 木更津市騒音による財産被害等責任裁定事件						

27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年
	<p>鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定事件 ◎ H 28.6.28</p>					
	<p>台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定事件 ◎ H 28.6.28</p>					
	<p>市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定事件 ○ H 31.1.18</p>					

公害等調整委員会に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 令和4年3月31日までに受け付けた事件を収録した。
- 2 事件の表示について

終結区分における「引継ぎ」、「移送」及び「回付」は次のとおり。

「引継ぎ」：公害等調整委員会は、その調停に係る事件について、相当と認める理由があるときは、当事者の同意を得、かつ、都道府県の審査会等と協議した上、事件を関係都道府県の審査会等に引き継ぐことができる（公害紛争処理法第38条）。

「移 送」：公害等調整委員会は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、当該事件を管轄審査会等に移送する（公害紛争処理法第25条）。

「回 付」：公害等調整委員会が県際事件の申請を直接受けた場合は、公害紛争処理法第24条、第27条の趣旨から、移送手続は採らずに、当該事件をいずれか一の都道府県知事に回付する。

あっせん事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成6年(ア)第1号	北陸新幹線騒音防止等あっせん申請事件	6. 9. 8	長野県住民12人	日本鉄道建設公団外2人	①防音措置 ②道路付替計画の変更	6. 12. 21	あっせん打ち切り
平成14年(ア)第1号外1件	尼崎市大気汚染被害防止あっせん申請事件	14. 10. 15 15. 5. 14	兵庫県住民21人	国(代表者国土交通大臣) 阪神高速道路公団	大阪高等裁判所における和解条項の履行	15. 6. 26	あっせん成立

調停事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和46年(調)第1号外1件	鹿児島湾における真珠養殖不能に係る損害賠償調停申請事件	46. 1. 21 46. 3. 31 (引継ぎ)	真珠養殖会社	石油基地	賠償請求(約4億7000万円)	46. 1. 25 48. 3. 2	移送 取下げ(和解成立)
昭和46年(調)第3号	香川県三豊郡地先海域における製紙・パルプ工場排水による漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	46. 10. 11	香川県漁民1,390人	製紙・パルプ会社72社	①賠償請求(約10億2000万円) ②海底堆積物の撤去等	47. 10. 17	調停成立
昭和46年(調)第4号外619件	不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件	46. 12. 24 ~28. 6. 10	水俣病認定患者等1,556人	化学肥料等製造会社等	賠償請求	47. 2. 21 ~29. 2. 13	調停成立1,466人 取下げ等90人
昭和47年(調)第8号外3件	渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件	47. 3. 31 ~48. 6. 15	群馬県農民971人	鉍業会社	賠償請求(約39億円)	49. 5. 11	調停成立
昭和49年(調)第22号外1件		49. 11. 15 51. 8. 27	群馬県農民36人		賠償請求(約6000万円)	52. 12. 23	取下げ(和解成立)
昭和48年(調)第1号外22件	大阪国際空港騒音調停申請事件	48. 2. 15 ~51. 2. 10	兵庫県等住民20,138人	国(代表者運輸大臣)	①飛行場使用差止め ②騒音対策 ③賠償請求	50. 10. 28 11. 14 53. 3. 16 3. 28 55. 6. 30 7. 16 61. 12. 23	騒音対策について一部調停成立 賠償請求について一部調停成立 飛行場使用差止めについて一部調停成立 調停成立
昭和48年(調)第31号	徳山湾における漁業被害に係る損害賠償等調停申請事件	48. 11. 29	山口県漁民232人	徳山湾東海域臨海企業12社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約10億1000万円)	50. 6. 2	調停成立
昭和50年(調)第5号		50. 4. 9	山口県漁民377人	徳山湾西海域沿岸企業10社	①海底堆積物の撤去 ②汚水排出差止め ③賠償請求(約11億円)	51. 8. 24	調停成立
昭和53年(調)第25号	大阪国際空港騒音対策防音工事調停申請事件	53. 4. 12	大阪府住民2人	国(代表者運輸大臣)	家屋の防音工事の施工	53. 10. 11	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和56年(調)第16号	大阪国際空港騒音調停申請事件	56. 4. 30	兵庫県住民592人	国(代表者運輸大臣)	①航空機騒音に係る環境基準の達成 ②飛行場使用差止め ③騒音対策 ④賠償請求	62. 4. 23	取下げ
昭和56年(調)第33号	仙台湾養殖海苔被害等調停申請事件	56. 10. 27	仙台市	漁業協同組合	漁業被害等に係る被申請人に対する債務不存在の確認	元. 3. 27	取下げ
昭和62年(調)第17号 外2件	スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件	62. 10. 24 (引継ぎ) ~63. 2. 24	長野県弁護士等269人	スパイクタイヤメーカー7社	スパイクタイヤの製造・販売の中止	63. 6. 2	調停成立
昭和63年(調)第4号	新幹線騒音被害等調停申請事件	63. 1. 29	大阪府住民7人	鉄道会社	家屋の防音・防振工事の施行等	元. 7. 17	調停打ち切り
平成元年(調)第8号 平成2年(調)第7号	スパイクタイヤ使用禁止等調停申請事件	元. 8. 24 2. 4. 25 (引継ぎ)	長野県弁護士73人	国(代表者環境庁長官、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣及び警察庁長官)	スパイクタイヤの使用等を全面的に中止する等の適切な措置	元. 12. 25 3. 3. 29	移送 取下げ
平成元年(調)第11号 平成2年(調)第16号		元. 10. 19 2. 7. 17 (引継ぎ)	北海道弁護士等319人			元. 12. 25 3. 3. 28	移送 取下げ
平成2年(調)第1号	ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 8	埼玉県住民等51人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設工事の着手及び操業の停止	2. 1. 22	移送
平成2年(調)第3号	軽井沢町ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第4号	小諸市ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 1. 19	長野県住民1人	ゴルフ場建設会社 長野県	①ゴルフ場計画の中止 ②長野県知事の議会発言の撤回	2. 2. 5	移送
平成2年(調)第6号 外3件	東京湾横断道路建設被害等調停申請事件	2. 3. 28 ~ 3. 1. 9	千葉県等住民90人	国(代表者建設大臣) 日本道路公団 道路建設会社	建設工事の中止	2. 5. 10 3. 8. 2	回付 調停打ち切り
平成2年(調)第12号	山梨・静岡ゴルフ場農薬被害等調停申請事件	2. 5. 25	静岡県住民130人	ゴルフ場建設会社	ゴルフ場建設中止	3. 5. 14	調停成立
平成2年(調)第13号	長野県ゴルフ場開発指導致要綱調停申請事件	2. 5. 30	長野県住民13人	長野県	「長野県ゴルフ場開発事業に関する指導致要綱」の遵守	2. 6. 25	調停申請却下
平成2年(調)第15号	却下決定取消等調停申請事件	2. 7. 3	平成2年(調)第13号事件の申請人のうち1人	公害等調整委員会	平成2年(調)第13号事件の却下の取消し	2. 7. 16	調停申請却下
平成2年(調)第18号 外1件	原子炉運転停止等調停申請事件	2. 10. 1 3. 1. 11	大阪府住民51人	電力会社	現在停止中の原子炉の運転を再開しないこと	3. 10. 28	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成3年(調)第8号外1件	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	3. 6. 13 4. 5. 27	長野県等住民11人	日本鉄道建設公団	北陸新幹線の ①高崎～軽井沢間については工事の中止 ②軽井沢～長野間については計画の変更	4. 3. 27 ～ 6. 1. 28	一部調停成立 一部調停打切り 一部取下げ
平成5年(調)第1号外1件	東海道新幹線騒音・振動被害等調停申請事件	5. 2. 4 6. 1. 10	神奈川県住民2人	鉄道会社	①賠償請求 ②騒音対策(減速)	6. 1. 10	調停成立
平成5年(調)第2号外1件	液体洗剤水質汚濁被害等調停申請事件	5. 7. 9 6. 2. 21	静岡県等住民18人	洗剤製造会社	①全製品の回収 ②回収製品の安全な処分 ③雑菌混入経緯等の情報開示	7. 3. 2 10. 3. 17	参加申立取下げ 一部調停成立 一部調停打切り
平成5年(調)第4号外2件	豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件	5. 12. 21 ～ 8. 10. 23	香川県住民549人	廃棄物処理業者、廃棄物排出事業者及び香川県ら27人国(代表者厚生大臣)	①産業廃棄物の撤去 ②賠償請求	9. 12. 19 ～12. 1. 12 12. 5. 29 12. 6. 6	一部調停成立(排出事業者19社) 一部取下げ(香川県職員2人) 一部調停成立(香川県) 一部調停打切り(廃棄物処理業者、その実質的経営者ら及び排出事業者2人) 一部取下げ(国)
平成6年(調)第2号	CNP水質汚濁被害調停申請事件	6. 1. 11	埼玉県等住民103人	化学薬品製造会社	CNP及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止等	6. 4. 14	取下げ
平成6年(調)第3号	高圧ガス集配所騒音被害等調停申請事件	6. 1. 19	東京都住民1人	プレス事業者等6社	①騒音・振動の規制 ②賠償請求	7. 6. 26	調停打切り
平成6年(調)第5号外3件	金属加工工場騒音・振動被害調停申請事件	6. 2. 25 ～ 6. 4. 26	東京都住民9人	鍛造事業者2社	騒音・振動の規制	8. 6. 26 8. 11. 21	調停成立(8. 6. 12各被申請人に係る手続を分離) 調停成立
平成6年(調)第6号	新潟県CNP水質汚濁被害調停申請事件	6. 3. 18	新潟県住民3,850人	化学薬品製造会社	CNP及びこれを原体とする除草剤の製造、販売及び使用の中止	6. 5. 2	取下げ
平成7年(調)第1号	送電線建設土壌汚染被害等調停申請事件	7. 1. 23	島根県等住民32人	国(代表者通商産業大臣)電力会社	鉄塔等の建設を中止	7. 3. 8 8. 2. 13	一部取下げ 調停打切り
平成7年(調)第2号外1件	中海本庄工区干陸事業水質汚濁被害等調停申請事件	7. 9. 6 8. 1. 19	島根県等住民36人	国(代表者農林水産大臣)	全面干陸事業を行わないこと等	13. 4. 6	調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成8年(調)第2号	松枯れ対策農薬空中散布大気汚染被害等調停申請事件	8. 8. 22	島根県等住民3人	益田市 島根県 田万川町 山口県 農林水産省	①農薬空中散布の中止 ②松枯れ対策として農薬空中散布以外の方法の選択	10. 8. 5 11. 3. 15	申請人1人について調停をしない旨の決定 調停打ち切り
平成9年(調)第1号	製鉄所大気汚染健康被害工場移転等調停申請事件	9. 7. 7	和歌山県住民33人	製鉄会社	①埋立移転計画に基づく製鉄所の移転 ②ばいじんの総量規制 ③被害補償	9. 8. 29	移送
平成10年(調)第2号	四日市市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	10. 12. 4	三重県住民8人	廃棄物処理業者 廃棄物排出事業者20社	①積み荷の展開検査 ②処分場内立入・サンプル採取 ③処理を委託した産業廃棄物の種類、性質、数量等の公開	13. 1. 10	調停打ち切り
平成11年(調)第3号	北陸新幹線騒音防止等調停申請事件	11. 5. 13	長野県住民19人	日本鉄道建設公団	①騒音・振動対策 ②賠償請求 ③農家が日陰になったことによる補償金の支払	11. 10. 8	調停打ち切り
平成13年(調)第2号 外1件	核融合科学研究所重水素実験中止調停申請事件	13. 7. 9 14. 2. 26	岐阜県等住民8,138人	国(代表者 文部科学大臣)	重水素実験を実施しないこと	15. 11. 12	調停打ち切り
平成13年(調)第3号	清瀬・新座低周波騒音被害等調停申請事件	13. 11. 7	埼玉県等住民10人	医療法人	①防音・防振対策 ②慰謝料の支払	15. 3. 11	調停成立
平成14年(調)第2号	九州新幹線騒音被害防止等調停申請事件	14. 10. 4	熊本県住民10人	国(代表者 国土交通大臣) 日本鉄道建設公団(現 独立行政法人鉄道建設・運輸施設 整備支援機構) 熊本県 水俣市 八代市 鉄道会社	①緩衝地帯の設置 ②移転補償費の支払	17. 6. 28	調停打ち切り
平成15年(調)第1号	東京都地下鉄等騒音・振動被害防止調停申請事件	15. 3. 10 (引継ぎ)	東京都住民6人	東京都 鉄道会社	列車の運行に伴う騒音・振動の軽減	17. 6. 16	調停成立
平成15年(調)第5号 外1件	新潟空港騒音被害調停申請事件	15. 6. 27 15. 10. 31	新潟県住民5人	国(代表者 国土交通大臣及び環境大臣) 新潟県 新潟市	騒音対策等	16. 6. 1	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成17年(調)第1号	伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件	17. 8. 29	三重県等住民110人	産業廃棄物処理業者 産業廃棄物搬入業者 処分場土地所有者 三重県	①許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の撤去 ②許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、PCB、硫化水素及び有害化学物質による汚染の調査	22. 7. 6	調停打ち切り
平成21年(調)第2号	医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件	21. 2. 25	神奈川県住民16人	薬品会社	被害の未然防止、建設計画の一部凍結、安全性調査の継続的实施、施設完成後の住民への定期的情報開示及び住民による立入調査	21. 3. 9	移送
平成21年(調)第5号	成田国際空港航空機騒音調停申請事件	21. 7. 17	茨城県住民48人	空港会社	①航空機による騒音が暗騒音レベル(30dB)を超えないこと ②申請人の居住地区上空飛行の差し止め ③慰謝料等の支払	23. 5. 11	調停打ち切り
平成23年(調)第1号	長崎県佐々町における道路工事による土壌汚染被害等調停申請事件	23. 3. 9	長崎県住民1人	国土交通大臣	道路工事による土壌汚染及び産業廃棄物の不法投棄について ①事実関係を十分に認めること ②全ての関係物質を撤去し、それについての広報を徹底すること ③佐々町民に対し本件事実に基づき謝罪すること	23. 3. 22	移送
平成23年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 9. 16	国内住民等108人 法人等3団体	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下
平成23年(調)第4号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	23. 10. 5	大阪府等住民10名	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	23. 11. 28	調停申請却下

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(調)第1号	長野県における不法投棄に係る廃棄物処理調停申請事件	24. 1. 17	産業廃棄物処理事業者	長野県汚泥等の排出事業者9社	長野県に対して、 ①廃棄物等の搬出・処分義務の不存在確認 ②仮に申請人が廃棄物を搬出・処分する場合の賠償請求 その他の被申請人に対して ③廃棄物等の搬出・処分	24. 3. 5	調停申請却下
平成24年(調)第3号	温室効果ガスの過剰排出に伴う生活環境被害調停申請事件	24. 3. 14	国内住民等35人	電力会社等11社	各社事業活動に伴う二酸化炭素排出量を1990年比29パーセント削減すること	24. 3. 26	調停申請却下
平成24年(調)第4号	大津市における汚染土壌の処理による水質汚濁被害調停申請事件	24. 3. 29	滋賀県住民231人	香川県大津市	香川県は、①豊島から汚染土壌を搬出しないこと、②水洗浄処理業務委託契約を解除すること 大津市は、③豊島及び処理工場の汚染土壌のサンプル採取、立入調査及び工場直下を流れる川の水質モニタリングを実施すること	24. 5. 17	取下げ
平成24年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	24. 9. 24	千葉県住民1人	航空会社2社 国(代表者国土交通大臣)	申請人らは、①意図的にショートカットを行い、航空燃料を節約、利益を上げる行為を停止すること、②国が認めた深夜便の海上飛行を遂行(遵守)すること、③申請人に対する羽田発着便の不法行為への抗議により端を発した嫌がらせ等の行為を停止することなど	24. 10. 22	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(調)第9号 平成24年(調)第10号 外4件	手賀沼周辺における水質汚濁等による健康被害等調停申請事件	24. 12. 13 24. 12. 27 (引継ぎ) 25. 2. 20 25. 3. 25 25. 5. 30 25. 9. 25	千葉県住民 46人	千葉県	放射性物質を含む焼却灰の一時保管施設について、 ①一時保管施設の安全性の確保 ②最終処分場建設までの焼却灰搬入の中止 ③撤去時期(平成27年3月末)の確約	24. 12. 13 25. 12. 19	移送 調停打ち切り
平成25年(調)第5号 外1件	大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件	25. 7. 25 25. 9. 30	宗教法人 滋賀県等住民355人 レストラン 運営会社 不動産会社	残土処分業者 残土処分場所有者 大津市	①残土処分業者は、残土の搬入を中止すること ②残土処分業者及び残土処分場所有者は、搬入堆積させた残土を撤去すること ③大津市は、条例に基づく権限を適切に行使し、申請人らの危険を速やかに除去するよう努めること	25. 9. 27 26. 7. 7	一部取下げ (残土処分場所所有者に対する申請) 調停成立
平成25年(調)第6号	千葉県における航空機騒音調停申請事件	25. 7. 29	千葉県住民 1人	国土交通省	申請人宅の庭での騒音が、ピークレベル40dB以下になるよう羽田空港着陸機ルートを変更すること	25. 12. 3	調停打ち切り
平成26年(調)第1号	徳島市における土壌汚染等による健康被害等調停申請事件	26. 4. 3	徳島県住民 70人	産業廃棄物再生処理業者、産業廃棄物排出事業者及び徳島県ら16人	被申請人らは共同して、 ①本件処分場等におけるボーリング調査(産業廃棄物の埋立状況、汚染の状況調査)をすること ②本件処分場等の周辺における地下水分析等の継続的な調査をすること ③周辺の生活環境の汚染を引き起こさないよう適切な措置を講じること	28. 4. 26	調停打ち切り

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成28年(調) 第10号	東京国際空港航空機騒音調停申請事件	28. 9. 9	東京都法人 5社	国土交通大臣	被申請人に対して、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して同滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと	2. 1. 31	調停成立
平成28年(調) 第11号 平成29年(調) 第1号	甲賀市における水質汚濁等被害調停申請事件	28. 12. 9 29. 2. 20	宗教法人 農業法人	滋賀県 産業廃棄物 処理業者2 社 ほか1人	被申請人らは、廃棄物等の収去や岩石採取場周辺に被害が及ぶことがないよう必要な措置を講じること等	28. 12. 21 29. 3. 21	回付 移送
平成30年(調) 第3号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件	30. 3. 30	広島県住民 4人	自動車解体業者	騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善すること	30. 4. 10	移送
平成30年(調) 第4号	国立市における騒音による健康被害等調停申請事件	30. 11. 9	東京都住民 1人	建築会社	被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるため、損害賠償金40万円の支払を求めること	30. 11. 20	移送

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成31年(調)第1号 外1件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件	31. 2. 18 元. 8. 23	東京都など6都府県の住民93人 法人でない 社団1団体 東京都など4都県の住民14人	国(環境大臣) 自動車メーカー7社	被申請人国に対し、 ①新たな大気汚染公害医療費救済制度の創設 被申請人メーカーに対し、 ②本件救済制度への相当の財源負担 被申請人国及び被申請人メーカーに対し、 ③損害賠償金合計1億400万円(取下げ分を減額し、第2号分を増額)の支払	元. 7. 4 3. 12. 8	一部取下げ 調停打ち切り
令和3年(調)第3号	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件	3. 10. 18	埼玉県住民6人	入浴施設運営会社	①騒音が法律に基づく規制基準内にとどまるよう防音壁の設置等の対策 ②騒音は以下のとおり i 露天風呂からの人の声等 ii 露天風呂のテレビや滝の音 iii 北側室外機の音 iv 入浴施設のBGMや店内放送 v 排水・排気の音 vi 車のアイドリング音 vii 夜間工事の騒音 ③法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止		

仲裁事件

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和50年(仲)第1号	損害賠償仲裁申請事件	50. 12. 4	福岡県住民1人	日本国有鉄道	賠償請求(約5000万円)	51. 4. 26	棄却

裁定事件

事件番号	事件	申請受付年月日	申請人	被申請人	申請の趣旨	終結年月日	終結区分
昭和49年(セ)第1号 外1件	富山市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 7. 2 49. 10. 21	富山県住民 36人	建設会社等 4社	賠償請求 (約12億3000万円)	53. 7. 22	棄却
昭和49年(セ)第2号	大阪国際空港の航空機騒音による健康被害責任裁定申請事件	49. 8. 3	大阪府住民 3人	国(代表者 運輸大臣)	賠償請求 (約600万円)	49. 12. 3	取下げ
昭和49年(セ)第3号	東京都新宿区における地下鉄工事に伴う騒音、振動、地盤沈下による営業損害責任裁定申請事件	49. 8. 5	東京都住民 2人	東京都 建設会社	賠償請求 (約2600万円)	51. 11. 29	一部認容
昭和49年(セ)第4号	大阪市におけるビル建築工事に伴う地盤沈下による建築物損傷責任裁定申請事件	49. 8. 12	大阪府住民 1人	建設会社外 1人	賠償請求 (約500万円)	49. 10. 5	取下げ
昭和49年(セ)第5号 ↓ 昭和51年(調)第16号	長野県中野市におけるカドミウム汚染による農作物被害責任裁定申請事件	49. 9. 20	長野県農民 445人	ガラス製造 会社	賠償請求 (約8000万円)	51. 5. 12	職権調停移行→ 調停成立
昭和50年(ゲ)第1号 ↓ 昭和51年(調)第23号	埼玉県北葛飾郡における大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	50. 6. 27	化学薬品製 造会社	埼玉県住民 50人	亜硫酸ガスと呼吸 器疾患等との因果 関係の有無	51. 6. 17	職権調停移行→ 調停成立
昭和50年(セ)第1号	東京都葛飾区における騒音、振動による建築物損傷等責任裁定申請事件	50. 12. 2	東京都住民 2人	鉄工所	賠償請求 (約600万円)	51. 1. 19	申請不受理
昭和51年(セ)第1号 ↓ 昭和52年(調)第33号	島根半島における廃油汚染による漁業被害責任裁定申請事件	51. 10. 1	島根県漁民 3,384人 漁協10組合	運輸会社	賠償請求 (約1億9000万円)	52. 10. 13 52. 12. 23	職権調停移行 調停成立
昭和52年(セ)第1号	東京都新宿区(片町)における地下鉄工事に伴う騒音、振動による賃料等損害責任裁定申請事件	52. 2. 25	観光会社 東京都住民 1人	東京都 建設会社	賠償請求 (約3500万円)	53. 2. 28	取下げ(和解成 立)
昭和54年(ゲ)第1号 ↓ 昭和56年(調)第4号	仙台湾における養殖海苔被害原因裁定申請事件	54. 2. 28	宮城県漁協 7組合	仙台市	下水処理場排水と 海苔芽脱落との因 果関係の有無	56. 2. 2 56. 3. 30	職権調停移行 調停成立
昭和55年(セ)第1号	佐伯湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	55. 11. 28	大分県真珠 養殖業者	建設会社 倉庫会社	賠償請求 (約3900万円)	58. 10. 17	取下げ
昭和57年(ゲ)第1号	壱岐における養殖真珠被害原因裁定申請事件	57. 6. 25	長崎県真珠 養殖業者	芦辺町	漁港修築事業と真 珠貝へい死との因 果関係の有無	元. 3. 6	一部認容

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和60年(セ)第1号	高知市における建築物損傷等責任裁定申請事件	60. 9. 2	高知県住民1人	大規模集会所の施工主 施工業者 設計管理者	賠償請求 (約100万円)	60.10. 7	申請不受理
昭和61年(セ)第1号 外1件 ↓ 昭和63年(調)第14号 外1件	森浦湾における養殖真珠被害責任裁定申請事件	61. 4. 12 62. 4. 7	漁業生産組合 真珠養殖業者2人	建設会社 年金福祉事業団 和歌山県 和歌山県土地開発公社	賠償請求 (約13億7000万円)	63. 7. 20 63. 7. 21	職権調停移行 調停成立
昭和62年(セ)第2号 外1件 ↓ 平成元年(調)第5号	道路騒音等被害責任裁定申請事件	62. 5. 28 63. 2. 4	東京都住民133人	国(代表者 建設大臣) 東京都 首都高速道路公団	賠償請求 (申請人1人につき50万円)等	元. 3. 22 元. 3. 23	職権調停移行 調停成立
昭和63年(ゲ)第1号	水俣病原因裁定申請事件	63. 7. 29	熊本県等住民245人	化学肥料等製造会社	工場廃水中のメチル水銀化合物と水俣病に罹患したこととの因果関係の有無	63. 9. 21	申請不受理
平成2年(セ)第1号 ↓ 平成3年(調)第12号	冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件	2. 9. 25	東京都住民1人	アパート所有者	賠償請求 (約300万円)	3.11. 5	職権調停移行→ 調停成立
平成2年(ゲ)第1号	商店街拡声器騒音被害原因裁定申請事件	2.12. 28	東京都住民1人	国(代表者 法務大臣) 全国商店街連合会 全国商店街振興組合連合会 日本商工会議所	商店街が設置した商業宣伝放送により発生した騒音公害と申請人が受けた肉体的、生命的、精神的苦痛との因果関係の有無	3. 1. 28	申請不受理
平成3年(ゲ)第1号	下水道管理設工事振動被害原因裁定申請事件	3. 9. 30	東京都住民3人	東京都	下水道管理設工事と健康障害及び家屋等の破損の因果関係の有無	3.11. 25	申請不受理
平成4年(セ)第1号 外13件 ↓ 平成10年(調)第1号	小田急線騒音被害等責任裁定申請事件	4. 5. 7 ～ 9.12. 8	東京都住民368人	鉄道会社	賠償請求 (申請人1人につき50万円)	10. 4. 6 10. 5. 23 10. 7. 24	職権調停移行 一部調停成立 一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成8年(セ)第1号 ↓ 平成11年(調)第2号	飯塚市廃棄物悪臭被害責任裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民5人	飯塚市	賠償請求 (申請人1人につき360万円)	11. 1. 29 11. 7. 13	職権調停移行 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件に併合) 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成8年(ゲ)第1号 ↓ 平成11年(調)第1号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害原因裁定申請事件	8. 4. 24	福岡県住民4人	飯塚市	し尿処理場及びこれに隣接する下水道終末処理場から発生する悪臭と健康被害等との因果関係の有無	11. 1. 29 11. 7. 13	職権調停移行 (飯塚市廃棄物悪臭被害職権調停事件を併合) 調停成立
平成9年(ゲ)第1号	杉並区における不燃ゴミ中継施設健康被害原因裁定申請事件	9. 5. 21	東京都等住民18人	東京都	不燃ゴミ中継施設から排出される有害物質と健康被害との因果関係の有無	14. 6. 26	一部認容
平成10年(ゲ)第1号	金属板印刷工場悪臭被害原因裁定申請事件	10. 4. 24	千葉県住民3人	金属板印刷会社	工場から排出される悪臭と健康被害との因果関係の有無	10. 6. 22	申請不受理
平成11年(セ)第1号	小豆島採石場粉じん被害等責任裁定申請事件	11. 5. 6	香川県住民2人	香川県採石会社	賠償請求 (100万円)	11. 6. 21	申請不受理
平成11年(セ)第2号	尾鷲市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 8. 30	三重県真珠養殖業者	三重県建設会社3社	賠償請求 (約3億円)	14. 2. 18	棄却
平成11年(セ)第3号	佐伯市における養殖真珠被害責任裁定申請事件	11. 12. 27	大分県真珠養殖業者	国(代表者運輸大臣)	賠償請求 (約6390万円)	15. 1. 31	一部認容
平成12年(セ)第1号 ↓ 平成15年(調)第4号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	12. 11. 8	鹿児島県住民3人	鹿児島県建設会社3社	賠償請求 (1億5156万円)	15. 6. 17	職権調停移行→ 調停成立 一部取下げ
平成13年(セ)第1号	奄美大島における漁業被害等責任裁定申請事件	13. 1. 31	鹿児島県住民3人	建設会社	賠償請求 (1億8156万円)	13. 2. 19	取下げ
平成13年(セ)第2号	横浜市における振動・低周波音被害責任裁定申請事件	13. 12. 27	神奈川県住民3人	横浜市	賠償請求 (5000万円)	15. 3. 31	棄却
平成14年(セ)第1号 ↓ 平成16年(調)第2号	深川市における低周波音被害責任裁定申請事件	14. 1. 18	北海道住民2人	生活協同組合	賠償請求 (約1113万円)	16. 6. 30 16. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成14年(セ)第2号 ↓ 平成14年(調)第3号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	14. 3. 28	静岡県住民1人	製菓会社	賠償請求 (約350万円)	14. 11. 26	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ)第3号 ↓ 平成15年(調)第2号	松戸市におけるマンション建設粉じん・悪臭等被害責任裁定申請事件	14. 9. 10	千葉県住民3人	建設会社2社	賠償請求 (約2300万円)	15. 3. 17	職権調停移行→ 調停成立
平成14年(セ)第4号 ↓ 平成16年(調)第1号	越谷市における印刷工場からの悪臭による健康被害責任裁定申請事件	14. 9. 18	埼玉県住民24人	越谷市印刷会社	賠償請求 (申請人1人につき200万円)	16. 4. 15 16. 4. 20	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成14年(ゲ)第1号	高崎市における低周波音被害原因裁定申請事件	14. 10. 10	群馬県住民1人	スーパーマーケット食品会社	惣菜加工工場の周囲に設置した冷凍機等から発生する低周波音と健康被害との因果関係の有無	17. 12. 20	取下げ
平成15年(ゲ)第1号 ↓ 平成15年(調)第3号	大阪市におけるメッキ工場による土壤汚染財産被害原因裁定申請事件	15. 2. 6	国(代表者財務大臣)	メッキ会社	工場が排出していた有害物質と土壤汚染による財産被害との因果関係の有無	15. 5. 12 15. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成15年(ゲ)第2号 外1件	有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件	15. 4. 16 15. 5. 30	福岡県等漁民19人 漁業協同組合連合会	国(代表者農林水産大臣)	国営諫早湾土地改良事業と漁業被害との因果関係の有無	16. 9. 8 17. 8. 30	一部取下げ 棄却
平成15年(セ)第1号	埼玉県伊奈町における産業廃棄物不法投棄による地盤沈下及び土壤汚染被害責任裁定申請事件	15. 7. 30	埼玉県住民1人	国(代表者国土交通大臣) 埼玉県伊奈町土地の売主不動産会社	賠償請求 (2704万円)	16. 1. 21	取下げ
平成15年(セ)第2号	香川県直島における廃棄物処理施設に関する責任裁定申請事件	15. 10. 21	岡山県住民1人	香川県	賠償請求 (3億円)等	15. 12. 8	申請不受理
平成15年(セ)第3号 ↓ 平成17年(調)第3号	荒川区における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	15. 11. 6	東京都住民3人	東京都住民2人 神奈川県住民1人 スーパーマーケット	賠償請求 (申請人1人につき約219万円)	17. 11. 25	職権調停移行→ 調停成立
平成16年(ゲ)第1号	新潟市における道路振動被害原因裁定申請事件	16. 1. 13	新潟県住民3人	新潟市	市道拡幅工事と家屋破損等の被害との因果関係の有無	17. 3. 7	取下げ
平成16年(ゲ)第2号	北海道岩内町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	16. 2. 13	北海道住民4人	国(代表者国土交通大臣)	道路改修工事と家屋等破損の被害との因果関係の有無	17. 6. 30	棄却
平成16年(セ)第1号 ↓ 平成18年(調)第1号	名古屋市における道路騒音被害責任裁定申請事件	16. 3. 18	愛知県住民2人	国(代表者国土交通大臣) 名古屋高速道路公社	賠償請求 (申請人1人につき約500万円)	18. 7. 18 19. 4. 6	職権調停移行 調停成立
平成16年(ゲ)第3号	富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 16. 8. 4	(原告) 富山県漁民13人 栽培組合	(被告) 電力会社	(嘱託の趣旨) ダムの排砂と漁業被害との因果関係の有無	19. 3. 28	因果関係を一部認める
平成17年(ゲ)第1号	茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 2. 14	茨城県住民3人	金属製品製造会社2社 茨城県	製造会社の事業活動等及び県の指導監督の不行使と健康被害との因果関係の有無	21. 8. 24	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成17年(セ)第1号 ↓ 平成17年(調)第2号	日野市における農薬等による健康被害責任裁定申請事件	17. 3. 22	東京都住民1人	東京都住民3人	賠償請求 (3500万円)	17. 11. 2	職権調停移行→ 調停成立
平成17年(ゲ)第2号	銚子市における汚水による土壌汚染被害等原因裁定申請事件	17. 5. 19	ゴルフセンター 千葉県住民2人	千葉県	排水管理の不備と水田の損壊及び汚水による冠水被害との因果関係の有無	19. 3. 13	棄却
平成17年(セ)第2号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害責任裁定申請事件	17. 5. 31	静岡県住民1人	製菓会社	賠償請求 (約200万円)	18. 6. 14	取下げ
平成17年(ゲ)第3号	大和郡山市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6. 8	奈良県住民1人	ホームセンター	購入したパイン集成材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ)第4号	津市における化学物質による健康被害原因裁定申請事件	17. 6. 14	三重県住民2人	建設会社	補修工事に使用した部材に含まれていた有害化学物質と健康被害との因果関係の有無	18. 5. 29	裁定申請却下
平成17年(ゲ)第5号	横浜市におけるマンション建設工事による家屋損傷原因裁定申請事件	17. 7. 21	建設会社	神奈川県住民1人	マンション建設工事と家屋に生じた不具合との因果関係の有無	19. 10. 2	取下げ
平成17年(セ)第3号 ↓ 平成20年(調)第1号	川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	17. 8. 16	鉄道会社	学校法人 川崎市	賠償請求 (約52億1639万円)	18. 7. 5 20. 5. 7	一部取下げ 一部認容 一部棄却
平成18年(セ)第1号	渋谷区におけるビル建設工事騒音被害等責任裁定申請事件	18. 1. 11	東京都住民2人	建設会社	賠償請求 (約336万円)	19. 11. 19	一部認容
平成18年(セ)第2号 外1件	神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件	18. 7. 24 20. 9. 29	茨城県等住民39人	国(代表者 内閣総理大臣) 茨城県	賠償請求 (申請人1人につき300万円)	24. 5. 11	一部認容
平成18年(セ)第3号 ↓ 平成22年(調)第1号	上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	18. 8. 17	埼玉県住民2人	理・美容院 経営会社	賠償請求 (468万円)等	22. 1. 8 23. 9. 15	職権調停移行 調停成立
平成18年(ゲ)第1号	和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件	18. 9. 22	漁業協同組合 組合員85人	和歌山県	ダムが洪水時に放流する濁水と漁業被害との因果関係の有無	22. 6. 1	棄却
平成18年(セ)第4号	羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	18. 10. 30	電子関連機器製造会社	石川県 羽咋市	賠償請求 (約9億5474万円 →約16億6140万円)	20. 11. 28	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成18年(セ)第5号	久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件	18. 11. 30	ビジネスホテル	鉄道会社	賠償請求 (1990万円)	20. 7. 22	棄却
平成19年(セ)第1号 外1件 ↓ 平成21年(調)第3号	八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件	19. 3. 19 19. 9. 12	熊本県住民 11人	製紙会社	賠償請求 (申請人1人につき300万円)	19. 9. 12 21. 4. 2 21. 5. 25	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成19年(セ)第3号	港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件	19. 9. 25	絨毯販売会社	建設会社	賠償請求 (6784万円)	21. 3. 30	棄却
平成19年(セ)第4号	高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件	19. 10. 26	高知県住民 7人	国(代表者 国土交通大臣)	賠償請求 (6億8172万円)	22. 1. 19	棄却
平成20年(セ)第1号	さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	20. 2. 1	埼玉県住民 1人	不動産会社 借家所有者	賠償請求 (約310万円)	21. 3. 30	棄却
平成20年(セ)第2号	東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件	20. 3. 28	東京都住民 1人	国(代表者 環境大臣、 国土交通大臣)	賠償請求 (3600万円)	22. 3. 12	棄却
平成20年(セ)第3号	足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	20. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (107万円)	22. 4. 2	棄却
平成20年(ゲ)第1号	筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件	20. 9. 12	福岡県住民 117人	産業廃棄物 処理業者 福岡県	廃棄物処分場排水及び県の不適切な指導監督と水質環境の悪化等の被害との因果関係の有無	24. 6. 15	棄却
平成20年(ゲ)第2号	東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件	20. 9. 30	東京都等住民 8人	東京都23区 東京二十三区清掃一部 事務組合	清掃工場から排出される大気汚染物質と生活環境の悪化及び健康被害等の発生との因果関係の有無	24. 6. 22	棄却
平成20年(セ)第5号 ↓ 平成21年(調)第1号	横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件	20. 10. 17	神奈川県住民 1人	不動産会 建設会社	賠償請求 (40万円)	21. 1. 21	職権調停移行→ 調停成立
平成20年(ゲ)第3号 ↓ 平成21年(調)第4号	札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件	20. 12. 24	建設会社	鉄道会社	列車による鉄粉の飛散と社屋と車両の錆が発生する等の被害との因果関係の有無	21. 7. 8 21. 9. 29	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成21年(セ)第1号	小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件	21. 3. 9	愛知県等住民60人	愛知県独立行政法人都市再生機構	賠償請求等	21. 4. 3 21.10.20	一部取下げ 取下げ
平成21年(ゲ)第1号	相模原市における振動被害原因裁定申請事件	21. 3.16	神奈川県住民1人	神奈川県住民1人	マッサージ機械等の振動と健康被害との因果関係の有無	21.10.26	棄却
平成21年(セ)第2号	高崎市における騒音被害責任裁定申請事件	21. 3.19	群馬県住民2人	群馬県住民1人	賠償請求 (100万円)	21. 4.27	取下げ
平成21年(ゲ)第2号 外1件	鎌倉市における振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 5.27 21. 6.30	神奈川県住民2人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する低周波音・振動と健康被害との因果関係の有無	22. 8. 2	棄却
平成21年(セ)第3号 外1件 ↓ 平成22年(調)第2号	北九州市における解体工事振動被害等責任裁定申請事件	21. 6. 9	福岡県住民2人 ホテル	建設会社	賠償請求 (第3号：120万円、第4号：80万円)	22. 3.29 22. 4. 9	職権調停移行 調停成立
平成21年(ゲ)第3号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 6.17	仙台市	石油会社	被申請人が所有する隣接地の汚染と申請人が所有する土地の土壌汚染等との因果関係の有無	23. 4.18	認容
平成21年(ゲ)第4号	三原市における低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 6.25	広島県住民1人	老人ホーム経営会社 建物所有者	被申請人らが経営又は所有する施設から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 8	棄却
平成21年(セ)第5号	横浜市におけるマンション受水槽撤去工事騒音被害等責任裁定申請事件	21. 7. 2	神奈川県住民1人	マンション管理会社 建設会社	賠償請求 (25万円)	22. 4. 5	棄却
平成21年(セ)第6号	深谷市における工場操業に伴う騒音・低周波音被害責任裁定申請事件	21. 7. 3	埼玉県住民1人	合成樹脂加工会社	賠償請求 (3265万円)	25.10.17	棄却
平成21年(ゲ)第6号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 8	茨城県住民1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 8. 5	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成21年(ゲ)第7号外1件	静岡県東伊豆町における風力発電施設からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 7. 21 21. 11. 9	静岡県住民 12人	風力発電会社	被申請人が稼働させている風力発電施設から発生する超低周波・低周波騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	21. 10. 7 23. 2. 8	一部取下げ 取下げ
平成21年(セ)第7号	播磨灘における養殖のり被害責任裁定申請事件	21. 7. 22	兵庫県住民 2人	電力会社	賠償請求 (5000万円)	23. 4. 27	棄却
平成21年(ゲ)第8号	神栖市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	21. 8. 5	茨城県住民 1人	氷雪販売業者	被申請人が所有する機械から発生する騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 6. 7	棄却
平成21年(ゲ)第9号外1件	熊本県南関町における道路工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	21. 9. 18 21. 10. 8	熊本県住民 2人 法人	熊本県南関町	被申請人が施工した道路工事と申請人らが使用する井戸の水質汚濁との因果関係の有無	24. 4. 4	棄却
平成21年(ゲ)第11号	横浜市におけるマンション高圧受電設備からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 10. 30	神奈川県住民 1人	マンション管理会社 マンション管理組合	被申請人らが管理する受電設備から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	22. 9. 24	取下げ
平成21年(セ)第8号	東広島市における工場騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 11. 13	広島県住民 1人	自動車部品等製造会社	賠償請求 (800万円)	23. 3. 22	棄却
平成21年(ゲ)第13号	横浜市における飲食店・道路からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件	21. 11. 16	神奈川県住民 1人	飲食店 国(代表者 国土交通大臣)	被申請人らが発生させる低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 6. 25	棄却
平成21年(セ)第9号	新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 16	東京都住民 1人	東京都住民 1人	賠償請求 (82万円)	21. 12. 7	取下げ
平成21年(セ)第10号	入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件	21. 11. 20	埼玉県住民 2人	薬品等製造会社 不動産会社 工場土地所有者	賠償請求 (807万円)	23. 11. 28	棄却
平成21年(ゲ)第14号	高崎市における給湯器騒音による健康被害原因裁定申請事件	21. 12. 10	群馬県住民 2人	群馬県住民 住宅の施工会社 給湯器製造会社	被申請人らが製造、設置、使用する給湯器から発生する低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 6. 10	取下げ

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成21年(セ)第11号	渋谷区におけるマンション騒音による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	東京都住民 1人	グラフィックデザイン業者	賠償請求 (261万円)	23. 6. 27	棄却
平成21年(セ)第12号	熊本県大津町におけるマンション給排水設備等からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	21. 12. 24	熊本県住民 2人	不動産所有者 不動産会社	賠償請求 (約3404万円)	23. 2. 7	棄却
平成22年(ゲ)第1号 ↓ 平成22年(調)第5号	大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	22. 4. 1	東京都住民 2人	プラスチック加工会社	プラスチック加工工場から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	22. 9. 30 22. 10. 6	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ)第1号	神崎市における水利工事による振動被害責任裁定申請事件	22. 4. 5	佐賀県住民 1人	国(代表者 農林水産大臣)	賠償請求 (3600万円)	24. 6. 13	棄却
平成22年(セ)第2号 外1件	福岡県遠賀町におけるペット火葬場大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	22. 4. 28 22. 10. 25	福岡県住民 2人	福岡県 遠賀町 遠賀町農業委員会 遠賀中間地域広域行政事務組合 福岡県住民 4名	賠償請求 (第2号: 4300万円、第9号: 2470万円)	23. 5. 12	一部却下 一部棄却
平成22年(ゲ)第2号	島根県吉賀町におけるトンネル工事によるヒ素汚染漁業被害原因裁定申請事件	22. 5. 17	漁業協同組合	島根県	トンネル工事により河川内にヒ素が流出したことと漁業被害との因果関係の有無	23. 5. 26	取下げ
平成22年(ゲ)第3号	文京区におけるマンション工事による振動被害原因裁定申請事件	22. 5. 27	文化財保存・管理法人	不動産会社 建設会社	マンション建設工事と申請人の所有・管理する建物の損害との因果関係の有無	24. 10. 12	取下げ
平成22年(セ)第3号	宮崎市における道路工事による土壌汚染被害責任裁定申請事件	22. 6. 2	宮崎県住民 1人	宮崎県	賠償請求 (約920万円)	24. 3. 27	棄却
平成22年(セ)第4号 ↓ 平成24年(調)第2号	宮崎市における交通騒音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 6. 29	宮崎県住民 2人	国(代表者 国土交通大臣) 宮崎県	賠償請求 (約7702万円)	24. 2. 22 24. 4. 7	職権調停移行 調停成立
平成22年(セ)第5号	文京区におけるマンション解体工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 2人	建物解体会社	賠償請求 (約262万円)	23. 12. 20	一部認容

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成22年(セ)第6号	葛飾区におけるマンション工事による振動被害等責任裁定申請事件	22. 7. 23	東京都住民 1人	不動産会社	賠償請求 (1000万円)	23. 9. 26	棄却
平成22年(セ)第7号	中野区における道路換気所からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	22. 8. 20	東京都住民 2人	道路会社	賠償請求 (約1235万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ)第4号	葛飾区における電気通信設備からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 9. 9	東京都住民 1人	通信会社	携帯電話の基地局等から発生する騒音又は振動(低周波音及び低周波振動を含む)と健康被害との因果関係の有無	25. 4. 4	棄却
平成22年(セ)第8号	小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	22. 10. 7	東京都住民 1人	公衆浴場経営者	賠償請求 (約201万円)	24. 5. 25	棄却
平成22年(ゲ)第5号 ↓ 平成23年(調)第5号	川口市における住宅工事に伴う大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	22. 11. 8	埼玉県住民 1人	住宅施工会社	住宅工事と申請人の健康被害との因果関係の有無	23. 10. 18 23. 11. 21	職権調停移行 調停成立
平成22年(ゲ)第6号	多摩市における道路交通振動による財産被害等原因裁定申請事件	22. 11. 12	東京都住民 1人	東京都	道路交通振動と申請人の家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	23. 4. 22	取下げ
平成22年(ゲ)第7号	鎌ヶ谷市における医療施設からの騒音等による健康被害原因裁定申請事件	22. 12. 2	千葉県住民 1人	医療法人 同法人経営者	医療施設の厨房のボイラー及びエアコン室外機から発生する騒音等と申請人の健康被害との因果関係の有無	24. 8. 27	棄却
平成22年(セ)第10号	松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件	22. 12. 6	千葉県住民 1人	建設会社	賠償請求 (180万円)	24. 9. 10	一部認容
平成22年(セ)第11号	焼津市における金属加工場からの振動・騒音による慰謝料責任裁定申請事件	22. 12. 27	静岡県住民 1人	金属加工会社 焼津市 静岡県	賠償請求 (300万円)等	24. 12. 5	棄却
平成23年(ゲ)第1号 ↓ 平成24年(調)第8号	宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 2. 4	沖縄県住民 1人 エコツアー 企画運営会社	宮古島市	海中公園工事における水質汚濁とサンゴ礁等の被害との因果関係の有無	24. 12. 3 24. 12. 17	職権調停移行 調停成立
平成23年(セ)第1号	千代田区における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 2. 21	不動産会社	鉄道会社	賠償請求 (日額9000円等)	26. 1. 15	一部却下 一部棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成23年(ゲ)第2号 外2件	寝屋川市における廃棄物処理施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	23. 3. 1 24. 1. 25 24. 12. 26	大阪府等住民73人	廃プラ処理会社 北河内4市 リサイクル施設組合	廃プラ処理施設から排出される有害化学物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26. 11. 19	棄却
平成23年(ゲ)第3号 ↓ 平成23年(調)第2号	中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件	23. 3. 2	東京都住民1人	レストラン運営会社	飲食店の来店客の喚声等と申請人の精神的被害との因果関係の有無	23. 9. 12 23. 9. 26	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ)第4号	島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件	23. 3. 7	食品会社	畜産会社3社 畜産事業者	養豚場等から排出されるし尿と申請人所有の井戸水の汚染との因果関係の有無	27. 2. 10	一部認容
平成23年(セ)第2号	芦屋市におけるマンション工事からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 3. 10	兵庫県住民1人	不動産会社 建設会社	賠償請求 (約361万円)	24. 8. 7	棄却
平成23年(セ)第3号	吹田市におけるマンション工事による騒音・振動被害責任裁定申請事件	23. 4. 21	大阪府住民8人	マンション分譲会社4社 建設会社	賠償請求 (2640万円)	24. 6. 11	棄却
平成23年(セ)第4号	羽生市における医療廃棄物による土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 4. 22	埼玉県住民1人	土地・建物の売主	賠償請求 (約1018万円)	24. 1. 30	取下げ
平成23年(ゲ)第5号	高槻市におけるエアコン室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 6. 16	大阪府住民2人	不動産会社 賃貸住宅所有者	賃貸住宅に設置されたエアコン室外機12機から発生した騒音及び低周波と申請人らの健康被害との因果関係の有無	26. 1. 28	一部認容
平成23年(セ)第5号	伊勢崎市における道路振動等による財産被害責任裁定申請事件	23. 6. 17	群馬県住民1人	伊勢崎市	賠償請求 (約162万円)	23. 9. 14	取下げ
平成23年(セ)第6号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害責任裁定申請事件	23. 6. 21	東京都住民1人	電力会社	賠償請求 (約13万円) 等	24. 6. 22	一部却下 一部棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成23年(ゲ)第6号	原子力発電設備からの排出物質に係る大気汚染等による生活環境被害原因裁定申請事件	23. 6. 21	東京都住民1人	電力会社	原子力発電所における原子炉の運転等に際して排出された核燃料物質等の大気汚染と申請人が受けた放射線被曝との因果関係の有無	24. 6. 22	棄却
平成23年(セ)第7号	港区におけるビル換気用設備からの騒音による慰謝料責任裁定申請事件	23. 7. 14	東京都住民1人	土地信託会社	賠償請求 (100万円)	24. 4. 6	棄却
平成23年(セ)第8号	八潮市における道路工事等による振動被害等責任裁定申請事件	23. 7. 22	埼玉県住民1人	埼玉県建設会社3社	賠償請求 (2160万円)	24. 11. 1	棄却
平成23年(セ)第9号	名古屋市における鉄道等からの騒音被害責任裁定申請事件	23. 7. 22	愛知県住民4人	名古屋市名古屋高速道路公社鉄道会社3社	賠償請求 (2000万円)	25. 11. 5	一部認容
平成23年(ゲ)第7号	加須市における地下水汲上げによる地盤沈下被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 23. 9. 7	(原告) 埼玉県住民1人	(被告) 埼玉県住民2人	(囑託の趣旨) 原告所有地の境界線付近に設置した井戸からの地下水の汲み上げと、原告所有地の地盤沈下等との因果関係の有無	26. 9. 29	因果関係を認めない
平成23年(ゲ)第8号	富士市における医療施設等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	23. 9. 20	静岡県住民2人	医療施設運営会社 医療法人	病院等施設の空調室外機等から発生する騒音・低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	25. 3. 11	棄却
平成23年(セ)第10号 ↓ 平成27年(調)第2号	茅ヶ崎市における小売店舗からの騒音・低周波音による慰謝料等責任裁定申請事件	23. 9. 29	神奈川県住民1人	スーパーマーケット経営会社	賠償請求 (約433万円)	27. 2. 10 27. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成23年(ゲ)第9号	鹿児島県馬毛島における開発工事による漁業被害原因裁定申請事件	23. 11. 29	鹿児島県住民13人	土地開発会社	飛行場建設工事において森林伐採を行った結果、土砂が周辺海域に流れ込み海洋汚染を生じたことと漁業被害の因果関係の有無	28. 10. 25	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成23年(セ)第11号	栃木県野木町における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件	23. 11. 30	栃木県住民 1人	不動産会社	賠償請求 (約3758万円)	24. 10. 22	却下
平成23年(セ)第12号外1件 ↓ 平成26年(調)第2号	岐阜県笠松町における騒音等による財産被害等責任裁定申請事件	23. 12. 8	岐阜県住民 1人	岐阜県 食品会社4社 惣菜製造事業協同組合	賠償請求 (約3782万円)	26. 6. 5 26. 7. 3	職権調停移行 (26.6.5被申請人食品会社4社等に係る手続を分離) 調停成立 取下げ
平成23年(ゲ)第10号	福岡県寺内ダム下流域における養殖のり被害原因裁定申請事件	23. 12. 20	川海苔製造販売会社2社	独立行政法人水資源機構	ダム建設事業によって行った工事及びその後の管理により、河川の水量が減少したために富栄養化が進み水質の悪化をもたらしたこと等と川海苔製造被害との因果関係の有無	26. 3. 13	取下げ
平成23年(セ)第13号	甲州市における工場からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	23. 12. 27	山梨県住民 1人	清涼飲料水製造会社	賠償請求 (約22万円)	25. 5. 28	棄却
平成23年(ゲ)第11号	沼津市における工場からの騒音・振動被害原因裁定申請事件	23. 12. 27	静岡県住民 1人	建設会社	切削・打撃音、加工部材の積み込み等による騒音・振動と申請人の精神的損害との因果関係の有無	24. 7. 31	取下げ
平成24年(ゲ)第1号	安来市における宅地造成工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 1. 23	島根県住民 1人	建設会社	隣接地の宅地造成を行った際、盛土等の圧力により造成土砂を地盤沈下させたことに伴う土圧、水圧と申請人所有の建物の破損等との因果関係の有無	26. 7. 29	棄却
平成24年(セ)第1号	刈谷市における産業廃棄物処理施設からの振動・騒音被害責任裁定申請事件	24. 2. 1	ガソリンスタンド 愛知県住民 1人	産業廃棄物処理業者	賠償請求 (約1780万円)	25. 5. 28	棄却
平成24年(セ)第2号 ↓ 平成24年(調)第5号	大田区におけるビル解体工事による騒音被害等責任裁定申請事件	24. 2. 15	東京都住民 1人	不動産会社	賠償請求 (10万円)	24. 4. 26 24. 5. 18	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(ゲ)第3号 外3件	野田市における廃棄物処理施設からの大気汚染等による健康被害原因裁定申請事件	24. 3. 7 25. 3. 11 25. 4. 3 25. 6. 4	千葉県住民 25人	産業廃棄物処理業者	施設の操業に伴って排出された化学物質と申請人らに生じた健康被害との因果関係の有無	27. 8. 28	棄却
平成24年(ゲ)第4号 ↓ 平成24年(調)第7号	神栖市におけるビル解体工事等による振動被害原因裁定申請事件	24. 3. 8	茨城県住民 1人	建物解体会社	ビル解体工事と申請人住居の損害との因果関係の有無	24. 11. 28 24. 12. 19	職権調停移行 調停成立
平成24年(ゲ)第5号	武蔵野市における騒音・低周波音被害原因裁定申請事件	24. 4. 4	東京都住民 1人	医療法人	病院の空調室外機から発生する騒音等と申請人に生じている騒音被害との因果関係の有無	26. 1. 28	棄却
平成24年(セ)第3号 外1件 ↓ 平成25年(調)第8号	江東区におけるマンション工事による騒音・振動・低周波音被害責任裁定申請事件	24. 4. 20 24. 7. 6	東京都住民 5人	不動産会社	賠償請求 (492万円)	25. 8. 27 25. 9. 2	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ)第4号	岩国市におけるポンプ場建設工事による騒音・振動・地盤沈下被害責任裁定申請事件	24. 6. 15	山口県住民 1人	岩国市	賠償請求 (約6740万円)	26. 6. 5	棄却
平成24年(ゲ)第6号 ↓ 平成25年(調)第3号	京都市における体育施設からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	24. 6. 19	京都府住民 2人	体育施設運営法人	体育施設の機械・音楽騒音及びコーチ・会員が発生させる騒音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	24. 7. 24 25. 6. 6 25. 6. 13	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成24年(セ)第6号 ↓ 平成25年(調)第11号	品川区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件	24. 8. 13	東京都住民 1人	鉄道会社	賠償請求 (約880万円)	25. 12. 20 26. 1. 6	職権調停移行 調停成立
平成24年(セ)第7号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 8. 31	機械製造会社	鉄道会社	賠償請求 (1億円→ 8960万円)	24. 9. 10 25. 3. 11	一部取下げ 棄却
平成24年(セ)第8号	福津市における下水道処理施設建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	24. 9. 20	福岡県住民 1人	福津市 地方共同法人 日本下水道事業団	賠償請求 (1140万円)	25. 12. 3	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成24年(ゲ)第7号	千葉市における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 25	千葉県住民3人	千葉県	千葉県企業庁の実施した埋立て後の後養生不備と申請人ら住宅の損害との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成24年(ゲ)第8号	栃木県壬生町における地盤沈下被害原因裁定申請事件	24. 10. 26	栃木県住民2人	栃木県住民1人(クリーニング店経営)	申請人所有地に隣接した洗濯工場の井戸からの地下水の汲み上げと申請人が所有する土地の地盤沈下との因果関係の有無	26. 3. 25	棄却
平成25年(セ)第1号外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民17人	金属加工会社	賠償請求(約5992万円)	28. 7. 15	取下げ
平成25年(ゲ)第1号外3件	大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 1. 9 25. 5. 24 25. 5. 24 25. 5. 24	大阪府住民17人	金属加工会社	工場から排出されるガスと申請人らの家屋の損傷及び健康被害との因果関係の有無	28. 7. 5	一部認容
平成25年(セ)第2号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 1. 22	東京都住民1人	東京都住民1人(歯科医院経営)	賠償請求(70万円)	25. 3. 22	取下げ
平成25年(セ)第3号	尼崎市における振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 1. 28	兵庫県法人	尼崎市建設会社コンサルティング会社	賠償請求(233万円)	27. 2. 17	取下げ
平成25年(セ)第4号	燕市における振動等による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 4	新潟県住民1人	新潟県建設会社2社 燕市	賠償請求(約1億2633万円)	27. 2. 10	棄却
平成25年(ゲ)第2号外1件	静岡市における廃棄物処理施設からの排出物質による健康被害原因裁定申請事件	25. 2. 14 25. 12. 25	静岡県住民6人	静岡市	廃棄物処理業者が起こした火災事故で流出した廃油、廃塗料による地下水の汚染を被申請人が放置したことと申請人が在住する町内の住民の発癌率の増加との因果関係の有無	27. 10. 27	棄却
平成25年(ゲ)第3号	七尾市における低周波音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 2. 19	(原告) 石川県住民3人	(被告) 撚糸工場操業者(補助参加) 機械製造会社	(囑託の趣旨) 被告の工場の機械から発生した低周波音と原告らに生じた心身の障害との因果関係の有無	26. 6. 13	因果関係を認めない

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成25年(セ)第5号	秦野市における道路騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	25. 2. 21	神奈川県住民1人	秦野市	賠償請求 (500万円)	27. 3. 5	棄却
平成25年(ゲ)第4号	仙台市における土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	25. 2. 22	石油会社	申請人給油所跡地近傍地の所有者3人	申請人が行っていた給油所の事業活動・解体工事と被申請人ら土地の土壌汚染等との因果関係は存しない	28. 8. 19	棄却
平成25年(セ)第6号 ↓ 平成25年(調)第7号	小平市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 3. 22	東京都住民1人	医療法人	賠償請求 (70万円)	25. 8. 7 25. 8. 22	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第7号	海老名市における解体工事による振動被害責任裁定申請事件	25. 3. 25	神奈川県住民1人	建設会社	賠償請求 (2176万円→ 約1092万円)	26. 11. 28	棄却
平成25年(セ)第8号	大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 4. 11	神奈川県住民2人	電子部品製造会社2社	賠償請求 (約8829万円)	30. 3. 27	棄却
平成25年(セ)第9号	裾野市における騒音による健康被害責任裁定申請事件	25. 4. 12	静岡県住民1人	遊園地等運営会社	賠償請求 (日額5000円)	26. 2. 4	一部却下 一部棄却
平成25年(セ)第10号	大田区における鉄道工事からの振動等による財産被害責任裁定申請事件	25. 4. 26	機械製造会社	建設会社4社	賠償請求 (8970万円)	26. 3. 11	棄却
平成25年(セ)第11号 ↓ 平成28年(調)第4号	浦安市における建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 5. 2	千葉県住民3人	マンション建築主2人 建築設計会社 建設会社	賠償請求 (約1481万円)	28. 2. 23 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第12号	沼津市における工場からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	25. 5. 30	静岡県住民1人	建築工事会社	賠償請求 (5040万円)	27. 3. 4	一部認容
平成25年(セ)第13号	練馬区における粉じんによる大気汚染被害責任裁定申請事件	25. 6. 14	東京都住民2人	東京都住民1人	賠償請求 (1200万円→ 800万円)	26. 1. 16	棄却
平成25年(ゲ)第11号	泉大津市における土壌汚染被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 25. 7. 2	(原告) アスファルト等加工会社	(被告) 石油会社2社	(囑託の趣旨) 被告らの送油ポンプ又は油槽所からの油の漏洩と、原告土地の土壌汚染との因果関係の有無	28. 4. 19	因果関係を認める
平成25年(ゲ)第12号 ↓ 平成28年(調)第9号	湖南省における鉄粉による大気汚染被害原因裁定申請事件	25. 7. 17	陸運会社	鑄鉄等加工会社	申請人の被害と、被申請人からの鉄粉の飛散との因果関係の有無	28. 7. 25	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成25年(セ)第17号	千葉県における鉄道騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 18	千葉県住民1人	鉄道会社	賠償請求 (461万円)	27. 5. 29	棄却
平成25年(セ)第18号 ↓ 平成27年(調)第3号	木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	25. 7. 25	賃貸用建物家主4人	飲食店経営者等5人	賠償請求 (2370万円)	27. 5. 12 27. 5. 29	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第19号 外1件	土岐市における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 7. 26 25. 11. 28	岐阜県住民3人	岐阜県住民1人(製陶業)	賠償請求 (第19号:約378万円、第25号:約279万円)	26. 9. 25	棄却
平成25年(セ)第20号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 8. 13	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約2669万円)	25. 9. 20	取下げ
平成25年(セ)第21号	鎌倉市における騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 9. 13	神奈川県住民2人	ドッグスクール経営会社	賠償請求 (約1082万円)	28. 6. 28	一部認容
平成25年(セ)第22号外1件 ↓ 平成26年(調)第3号	世田谷区における騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	25. 10. 18 26. 7. 9	東京都住民9人	建設会社	賠償請求 (約312万円)	26. 11. 6 26. 11. 7 26. 11. 28	参加申立取下げ 職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第23号 ↓ 平成28年(調)第2号	台東区におけるビル建設工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 21	宗教法人	建設会社 鉄道会社	賠償請求 (約1113万円)	28. 2. 9 28. 2. 25	職権調停移行 調停成立
平成25年(セ)第24号	中央区におけるビル工事による地盤沈下被害責任裁定申請事件	25. 10. 28	不動産会社	建設会社 不動産会社	賠償請求 (7140万円)	27. 12. 16	棄却
平成25年(ゲ)第13号	高島市における散水融雪設備の稼働による地盤沈下被害原因裁定申請事件	25. 11. 7	滋賀県住民1人	国(代表者 国土交通大臣)	申請人宅の土地の地盤沈下等と、散水融雪設備の稼働との因果関係の有無	27. 5. 14	取下げ
平成25年(セ)第26号 ↓ 平成30年(調)第5号	市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	25. 12. 26	千葉県住民14人	食品会社	賠償請求 (1億6000万円)	30. 4. 18 30. 12. 11 31. 1. 18	一部取下げ 職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第1号	香南市における道路工事からの振動による財産被害責任裁定申請事件	26. 1. 7	高知県等住民3人	国(代表者 国土交通大臣) 建設会社	賠償請求 (6000万円)	28. 1. 18	棄却
平成26年(セ)第2号	静岡県函南町における拡声器からの騒音による健康被害責任裁定申請事件	26. 1. 14	静岡県住民1人	函南町	賠償請求 (10万円)	27. 3. 27	棄却
平成26年(セ)第3号	座間市における工場からの騒音・振動による慰謝料等責任裁定申請事件	26. 2. 6	神奈川県住民2人	金属加工会社	賠償請求 (約450万円)	27. 5. 29	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成26年(セ)第4号	静岡市における騒音等による健康被害責任裁定申請事件	26. 3. 26	静岡県住民1人	静岡県	賠償請求 (100万円)	26. 12. 3	取下げ
平成26年(ゲ)第1号	長野市における建物解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件	26. 5. 9	長野県住民1人	建設会社	建物解体工事と申請人宅及び同土地上の土留壁・ブロック塀の損傷との因果関係の有無	26. 8. 26 28. 9. 13	手続中止 却下
平成26年(セ)第5号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 5. 12	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約1453万円)	26. 6. 19	取下げ
平成26年(ゲ)第2号	横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	26. 7. 4	神奈川県住民2人	神奈川県住民1人	給湯機から発生する騒音及び低周波音と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 6. 27	棄却
平成26年(セ)第7号 ↓ 平成27年(調)第5号	沼津市における工場からの悪臭等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 8. 26	静岡県住民1人	自動車修理加工会社	賠償請求 (約250万円)	27. 10. 13 27. 11. 2	職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第8号 ↓ 平成28年(調)第3号	水戸市における建物解体工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 5	医薬品販売会社 茨城県住民1人	建設会社	賠償請求 (約724万円)	28. 2. 23 28. 3. 11	職権調停移行 調停成立
平成26年(セ)第9号	横浜市における建設工事からの騒音・振動等による財産被害等責任裁定申請事件	26. 9. 11	神奈川県住民1人	建設会社	賠償請求 (約356万円)	28. 6. 21	棄却
平成26年(セ)第10号	多摩市における悪臭被害責任裁定申請事件	26. 9. 19	東京都住民1人	東京都住民1人	賠償請求 (100万円)	27. 1. 16	取下げ
平成26年(セ)第11号	田原市における風力発電施設による騒音被害責任裁定申請事件	26. 9. 26	愛知県住民1人	発電事業会社	賠償請求 (500万円)	26. 12. 15 27. 6. 4	手続中止 取下げ
平成26年(ゲ)第3号	稲城市における温泉施設からの騒音・振動等による健康被害原因裁定申請事件	26. 10. 23	東京都住民1人	レジャー施設会社	温泉施設の設備から発生・拡散した低周波音・騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	27. 7. 3	取下げ
平成26年(セ)第12号	横浜市における振動による健康被害等責任裁定申請事件	26. 10. 28	神奈川県住民1人	横浜市 神奈川県住民3人	賠償請求 (約3204万円)	26. 11. 25	申請不受理
平成26年(セ)第13号 ↓ 平成28年(調)第1号	行方市における工場からの排水による水質汚濁被害責任裁定申請事件	26. 11. 4	茨城県住民1人	自動車部品製造会社	賠償請求 (1000万円)	28. 1. 12 28. 1. 18	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成26年(ゲ) 第4号	江東区における建設工 事からの土壌汚染による 健康被害原因裁定申 請事件	26. 11. 6	東京都住民 15人	運送会社 建設会社	建築工事において 土地を掘削した際 に発生・拡散させ た何らかの化学物 質と申請人らの健 康被害との因果関 係の有無	29. 3. 28	一部認容
平成26年(ゲ) 第5号	南城市における道路工 事からの騒音・振動に よる財産被害原因裁定 申請事件	26. 11. 7	沖縄県住民 1人	国(代表者 国土交通大 臣) 建設会社	工事現場から発せ られた騒音・振動 と申請人の養鶏場 で発生した鶏の健 康被害、異常行動 との因果関係の有 無	28. 3. 29	棄却
平成26年(セ) 第14号	鹿児島県馬毛島にお ける開発工事による 漁業被害責任裁定申 請事件	26. 11. 27	鹿児島県在 住10人	土地開発会 社	賠償請求 (1000万円)	28. 10. 25	棄却
平成27年(セ) 第1号 ↓ 平成27年(調) 第4号	戸田市における工場 からの大気汚染・悪 臭による財産被害等 責任裁定申請事件	27. 1. 6	運送会社 東京都住民 1人	金属加工会 社	賠償請求 (約545万円)	27. 6. 23 27. 7. 7	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ) 第1号	神奈川県清川村にお ける道路工事に伴う地盤 沈下等による財産被害 原因裁定嘱託事件	(嘱託受付) 27. 1. 13	(原告) 神奈川県住 民2人	(被告) 清川村(代 表者村長) 建設会社	(嘱託の趣旨) 被告建設会社が被 告村から請け負っ て実施した村道改 修工事の一部と原 告所有建物に生じ た被害との因果関 係の有無	28. 1. 26	因果関係を認めな い
平成27年(ゲ) 第2号	郡山市における室外機 からの低周波音による 健康被害等原因裁定申 請事件	27. 4. 13	福島県住民 1人	コンビニエ ンスストア 経営会社	店舗に設置されて いる空調用室外機 及び冷凍用室外機 から生じる低周波 音と申請人の健康 被害との因果関係 の有無	28. 11. 22	棄却
平成27年(セ) 第2号	横浜市における鉄道騒 音による財産被害責任 裁定申請事件	27. 5. 28	不動産賃貸 管理会社	鉄道事業会 社	賠償請求 (約130万円)等	27. 12. 21	一部却下 一部棄却
平成27年(ゲ) 第3号 外1件 (第6号)	春日部市における悪臭 による健康被害原因裁 定申請事件	27. 7. 7 27. 11. 5	埼玉県住民 1人	埼玉県住民 2人	クリーニング店の ボイラー・作業場 から発生・拡散さ せた化学物質と申 請人の健康被害と の因果関係の有無	27. 12. 9 28. 3. 25	一部取下げ (第3号) 棄却 (第6号)
平成27年(セ) 第3号	新宿区における解体工 事による騒音・振動被 害責任裁定申請事件	27. 8. 10	東京都住民 2人	不動産会社 建設会社	賠償請求 (1365万円)	28. 6. 21	棄却

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成27年(ゲ)第4号	世田谷区における飲食店からの大気汚染による健康被害等原因裁定申請事件	27. 8. 20	東京都住民1人	飲食店経営会社	飲食店から強制排気・拡散させた油、油煙及び油の微粒子と申請人宅及び空気の汚れ等被害との因果関係の有無	28. 7. 22	棄却
平成27年(セ)第4号 ↓ 平成28年(調)第5号	荒川区における建築工事からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	27. 9. 8	東京都住民2人	建設会社	賠償請求 (約316万円)	28. 2. 26 28. 3. 4	職権調停移行 調停成立
平成27年(ゲ)第5号 ↓ 平成28年(調)第12号	港区における建設工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件	27. 10. 9	マンション管理組合	建設会社	建設工事における基礎杭頭処理と既存杭破砕のための削岩機による破砕工事と地盤陥没被害との因果関係の有無	28. 12. 27	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ)第5号	船橋市における騒音・振動による財産被害等責任裁定申請事件	27. 10. 20	千葉県住民1人	千葉県住民3人	賠償請求 (約3億277万円)	27. 12. 9	申請不受理
平成27年(セ)第6号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等による財産被害責任裁定申請事件	27. 10. 30	金属加工会社 東京都住民3人	素材加工会社 建設会社 建物解体会社	賠償請求等	27. 11. 30	取下げ
平成27年(セ)第7号	宝塚市における研究施設からの大気汚染による健康被害責任裁定申請事件	27. 11. 4	兵庫県住民2人	研究施設を運営する公益財団法人学校法人	賠償請求 (2500万円)	28. 4. 13	取下げ
平成27年(セ)第8号 外1件 ↓ 平成29年(調)第3号	台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件	27. 12. 9 29. 1. 12	東京都住民2人	東京都住民2人 卸売業者	賠償請求 (27年第8号： 484万円、29年第1号：484万円)	29. 9. 19 29. 9. 22	職権調停移行 調停成立
平成27年(セ)第9号 ↓ 平成28年(調)第7号	大田区における食料品作業場からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	27. 12. 21	東京都住民2人	食品加工販売会社 東京都住民1人	賠償請求 (約179万円)	28. 6. 15	職権調停移行→ 調停成立
平成27年(セ)第10号	知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件	27. 12. 25	愛知県住民1人	船舶等製造会社	賠償請求 (約64万円)	30. 8. 29	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成28年(セ) 第1号 外1件	成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 2. 16 29. 1. 16	千葉県住民 4人	コンビニエンスストアのフランチャイザー 千葉県住民 1人 ドラッグストア経営法人	賠償請求 (28年第1号： 約1760万円等→ 約1818万円等、 29年第2号： 1320万円等)	元. 9. 25	棄却
平成28年(ゲ) 第1号	墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件	28. 5. 24	金属加工会社 東京都住民 1人	建設会社 建物解体会社	マンション解体及び建築工事と申請人所有の土地及び建物に生じた不同沈下との因果関係の有無	31. 3. 27	一部認容
平成28年(ゲ) 第2号	小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件	28. 7. 1	長野県住民 1人	鍛工品製造等会社	鍛造機械稼働による振動と申請人宅の沈降及び家屋内の歪み発生等との因果関係の有無	28. 10. 25 29. 5. 16	手続中止 取下げ
平成28年(セ) 第2号	和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件	28. 8. 1	和歌山県住民 4人	電力会社	賠償請求 (2986万円)	30. 5. 28	棄却
平成28年(ゲ) 第3号 ↓ 平成29年(調) 第2号	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害原因裁定申請事件	28. 8. 25	神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	被申請人宅の太陽光発電機能付ヒートポンプ給湯器から発せられる振動・騒音(低周波音)と申請人の健康被害との因果関係の有無	29. 3. 28	職権調停移行→ 調停成立
平成28年(セ) 第3号	台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件	28. 10. 3	東京都住民 1人	飲食店経営会社	賠償請求 (約114万円)	29. 6. 23	取下げ
平成28年(ゲ) 第4号	佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 9	千葉県住民 3人	千葉県住民 2人	被申請人宅の家庭用ヒートポンプ給湯器、24時間換気システム及び空調室外機から発せられる騒音・振動と申請人らの健康被害との因果関係の有無	29. 12. 5	棄却
平成28年(ゲ) 第5号 外1件 ↓ 平成30年(調) 第1号	横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	28. 12. 16 29. 2. 8	神奈川県住民 1人 神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	被申請人経営の運動施設から発せられる騒音・振動と申請人の健康被害との因果関係の有無	30. 1. 19	職権調停移行→ 調停成立

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成28年(ゲ) 第6号	飯能市における浄化槽 からの土壌汚染被害原 因裁定申請事件	28.12.26	埼玉県住民 1人	社会福祉法 人	被申請人事業所の 浄化槽からの排水 と申請人所有の畑 の土壌が汚染、変 質したこととの因 果関係の有無	29. 1.25	取下げ
平成28年(セ) 第4号 外1件	埼玉県杉戸町における 騒音・悪臭等による健 康被害責任裁定申請事 件	28.12.27 29. 6. 8	埼玉県住民 1人 埼玉県住民 2人	運送会社	賠償請求 (28年第4号： 約402万円、 29年第6号： 約5005万円)	30.10. 9	棄却
平成29年(セ) 第3号	高知市における工場か らの悪臭・騒音等によ る健康被害等責任裁定 申請事件	29. 2. 6	高知県住民 1人	食品缶瓶詰 製造会社	賠償請求 (2200万円)	30. 8.29	棄却
平成29年(ゲ) 第1号	高知市における工場か らの悪臭・騒音等によ る健康被害等原因裁定 申請事件	29. 2. 6	高知県住民 1人	食品缶瓶詰 製造会社	被申請人工場から の悪臭及び騒音等 と申請人の健康被 害との因果関係の 有無等	30. 8.29	一部却下 一部認容 一部棄却
平成29年(ゲ) 第3号	千葉市における室外機 等からの騒音・低周波 音による健康被害原因 裁定申請事件	29. 3. 9	千葉県住民 2人	不動産会社 千葉県住民 1人	被申請人宅の室外 機等から発せられ る騒音・低周波音 と申請人らの健康 被害との因果関係 の有無	2. 7.14	取下げ
平成29年(セ) 第4号 ↓ 平成29年(調) 第4号	川崎市における幼稚園 からの騒音被害責任裁 定申請事件	29. 3.13	神奈川県住 民2人	学校法人	賠償請求 (451万円等)	29.12. 8	職権調停移行→ 調停成立
平成29年(セ) 第5号 ↓ 平成30年(調) 第2号	大田区における騒音・ 低周波音による健康被 害責任裁定申請事件	29. 5.19	東京都住民 2人	東京都住民 2人	賠償請求 (360万円)	30. 2.27 30. 3.15	職権調停移行 調停成立
平成29年(セ) 第7号 ↓ 令和元年(調) 第1号	成田市における建設工 事からの振動による財 産被害等責任裁定申請 事件	29. 6.20	千葉県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約328万円)	元. 8. 9 元. 9. 6	職権調停移行 調停成立
平成29年(ゲ) 第4号	富士宮市における改良 樹による地盤沈下被害 原因裁定申請事件	29. 7. 4	静岡県住民 1人	静岡県住民 1人	被申請人が設置し た改良樹と申請人 宅敷地の地盤沈下 との因果関係の有 無	30. 9.18	棄却
平成29年(ゲ) 第5号	栗東市における林道工 事に伴う水質汚濁によ る財産被害原因裁定申 請事件	29.10.31	養鯉場操業 会社	栗東市	錦鯉の大量死と被 申請人が実施した 林道工事との因果 関係の有無	2. 1.28	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成29年(ゲ) 第6号	和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 29.12.4	(原告) 和歌山県住 民1人	(被告) 由良町	(囑託の趣旨) 原告所有の建物の傾斜等の損害と被告が実施した漁港整備工事との因果関係の有無	31.2.26	因果関係を認めない
平成29年(セ) 第8号	兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件	29.12.11	兵庫県住 民1人	兵庫県	賠償請求 (7447万円)	2.1.14	棄却
平成29年(セ) 第9号	東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	29.12.12	大阪府住 民1人	精密機器製 造販売会社	賠償請求 (1400万円→ 約1058万円)	2.2.18	棄却
平成29年(セ) 第10号	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件	29.12.28	東京都住 民1人	不動産管理 会社 東京都住 民1人	賠償請求 (3300万円)	元.8.27	棄却
平成30年(ゲ) 第1号	福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 30.2.22	(原告) 福岡県住 民1人	(被告) 鉄道会社	(囑託の趣旨) マンションの西側に設置した屋外機の稼働音と原告に生じた健康被害との因果関係の有無	元.12.17	因果関係を認めない
平成30年(ゲ) 第2号	豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 30.3.1	(原告) 東京都住 民93人	(被告) 建設会社	(囑託の趣旨) 原告らの各所有建物の屋根等に生じた損傷被害と被告が階段改修工事をした際にさびや鉄粉を飛散させたこととの因果関係の有無	2.2.25	(訴えの取下げ等による原告数の変更あり) 因果関係を認めない
平成30年(セ) 第1号	福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件	30.3.30	広島県住 民2人	自動車解体 業者	賠償請求 (約209万円)	3.2.15	取下げ
平成30年(ゲ) 第3号	横浜市における漏電・振動による健康被害原因裁定申請事件	30.4.10	神奈川県住 民1人	神奈川県住 民1人	申請人に生じている頭の痛み・しびれ、息苦しさ等の健康被害と、被申請人宅に設置されているコンセントの先の入った接続箱からの漏電及び漏電と同時に発生する空気振動との因果関係の有無	30.5.28	申請不受理

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
平成30年(ゲ)第4号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 5. 14	東京都住民 1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 7. 10	申請不受理
平成30年(ゲ)第5号	伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件	30. 5. 17	佐賀県住民 6人	農業協同組合	堆肥製造施設からの浮遊物質と申請人らの健康被害との因果関係の有無	3. 3. 18	棄却
平成30年(セ)第2号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件	30. 5. 30	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	賠償請求 (2000万円)	3. 3. 15	一部却下 一部棄却
平成30年(ゲ)第6号	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 6. 13	大阪府住民 3人	大阪府住民 1人(印刷工房経営者)	印刷工房からの化学物質発生・拡散と申請人らの健康被害との因果関係の有無	元. 11. 19	棄却
平成30年(ゲ)第7号	瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件	30. 6. 26	愛知県住民 1人 畜産会社	衛生組合	被申請人が投棄した廃棄物と申請人土地のダイオキシン類の検出との因果関係の有無	3. 3. 15	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第8号	四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	30. 8. 16	三重県住民 1人	歯科医院	歯科医院から排出されたガスと申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 7. 9	棄却
平成30年(セ)第3号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	賠償請求 (約1303万円)	4. 1. 13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第9号	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	30. 8. 20	沖縄県住民 1人	建設会社	申請人の住宅等被害と被申請人の建築工事との因果関係の有無	4. 1. 13	一部認容 一部棄却
平成30年(ゲ)第10号	文京区におけるグラウンドからの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件	30. 8. 20	東京都住民 1人	東京都	申請人が所有する自家用車への粉じんの堆積被害と被申請人がグラウンドに散布した砂から発生・飛散した粉じんととの因果関係の有無	30. 10. 9	申請不受理
平成30年(セ)第4号	国分寺市における運動施設からの騒音による財産被害等責任裁定申請事件	30. 8. 28	東京都住民 2人	国分寺市	賠償請求 (385万円)	2. 9. 14	取下げ

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成30年(セ) 第5号 外1件	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	30.11. 1 2. 4. 3	熊本県住民 2人 熊本県住民 2人	熊本県住民 1人(飲食 店経営者)	賠償請求 (30年第5号:約 5402万円、2年第 4号:約338万 円)		
平成30年(セ) 第6号 ↓ 令和3年(調) 第1号	銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件	30.11. 2	千葉県住民 1人	製氷工場経 営会社	賠償請求 (550万円等)	3. 1.26 3. 2.18	職権調停移行 調停成立
平成30年(セ) 第7号	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件	30.11. 5	愛知県住民 1人	春日井市	賠償請求 (約223万円)	元. 9.24	棄却
平成30年(セ) 第8号	国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件	30.11.20	東京都住民 1人	建築会社	賠償請求 (約92万円)	元. 7.10	取下げ
平成31年(セ) 第1号	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 1.21	東京都住民 1人	ホテル経営 会社	賠償請求 (550万円等)		
平成31年(セ) 第2号 ↓ 令和2年(調) 第1号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 2.14	熊本県住民 1人	熊本県住民 1人	賠償請求 (297万円)	2. 8.25 2. 9. 1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ) 第1号 ↓ 令和2年(調) 第1号	熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	31. 2.14	熊本県住民 1人	熊本県住民 1人	農業施設からの騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	2. 8.25 2. 9. 1	職権調停移行 調停成立
平成31年(ゲ) 第2号	大田区における室外機からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 2.22	東京都住民 1人	飲食店経営 会社	飲食店からの低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	元. 5. 7	取下げ
平成31年(セ) 第3号	熊本市における室外機等からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3. 8	熊本県住民 1人	食肉販売店 経営会社	賠償請求 (20万円→ 約26万円)	2.10.27	棄却
平成31年(セ) 第4号	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	31. 3.11	東京都住民 1人	商業ビルを 所有する会 社	賠償請求 (550万円等)		
平成31年(ゲ) 第3号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	31. 3.29	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓 子製造工場 経営者)	和菓子製造工場からの聞こえにくい周波数による騒音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3.12.21	棄却

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
平成31年(セ) 第5号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民 1人	畜産会社	賠償請求 (100万円)		
平成31年(ゲ) 第4号	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	31. 4. 2	奈良県住民 1人	畜産会社	水路に排出された牛の尿による悪臭と申請人の健康被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ) 第5号	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	31. 4. 5	福岡県住民 5人	一部事務組合 水道事業者 建設会社	被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係の有無		
平成31年(ゲ) 第6号	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	31. 4. 17	東京都住民 1人	学校法人	高圧受電設備から発生・拡散した低周波音と申請人の健康被害との因果関係の有無	3. 9. 15	取下げ
令和元年(セ) 第1号	和歌山県白浜町における給油所からの土壌汚染被害等責任裁定申請事件	元. 5. 8	和歌山県住民 1人	バス会社	賠償請求 (約2083万円)	2. 11. 4	取下げ
令和元年(セ) 第2号 ↓ 令和2年(調) 第3号	松戸市における換気扇・ヒートポンプ設備からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	元. 5. 21	千葉県住民 2人	千葉県住民 1人	賠償請求 (約795万円)	2. 12. 15	職権調停移行→ 調停成立
令和元年(ゲ) 第1号	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	元. 6. 3	埼玉県住民 1人	金属精錬会社	工場からの亜硫酸ガス等の発生・拡散と申請人所有の桶川市指定天然記念物椎樫(椎樫から、シラカシ、ユズ等へ訂正)等の枯れ等の財産被害との因果関係の有無		
令和元年(セ) 第3号 外1件	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	元. 6. 3 2. 9. 7	宗教法人 茨城県住民 12人 茨城県住民 9人	土木関係会社 茨城県住民 2人 砂利運搬業 会社 稲敷市	賠償請求 (元年第3号: 2600万円等、2年 第7号:450万円 等)	2. 7. 28 3. 11. 11	一部取下げ 一部取下げ
令和元年(セ) 第4号 ↓ 令和2年(調) 第2号	渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件	元. 8. 16	東京都住民 17人	不動産会社 建築会社	賠償請求 (約3644万円)	2. 8. 26 2. 11. 9	職権調停移行 調停成立

事件番号	事 件	申請受付年月日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
令和元年(ゲ)第2号	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付)元. 9. 9	(原告)茨城県住民3人	(被告)茨城県住民1人 建設会社	(囑託の趣旨)被告らが行った土地造成工事や擁壁工事と原告らの所有する土地の不同沈下や建物の損傷被害との因果関係の有無		
令和元年(セ)第5号 第3号	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	元. 9. 19 2. 2. 26 2. 3. 12 2. 11. 17	クリーニング業者 東京都住民1人 東京都住民1人 東京都住民1人	食品製造会社	賠償請求 (元年第5号:約1130万円(→約1009万円)、2年第1号:約206万円(→約241万円)、2年第2号:約236万円(→約283万円)、2年第9号:約310万円(→約271万円))		
令和元年(ゲ)第3号	相模原市における化学物質飛散に伴う大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	元. 10. 24	神奈川県住民3人	建築工事会社	申請人ら宅の改装工事の際に化学物質を発生、放散させたことと申請人らに生じた不整脈、頭痛、吐き気、めまい等の化学物質過敏症等の健康被害との因果関係の有無	2. 8. 19	却下
令和元年(ゲ)第4号 ↓ 令和3年(調)第4号	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	元. 11. 18	熊本県住民2人 福岡県住民1人	熊本県住民2人	被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動と申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害との因果関係の有無	3. 11. 9 3. 12. 2	職権調停移行 調停成立
令和元年(セ)第6号	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	元. 12. 17	東京都住民1人	東京都住民1人	賠償請求 (約336万円)		
令和元年(セ)第7号	筑西市における事業所からの悪臭等による生活環境被害等責任裁定申請事件	元. 12. 20	茨城県住民1人	運送会社	賠償請求 (約466万円)	2. 9. 7	取下げ

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和2年(ゲ) 第1号 外1件	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	2. 3. 12 3. 4. 2	滋賀県住民 1人	スーパーマーケット経営会社 日用品等販売会社 日用品等販売店のフランチャイジー	被申請人らの店舗用に設置された室外機、変電設備、クーリングタワーからの騒音・低周波音と申請人に生じた睡眠障害、頭痛、めまい、動悸、耳の痛み等の健康被害との因果関係の有無		
令和2年(セ) 第3号	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	2. 3. 24	兵庫県住民 2人	鉄道会社	賠償請求 (700万円等)	4. 2. 15	棄却
令和2年(セ) 第5号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	2. 5. 21	長崎県住民 1人	長崎県住民 1人(製麺工場経営者)	賠償請求 (150万円)		
令和2年(ゲ) 第2号	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	2. 5. 21	長崎県住民 1人	長崎県住民 1人(製麺工場経営者)	被申請人が経営する製麺工場から騒音を発生・拡散させたことと申請人に生じた苛立ちの健康被害との因果関係の有無		
令和2年(セ) 第6号 ↓ 令和3年(調) 第2号	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 7. 31	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人	賠償請求 (約311万円)	3. 10. 5 3. 10. 22	職権調停移行 調停成立
令和2年(セ) 第8号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	2. 9. 23	静岡県住民 4人	写真スタジオ会社	賠償請求 (3000万円)		
令和2年(ゲ) 第3号	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	2. 9. 23	静岡県住民 4人	写真スタジオ会社	被申請人が経営する写真スタジオから発生させる騒音と申請人らに生じた心身症、心的外傷後ストレス障害(PTSD)による死産、心因性頻尿の健康被害及び受験勉強が妨げられていることとの因果関係の有無		

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(ゲ) 第1号	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	3. 1. 6	福岡県住民 2人	菓子製造会社	被申請人が経営する菓子製造工場等から騒音を発生させたことと申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第1号	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	3. 1. 19	新潟県住民 1人	金属加工会社	賠償請求 (3808万円)		
令和3年(セ) 第2号	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 2. 22	愛知県住民 3人	自動車部品 塗装会社	賠償請求 (約2516万円)		
令和3年(セ) 第3号	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	3. 3. 17	熊本県住民 1人	マンション 管理組合 熊本県住民 2人	賠償請求 (約1373万円)		
令和3年(ゲ) 第2号	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	3. 3. 17	熊本県住民 1人	マンション 管理組合 熊本県住民 2人	被申請人が管理するマンションから騒音等を発生させたことと申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第3号	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	3. 3. 29	神奈川県住民14人 宗教法人	学校法人	被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為等と申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害及び低層住宅地における生活環境の悪化による被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第5号 外1件	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	3. 4. 26 4. 2. 21	兵庫県住民 1人 兵庫県住民 3人 住民自治会	兵庫県住民 3人 住民自治会 兵庫県住民 1人	被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係の有無(外1件は申請人と被申請人が逆)		

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(セ) 第4号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民 1人	医療法人 (診療所)	賠償請求 (100万円)		
令和3年(ゲ) 第6号	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3. 5. 6	北海道住民 1人	医療法人 (診療所)	被申請人の経営する診療所に設置されたエアコン室外機からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第7号	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 5. 11	(原告) 介護施設運営法人	(被告) 京都府住民 2人	(囑託の趣旨) 被告らが隣接する農地で除草剤を散布・排出させたことと原告が運営する介護施設の庭園の樹木群が枯れたこととの因果関係の有無	4. 2. 15	因果関係を認めない
令和3年(セ) 第5号	宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	3. 7. 26	宮城県住民 1人	亘理町	賠償請求 (約156万円)		
令和3年(ゲ) 第8号	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	3. 8. 3	酪農組合の 組合員1人	建設会社	被申請人が埋め立てた再生砕石と申請人が神戸牛の飼育等を行っている土地(申請人が所属する酪農組合の所有地)に発生した土壌汚染及び水質汚濁との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第9号	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 8. 11	(原告) 埼玉県住民 3人	(被告) 植物栽培販売会社	(囑託の趣旨) 被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音と原告らに生じた健康被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第10号	銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	3. 8. 27	茨城県住民 1人	茨城県住民 1人	被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第6号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人 建設会社	賠償請求 (約664万円)		

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(ゲ) 第11号	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	3. 9. 6	千葉県住民 1人	千葉県住民 1人 建設会社	被申請人が経営する銭湯から不完全燃焼により化学物質等の煙を排出したこと等と申請人に生じた咳、頭痛等の健康被害等との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第7号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	3. 9. 8	東京都住民 1人	アパート所有会社	賠償請求 (約94万円)		
令和3年(ゲ) 第12号	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	3. 9. 8	東京都住民 1人	アパート所有会社	被申請人が所有するアパートの設備から騒音及び悪臭を発生させ続けていることと申請人に生じた動悸、耳鳴り、めまいを症状とする睡眠障害による自律神経失調症の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第8号	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	3. 9. 14	東京都住民 1人	医療法人 (歯科医院)	賠償請求 (70万円)		
令和3年(ゲ) 第13号	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	3. 9. 24	各種機械器具製造販売会社	金属リサイクル会社	被申請人が本社兼工場で鉄くず等を搬入・搬出する際に発生・拡散させた騒音と申請人が当該騒音により会議時間等の変更を余儀なくされる等の被害との因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第14号 外1件	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定囑託事件	(囑託受付) 3. 10. 7 3. 11. 26	(原告) 大阪府住民 1人 保険会社 大阪府住民 5人	(被告) 運輸会社 石油会社	(囑託の趣旨) 被告石油会社が、被告運輸会社の所有する倉庫の樋交換工事を行った際に鉄粉が飛散したことと原告個人の所有する自動車について、錆及び擦過傷が生じたこととの因果関係の有無		
令和3年(ゲ) 第15号	京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	3. 10. 18	京都府住民 1人	建設会社	被申請人が行う工事から低周波振動が漏れていると思われる現象	4. 3. 17	却下

事件番号	事 件	申請受付 年 月 日	申 請 人	被申請人	申請の趣旨	終 結 年月日	終 結 区 分
令和3年(ゲ) 第17号	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	3. 11. 26	北海道住民 2人	北海道住民 2人	被申請人ら宅の室外機等から発生する振動及び低周波音と申請人らに生じた吐き気等の健康被害との因果関係の有無		
令和3年(セ) 第9号	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	3. 12. 7	東京都住民 2人	居酒屋	賠償請求 (約355万円)		
令和4年(ゲ) 第1号	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	4. 2. 7	山口県住民 1人	山口県住民 1人(和菓子製造工場 経営者)	被申請人が操業する工場からの騒音と申請人に生じた頭痛等の健康被害との因果関係の有無	4. 3. 22	申請不受理
令和4年(セ) 第1号	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	4. 2. 22	神奈川県住民 1人	神奈川県住民 1人	損害賠償 (約269万円)		

義務履行勧告事件

事件番号	事 件	申出受付年月日	申 出 人	申出の趣旨	終 結年月日	終 結 区 分
昭和62年(リ)第1号	大阪国際空港騒音調停申請事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	62. 3. 3	大阪府住民451人 (大阪国際空港騒音調停申請事件における大阪グループの申請人)	大阪国際空港騒音調停申請事件に係る昭和53年3月16日成立の調停条項第2項に定める義務の履行	3. 2. 25	取下げ
平成9年(リ)第1号	冷暖房室外機騒音職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	9. 8. 26	東京都住民1人 (冷暖房室外機騒音責任裁定申請事件の申請人)	冷暖房室外機騒音被害職権調停事件に係る平成3年11月5日成立の調停条項第2、3及び5項に定める義務の履行	10. 4. 27	勧告をしない決定
平成17年(リ)第1号	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	17. 6. 16	北海道住民1人 (深川市における低周波音被害責任裁定申請事件の申請人)	深川市における低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成16年7月7日成立の調停条項に定める義務の履行(調停条項に基づく排気ダクトの設置による新たな低周波音の発生)	18. 6. 16	勧告をしない決定
平成20年(リ)第1号	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 6. 24	静岡県住民1人 (伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の申請人)	伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件に係る平成14年11月26日成立の調停条項第1項に定める義務の履行	21. 2. 9	勧告をしない決定
平成20年(リ)第2号	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	20. 11. 17	福岡県住民1人 (飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の申請人)	飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る平成11年7月13日成立の調停条項第2、5項(1)(2)に定める義務の履行	22. 1. 25	一部勧告
平成24年(リ)第1号	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	24. 5. 29	埼玉県住民2人 (上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の申請人)	上尾市における騒音・低周波音被害職権調停事件の調停条項に係る平成23年9月15日成立の調停条項第1～3項に定める義務の履行	24. 8. 16	取下げ
平成29年(リ)第1号	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件	29. 6. 6	神奈川県住民1人 (横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の被申請人)	横浜市における振動・騒音(低周波音)による健康被害職権調停事件の調停条項に係る平成29年3月28日成立の調停条項第4項に定める義務の履行	29. 10. 3	勧告

2. 公害等調整委員会における事件の受付・処理件数一覧

公害紛争事件

区分	あっせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			合計		
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済
45年度	0	0	0	2	1	1	0	0	0	-	-	-	0	0	0	2	1	1
46	0	0	0	6	7	7	0	0	0				0	0	0	6	0	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2	1	5	0	0	0	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3	4	0	0	0	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1	2	1	0	0	0	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1	0	0	0	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1	1	0	0	0	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1	0	2	0	0	0	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1	0	0	0	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1	0	0	0	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1	0	0	0	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2	1	0	1	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5	0	0	1	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1	6	0	0	0	1	15	28	14
平成元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2	1	1	0	1	0	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6	0	13	0	0	0	10	4	20
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4	0	17	1	0	1	6	2	24
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1	15	3	0	1	0	2	17	9
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3	3	0	0	0	4	4	9
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4	0	0	0	4	6	7
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6	0	0	0	6	4	9
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4	5	5	0	0	0	7	6	10
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8	4	9	0	0	0	11	8	13
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3	3	9	0	0	0	3	5	11
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7	6	10	1	0	1	9	8	12
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	5	11	0	1	0	6	6	12
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3	13	0	0	0	6	4	14
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9	6	16	2	1	1	12	8	18
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23	11	28	0	1	0	24	12	30
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24	15	37	0	0	0	27	19	38
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24	17	44	0	0	0	29	22	45
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23	29	38	1	1	0	29	33	41
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32	21	49	0	0	0	37	27	51
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18	25	42	0	0	0	20	27	44
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15	28	29	0	0	0	16	28	32
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16	25	20	0	0	0	20	31	21
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12	11	21	1	1	0	14	12	23
30	0	0	0	2	2	2	0	0	0	22	13	30	0	0	0	24	15	32
令和元	0	0	0	1	1	2	0	0	0	19	14	35	0	0	0	20	15	37
2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	14	15	34	0	0	0	14	15	36
3	0	0	0	1	2	1	0	0	0	23	10	47	0	0	0	24	12	48
計	3	3		735	734		1	1		355	308		7	7		1101	1053	

鉱区禁止地域指定請求事件

区分 年度	請求 件数	処理状況				指定理由						備考	
		指定	拒否	取下げ	計	ダム	温泉	景観	農業	社寺	トンネル		その他
26	10	3			3				1	2			
27	3	8			8	3	1	2	1	1			
28	16	8			8	1	2	4	1				
29	21	17	1		18	4	5	1	4	1	2		
30	5	15			15	5	7	2	1				
31	12	7			7		6						1
32	9	11	1	1	13	1	7	2					1
33	4	4			4	4							
34	7	5			5	3		1		1			
35	11	9			9	3	2	1	3				
36	14	8		1	9	5		3					
37	3	1			1	1							
38	1	4		2	6	2		2					3
39	4	7			7	3		1					
40	2	6			6	4	1	1					
41	5	4			4	2	2						
42	7	4			4	3		1					
43	7	6			6	6							
44	5	7			7	6		1					
45	6	8			8	5	2	1					
46	5	6			6	6							
47	8	2			2	2							
48	12	6			6	6							
49	10	8			8	8							
50	5	7			7	5		1			1		
51	3	8			8	8							
52	2	5			5	4					1		
53	11	4			4	4							
54	2	9		1	10	9							
55	10	2			2	2							
56	4	11			11	10							1
57	4	5			5	5							
58	1	5			5	5							
59	3	2			2	1				1			1
60	3	3			3	3							
61	1	1			1	1							
62		2			2	2							
63		1			1								
平成元					0								
2					0								
3	4				0								
4		4			4				4				
5				1	1								
6		2			2	2							
7					0								

鉱区禁止地域指定請求事件

区分 年度	請求 件数	処理状況				指定理由							備考
		指定	拒否	取下げ	計	ダム	温泉	景観	農業	社寺	トンネル	その他	
8		1			1	1							
9		1			1	1							
10					0								
11					0								
12					0								
13		1			1	1							
14					0								
15	1	1			1	1							
16	2	1			1					1			
17		2			2	2							
18					0								
19	1				0								
20					0								
21	1				0								
22		2			2	2							
23					0								
24					0								
25					0								
26					0								
27					0								
28					0								
29					0								
30					0								
令和元					0								
2					0								
3					0								
計	245	244	2	6	252	152	35	24	15	7	4	7	

- (注) 1 個別の鉱区禁止地域指定の概要については、公害等調整委員会年次報告付録3を参照。
 2 請求事件によっては、指定等の処理が分割して行われることがあるため、請求件数と処理状況の計は一致しない。

行政処分に対する不服の裁定事件

区分 年度	申請状況	処理状況						年度末未処理件数
		認容	棄却	却下	取下げ	他	計	
26							0	
27	2		1			1	2	
28							0	
29							0	
30	1					1	1	
31	4						0	4
32	2			1			1	5
33	2		4	1			5	2
34	1					2	2	1
35	1		1	1			2	
36	2			1			1	1
37	2					1	1	2
38	1		1			1	2	1
39	2						0	3
40	1					1	1	3
41	2		1			1	2	3
42	4			1		1	2	5
43	2		1			1	2	5
44	5			3		3	6	4
45	2			1		2	3	3
46	2		1			1	2	3
47	1		2				2	2
48	8	1		1		2	4	6
49		1		1		3	5	1
50	2		1				1	2
51	5		1				1	6
52	1		4			1	5	2
53	2		1				1	3
54	2		2			2	4	1
55	2			1		1	2	1
56	5		1			2	3	3
57	3					2	2	4
58	4		4				4	4
59	4		1			3	4	4
60		1				1	2	2
61	3		1			1	2	3
62	1		1			2	3	1
63	3						0	4
平成元	1		2			1	3	2
2	5						0	7
3	3		2			4	6	4
4	8		3			6	9	3
5			2				2	1
6	1						0	2
7	7					3	3	6
8	1					5	5	2
9	6		5	1			6	2
10	2	2	1				3	1
11	5	1	4			1	6	3
12	6		2			1	3	3
13	0		1				1	2
14	1			1		1	2	1
15	1		1				1	1
16	3		1			1	2	2
17	5	2				1	3	4
18	0	1		1			2	2

行政処分に対する不服の裁定事件

区分 年度	申請状況	処理状況						年度末未処理件数
		認容	棄却	却下	取下げ	他	計	
19	0	1	1				2	
20	1		1				1	
21	1			1			1	
22	3						0	3
23	0		2				2	1
24	3		2			1	3	1
25	0			1			1	
26	2				2		2	
27	1						0	1
28	6	1			3		4	3
29	2			1			1	4
30	3			2			2	5
令和元	0		1		1		2	3
2	0				2		2	1
3	1						0	2
計	162	11	60	20	68	1	160	

(注) 個別の事件の概要については、公害等調整委員会年次報告付録4を参照。

意見照会に係る処分の種類・事業種別受付件数の年度別推移（土地収用法関係）

年度	区分 受付 件数	処分の種類別		事業種別													
		裁決の 不服	事業認定の不服		道 路	鉄 道	空 港	電 力	住 宅	学 校	病 院	河 川	ダ ム	下 水道	かん がい 用水	そ の 他	
			知 事	建設大臣 (国土交通大臣)													
26		0															
27		4	3	1	3			1									
28		1	1														1
29		4	3	1	1	1		2									
30		6	3	3	1			3			1						1
31		3	3		2												1
32		1	1										1				
33		1	1					1									
34		2	2					1									1
35		1	1					1									
36		4	3	1				1	3								
37		0															
38		4	4		3								1				
39		8	5		3	5		1	1			1					
40		8	5	3		4	2	1		1							
41		10	10			7		1	1						1		
42		11	11			5	2	1	1	2							
43		19	18		1	11	2		3	2			1				
44		18	16	1	1	9	1		4			3					1
45		14	10		4	3		2	2	6			1				
46		11	11			6			2				2				1
47		9	6		3	3			3	1			1				1
48		26	17	1	8	15	1	1	3	3	2						1
49		25	24		1	11	5		1	4	1	1		1			
50		10	9		1	9				1							
51		4	3		1	3				1							
52		18	18			4			1	12			1				
53		9	8		1	8			1								
54		36	31	3	2	27	2	1	1	1	1		1	1			1
55		37	34	2	1	16	5			5	1		5				5
56		11	9		2	5				2	1		2				1
57		40	38		2	29	2		1	1			4				3
58		25	23	1	1	14	2		1	2		1	5				
59		6	3		3	2	1		1				2				
60		7	7			6							1				
61		8	8			6				1							1
62		2	2						1								1
63		2	1		1	1							1				

意見照会に係る処分の種類・事業種別受付件数の年度別推移（土地収用法関係）

年度	区分	受付 件数	処分の種類別		事業種別													
			裁決の 不服	事業認定の不服		道 路	鉄 道	空 港	電 力	住 宅	学 校	病 院	河 川	ダ ム	下 水道	かん がい 用水	そ の 他	
				知 事	建設大臣 (国土交通大臣)													
平成元		4	4			1				3								
2		4	4			1			2		1							
3		1	1										1					
4		17	17			15	1					1						
5		23	21		2	14	2	1				6						
6		22	10	1	11	8	8		2	3								1
7		6	6			3	2											1
8		5	5			1							2					2
9		155	155			10	24					1		1				120
10		153	13		140	14			137			1			1			
11		21	11	1	9	16		1	4									
12		22	14		8	2			14			1						5
13		26	24		2	18		1				4	2					1
14		16	15		1	5	2	3	3			1	2					
15		22	17		5	18	2						2					
16		54	54			15			5			30	2					2
17		17	15		2	11						2						4
18		8	8			7												1
19		13	13			5	2	2				1						3
20		15	14		1	10	2							1				2
21		11	11			10												1
22		18	17		1	12							1					5
23		14	14			9	1	1						1				2
24		15	13		2	12												3
25		13	12		1	10							2					1
26		18	6		12	6							12					
27		9	7		2	6						1	1					1
28		27	6		21	5							22					
29		3	3			3												
30		3	3			2							1					
令和元		0																
2		7	7			6	1											
3		9	9			8	1											
合 計		1,156	881	19	256	482	77	16	205	52	7	3	77	57	5	3		172
[参 考]																		
昭和26年1月～ 47年6月		133	113	10	10	61	11	5	25	13	0	1	6	4	1	3		3
昭和47年7月～ 令和4年3月		1,023	768	9	246	421	66	11	180	39	7	2	71	53	4	0		169

(注) 上記の外、森林法に基づく意見照会を2件(昭和55年度、59年度)、鉱業法に基づく掘削制限の決定に対する承認申請を1件(昭和33年度)、採石法に基づく採石権の設定等の決定に対する承認申請を9件(昭和46年度、47年度、52年度、53年度、平成11年度、19年度、20年度、30年度、令和3年度)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法を2件(平成27年度)それぞれ受け付けている。

公害等調整委員会50年史

令和4年6月発行

編集 公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 03(3581)9601(代)

